

# 令和5年度 千葉市防災会議

## 次第

日 時 令和5年11月22日（水）

10:30～11:30

会 場 千葉市役所高層棟3階

危機管理センター内 関係機関調整室

1 開会

2 挨拶

千葉市防災会議会長（千葉市長）

3 議題

千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正について

4 閉会

令和5年度 千葉市防災会議出欠者名簿

No	区分	機関名	職名	出欠	備考
1	1	関東財務局千葉財務事務所	所長	×	聴講（対面）
2	1	関東農政局千葉県拠点	地方参事官	○	
3	1	関東運輸局千葉運輸支局	支局長	×	聴講（対面）
4	1	第三管区海上保安本部千葉海上保安部	千葉海上保安部長	○	
5	1	銚子地方気象台	気象台長	○	
6	1	関東地方整備局千葉国道事務所	事務所長	○	
7	1	千葉労働基準監督署	署長	×	
8	2	千葉県防災危機管理部	次長	○	
9	2	千葉県千葉土木事務所	所長	○	
10	2	千葉県千葉港湾事務所	所長	○	
11	2	千葉県企業局千葉水道事務所	所長	○	
12	3	千葉県警察	千葉市警察部長	○	
13	3	千葉県警察	千葉中央警察署長	×	聴講（対面）
14	3	千葉県警察	千葉東警察署長	×	聴講（対面）
15	3	千葉県警察	千葉西警察署長	×	聴講（対面）
16	3	千葉県警察	千葉南警察署長	×	聴講（対面）
17	3	千葉県警察	千葉北警察署長	×	聴講（対面）
18	4	千葉市	副市長	○	
19	4	千葉市	副市長	○	
20	4	千葉市	危機管理監	○	
21	4	千葉市	総務局長	○	
22	4	千葉市	総合政策局長	○	
23	4	千葉市	財政局長	○	
24	4	千葉市	市民局長	○	WEB
25	4	千葉市	保健福祉局長	○	WEB
26	4	千葉市	こども未来局長	○	WEB
27	4	千葉市	環境局長	○	WEB
28	4	千葉市	経済農政局長	○	WEB
29	4	千葉市	都市局長	○	WEB
30	4	千葉市	建設局長	○	WEB
31	4	千葉市	水道局長	○	WEB
32	4	千葉市	病院事業管理者	○	WEB
33	4	千葉市	会計管理者	○	WEB
34	4	千葉市	中央区長	○	WEB
35	4	千葉市	花見川区長	○	WEB
36	4	千葉市	稲毛区長	○	WEB
37	4	千葉市	若葉区長	○	WEB
38	4	千葉市	緑区長	○	WEB
39	4	千葉市	美浜区長	○	WEB
40	5	千葉市教育委員会	教育長	○	WEB
41	6	千葉市消防局	消防局長	○	WEB
42	6	千葉市消防団	団長	○	
43	7	日本郵便株式会社千葉中央郵便局	千葉中央郵便局長	×	
44	7	東日本旅客鉄道株式会社	千葉営業統括センター副所長	○	WEB
45	7	東日本電信電話株式会社	千葉事業部 千葉支店長	×	聴講（対面）
46	7	日本赤十字社千葉県支部	事務局長	×	聴講（対面）
47	7	日本放送協会千葉放送局	局長	×	
48	7	日本通運株式会社千葉支店	所長	○	WEB
49	7	東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社	千葉総支社長	×	聴講（対面）
50	7	東京ガス株式会社千葉支社	支社長	×	聴講（WEB）
51	7	大多喜ガス株式会社供給部千葉事業所	所長	○	WEB
52	7	東日本高速道路(株)関東支社千葉管理事務所	所長	×	
53	7	京成電鉄株式会社	京成千葉駅長	○	

令和5年度 千葉市防災会議出欠者名簿

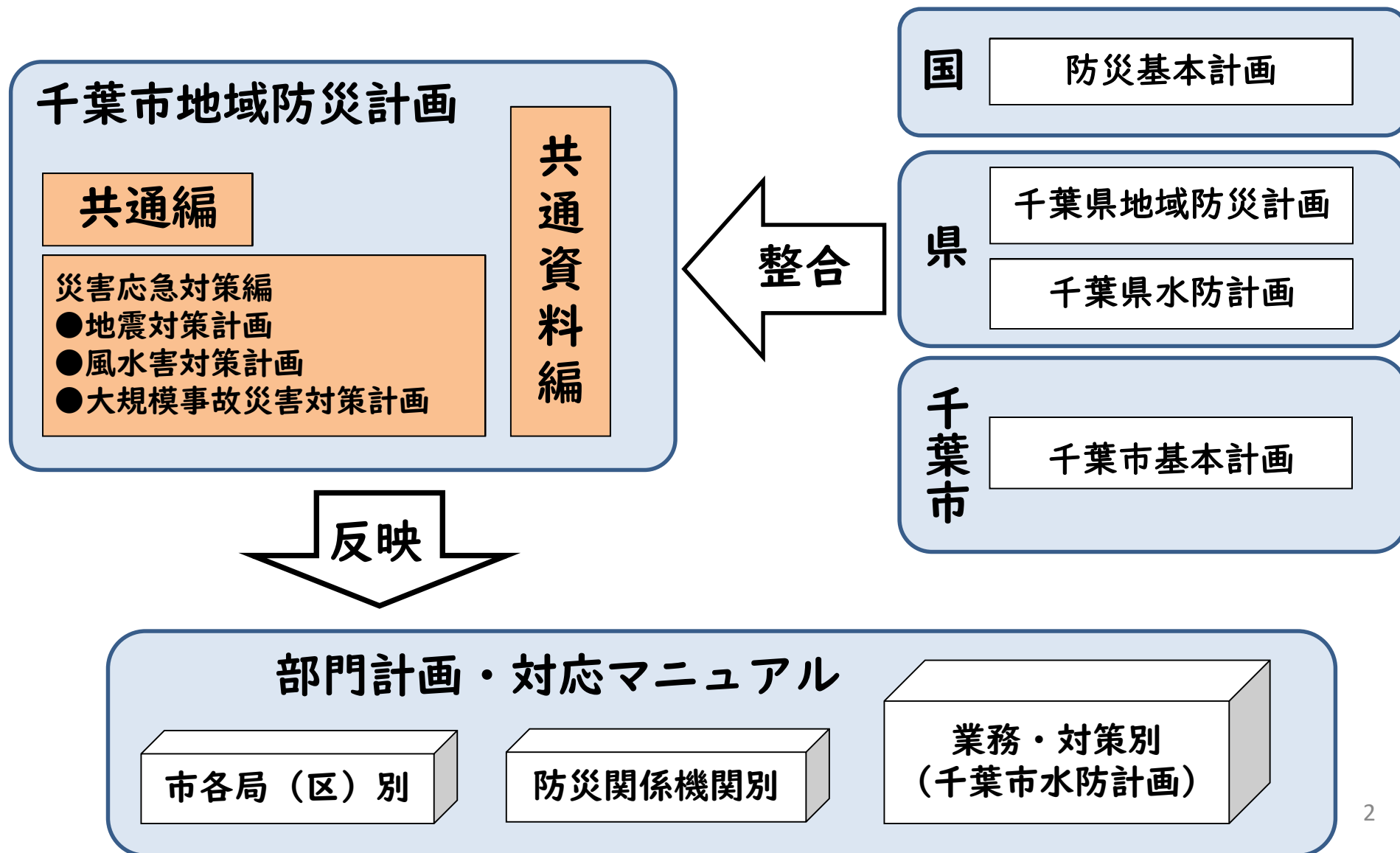
No	区分	機関名	職名	出欠	備考
54	7	千葉都市モノレール株式会社	専務取締役	×	
55	7	一般社団法人千葉県トラック協会	専務理事	×	
56	7	一般社団法人千葉県バス協会	専務理事	×	
57	7	千葉テレビ放送株式会社	取締役 報道局長	○	
58	7	株式会社バイエフエム	本社営業局次長	×	聴講 (WEB)
59	7	公益社団法人千葉県LPガス協会	会長	○	
60	7	公益社団法人千葉県看護協会	専務理事	○	WEB
61	8	国立大学法人千葉大学	教授	×	
62	8	淑徳大学 総合福祉学部	准教授	×	
63	8	社会福祉法人千葉市社会福祉協議会	常務理事	○	WEB
64	8	災害救援ボランティア推進委員会千葉市SLネットワーク	代表	○	
65	9	一般社団法人千葉市医師会	副会長	○	
66	9	陸上自衛隊高射学校	陸上自衛隊高射教導隊本部管理中隊長	○	
67	9	千葉市町内自治会連絡協議会	会員	×	
68	9	千葉商工会議所	常務理事	○	
69	9	一般社団法人千葉市歯科医師会	会長	×	
70	9	一般社団法人千葉市薬剤師会	理事	○	WEB
71	9	一般社団法人千葉市建設業協会	防災担当副会長	○	
72	9	千葉市女性団体連絡会	会長	○	

# 令和5年度 千葉市防災会議説明資料

日時: 令和5年11月22日(水) 10:30~11:30

場所: 千葉市役所 高層棟3階 危機管理センター 関係機関調整室

# 1 計画の構成について



## 2 令和5年度千葉市地域防災計画の修正

### ○主な修正項目

- (1) 災害救助法に基づく救助実施市の指定に伴う修正
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定に伴う修正
- (3) 国の防災基本計画改正を踏まえた修正
- (4) 千葉県地域防災計画改正を踏まえた修正
- (5) その他所要の修正

## 2 令和5年度千葉市地域防災計画の修正

### 【災害救助法及び救助実施市の概要】

- 災害救助法は、発災後の応急期の救助に対応するための法律
- 災害により一定規模の住家の滅失や、生命・身体への危害又はその恐れが生じた場合に、都道府県等が救助の実施主体となるとともに、救助費用の一部を国が負担
- 救助実施市の指定を受けることにより、都道府県に代わって救助の実施主体となり、適用の判断・決定を自ら行うことができる。

# 2 令和5年度千葉市地域防災計画の修正

## 【救助の種類】

### 災害が発生した段階の救助

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び処理
- 障害物の除去

### 災害が発生するおそれ段階の救助

- 避難所の供与



## 2 令和5年度千葉市地域防災計画の修正

(1) 災害救助法に基づく救助実施市の指定に伴う修正

### ○救助実施者の修正

- 災害救助法の救助実施者を千葉県から千葉市に修正

### ○災害救助法適用手続きの追記

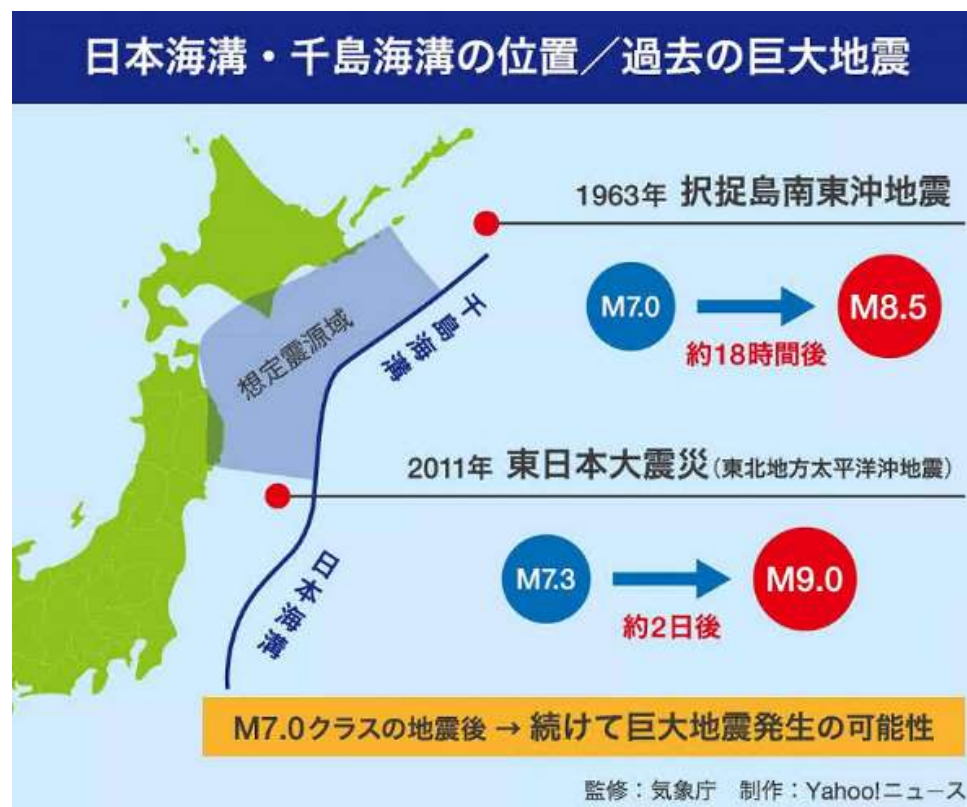
- 災害に際し、災害救助法適用に至るまでの具体的な手続きを追記

# 2 令和5年度千葉市地域防災計画の修正

## 【日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策とは】

国では、日本海溝及び千島海溝並びにその周辺地域（房総半島の東方沖から択捉島の東方沖まで）は、著しい地震が発生するおそれがあるため、推進計画の作成を求めている。

令和4年9月30日に開催された中央防災会議を経て、東日本大震災で震度6弱の揺れを観測した本市も同地域に指定



※日本海溝・千島海溝沿いでの後発地震の発生事例  
(気象庁ホームページから引用)

## 2 令和5年度千葉市地域防災計画の修正

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進  
地域の指定に伴う修正

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進  
計画の追記

- 法の規定に基づく推進計画に盛り込む内容として既存の対策を整理

## 2 令和5年度千葉市地域防災計画の修正

### (3) 国の防災基本計画改正を踏まえた修正

- 災害ケースマネジメント<sup>\*</sup>の仕組みの整備について  
追記

※一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

- 気象庁が令和5年2月から緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級を追加したことに伴い、市の配備基準に長周期地震動階級を追加

## 2 令和5年度千葉市地域防災計画の修正

### (4) 千葉県地域防災計画改正を踏まえた修正

- 危険が確認された盛土について、各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行う旨を追記
- 安否不明者の氏名等を公表することを追記

## 2 令和5年度千葉市地域防災計画の修正

### (5) その他所要の修正

#### ○富士山等の噴火に伴う降灰対策

- 降灰による健康被害等や生活への影響に関する、市民への呼びかけ、注意喚起例を追記

#### ○組織改正の反映やデータ更新

# 3 令和5年度千葉市水防計画の修正

---

## ○主な修正項目

- (1) 千葉県水防計画の改正に伴う修正
- (2) その他所要の修正

# 3 令和5年度千葉市水防計画の修正

## (1) 千葉県水防計画の改正に伴う修正

### ○水防団等の安全配慮について追記

- 水防活動が長時間にわたるときの団員の交代など  
安全配慮について追記

### ○浸水想定区域を新たに追記

- 千葉県が公表している浸水想定区域図を新たに  
追記



# 3 令和5年度千葉市水防計画の修正

---

(2) その他所要の修正

○組織改正の反映やデータ更新

# 4 パブリックコメント手続の結果概要

## ○対象施策

- 千葉市地域防災計画(案)
- 千葉市水防計画(案)

## ○期間

令和5年10月2日(月)~11月1日(水)

# 4 パブリックコメント手続の結果概要

## ○募集結果

意見の提出方法	人数	件数
郵送	0人	0件
FAX	0人	0件
電子メール	1人	12件
持参	0人	0件
合計	1人	12件

## ○意見の内訳

項目	件数
共通編	8件
地震対策計画	2件
風水害・雪害・火山災害対策計画	2件
大規模事故災害対策計画	0件
水防計画	0件

## ○反映状況

修正案へ反映する意見	8件
修正案へ反映しない意見	4件

# 4 パブリックコメント手続の結果概要

## ○提出された主な意見

意見の概要	事務局の考え方	修正
「伊勢湾台風級」だけでは、台風の規模がわからないので、台風の強さや大きさがわかるように、計画上の記載を修正する必要があると考える。	内閣府が作成した「避難情報に関するガイドライン」において、伊勢湾台風級(930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の規模が数値として表現されているため、ご意見のとおり修正します。	○
「ブロック塀」に限らず、(一社)千葉県建設業協会への協力要請を行う必要があると考える。	(一社)千葉県建設業協会の処理すべき事務については、計画内において道路・河川等公共施設の応急対策、倒壊住宅等の撤去及びその他災害時における建設活動についてそれぞれ協力を行うこととしており(共通編10頁)、ブロック塀に限らず様々な協力要請を行うこととしていることから、修正案のとおりとします。	×

※提出されたすべての「意見の概要」と「意見に対する事務局の考え方」については、本市のホームページにて公表します。

# 5 今後のスケジュールについて

---

令和5年12月上旬

計画の決定

修正の通知、公表

3月

共通資料編の修正

「千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正（案）」への意見の概要と市の考え方

No.	記載場所	意見概要	意見に対する本市の考え方	修正	パブコメ実施後	パブコメ実施前
1	共通編（37頁） 第2章 第2節 第3 1 (2)ア (7)防災行政無線の整備	計画上で「アナログ設備について令和4年度までのデジタル化を進める。」と記載されているため修正する必要があると考える。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。	○	総務省の基本方針に基づき、6.0MHz帯アナログ設備について令和4年度までに更新し、デジタル化を行った。	総務省の基本方針に基づき、アナログ設備について令和4年度までのデジタル化を進める。
2	共通編（42頁） 第2章 第2節 第4 道路・橋梁の整備	道路と橋梁だけでなく、トンネルの整備についても、計画上に記載する必要があると考える。	千葉市では、市内のトンネルが3本と限定的であり、道路に含めているため、修正案のとおりとします。 なお、橋梁は、558橋と数が多いことから「道路・橋梁」として表現しております。	×	(修正なし)	第4 道路・橋梁(きょうりょう)の整備
3	共通編（62頁） 第2章 第3節 第3 ブロック塀等対策	「ブロック塀」に限らず、(一社)千葉市建設業協会への協力要請を行う必要があると考える。	(一社)千葉市建設業協会の処理すべき事務については、計画内において道路・河川等公共施設の応急対策、倒壊住宅等の撤去及びその他災害時における建設活動についてそれぞれ協力をを行うこととしており(共通編10頁)、ブロック塀に限らず様々な協力要請を行うこととしていることから、修正案のとおりとします。	×	(修正なし)	1 事前指導の強化 (略) こうした被害の反省を踏まえ、建築物建築確認に伴う事前指導を強化するとともに、(一社)千葉市建設業協会等関係業者の協力を要請し(略)
4	共通編（75頁） 第2章 第4節 第2 4(2) ア 防災行政無線の整備活用	計画において、「市民等への情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める」とされているが、自身の近所にある防災行政無線について、市に何度も要望を出しているが改善されていない。 計画上の記載を修正する必要があると考える。	防災行政無線は、建物や地形などの周辺環境の影響や住居の遮音性向上などの要因で、伝達範囲に限界があるため、防災行政無線以外の情報伝達手段の拡充に努めています。放送内容については、テレホンサービス、市HP、千葉市防災ポータルサイト、ちばし安全・安心メールで発信しているとともに、その他の災害情報などの重要なお知らせについては、ラジオ、Yahoo!防災速報(スマホアプリ)、SNSのほか、スマートフォン等を使用していない方向けに自宅の電話・FAXに緊急情報を配信するサービスも行っており、いずれかの方法で情報取得をできるよう案内しています。上記を踏まえ、修正案のとおりとします。	×	(修正なし)	市民等への情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。
5	共通編（82頁） 第2章 第5節 第2 5(2) イ 所内設備	項目内で「所内」を「局内」に修正しているが、項目名は「所内」のままになっている。	ご意見のとおりに修正いたします。	○	イ 所内設備	イ 局内整備
6	①共通編（96頁） 第2章 第7節 第2 1 (3)避難行動要支援者名簿の作成方法等 他	避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画に係る記載箇所では、民生委員だけでなく児童委員を併記する必要があると考える。	防災基本計画における避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の策定に関する記載箇所において、民生委員だけでなく、児童委員も併記されているため、ご意見のとおりに修正します。	○	(3) 避難行動要支援者名簿の作成方法等 避難行動要支援者名簿の情報は、(略)ちば消防共同指令センター、消防団、民生委員及び児童委員で共有する。	(3) 避難行動要支援者名簿の作成方法等 避難行動要支援者名簿の情報は、(略)ちば消防共同指令センター、消防団及び民生委員で共有する。
7	共通編（104頁） 第2章 第8節 第14 (2)災害時帰宅支援ステーションの確保と周知	帰宅支援ステーションの確保と周知に係る記載箇所について、「連携して」とあるが、どこと連携するのかわからないため、連携先を明記する必要があると考える。	災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のために九都県市首脳会議で連携を行う先は「事業者」です。 ご意見のとおりに、連携先をわかりやすく明記いたします。	○	九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保し、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、これらの事業者と連携して、ホームページ、SNS、広報紙等を活用した広報を実施する。	九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、連携して、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。
8	①共通編（105頁） 第2章 第9節 第1 1 (3)緊急輸送道路の改築等 他	緊急輸送道路の改築等については、(一社)建設業協会だけでなく、鋼橋の専門業者が参加する必要があると考える。	本計画では応急復旧として、災害復旧における協定を締結している(一社)千葉市建設業協会を記載しております。 上記理由から、修正案のとおりとします。 なお、本復旧の際には、ご意見いただいた専門業者の協力を得ながら対応してまいります。	×	(修正なし)	第1 陸上輸送の環境整備 【総務局危機管理部、財政局、建設局、千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、各鉄道事業者、各輸送事業者、(一社)千葉市建設業協会】
9	地震対策計画（45頁） 第3節 第2 2 (3)ヘリコプターの活用	項目名において、ヘリコプターを「ヘコプター」と記載している。計画上の記載を修正する必要があると考える。	ご意見のとおりに修正いたします。	○	(3) <u>ヘリコプター</u> の活用	(3) <u>ヘコプター</u> の活用
10	①地震対策計画（117頁） 第10節 第4 3 県の災害拠点病院の図 他	「千葉県の災害拠点病院」の図がわかりにくい。 計画上の記載を修正する必要があると考える。	千葉県地域防災計画における図を一部抜粋しており、わかりづらい表記となっていたため、ご意見を基に記載を修正いたします。	○		
11	風水害・雪害・火山災害対策計画（84頁） 第9節 第5 1 (3)高潮	「伊勢湾台風級」だけでは、台風の規模がわからないので、台風の強さや大きさがわかるように、計画上の記載を修正する必要があると考える。	内閣府が作成した「避難情報に関するガイドライン」において、伊勢湾台風級の規模が数値として表現されているため、ご意見のとおりに修正します。	○	エ 「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	エ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

「千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正（案）」への意見の概要と市の考え方

当日配布資料

No.	記載場所	意見概要	意見に対する本市の考え方	修正	パブコメ実施後	パブコメ実施前
12	風水害・雪害・火山災害 対策計画（153頁） 第15節 住宅政策	【】内の団体名称に、誤って取り消し線が記載されているため、計画上の記載を修正する必要があると考える。	ご意見のとおり修正いたします。	○	第15節 住宅対策 【都市局、各区、県、 <u>（一社）千葉市建設業協会、プレハブ建築協会</u> 】	第15節 住宅対策 【都市局、各区、県、 <del>（一社）千葉市建設業協会、プレハブ建築協会</del> 】

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																										
1	共通編	目次	-	-	<p>【地震対策計画】                      【地震対策計画〇附編〇東海地震に係る周辺地域としての対応計画】                      【地震対策計画〇附編〇日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画】                      【風水害・雪害・火山災害対策計画】                      【大規模事故災害対策計画】</p>	<p>災害応急対策編(別冊)                      【地震対策計画】                      【地震対策計画 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画】                      (追記)                      【風水害・雪害・火山災害対策計画】                      【大規模事故災害対策計画】</p>	<p>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため。(追記)</p>																																																										
2	共通編	第1章 総則	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>計 画 名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>計画の策定方針</td> <td>共 1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</td> <td>共 5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市の概況</td> <td>共 13</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>計画の前提条件</td> <td>共 19</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>防災ビジョン</td> <td>共 26</td> </tr> </tbody> </table>	節	計 画 名	ページ	1	計画の策定方針	共 1	2	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	共 5	3	市の概況	共 13	4	計画の前提条件	共 19	5	防災ビジョン	共 26	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>計 画 名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>計画の策定方針</td> <td>共 1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</td> <td>共 5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市の概況</td> <td>共 13</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>計画の前提条件</td> <td>共 19</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>防災ビジョン</td> <td>共 26</td> </tr> </tbody> </table>	節	計 画 名	ページ	1	計画の策定方針	共 1	2	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	共 5	3	市の概況	共 13	4	計画の前提条件	共 19	5	防災ビジョン	共 26	<p>・計画修正に伴う、所要の修正(修正)</p>																						
節	計 画 名	ページ																																																															
1	計画の策定方針	共 1																																																															
2	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	共 5																																																															
3	市の概況	共 13																																																															
4	計画の前提条件	共 19																																																															
5	防災ビジョン	共 26																																																															
節	計 画 名	ページ																																																															
1	計画の策定方針	共 1																																																															
2	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	共 5																																																															
3	市の概況	共 13																																																															
4	計画の前提条件	共 19																																																															
5	防災ビジョン	共 26																																																															
3	共通編	第1章 総則	第1節 計画の策定方針	2	<p>第1節 計画の策定方針                      第3 他の計画等との関係                      2 千葉市基本計画との関係                      この計画は、「千葉市基本計画」と整合を図り、「安全で災害に強い、安全・安心なまちづくり」の実現に向けて策定したものである。                      したがって、「千葉市基本計画」に修正が生じ、この計画を修正する必要がある場合は、防災会議において調整を図るものとする。</p>	<p>第1節 計画の策定方針                      第3 他の計画との関係                      2 千葉市新基本計画との関係                      この計画は、「千葉市新基本計画」と整合を図り、「災害に強いまちづくり」の実現に向けて策定したものである。                      したがって、「千葉市新基本計画」に修正が生じ、この計画を修正する必要がある場合は、防災会議において調整を図るものとする。</p>	<p>・千葉市新基本計画は令和3年度末で計画期間を満了しているため。(削除)                      ・千葉市基本計画で用いている表現と併せるため。(追記)</p>																																																										
4	共通編	第1章 総則	第1節 計画の策定方針	3	<p>第1節 計画の策定方針                      第3 他の計画等との関係                      4 災害救助法との関係                      本計画は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき、市長が実施する救助又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。</p>	<p>第1節 計画の策定方針                      第3 他の計画との関係                      (追記)</p>	<p>・救助実施市に指定されたため。(追記)</p>																																																										
5	共通編	第1章 総則	第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5	<p>第1節 計画の策定方針                      第1 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="25">市</td> <td>1 千葉市防災会議及び千葉市災害対策本部に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 防災に関する組織の整備に関すること</td> </tr> <tr> <td>3 防災都市づくり事業の推進に関すること</td> </tr> <tr> <td>4 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備に関すること</td> </tr> <tr> <td>5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備に関すること</td> </tr> <tr> <td>6 防災知識の普及及び自主防災組織の育成指導に関すること</td> </tr> <tr> <td>7 防災に関する訓練及び調査研究の実施に関すること</td> </tr> <tr> <td>8 要配慮者の安全確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>9 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>10 避難所の開設及び運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>11 情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>12 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>13 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>14 緊急輸送道路及び緊急輸送の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>15 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること</td> </tr> <tr> <td>16 災害対策委員の動員、雇上げに関すること</td> </tr> <tr> <td>17 災害を受けた幼児、児童及び生徒の応急教育に関すること</td> </tr> <tr> <td>18 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>19 その他災害発生時の防除又は拡大防止のための措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>20 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること</td> </tr> <tr> <td>21 義援金品の受領及び配布に関すること</td> </tr> <tr> <td>22 災害応急対策及び災害復旧用資材の確保及び物価の安定に関すること</td> </tr> <tr> <td>23 被災産業(事業者)に対する融資等の対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>24 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>25 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること</td> </tr> <tr> <td>26 被災者の生活再建支援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	市	1 千葉市防災会議及び千葉市災害対策本部に関すること	2 防災に関する組織の整備に関すること	3 防災都市づくり事業の推進に関すること	4 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備に関すること	5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備に関すること	6 防災知識の普及及び自主防災組織の育成指導に関すること	7 防災に関する訓練及び調査研究の実施に関すること	8 要配慮者の安全確保に関すること	9 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること	10 避難所の開設及び運営に関すること	11 情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報に関すること	12 被災者に対する救助及び救護措置に関すること	13 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置に関すること	14 緊急輸送道路及び緊急輸送の確保に関すること	15 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること	16 災害対策委員の動員、雇上げに関すること	17 災害を受けた幼児、児童及び生徒の応急教育に関すること	18 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること	19 その他災害発生時の防除又は拡大防止のための措置に関すること	20 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること	21 義援金品の受領及び配布に関すること	22 災害応急対策及び災害復旧用資材の確保及び物価の安定に関すること	23 被災産業(事業者)に対する融資等の対策に関すること	24 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること	25 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること	26 被災者の生活再建支援に関すること	<p>第1節 計画の策定方針                      第1 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="25">市</td> <td>1 千葉市防災会議及び千葉市災害対策本部に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 防災に関する組織の整備に関すること</td> </tr> <tr> <td>3 防災都市づくり事業の推進に関すること</td> </tr> <tr> <td>4 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備に関すること</td> </tr> <tr> <td>5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備に関すること</td> </tr> <tr> <td>6 防災知識の普及及び自主防災組織の育成指導に関すること</td> </tr> <tr> <td>7 防災に関する訓練及び調査研究の実施に関すること</td> </tr> <tr> <td>8 要配慮者の安全確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>9 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>10 避難所の開設及び運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>11 情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>12 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>13 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>14 緊急輸送道路及び緊急輸送の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>15 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること</td> </tr> <tr> <td>16 災害対策委員の動員、雇上げに関すること</td> </tr> <tr> <td>17 災害を受けた幼児、児童及び生徒の応急教育に関すること</td> </tr> <tr> <td>18 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>19 その他災害発生時の防除又は拡大防止のための措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>20 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること</td> </tr> <tr> <td>21 義援金品の受領及び配布に関すること</td> </tr> <tr> <td>22 災害応急対策及び災害復旧用資材の確保及び物価の安定に関すること</td> </tr> <tr> <td>23 被災産業(事業者)に対する融資等の対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>24 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td>25 被災者の生活再建支援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	市	1 千葉市防災会議及び千葉市災害対策本部に関すること	2 防災に関する組織の整備に関すること	3 防災都市づくり事業の推進に関すること	4 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備に関すること	5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備に関すること	6 防災知識の普及及び自主防災組織の育成指導に関すること	7 防災に関する訓練及び調査研究の実施に関すること	8 要配慮者の安全確保に関すること	9 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること	10 避難所の開設及び運営に関すること	11 情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報に関すること	12 被災者に対する救助及び救護措置に関すること	13 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置に関すること	14 緊急輸送道路及び緊急輸送の確保に関すること	15 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること	16 災害対策委員の動員、雇上げに関すること	17 災害を受けた幼児、児童及び生徒の応急教育に関すること	18 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること	19 その他災害発生時の防除又は拡大防止のための措置に関すること	20 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること	21 義援金品の受領及び配布に関すること	22 災害応急対策及び災害復旧用資材の確保及び物価の安定に関すること	23 被災産業(事業者)に対する融資等の対策に関すること	24 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること	(追記)	25 被災者の生活再建支援に関すること	<p>・救助実施市に指定されたため。(追記)</p>
機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																																																
市	1 千葉市防災会議及び千葉市災害対策本部に関すること																																																																
	2 防災に関する組織の整備に関すること																																																																
	3 防災都市づくり事業の推進に関すること																																																																
	4 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備に関すること																																																																
	5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備に関すること																																																																
	6 防災知識の普及及び自主防災組織の育成指導に関すること																																																																
	7 防災に関する訓練及び調査研究の実施に関すること																																																																
	8 要配慮者の安全確保に関すること																																																																
	9 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること																																																																
	10 避難所の開設及び運営に関すること																																																																
	11 情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報に関すること																																																																
	12 被災者に対する救助及び救護措置に関すること																																																																
	13 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置に関すること																																																																
	14 緊急輸送道路及び緊急輸送の確保に関すること																																																																
	15 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること																																																																
	16 災害対策委員の動員、雇上げに関すること																																																																
	17 災害を受けた幼児、児童及び生徒の応急教育に関すること																																																																
	18 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること																																																																
	19 その他災害発生時の防除又は拡大防止のための措置に関すること																																																																
	20 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること																																																																
	21 義援金品の受領及び配布に関すること																																																																
	22 災害応急対策及び災害復旧用資材の確保及び物価の安定に関すること																																																																
	23 被災産業(事業者)に対する融資等の対策に関すること																																																																
	24 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること																																																																
	25 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること																																																																
26 被災者の生活再建支援に関すること																																																																	
機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																																																
市	1 千葉市防災会議及び千葉市災害対策本部に関すること																																																																
	2 防災に関する組織の整備に関すること																																																																
	3 防災都市づくり事業の推進に関すること																																																																
	4 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備に関すること																																																																
	5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備に関すること																																																																
	6 防災知識の普及及び自主防災組織の育成指導に関すること																																																																
	7 防災に関する訓練及び調査研究の実施に関すること																																																																
	8 要配慮者の安全確保に関すること																																																																
	9 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること																																																																
	10 避難所の開設及び運営に関すること																																																																
	11 情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報に関すること																																																																
	12 被災者に対する救助及び救護措置に関すること																																																																
	13 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置に関すること																																																																
	14 緊急輸送道路及び緊急輸送の確保に関すること																																																																
	15 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること																																																																
	16 災害対策委員の動員、雇上げに関すること																																																																
	17 災害を受けた幼児、児童及び生徒の応急教育に関すること																																																																
	18 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること																																																																
	19 その他災害発生時の防除又は拡大防止のための措置に関すること																																																																
	20 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること																																																																
	21 義援金品の受領及び配布に関すること																																																																
	22 災害応急対策及び災害復旧用資材の確保及び物価の安定に関すること																																																																
	23 被災産業(事業者)に対する融資等の対策に関すること																																																																
	24 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること																																																																
	(追記)																																																																
25 被災者の生活再建支援に関すること																																																																	



No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由								
6	共通編	第1章 総則	第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6	第1節 計画の策定方針 第2 県 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>                             1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。                              2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。                              3 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。                              4 災害の防除と拡大の防止に関すること。                              5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。                              6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。                              7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。                              8 被災県営施設の応急対策に関すること。                              9 災害時における文教対策に関すること。                              10 災害時における社会秩序の維持に関すること。                              11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。                              12 災害時における交通、輸送の確保に関すること。                              13 被災施設の復旧に関すること。                              14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示及び、あっせん等に関すること。                              15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。                              16 災害救助法に基づく被災者の救助に係る資源配分の連結調整。                              17 被災者の生活再建支援に関すること。                              18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	県	1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。 3 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。 4 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 8 被災県営施設の応急対策に関すること。 9 災害時における文教対策に関すること。 10 災害時における社会秩序の維持に関すること。 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13 被災施設の復旧に関すること。 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示及び、あっせん等に関すること。 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 16 災害救助法に基づく被災者の救助に係る資源配分の連結調整。 17 被災者の生活再建支援に関すること。 18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。	第1節 計画の策定方針 第2 県 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>                             1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。                              2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。                              3 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。                              4 災害の防除と拡大の防止に関すること。                              5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。                              6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。                              7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。                              8 被災県営施設の応急対策に関すること。                              9 災害時における文教対策に関すること。                              10 災害時における社会秩序の維持に関すること。                              11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。                              12 災害時における交通、輸送の確保に関すること。                              13 被災施設の復旧に関すること。                              14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示及び、あっせん等に関すること。                              15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。                              16 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。                              17 被災者の生活再建支援に関すること。                              18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	県	1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。 3 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。 4 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 8 被災県営施設の応急対策に関すること。 9 災害時における文教対策に関すること。 10 災害時における社会秩序の維持に関すること。 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13 被災施設の復旧に関すること。 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示及び、あっせん等に関すること。 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 16 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 17 被災者の生活再建支援に関すること。 18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。	・救助実施市に指定されたため。(修正)
機関の名称	事務又は業務の大綱														
県	1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。 3 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。 4 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 8 被災県営施設の応急対策に関すること。 9 災害時における文教対策に関すること。 10 災害時における社会秩序の維持に関すること。 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13 被災施設の復旧に関すること。 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示及び、あっせん等に関すること。 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 16 災害救助法に基づく被災者の救助に係る資源配分の連結調整。 17 被災者の生活再建支援に関すること。 18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。														
機関の名称	事務又は業務の大綱														
県	1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。 3 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。 4 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 8 被災県営施設の応急対策に関すること。 9 災害時における文教対策に関すること。 10 災害時における社会秩序の維持に関すること。 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13 被災施設の復旧に関すること。 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示及び、あっせん等に関すること。 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 16 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 17 被災者の生活再建支援に関すること。 18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。														
7	共通編	第1章 総則	第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8	第1節 計画の策定方針 第5 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 ※以下「NTT東日本」とする。 NTTドコモエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社</td> <td>                             1 電気通信施設の整備に関すること。                              2 災害時における通信サービスの提供に関すること。                              3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東日本電信電話株式会社 ※以下「NTT東日本」とする。 NTTドコモエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	第1節 計画の策定方針 第5 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 ※以下「NTT東日本」とする。 NTTドコモエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 (追記)</td> <td>                             1 電気通信施設の整備に関すること。                              2 災害時における通信サービスの提供に関すること。                              3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東日本電信電話株式会社 ※以下「NTT東日本」とする。 NTTドコモエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 (追記)	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	・新たに指定公共機関に指定されたため。(追記)
機関の名称	事務又は業務の大綱														
東日本電信電話株式会社 ※以下「NTT東日本」とする。 NTTドコモエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。														
機関の名称	事務又は業務の大綱														
東日本電信電話株式会社 ※以下「NTT東日本」とする。 NTTドコモエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 (追記)	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。														
8	共通編	第1章 総則	第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	9	第1節 計画の策定方針 第5 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社 ※以下「JR東日本」とする。 日本貨物鉄道株式会社</td> <td>                             1 鉄道施設等の保全に関すること。                              2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。                              3 帰宅困難者に関すること。                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東日本旅客鉄道株式会社 ※以下「JR東日本」とする。 日本貨物鉄道株式会社	1 鉄道施設等の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 帰宅困難者に関すること。	第1節 計画の策定方針 第5 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社 ※以下「JR東日本」とする。 日本貨物鉄道株式会社</td> <td>                             1 鉄道施設等の保全に関すること。                              2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。                              3 帰宅困難者に関すること。                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東日本旅客鉄道株式会社 ※以下「JR東日本」とする。 日本貨物鉄道株式会社	1 鉄道施設等の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 帰宅困難者に関すること。	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
機関の名称	事務又は業務の大綱														
東日本旅客鉄道株式会社 ※以下「JR東日本」とする。 日本貨物鉄道株式会社	1 鉄道施設等の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 帰宅困難者に関すること。														
機関の名称	事務又は業務の大綱														
東日本旅客鉄道株式会社 ※以下「JR東日本」とする。 日本貨物鉄道株式会社	1 鉄道施設等の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 帰宅困難者に関すること。														
9	共通編	第1章 総則	第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	9	第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第5 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本高速道路株式会社 千葉・市原管理事務所</td> <td>                             1 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の保全に関すること。                              2 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の応急復旧工事の施工に関すること。                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東日本高速道路株式会社 千葉・市原管理事務所	1 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の保全に関すること。 2 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の応急復旧工事の施工に関すること。	第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第5 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本高速道路株式会社 千葉・市原管理事務所</td> <td>                             1 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の保全に関すること。                              2 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の応急復旧工事の施工に関すること。                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東日本高速道路株式会社 千葉・市原管理事務所	1 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の保全に関すること。 2 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の応急復旧工事の施工に関すること。	・千葉市を通過しているため。(追記)
機関の名称	事務又は業務の大綱														
東日本高速道路株式会社 千葉・市原管理事務所	1 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の保全に関すること。 2 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の応急復旧工事の施工に関すること。														
機関の名称	事務又は業務の大綱														
東日本高速道路株式会社 千葉・市原管理事務所	1 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の保全に関すること。 2 有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道)の応急復旧工事の施工に関すること。														
10	共通編	第1章 総則	第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10	第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第6 指定地方公共機関 (削除) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益団法人 千葉県LPガス協会</td> <td>                             1 災害時におけるLPガス等の貯蔵及び輸送の保全に関すること。                              2 災害時におけるLPガス等の供給に関すること。                              3 被災施設の応急処理と復旧に関すること。                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	公益団法人 千葉県LPガス協会	1 災害時におけるLPガス等の貯蔵及び輸送の保全に関すること。 2 災害時におけるLPガス等の供給に関すること。 3 被災施設の応急処理と復旧に関すること。	第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第6 指定地方公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般団法人 千葉県LPガス協会</td> <td>                             1 災害時におけるLPガス等の貯蔵及び輸送の保全に関すること。                              2 災害時におけるLPガス等の供給に関すること。                              3 被災施設の応急処理と復旧に関すること。                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	一般団法人 千葉県LPガス協会	1 災害時におけるLPガス等の貯蔵及び輸送の保全に関すること。 2 災害時におけるLPガス等の供給に関すること。 3 被災施設の応急処理と復旧に関すること。	・「千葉外房有料道路」の管理が移管されたため。(削除) ・公益法人に変更したため。(修正)
機関の名称	事務又は業務の大綱														
公益団法人 千葉県LPガス協会	1 災害時におけるLPガス等の貯蔵及び輸送の保全に関すること。 2 災害時におけるLPガス等の供給に関すること。 3 被災施設の応急処理と復旧に関すること。														
機関の名称	事務又は業務の大綱														
一般団法人 千葉県LPガス協会	1 災害時におけるLPガス等の貯蔵及び輸送の保全に関すること。 2 災害時におけるLPガス等の供給に関すること。 3 被災施設の応急処理と復旧に関すること。														

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																								
11	共通編	第1章 総則	第3節 市の概況	13	<p>第3節 市の概況 第1 自然的条件 1 位置(略) (2)緯度、経度 千葉市役所(中央区千葉港1番1号)の緯度、経度は次のとおりである。 <b>&lt;千葉市役所の緯度経度(令和4年1月13日時点)&gt;</b></p> <table border="1"> <tr> <td>東 経</td> <td>140° - 06' - <b>24</b>"</td> </tr> <tr> <td>北 緯</td> <td>- 35° - 36' - <b>27</b>"</td> </tr> </table> <p>(出典:国土地理院ホームページ「千葉県 市区町村の役所・役場及び東西南北端点の経度緯度(世界測地系)」)</p> <p>(3)隣接市 千葉市の隣接市は、次のとおりである。なお、西は東京湾に面している。 <b>&lt;千葉市の隣接市&gt;</b> (略)</p>	東 経	140° - 06' - <b>24</b> "	北 緯	- 35° - 36' - <b>27</b> "	<p>第3節 市の概況 第1 自然的条件 1 位置(略) (2)緯度、経度 千葉市役所(中央区千葉港1番1号)の緯度、経度は次のとおりである。 <b>(追記)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>東 経</td> <td>140° - 06' - <b>35</b>"</td> </tr> <tr> <td>北 緯</td> <td>- 35° - 36' - <b>14</b>"</td> </tr> </table> <p>(追記)</p> <p>(3)隣接市 千葉市の隣接市は、次のとおりである。なお、西は東京湾に面している。 <b>(追記)</b> (略)</p>	東 経	140° - 06' - <b>35</b> "	北 緯	- 35° - 36' - <b>14</b> "	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点を記載(追記)</li> <li>・時点更新による修正(修正)</li> <li>・出典元を記載(追記)</li> </ul>																
東 経	140° - 06' - <b>24</b> "																														
北 緯	- 35° - 36' - <b>27</b> "																														
東 経	140° - 06' - <b>35</b> "																														
北 緯	- 35° - 36' - <b>14</b> "																														
12	共通編	第1章 総則	第3節 市の概況	13	<p>第3節 市の概況 第1 自然的条件 2 面積及びひろがり(略) <b>&lt;千葉市の総面積及びひろがり(令和5年4月21日時点)&gt;</b></p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">総面積</th> <th colspan="2">ひろがり</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>公有水面埋立</th> <th>東西</th> <th>南北</th> </tr> <tr> <td><b>271.76</b>k m<sup>2</sup></td> <td>33.88 k m<sup>2</sup></td> <td><b>25.7</b>km</td> <td>24.5km</td> </tr> </table> <p>(出典:千葉市ホームページ「千葉市統計書(令和4年度版)」)</p>	総面積		ひろがり		面積	公有水面埋立	東西	南北	<b>271.76</b> k m <sup>2</sup>	33.88 k m <sup>2</sup>	<b>25.7</b> km	24.5km	<p>第3節 市の概況 第1 自然的条件 2 面積及びひろがり(略) <b>(追記)</b></p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">総面積</th> <th colspan="2">ひろがり</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>公有水面埋立</th> <th>東西</th> <th>南北</th> </tr> <tr> <td><b>271.77</b>k m<sup>2</sup></td> <td>33.88 k m<sup>2</sup></td> <td><b>25.6</b>km</td> <td>24.5km</td> </tr> </table> <p>(追記)</p>	総面積		ひろがり		面積	公有水面埋立	東西	南北	<b>271.77</b> k m <sup>2</sup>	33.88 k m <sup>2</sup>	<b>25.6</b> km	24.5km	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点を記載(追記)</li> <li>・時点更新による修正(修正)</li> <li>・出典元を記載(追記)</li> </ul>
総面積		ひろがり																													
面積	公有水面埋立	東西	南北																												
<b>271.76</b> k m <sup>2</sup>	33.88 k m <sup>2</sup>	<b>25.7</b> km	24.5km																												
総面積		ひろがり																													
面積	公有水面埋立	東西	南北																												
<b>271.77</b> k m <sup>2</sup>	33.88 k m <sup>2</sup>	<b>25.6</b> km	24.5km																												
13	共通編	第1章 総則	第3節 市の概況	14	<p>第3節 市の概況 第1 自然的条件 4 気象 気象は、東京湾に面した海洋性の気象であり、関東平野中心部の気象区に属し、年間平均気温<b>16.7</b>℃(令和4年)で、1年を通じおおむね温暖な気候となっている。 また、降水量は年間<b>1427.5</b>mm(令和4年)となっており、年間降水量は<b>減少</b>傾向にある。 <b>※(出典:気象庁ホームページ「千葉(千葉県) 年ごとの値」)</b></p>	<p>第3節 市の概況 第1 自然的条件 4 気象 気象は、東京湾に面した海洋性の気象であり、関東平野中心部の気象区に属し、年間平均気温<b>17</b>℃(令和2年)で、1年を通じおおむね温暖な気候となっている。 また、降水量は年間<b>1791.5</b>mm(令和2年)となっており、年間降水量は<b>増加</b>傾向にある。 <b>(追記)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点更新による修正(修正)</li> <li>・出典元を記載(追記)</li> </ul>																								
14	共通編	第1章 総則	第3節 市の概況	15	<p>第3節 市の概況 第2 社会的条件 1 人口 (1)人口と世帯 令和2年10月1日の国勢調査の人口は<b>974,951</b>人で、世帯数は<b>445,814</b>世帯であり、近年の人口の伸びは緩やかに推移している。 さらに、国勢調査の平均世帯人員は、<b>2.21</b>人で核家族化の傾向が顕著となっている。 また、令和2年国勢調査による年齢別人口は、生産年齢人口(15～64歳)の割合が<b>61.8</b>%(全国平均<b>59.5</b>%)、老年人口(65歳以上)は<b>26.8</b>%(全国平均<b>28.6</b>%)となっており、出生率の低下により高齢化が進んでいる。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年10月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>人口</th> <th>世帯数</th> <th>人口密度(人/k m<sup>2</sup>)</th> <th>1世帯当り人口</th> </tr> <tr> <td><b>974,951</b>人</td> <td><b>445,814</b>世帯</td> <td><b>3,587.3</b></td> <td><b>2.21</b>人</td> </tr> </table>	人口	世帯数	人口密度(人/k m <sup>2</sup> )	1世帯当り人口	<b>974,951</b> 人	<b>445,814</b> 世帯	<b>3,587.3</b>	<b>2.21</b> 人	<p>第3節 市の概況 第2 社会的条件 1 人口 (1)人口と世帯 平成27年10月1日の国勢調査の人口は<b>971,882</b>人で、世帯数は<b>417,857</b>世帯であり、近年の人口の伸びは緩やかに推移している。 さらに、国勢調査の平均世帯人員は、<b>2.33</b>人で核家族化の傾向が顕著となっている。 また、平成27年国勢調査による年齢別人口は、生産年齢人口(15～64歳)の割合が<b>62.4</b>%(全国平均<b>60.7</b>%)、老年人口(65歳以上)は<b>24.9</b>%(全国平均<b>26.6</b>%)となっており、出生率の低下により高齢化が進んでいる。</p> <p style="text-align: right;">(平成27年10月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>人口</th> <th>世帯数</th> <th>人口密度(人/k m<sup>2</sup>)</th> <th>1世帯当り人口</th> </tr> <tr> <td><b>971,882</b>人</td> <td><b>417,857</b>世帯</td> <td><b>3,578</b></td> <td><b>2.33</b>人</td> </tr> </table>	人口	世帯数	人口密度(人/k m <sup>2</sup> )	1世帯当り人口	<b>971,882</b> 人	<b>417,857</b> 世帯	<b>3,578</b>	<b>2.33</b> 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点更新による修正(修正)</li> </ul>								
人口	世帯数	人口密度(人/k m <sup>2</sup> )	1世帯当り人口																												
<b>974,951</b> 人	<b>445,814</b> 世帯	<b>3,587.3</b>	<b>2.21</b> 人																												
人口	世帯数	人口密度(人/k m <sup>2</sup> )	1世帯当り人口																												
<b>971,882</b> 人	<b>417,857</b> 世帯	<b>3,578</b>	<b>2.33</b> 人																												

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																																																				
15	共通編	第1章 総則	第3節 市の概況	15	<p>第3節 市の概況 第2 社会的条件 1 人口 (2)行政地域別人口と世帯数 地域別に見ると、市街地中心部である中央区と、東京に近い花見川区の人口が大きい。また、年齢構成を見ると、中央区や緑区では比較的高齢者が少ないが、将来的には急激な高齢化が想定される。 (令和2年10月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中央区</th> <th>花見川区</th> <th>稲毛区</th> <th>若葉区</th> <th>緑区</th> <th>美浜区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口〇〇〇〇人(人)</td> <td>211,736</td> <td>177,928</td> <td>180,582</td> <td>146,940</td> <td>129,421</td> <td>148,844</td> </tr> <tr> <td>世帯〇〇〇〇世帯(世帯)</td> <td>109,336</td> <td>81,123</td> <td>74,796</td> <td>64,840</td> <td>50,996</td> <td>66,891</td> </tr> <tr> <td>人口密度(人/k㎡)</td> <td>4,734.7</td> <td>5186.5</td> <td>7567.5</td> <td>1745.3</td> <td>1953.5</td> <td>7025.7</td> </tr> <tr> <td>1世帯当り人口(人)</td> <td>1.94</td> <td>2.18</td> <td>2.15</td> <td>2.27</td> <td>2.54</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>高齢化率〔65歳以上人口比率〕(%)</td> <td>21.2</td> <td>25.5</td> <td>24.4</td> <td>28.3</td> <td>21.7</td> <td>24.5</td> </tr> </tbody> </table>		中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	人口〇〇〇〇人(人)	211,736	177,928	180,582	146,940	129,421	148,844	世帯〇〇〇〇世帯(世帯)	109,336	81,123	74,796	64,840	50,996	66,891	人口密度(人/k㎡)	4,734.7	5186.5	7567.5	1745.3	1953.5	7025.7	1世帯当り人口(人)	1.94	2.18	2.15	2.27	2.54	2.29	高齢化率〔65歳以上人口比率〕(%)	21.2	25.5	24.4	28.3	21.7	24.5	<p>第3節 市の概況 第2 社会的条件 1 人口 (2)行政地域別人口と世帯数 地域別に見ると、市街地中心部である中央区と、東京に近い花見川区の人口が大きい。また、年齢構成を見ると、美浜区では比較的高齢者が少ないが、将来的には急激な高齢化が想定される。 (平成27年10月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中央区</th> <th>花見川区</th> <th>稲毛区</th> <th>若葉区</th> <th>緑区</th> <th>美浜区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口〇〇〇〇人(人)</td> <td>205,070</td> <td>179,200</td> <td>180,968</td> <td>151,078</td> <td>126,848</td> <td>148,718</td> </tr> <tr> <td>世帯〇〇〇〇世帯(世帯)</td> <td>95,227</td> <td>77,732</td> <td>71,334</td> <td>62,773</td> <td>46,792</td> <td>63,899</td> </tr> <tr> <td>人口密度(人/k㎡)</td> <td>4,588</td> <td>5,241</td> <td>7,588</td> <td>1,794</td> <td>1,815</td> <td>7,015</td> </tr> <tr> <td>1世帯当り人口(人)</td> <td>2.15</td> <td>2.31</td> <td>2.26</td> <td>2.41</td> <td>2.71</td> <td>2.32</td> </tr> <tr> <td>高齢化率〔65歳以上人口比率〕(%)</td> <td>22.4</td> <td>28.9</td> <td>25.0</td> <td>30.2</td> <td>20.6</td> <td>24.1</td> </tr> </tbody> </table>		中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	人口〇〇〇〇人(人)	205,070	179,200	180,968	151,078	126,848	148,718	世帯〇〇〇〇世帯(世帯)	95,227	77,732	71,334	62,773	46,792	63,899	人口密度(人/k㎡)	4,588	5,241	7,588	1,794	1,815	7,015	1世帯当り人口(人)	2.15	2.31	2.26	2.41	2.71	2.32	高齢化率〔65歳以上人口比率〕(%)	22.4	28.9	25.0	30.2	20.6	24.1	・時点更新による修正(修正)
	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区																																																																																					
人口〇〇〇〇人(人)	211,736	177,928	180,582	146,940	129,421	148,844																																																																																					
世帯〇〇〇〇世帯(世帯)	109,336	81,123	74,796	64,840	50,996	66,891																																																																																					
人口密度(人/k㎡)	4,734.7	5186.5	7567.5	1745.3	1953.5	7025.7																																																																																					
1世帯当り人口(人)	1.94	2.18	2.15	2.27	2.54	2.29																																																																																					
高齢化率〔65歳以上人口比率〕(%)	21.2	25.5	24.4	28.3	21.7	24.5																																																																																					
	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区																																																																																					
人口〇〇〇〇人(人)	205,070	179,200	180,968	151,078	126,848	148,718																																																																																					
世帯〇〇〇〇世帯(世帯)	95,227	77,732	71,334	62,773	46,792	63,899																																																																																					
人口密度(人/k㎡)	4,588	5,241	7,588	1,794	1,815	7,015																																																																																					
1世帯当り人口(人)	2.15	2.31	2.26	2.41	2.71	2.32																																																																																					
高齢化率〔65歳以上人口比率〕(%)	22.4	28.9	25.0	30.2	20.6	24.1																																																																																					
16	共通編	第1章 総則	第3節 市の概況	16	<p>第3節 市の概況 第2 社会的条件 1 人口 (3)昼夜間人口 (令和2年国勢調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>夜間人口</th> <th>昼間人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>974,951人</td> <td>946,610人</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:令和2年国勢調査 (<a href="https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html">https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html</a>)</p>	夜間人口	昼間人口	974,951人	946,610人	<p>第3節 市の概況 第2 社会的条件 1 人口 (3)昼夜間人口 (平成27年国勢調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>夜間人口</th> <th>昼間人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>971,882人</td> <td>951,528人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p>	夜間人口	昼間人口	971,882人	951,528人	・時点更新による修正(修正) ・出典元を記載(追記)																																																																												
夜間人口	昼間人口																																																																																										
974,951人	946,610人																																																																																										
夜間人口	昼間人口																																																																																										
971,882人	951,528人																																																																																										
17	共通編	第1章 総則	第3節 市の概況	15	<p>第3節 市の概況 第2 社会的条件 1 人口 (4)将来の見通し 市の総人口は、2020年代前半をピークに、減少に転じる見通しであり、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加する見通し。また、高齢化率は、2040年に33.2%まで上昇する見通しであり、世帯数は2030年頃にピークを迎え、平均世帯人員は減少傾向が続く見通し。 ※参考:千葉市ホームページ「人口の将来見通し」 (<a href="https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/kikaku/population2.html">https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/kikaku/population2.html</a>)</p>	<p>第3節 市の概況 第2 社会的条件 1 人口 (4)将来の見通し 近年の人口増加率は徐々に小さくなっており、総人口は令和2年の約98万人をピークに減少へ転じることが予想されている。また、高齢者(65歳以上)の人口が増加を続け、令和17年には3人に1人が高齢者という超高齢社会が到来する見通しである。</p>	・時点更新による修正(修正) ・出典元を記載(追記)																																																																																				
18	共通編	第1章 総則	第3節 市の概況	16	<p>第3節 市の概況 第2 社会的条件 2 交通 (1)道路 (略) さらに、広域道路として(略)生実本納線(削除) (略)</p>	<p>第3節 市の概況 第2 社会的条件 2 交通 (1)道路 (略) さらに、広域道路として(略)生実本納線(千葉外房有料道路) (略)</p>	・「千葉外房有料道路」の管理が移管されたため。(削除)																																																																																				
19	共通編	第1章 総則	第4節 計画の前提条件	24	<p>第4節 計画の前提条件 第2 風水害・土砂災害・雪害・火山災害被害 1 風害 (略) 2 水害 (略) 3 高潮災害 (略) 4 土砂災害 (略) 5 雪害 (略) 6 火山災害 (略)</p>	<p>第4節 計画の前提条件 第2 風水害・土砂災害・雪害・火山災害被害 (1) 風害 (略) (2) 水害 (略) (3) 高潮災害 (略) (4) 土砂災害 (略) (5) 雪害 (略) (6) 火山災害 (略)</p>	・計画修正に伴う、所要の修正(修正)																																																																																				

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																																																																																							
20	共通編	第2章 災害予防計画	目次	29	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>防災体制の整備</td><td>共 29</td></tr> <tr><td>2</td><td>安全で災害に強いまちづくりの推進</td><td>共 40</td></tr> <tr><td>3</td><td>被害の軽減</td><td>共 52</td></tr> <tr><td>4</td><td>津波災害予防対策(津波避難計画予防編)</td><td>共 71</td></tr> <tr><td>5</td><td>都市公共施設の災害対応力の強化</td><td>共 77</td></tr> <tr><td>6</td><td>安全避難の環境整備</td><td>共 86</td></tr> <tr><td>7</td><td>要配慮者の安全確保</td><td>共 84</td></tr> <tr><td>8</td><td>帰宅困難者等対策</td><td>共 102</td></tr> <tr><td>9</td><td>緊急輸送の環境整備</td><td>共 105</td></tr> <tr><td>10</td><td>救援・救護体制の整備</td><td>共 108</td></tr> <tr><td>11</td><td>備蓄・調達体制の整備</td><td>共 115</td></tr> <tr><td>12</td><td>防災行動力の向上</td><td>共 119</td></tr> <tr><td>13</td><td>雷害予防対策</td><td>共 133</td></tr> <tr><td>14</td><td>火山災害予防対策</td><td>共 139</td></tr> </tbody> </table>	節	計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名	ページ	1	防災体制の整備	共 29	2	安全で災害に強いまちづくりの推進	共 40	3	被害の軽減	共 52	4	津波災害予防対策(津波避難計画予防編)	共 71	5	都市公共施設の災害対応力の強化	共 77	6	安全避難の環境整備	共 86	7	要配慮者の安全確保	共 84	8	帰宅困難者等対策	共 102	9	緊急輸送の環境整備	共 105	10	救援・救護体制の整備	共 108	11	備蓄・調達体制の整備	共 115	12	防災行動力の向上	共 119	13	雷害予防対策	共 133	14	火山災害予防対策	共 139	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>防災体制の整備</td><td>共 29</td></tr> <tr><td>2</td><td>安全で災害に強いまちづくりの推進</td><td>共 40</td></tr> <tr><td>3</td><td>被害の軽減</td><td>共 51</td></tr> <tr><td>4</td><td>津波災害予防対策(津波避難計画予防編)</td><td>共 69</td></tr> <tr><td>5</td><td>都市公共施設の災害対応力の強化</td><td>共 74</td></tr> <tr><td>6</td><td>安全避難の環境整備</td><td>共 83</td></tr> <tr><td>7</td><td>要配慮者の安全確保</td><td>共 81</td></tr> <tr><td>8</td><td>帰宅困難者等対策</td><td>共 89</td></tr> <tr><td>9</td><td>緊急輸送の環境整備</td><td>共 102</td></tr> <tr><td>10</td><td>救援・救護体制の整備</td><td>共 105</td></tr> <tr><td>11</td><td>備蓄・調達体制の整備</td><td>共 111</td></tr> <tr><td>12</td><td>防災行動力の向上</td><td>共 114</td></tr> <tr><td>13</td><td>雷害予防対策</td><td>共 126</td></tr> <tr><td>14</td><td>火山災害予防対策</td><td>共 132</td></tr> </tbody> </table>	節	計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名	ページ	1	防災体制の整備	共 29	2	安全で災害に強いまちづくりの推進	共 40	3	被害の軽減	共 51	4	津波災害予防対策(津波避難計画予防編)	共 69	5	都市公共施設の災害対応力の強化	共 74	6	安全避難の環境整備	共 83	7	要配慮者の安全確保	共 81	8	帰宅困難者等対策	共 89	9	緊急輸送の環境整備	共 102	10	救援・救護体制の整備	共 105	11	備蓄・調達体制の整備	共 111	12	防災行動力の向上	共 114	13	雷害予防対策	共 126	14	火山災害予防対策	共 132	・計画修正に伴う、所要の修正(修正)																													
節	計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名	ページ																																																																																																																												
1	防災体制の整備	共 29																																																																																																																												
2	安全で災害に強いまちづくりの推進	共 40																																																																																																																												
3	被害の軽減	共 52																																																																																																																												
4	津波災害予防対策(津波避難計画予防編)	共 71																																																																																																																												
5	都市公共施設の災害対応力の強化	共 77																																																																																																																												
6	安全避難の環境整備	共 86																																																																																																																												
7	要配慮者の安全確保	共 84																																																																																																																												
8	帰宅困難者等対策	共 102																																																																																																																												
9	緊急輸送の環境整備	共 105																																																																																																																												
10	救援・救護体制の整備	共 108																																																																																																																												
11	備蓄・調達体制の整備	共 115																																																																																																																												
12	防災行動力の向上	共 119																																																																																																																												
13	雷害予防対策	共 133																																																																																																																												
14	火山災害予防対策	共 139																																																																																																																												
節	計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名	ページ																																																																																																																												
1	防災体制の整備	共 29																																																																																																																												
2	安全で災害に強いまちづくりの推進	共 40																																																																																																																												
3	被害の軽減	共 51																																																																																																																												
4	津波災害予防対策(津波避難計画予防編)	共 69																																																																																																																												
5	都市公共施設の災害対応力の強化	共 74																																																																																																																												
6	安全避難の環境整備	共 83																																																																																																																												
7	要配慮者の安全確保	共 81																																																																																																																												
8	帰宅困難者等対策	共 89																																																																																																																												
9	緊急輸送の環境整備	共 102																																																																																																																												
10	救援・救護体制の整備	共 105																																																																																																																												
11	備蓄・調達体制の整備	共 111																																																																																																																												
12	防災行動力の向上	共 114																																																																																																																												
13	雷害予防対策	共 126																																																																																																																												
14	火山災害予防対策	共 132																																																																																																																												
21	共通編	第2章 災害予防計画	第1節 防災体制の整備	33	<p>第1節 防災体制の整備 第1 防災組織の整備 8 NPO・ボランティア等による災害活動の環境整備(略)</p> <p>市は、このような事態に備え、NPO・ボランティア等の協力活動が円滑に行えるよう日本赤十字社千葉県支部、(削除)市社会福祉協議会、NPO等との連携を強化し、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図るとともに、災害時の中核となる(削除)市災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう、情報を共有する場の整備に努め、また、市民に災害時におけるボランティア活動や事前の登録等について広く呼びかけ、ボランティアの意識の啓発や育成に努めるとともに、避難所運営委員会と協力して避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p>	<p>第1節 防災体制の整備 第1 防災組織の整備 8 NPO・ボランティア等による災害活動の環境整備(略)</p> <p>(追記)このような事態に備え、NPO・ボランティア等の協力活動が円滑に行えるよう日本赤十字社千葉県支部、千葉市社会福祉協議会、NPO等との連携を強化し、(追記)中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図るとともに、災害時の中核となる千葉市災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう、情報を共有する場の整備に努め、また、市民に災害時におけるボランティア活動や事前の登録等について広く呼びかけ、ボランティアの意識の啓発や育成に努める(追記)。</p>	・防災基本計画の修正を反映するため。(追記) ・団体名称を計画内で統一するため。(削除)																																																																																																																							
21	共通編	第2章 災害予防計画	第1節 防災体制の整備	35	<p>第1節 防災体制の整備 第2 防災拠点施設の整備 3 市総合防災拠点</p> <table border="1"> <tr> <td>○本部施設</td> <td>市役所危機管理センター(本節第4参照)</td> </tr> </table> <p>(削除)</p>	○本部施設	市役所危機管理センター(本節第4参照)	<p>第1節 防災体制の整備 第2 防災拠点施設の整備 3 市総合防災拠点</p> <table border="1"> <tr> <td>○本部施設</td> <td>市役所危機管理センター(本節第4参照)</td> </tr> <tr> <td>○代替機能</td> <td>ポ=トサイドタワー=1-2階会議室</td> </tr> </table>	○本部施設	市役所危機管理センター(本節第4参照)	○代替機能	ポ=トサイドタワー=1-2階会議室	・所要の修正(削除)																																																																																																																	
○本部施設	市役所危機管理センター(本節第4参照)																																																																																																																													
○本部施設	市役所危機管理センター(本節第4参照)																																																																																																																													
○代替機能	ポ=トサイドタワー=1-2階会議室																																																																																																																													
22	共通編	第2章 災害予防計画	第1節 防災体制の整備	35	<p>第1節 防災体制の整備 第2 防災拠点施設の整備 4 市広域防災拠点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>代表的な施設</th> <th>防災機能</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>フクダ電子アリーナ(麻理球技場)</td> <td>現地利産本部 物資の備蓄・集配・集積・荷捌きスペース 受水槽・中水槽・防火水槽の整備 災害対応トイレの整備 救護・医療スペース ボランティア等の活動拠点 関係車両の駐車場(スタンド下)</td> <td>中水槽1基 防火水槽4基 災害対応トイレ1基</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>フクダ電子スクエア</td> <td>ヘリポート(中型・大型)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>第1駐車場</td> <td>警察消防車両の駐車スペース</td> <td>158台口駐車可能</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>第2駐車場</td> <td>物資の一時集積</td> <td>320台口駐車可能</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>フクダ電子ヒルスコート</td> <td>地域住民1万人対応の避難場所 災害対応トイレの整備(管理棟内)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>第3駐車場</td> <td>広域消防隊の集結地</td> <td>476台口駐車可能</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>第1多目的グラウンド</td> <td>物資の集配 大型車の駐車スペース</td> <td>850台口臨時駐車可能</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>第2多目的グラウンド</td> <td>警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>レクリエーション広場</td> <td>自衛隊の待機・駐屯スペース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>第2多目的グラウンド(中形理球技場)</td> <td>警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>第3多目的グラウンド</td> <td>自衛隊の待機・駐屯スペース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>第4駐車場</td> <td>自衛隊関連車両の駐車スペース</td> <td>303台口駐車可能</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>バックヤード</td> <td>市備蓄倉庫(段ボールベッド等)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記号	代表的な施設	防災機能	備考	A	フクダ電子アリーナ(麻理球技場)	現地利産本部 物資の備蓄・集配・集積・荷捌きスペース 受水槽・中水槽・防火水槽の整備 災害対応トイレの整備 救護・医療スペース ボランティア等の活動拠点 関係車両の駐車場(スタンド下)	中水槽1基 防火水槽4基 災害対応トイレ1基	B	フクダ電子スクエア	ヘリポート(中型・大型)		C	第1駐車場	警察消防車両の駐車スペース	158台口駐車可能	D	第2駐車場	物資の一時集積	320台口駐車可能	E	フクダ電子ヒルスコート	地域住民1万人対応の避難場所 災害対応トイレの整備(管理棟内)		F	第3駐車場	広域消防隊の集結地	476台口駐車可能	G	第1多目的グラウンド	物資の集配 大型車の駐車スペース	850台口臨時駐車可能	H	第2多目的グラウンド	警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース		I	レクリエーション広場	自衛隊の待機・駐屯スペース		J	第2多目的グラウンド(中形理球技場)	警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース		K	第3多目的グラウンド	自衛隊の待機・駐屯スペース		L	第4駐車場	自衛隊関連車両の駐車スペース	303台口駐車可能	M	バックヤード	市備蓄倉庫(段ボールベッド等)		<p>第1節 防災体制の整備 第2 防災拠点施設の整備 4 市広域防災拠点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備状況</th> <th>記号</th> <th>代表的な施設</th> <th>防災機能</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">完成区域</td> <td>A</td> <td>フクダ電子アリーナ(麻理球技場)</td> <td>現地利産本部 物資の備蓄・集配・集積・荷捌きスペース 受水槽・中水槽・防火水槽の整備 災害対応トイレの整備 救護・医療スペース ボランティア等の活動拠点 関係車両の駐車場(スタンド下)</td> <td>中水槽1基 防火水槽4基 災害対応トイレ1基</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>フクダ電子スクエア</td> <td>ヘリポート(中型・大型)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>第1駐車場</td> <td>警察消防車両の駐車スペース</td> <td>158台口駐車可能</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>第2駐車場</td> <td>物資の一時集積</td> <td>320台口駐車可能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一部完成区域</td> <td>E</td> <td>フクダ電子ヒルスコート</td> <td>地域住民1万人対応の避難場所 災害対応トイレの整備(管理棟内)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>第3駐車場</td> <td>広域消防隊の集結地</td> <td>476台口駐車可能</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">未整備区域</td> <td>G</td> <td>第1多目的グラウンド</td> <td>物資の集配 大型車の駐車スペース</td> <td>850台口臨時駐車可能</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>第2多目的グラウンド</td> <td>警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>レクリエーション広場</td> <td>自衛隊の待機・駐屯スペース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>第2多目的グラウンド(中形理球技場)</td> <td>警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>K</td> <td>第3多目的グラウンド</td> <td>自衛隊の待機・駐屯スペース</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>L</td> <td>第4駐車場</td> <td>自衛隊関連車両の駐車スペース</td> <td>303台口駐車可能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M</td> <td>バックヤード</td> <td>市備蓄倉庫(段ボールベッド等)</td> <td>令和3年度完成予定</td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	記号	代表的な施設	防災機能	備考	完成区域	A	フクダ電子アリーナ(麻理球技場)	現地利産本部 物資の備蓄・集配・集積・荷捌きスペース 受水槽・中水槽・防火水槽の整備 災害対応トイレの整備 救護・医療スペース ボランティア等の活動拠点 関係車両の駐車場(スタンド下)	中水槽1基 防火水槽4基 災害対応トイレ1基	B	フクダ電子スクエア	ヘリポート(中型・大型)		C	第1駐車場	警察消防車両の駐車スペース	158台口駐車可能	D	第2駐車場	物資の一時集積	320台口駐車可能	一部完成区域	E	フクダ電子ヒルスコート	地域住民1万人対応の避難場所 災害対応トイレの整備(管理棟内)		F	第3駐車場	広域消防隊の集結地	476台口駐車可能	未整備区域	G	第1多目的グラウンド	物資の集配 大型車の駐車スペース	850台口臨時駐車可能	H	第2多目的グラウンド	警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース		I	レクリエーション広場	自衛隊の待機・駐屯スペース		J	第2多目的グラウンド(中形理球技場)	警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース			K	第3多目的グラウンド	自衛隊の待機・駐屯スペース			L	第4駐車場	自衛隊関連車両の駐車スペース	303台口駐車可能		M	バックヤード	市備蓄倉庫(段ボールベッド等)	令和3年度完成予定	・千葉市蘇我スポーツ公園の整備事業が完了したため。(削除)
記号	代表的な施設	防災機能	備考																																																																																																																											
A	フクダ電子アリーナ(麻理球技場)	現地利産本部 物資の備蓄・集配・集積・荷捌きスペース 受水槽・中水槽・防火水槽の整備 災害対応トイレの整備 救護・医療スペース ボランティア等の活動拠点 関係車両の駐車場(スタンド下)	中水槽1基 防火水槽4基 災害対応トイレ1基																																																																																																																											
B	フクダ電子スクエア	ヘリポート(中型・大型)																																																																																																																												
C	第1駐車場	警察消防車両の駐車スペース	158台口駐車可能																																																																																																																											
D	第2駐車場	物資の一時集積	320台口駐車可能																																																																																																																											
E	フクダ電子ヒルスコート	地域住民1万人対応の避難場所 災害対応トイレの整備(管理棟内)																																																																																																																												
F	第3駐車場	広域消防隊の集結地	476台口駐車可能																																																																																																																											
G	第1多目的グラウンド	物資の集配 大型車の駐車スペース	850台口臨時駐車可能																																																																																																																											
H	第2多目的グラウンド	警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース																																																																																																																												
I	レクリエーション広場	自衛隊の待機・駐屯スペース																																																																																																																												
J	第2多目的グラウンド(中形理球技場)	警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース																																																																																																																												
K	第3多目的グラウンド	自衛隊の待機・駐屯スペース																																																																																																																												
L	第4駐車場	自衛隊関連車両の駐車スペース	303台口駐車可能																																																																																																																											
M	バックヤード	市備蓄倉庫(段ボールベッド等)																																																																																																																												
整備状況	記号	代表的な施設	防災機能	備考																																																																																																																										
完成区域	A	フクダ電子アリーナ(麻理球技場)	現地利産本部 物資の備蓄・集配・集積・荷捌きスペース 受水槽・中水槽・防火水槽の整備 災害対応トイレの整備 救護・医療スペース ボランティア等の活動拠点 関係車両の駐車場(スタンド下)	中水槽1基 防火水槽4基 災害対応トイレ1基																																																																																																																										
	B	フクダ電子スクエア	ヘリポート(中型・大型)																																																																																																																											
	C	第1駐車場	警察消防車両の駐車スペース	158台口駐車可能																																																																																																																										
	D	第2駐車場	物資の一時集積	320台口駐車可能																																																																																																																										
一部完成区域	E	フクダ電子ヒルスコート	地域住民1万人対応の避難場所 災害対応トイレの整備(管理棟内)																																																																																																																											
	F	第3駐車場	広域消防隊の集結地	476台口駐車可能																																																																																																																										
未整備区域	G	第1多目的グラウンド	物資の集配 大型車の駐車スペース	850台口臨時駐車可能																																																																																																																										
	H	第2多目的グラウンド	警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース																																																																																																																											
	I	レクリエーション広場	自衛隊の待機・駐屯スペース																																																																																																																											
	J	第2多目的グラウンド(中形理球技場)	警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース																																																																																																																											
	K	第3多目的グラウンド	自衛隊の待機・駐屯スペース																																																																																																																											
	L	第4駐車場	自衛隊関連車両の駐車スペース	303台口駐車可能																																																																																																																										
	M	バックヤード	市備蓄倉庫(段ボールベッド等)	令和3年度完成予定																																																																																																																										

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																																																										
23	共通編	第2章 災害予防計画	第1節 防災体制の整備	36	第1節 防災体制の整備 第3 情報連絡体制の整備 大規模災害発生時には、(略)災害時優先電話指定の拡充、 <b>通信網の強化(冗長化)</b> 等により、情報連絡体制の確保を図る。なお、(略)	第1節 防災体制の整備 第3 情報連絡体制の整備 大規模災害発生時には、(略)災害時優先電話指定の拡充( <b>追記</b> )等により、情報連絡体制の確保を図る。なお、(略)	・実施済みの対策を追記(追記)																																																																																										
24	共通編	第2章 災害予防計画	第1節 防災体制の整備	37	第1節 防災体制の整備 第3 情報連絡体制の整備 1 施設・設備の整備 (2)事業計画 ア 機器の整備 (ア)防災行政無線の整備 総務省の基本方針に基づき、( <b>削除</b> )60MHz帯アナログ設備について令和4年度までに <b>更新し、(削除)</b> デジタル化を行った。	第1節 防災体制の整備 第3 情報連絡体制の整備 1 施設・設備の整備 (2)事業計画 ア 機器の整備 (ア)防災行政無線の整備 総務省の基本方針に基づき、 <b>現行</b> 60MHz帯アナログ設備について令和4年度まで( <b>追記</b> )のデジタル化を進める。	・対策事業の完了に伴い、表現を修正(削除、追記、修正)																																																																																										
25	共通編	第2章 災害予防計画	第1節 防災体制の整備	38	第1節 防災体制の整備 第3 情報連絡体制の整備 1 施設・設備の整備 (2)事業計画 ア 機器の整備 (カ)庁内の通信網の強化 サーバ群が設置されたデータセンタと主要拠点(本庁等)との通信網や、千葉県セキュリティクラウドへの通信網を冗長化(マルチキャリア等)することで、 <b>強化している。</b>	第1節 防災体制の整備 第3 情報連絡体制の整備 1 施設・設備の整備 (2)事業計画 ア 機器の整備 (カ)庁内の通信網の強化 サーバ群が設置されたデータセンタと主要拠点(本庁等)との通信網や、千葉県セキュリティクラウドへの通信網を冗長化(マルチキャリア等)することで、 <b>強化を図る。</b>	・対策事業の完了に伴い、表現を修正(修正)																																																																																										
26	共通編	第2章 災害予防計画	第1節 防災体制の整備	38	第1節 防災体制の整備 第3 情報連絡体制の整備 1 施設・設備の整備 (2)事業計画 イ 災害時優先電話指定の拡充 市各部局、市出先機関、防災関係機関に関し、災害時優先電話指定の拡充を通信回線契約業者に要請し、有事緊急連絡体制の確立に万全を期す。 ※情報伝達体系図、千葉市 <b>総合防災情報</b> 災害情報共有システム、千葉市防災ポータルサイト(資料2-24)	第1節 防災体制の整備 第3 情報連絡体制の整備 1 施設・設備の整備 (2)事業計画 イ 災害時優先電話指定の拡充 市各部局、市出先機関、防災関係機関に関し、災害時優先電話指定の拡充を通信回線契約業者に要請し、有事緊急連絡体制の確立に万全を期す。 ※情報伝達体系図、千葉市 <b>災害情報共有</b> システム、千葉市防災ポータルサイト(資料2-24)	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)																																																																																										
27	共通編	第2章 災害予防計画	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進	41	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第2 市街地の整備 1 市街地再開発事業の推進 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施行者</th> <th>地区名</th> <th>地区面積 (ha)</th> <th>施設建築物の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完了</td> <td>組合</td> <td>千葉中央</td> <td>1.2</td> <td>千葉フインビル</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>個人</td> <td>千葉中央第二</td> <td>0.25</td> <td>フジモト第一生命ビルディング</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>組合</td> <td>千葉新町</td> <td>2.9</td> <td>センシティビルディング</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>個人</td> <td>千葉新町第二</td> <td>1.1</td> <td>センシティパークプラザ</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>組合</td> <td>千葉中央第六</td> <td>1.3</td> <td>Qiball (きぼーる) 等</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>公共団体</td> <td>千葉駅西口</td> <td>1.9</td> <td>WESTRIO (ウェストリオ)、 WESTGATE OHBA (ウェストゲート千葉)</td> </tr> <tr> <td>施行中</td> <td>組合</td> <td>千葉駅東口</td> <td>1.0</td> <td><b>エオンズ千葉</b></td> </tr> <tr> <td>施行中</td> <td>組合</td> <td>新千葉2・3</td> <td>0.3</td> <td><b>ガラスエース千葉駅前</b> <b>シエルプラン千葉駅前</b></td> </tr> </tbody> </table>	区分	施行者	地区名	地区面積 (ha)	施設建築物の概要	完了	組合	千葉中央	1.2	千葉フインビル	完了	個人	千葉中央第二	0.25	フジモト第一生命ビルディング	完了	組合	千葉新町	2.9	センシティビルディング	完了	個人	千葉新町第二	1.1	センシティパークプラザ	完了	組合	千葉中央第六	1.3	Qiball (きぼーる) 等	完了	公共団体	千葉駅西口	1.9	WESTRIO (ウェストリオ)、 WESTGATE OHBA (ウェストゲート千葉)	施行中	組合	千葉駅東口	1.0	<b>エオンズ千葉</b>	施行中	組合	新千葉2・3	0.3	<b>ガラスエース千葉駅前</b> <b>シエルプラン千葉駅前</b>	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第2 市街地の整備 1 市街地再開発事業の推進 ①修正 ②追加 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施行者</th> <th>地区名</th> <th>地区面積 (ha)</th> <th>施設建築物の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完了</td> <td>組合</td> <td>千葉中央</td> <td>1.2</td> <td>千葉フインビル</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>個人</td> <td>千葉中央第二</td> <td>0.25</td> <td>フジモト第一生命ビルディング</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>組合</td> <td>千葉新町</td> <td>2.9</td> <td>センシティビルディング</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>個人</td> <td>千葉新町第二</td> <td>1.1</td> <td>センシティパークプラザ</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>組合</td> <td>千葉中央第六</td> <td>1.3</td> <td>Qiball (きぼーる) 等</td> </tr> <tr> <td>施行中</td> <td>公共団体</td> <td>千葉駅西口</td> <td>1.9</td> <td>B工区内開発ビル (仮)</td> </tr> <tr> <td>施行中</td> <td>組合</td> <td>千葉駅東口</td> <td>1.0</td> <td>① 再開発ビル (仮)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施行者	地区名	地区面積 (ha)	施設建築物の概要	完了	組合	千葉中央	1.2	千葉フインビル	完了	個人	千葉中央第二	0.25	フジモト第一生命ビルディング	完了	組合	千葉新町	2.9	センシティビルディング	完了	個人	千葉新町第二	1.1	センシティパークプラザ	完了	組合	千葉中央第六	1.3	Qiball (きぼーる) 等	施行中	公共団体	千葉駅西口	1.9	B工区内開発ビル (仮)	施行中	組合	千葉駅東口	1.0	① 再開発ビル (仮)					②	・時点更新による修正(修正)
区分	施行者	地区名	地区面積 (ha)	施設建築物の概要																																																																																													
完了	組合	千葉中央	1.2	千葉フインビル																																																																																													
完了	個人	千葉中央第二	0.25	フジモト第一生命ビルディング																																																																																													
完了	組合	千葉新町	2.9	センシティビルディング																																																																																													
完了	個人	千葉新町第二	1.1	センシティパークプラザ																																																																																													
完了	組合	千葉中央第六	1.3	Qiball (きぼーる) 等																																																																																													
完了	公共団体	千葉駅西口	1.9	WESTRIO (ウェストリオ)、 WESTGATE OHBA (ウェストゲート千葉)																																																																																													
施行中	組合	千葉駅東口	1.0	<b>エオンズ千葉</b>																																																																																													
施行中	組合	新千葉2・3	0.3	<b>ガラスエース千葉駅前</b> <b>シエルプラン千葉駅前</b>																																																																																													
区分	施行者	地区名	地区面積 (ha)	施設建築物の概要																																																																																													
完了	組合	千葉中央	1.2	千葉フインビル																																																																																													
完了	個人	千葉中央第二	0.25	フジモト第一生命ビルディング																																																																																													
完了	組合	千葉新町	2.9	センシティビルディング																																																																																													
完了	個人	千葉新町第二	1.1	センシティパークプラザ																																																																																													
完了	組合	千葉中央第六	1.3	Qiball (きぼーる) 等																																																																																													
施行中	公共団体	千葉駅西口	1.9	B工区内開発ビル (仮)																																																																																													
施行中	組合	千葉駅東口	1.0	① 再開発ビル (仮)																																																																																													
				②																																																																																													
28	共通編	第2章 災害予防計画	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進	41	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第2 市街地の整備 2 土地区画整理事業等の推進 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>事業名</th> <th>施行地区</th> <th>施行面積 (ha)</th> <th>施行期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">検見川・稲毛地区</td> <td>稲毛区稲毛町4・5丁目、 花見川区検見川町5丁目の各一部</td> <td>67.95</td> <td>S60~R27</td> </tr> <tr> <td>中央区港町、 寒川町1・2丁目の各一部</td> <td>17.73</td> <td>H元~H45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">東葛張地区</td> <td>花見川区葛張町4・5・6丁目、 武石町1・2丁目の各一部</td> <td>26.05</td> <td>H8~R23</td> </tr> </tbody> </table> 令和5年4月現在	実施機関	事業名	施行地区	施行面積 (ha)	施行期間	市	検見川・稲毛地区	稲毛区稲毛町4・5丁目、 花見川区検見川町5丁目の各一部	67.95	S60~R27	中央区港町、 寒川町1・2丁目の各一部	17.73	H元~H45	市	東葛張地区	花見川区葛張町4・5・6丁目、 武石町1・2丁目の各一部	26.05	H8~R23	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第2 市街地の整備 2 土地区画整理事業等の推進 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>事業名</th> <th>施行地区</th> <th>施行面積 (ha)</th> <th>施行期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">検見川・稲毛地区</td> <td>稲毛区稲毛町4・5丁目、 花見川区検見川町5丁目の各一部</td> <td>67.95</td> <td>① S60~H41</td> </tr> <tr> <td>中央区港町、 寒川町1・2丁目の各一部</td> <td>17.73</td> <td>H元~H45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">東葛張地区</td> <td>花見川区葛張町4・5・6丁目、 武石町1・2丁目の各一部</td> <td>26.05</td> <td>② H8~H42</td> </tr> </tbody> </table> 令和5年4月現在	実施機関	事業名	施行地区	施行面積 (ha)	施行期間	市	検見川・稲毛地区	稲毛区稲毛町4・5丁目、 花見川区検見川町5丁目の各一部	67.95	① S60~H41	中央区港町、 寒川町1・2丁目の各一部	17.73	H元~H45	市	東葛張地区	花見川区葛張町4・5・6丁目、 武石町1・2丁目の各一部	26.05	② H8~H42	・時点更新による修正(修正)																																																						
実施機関	事業名	施行地区	施行面積 (ha)	施行期間																																																																																													
市	検見川・稲毛地区	稲毛区稲毛町4・5丁目、 花見川区検見川町5丁目の各一部	67.95	S60~R27																																																																																													
		中央区港町、 寒川町1・2丁目の各一部	17.73	H元~H45																																																																																													
市	東葛張地区	花見川区葛張町4・5・6丁目、 武石町1・2丁目の各一部	26.05	H8~R23																																																																																													
		実施機関	事業名	施行地区	施行面積 (ha)	施行期間																																																																																											
市	検見川・稲毛地区	稲毛区稲毛町4・5丁目、 花見川区検見川町5丁目の各一部	67.95	① S60~H41																																																																																													
		中央区港町、 寒川町1・2丁目の各一部	17.73	H元~H45																																																																																													
市	東葛張地区	花見川区葛張町4・5・6丁目、 武石町1・2丁目の各一部	26.05	② H8~H42																																																																																													

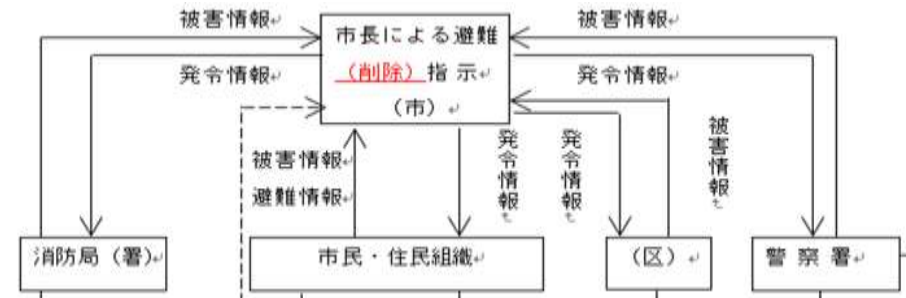
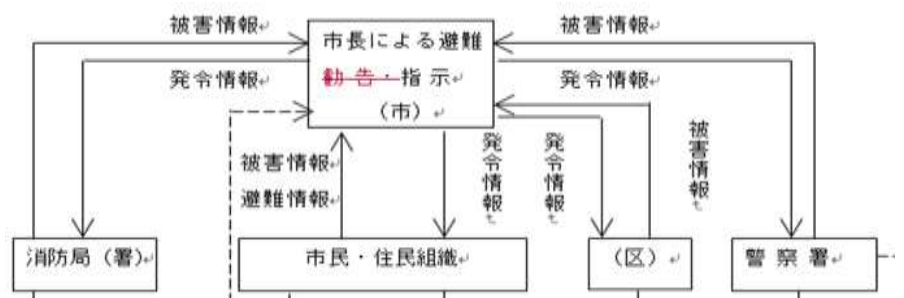
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																		
29	共通編	第2章 災害予防計画	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進	43	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第4 道路・橋梁(きょうりょう)の整備 1 幹線道路 (1)現況 (令和5年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> <th>舗装済延長(km)</th> <th>舗装率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国直轄</td> <td>4</td> <td>51.1</td> <td>51.1</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>道市管理</td> <td>(2)</td> <td>23.7</td> <td>23.7</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>23</td> <td>121.8</td> <td>121.8</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>14,267</td> <td>3,239.5</td> <td>2,963.8</td> <td>91.5</td> </tr> </tbody> </table> ※国道の総路線数は5路線、市管理はそのうち2路線(削除)(うち1路線は一部区間)である。	区分	路線数	実延長(km)	舗装済延長(km)	舗装率(%)	国直轄	4	51.1	51.1	100.0	道市管理	(2)	23.7	23.7	100.0	県道	23	121.8	121.8	100.0	市道	14,267	3,239.5	2,963.8	91.5	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第4 道路・橋梁(きょうりょう)の整備 1 幹線道路 (1)現況 (平成29年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> <th>舗装済延長(km)</th> <th>舗装率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国直轄</td> <td>5</td> <td>67.8</td> <td>67.8</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>道市管理</td> <td>(2)</td> <td>7.1</td> <td>7.1</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>23</td> <td>108.4</td> <td>108.4</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>14,015</td> <td>3,195.0</td> <td>2,916.7</td> <td>91.3</td> </tr> </tbody> </table> ※国道の総路線数は5路線、市管理はそのうち2路線(追記)一部区間(追記)である。	区分	路線数	実延長(km)	舗装済延長(km)	舗装率(%)	国直轄	5	67.8	67.8	100.0	道市管理	(2)	7.1	7.1	100.0	県道	23	108.4	108.4	100.0	市道	14,015	3,195.0	2,916.7	91.3	・時点更新による修正(修正)
区分	路線数	実延長(km)	舗装済延長(km)	舗装率(%)																																																					
国直轄	4	51.1	51.1	100.0																																																					
道市管理	(2)	23.7	23.7	100.0																																																					
県道	23	121.8	121.8	100.0																																																					
市道	14,267	3,239.5	2,963.8	91.5																																																					
区分	路線数	実延長(km)	舗装済延長(km)	舗装率(%)																																																					
国直轄	5	67.8	67.8	100.0																																																					
道市管理	(2)	7.1	7.1	100.0																																																					
県道	23	108.4	108.4	100.0																																																					
市道	14,015	3,195.0	2,916.7	91.3																																																					
30	共通編	第2章 災害予防計画	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進	50	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第8 河川・排水路等の整備 3 一級・二級河川の洪水浸水想定区域図の(削除)公表 市民等に水害の危険性を正しく認識してもらうことで、防災意識の向上により被害の軽減につなげるため、公表された洪水浸水想定区域等を記載した(削除)浸水想定図の周知に努める。	第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第8 河川・排水路等の整備3 都川水系浸水想定図・村田川浸水想定(追記)図の作成・公表 市民等に水害の危険性を正しく認識してもらうことで、防災意識の向上により被害の軽減につなげるため、(追記)浸水想定区域等を記載した都川水系浸水想定図・村田川浸水想定図を作成し周知に努める。	・浜田川、印旛放水路、勝田川、浜野川、生実川の洪水浸水想定区域図が公表されたため。(修正、削除) ・所要の修正(追記) ・現在の運用に合わせて修正するため。(削除、修正)																																																		
31	共通編	第2章 災害予防計画	第3節 被害の軽減	54	第3節 被害の軽減 第1 地震火災の防止 3 火災の拡大防止 (1)常備消防の強化 ア 消防力の現況 千葉市の常備消防は、千葉市消防局のもと、各区各署・計6消防署、19出張所の体制のもと、消防車両及び資機材の整備を図り、消防活動にあたっている。	第3節 被害の軽減 第1 地震火災の防止 3 火災の拡大防止 (1)常備消防の強化 ア 消防力の現況 千葉市の常備消防は、千葉市消防局のもと、各区各署・計6消防署、18出張所の体制のもと、消防車両及び資機材の整備を図り、消防活動にあたっている。	・あすみが丘出張所が新設されたため。(追記)																																																		
32	共通編	第2章 災害予防計画	第3節 被害の軽減	55	第3節 被害の軽減 第2 津波・高潮対策 3 標識等の整備 【総務局危機管理部】 津波・高潮等に対応するため誘導標識等の設置を進める。	第3節 被害の軽減 第2 津波・高潮対策 3 標識等の整備 【総務局危機管理部】 津波・高潮等に対応するため誘導標識(追記)の設置を進める。	・現在の運用に合わせて修正するため。(追記)																																																		
33	共通編	第2章 災害予防計画	第3節 被害の軽減	59	第3節 被害の軽減 第4 土砂災害等の防止 (略) 1 土砂災害の危険がある区域 (略) 3 各法令等(各危険箇所)に基づく対応 (略) (4)盛土の崩落を防ぐ安全対策 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。 (5)山地災害対策(山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)) (略)	第3節 被害の軽減 第4 土砂災害等の防止 (略) 1 土砂災害の危険がある(追記) (略) 3 各法令等(各危険箇所)に基づく対応 (略) (追記) (4)山地災害対策(山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)) (略)	・所要の修正(追記) ・防災基本計画の修正を反映するため。(追記)																																																		
34	共通編	第2章 災害予防計画	第3節 被害の軽減	62	第3節 被害の軽減 第5 ブロック塀等対策 【都市局、施設管理者、(一社)千葉市建設業協会】 (略) 1 事前指導の強化 (略)こうした被害の反省を踏まえ、建築物建築確認に伴う事前指導を強化するとともに、(一社)千葉市建設業協会等関係業者の協力を要請し(略)	第3節 被害の軽減 第5 ブロック塀等対策 【都市局、施設管理者、千葉市建設業協会】 (略) 1 事前指導の強化 (略) こうした被害の反省を踏まえ、建築物建築確認に伴う事前指導を強化するとともに、千葉市建設業協会等関係業者の協力を要請し(略)	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)																																																		

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
35	共通編	第2章 災害予防計画	第3節 被害の軽減	68	<p>第3節 被害の軽減 第8 風水害その他の災害の防止 1 風害防止対策 (1)台風・竜巻等に関する知識の普及啓発【総務局危機管理部】 ア 気象情報の確認 (略) なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、「<b>予告的な気象情報</b>」と「<b>雷注意報</b>」は各地の気象台から、「<b>竜巻注意情報</b>」は気象庁から発表される。</p>	<p>第3節 被害の軽減 第8 風水害その他の災害の防止 1 風害防止対策 (1)台風・竜巻等に関する知識の普及啓発【総務局危機管理部】 ア 気象情報の確認 (略) なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、<b>(追記)</b>各地の気象台から<b>(追記)</b>発表される。</p>	・「竜巻注意情報」の発表方法が変更となったため。(追記)
36	共通編	第2章 災害予防計画	第3節 被害の軽減	68	<p>第3節 被害の軽減 第8 風水害その他の災害の防止 1 風害防止対策 (3)電話施設対策【NTT東日本株】 以下のとおり、<b>局外設備</b>、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線装置等を配備している。 <b>また</b>、海岸線付近に設置する空中線については、塩害防止対策を施している。 ア 局外設備 過去の発生地域の調査検討により、工法上の補強を施して重複<b>災害</b>の発生を防ぐとともに設備の2ルート化対策を実施する。</p>	<p>第3節 被害の軽減 第8 風水害その他の災害の防止 1 風害防止対策 (3)電話施設対策【NTT東日本株】 以下のとおり、<b>通信線路設備</b>、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線装置等を配備している。 <b>なお</b>、海岸線付近に設置する空中線については、塩害防止対策を施している。 ア 過去の発生地域の調査検討により、工法上の補強を施して重複<b>障害</b>の発生を防ぐとともに設備の2ルート化対策を実施する。</p>	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
37	共通編	第2章 災害予防計画	第4節 津波災害予防対策	71	<p>第4節 津波災害予防対策(津波避難計画予防編) 2011年3月の東日本大震災(M9.0)では、(略)保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。 (略) <b>津波対策の推進にあたっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。</b></p>	<p>第4節 津波災害予防対策(津波避難計画予防編) 2011年3月の東日本大震災(M9.0)では、(略)保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。 (略) <b>(追記)</b></p>	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
38	共通編	第2章 災害予防計画	第4節 津波災害予防対策	74	<p>第4節 津波災害予防対策(津波避難計画予防編) 第2 津波避難対策 3 津波避難体制の確立 (2)市民等の避難誘導体制 工 市は、避難場所の<b>表示板</b>や避難誘導標識等の整備に努める。</p>	<p>第4節 津波災害予防対策(津波避難計画予防編) 第2 津波避難対策 3 津波避難体制の確立 (2)市民等の避難誘導体制 工 市は、避難場所の<b>案内板</b>や避難誘導標識等の整備に努める。</p>	・文言の整理(修正)
39	共通編	第2章 災害予防計画	第4節 津波災害予防対策	75	<p>第4節 津波災害予防対策(津波避難計画予防編) 第3 津波避難ビル等の指定・整備 市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や(略)、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、津波避難ビル等の指定・整備を<b>している</b>。</p>	<p>第4節 津波災害予防対策(津波避難計画予防編) 第3 津波避難ビル等の指定・整備 市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や(略)、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、津波避難ビル等の指定・整備を<b>進める</b>。</p>	・文言の整理(修正)
40	共通編	第2章 災害予防計画	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化	79	<p>第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第2 ライフライン施設 2 下水道施設、農業集落排水施設 ウ 農業集落排水管路施設台帳の整備 <b>管路施設をデジタルマッピング化し、下水道システムへ取り込むことにより、埋設管渠(かんきょ)やポンプ施設に係る情報の検索性の向上等に努めている。</b></p>	<p>第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第2 ライフライン施設 2 下水道施設、農業集落排水施設 ウ 農業集落排水管路施設台帳の整備 <b>埋設管渠(かんきょ)やポンプ施設に係る情報の検索性の向上のため、管路施設をデジタルマッピング化し、下水道システムへ取り込むことを検討する。</b></p>	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
41	共通編	第2章 災害予防計画	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化	82	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第2 ライフライン施設 5 電話施設 (2)施設の現況(略) イ 局内設備 (ア)局内に設置する通信装置等は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、耐震措置を行っている。 (イ)局内に設置する通信装置等は耐火対策を行っている。 ウ 局外設備 (イ)非常用可搬形加入者線収容装置 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として、非常用可搬形加入者線収容装置を配備している。	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第2 ライフライン施設 5 電話施設 (2)施設の現況(略) イ 所内設備 (ア)所内に設置する通信装置等は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、耐震措置を行っている。 (イ)所内に設置する通信装置等は耐火対策を行っている。 ウ 所外設備 (イ)非常用可搬形加入者線収容装置 所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として、非常用可搬形加入者線収容装置を配備している。	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
42	共通編	第2章 災害予防計画	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化	83	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第2 ライフライン施設 6 鉄道等 【JR東日本㈱千葉支社、日本貨物鉄道㈱、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱】 (略) (2)事業計画 以下には、JR東日本㈱千葉支社の計画のあらましを掲げる。	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第2 ライフライン施設 6 鉄道等 【JR東日本㈱(追記)、日本貨物鉄道㈱、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱】 (2)事業計画 以下には、JR東日本㈱(追記)の計画のあらましを掲げる。	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
43	共通編	第2章 災害予防計画	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化	83	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第2 ライフライン施設 6 鉄道等 (2)事業計画 (3)インフラの活用【千葉都市モノレール㈱】 モノレールインフラを活用し、発電する電力(太陽光発電、回生電力等)を近隣施設や避難所等(千葉公園)へ供給する。	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第2 ライフライン施設 6 鉄道等 (2)事業計画 オ インフラの活用【千葉都市モノレール㈱】 モノレールインフラを活用し、発電する電力(太陽光発電、回生電力等)を近隣施設や避難所(追記)へ供給する。	・「(2)事業計画」は「JR東日本㈱千葉支社」の計画のあらましに係る項目であり、千葉都市モノレール(株)に係る記載と分ける必要があるため。(修正) ・広域避難場所である千葉公園に避難してきた人が、充電できるようにR5年度に設備を追加するため。(追記)
44	共通編	第2章 災害予防計画	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化	84	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第3 道路・橋梁(きょうりょう) (略) 道路の安全化については緊急輸送道路や災害時の(削除)道路等について、道路パトロール等を実施し、道路の維持管理に努める(略) 1 道路防災計画 (1)市の対策【建設局】 (略) 緊急輸送道路として指定されている路線や、(削除)道路については、より一層安全性の確保に努め、必要に応じて、拡幅(削除)の整備等を行う(削除)。 (2)県の対策【千葉県(削除)】 (略)	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第3 道路・橋梁(きょうりょう) (略) 道路の安全化については緊急輸送道路や災害時の避難所に通じる道路等について、道路パトロール等を実施し、道路の維持管理に努める(略) 1 道路防災計画 (1)市の対策【建設局】 (略) 緊急輸送道路として指定されている路線や、避難所に通じる道路については、より一層安全性の確保に努め、必要に応じて、拡幅等の整備(追記)を行うものとする。 (2)県の対策【千葉県道路公社】 (略)	・現在の運用に合わせて修正するため。(削除) ・「千葉外房有料道路」の管理が移管されたため。(削除) ・緊急輸送路の無電中化を含めた表現に修正するため。(追記、削除)
45	共通編	第2章 災害予防計画	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化	84	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第3 道路・橋梁(きょうりょう) (略) 2 橋梁(きょうりょう)防災計画 (2)国の対策【千葉県道事務所】 緊急輸送道路上の橋梁について、耐震補強を推進していく。 (大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策を実施)	第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第3 道路・橋梁(きょうりょう) (略) 2 橋梁(きょうりょう)防災計画 (2)国の対策【千葉県道事務所】 震災点検による計画に基づいて、耐震対策を進めていく。	・国の対策が更新されたため。(修正)



No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
46	共通編	第2章 災害予防計画	第6節 安全避難の環境整備	87	<p>第6節 安全避難の環境整備</p> <p>第1 指定緊急避難場所等の指定・整備</p> <p>1 避難場所、避難所</p> <p>(2)避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 整備目標</p> <p>市立の各小・中学校(略)努める。</p> <p>また、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備や停電に対応できる非常用発電機等の整備・改修、自立・分散型エネルギーの導入及び感染症対策を踏まえたパーティション等の整備、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>さらに、食料、ペットボトル入り飲料水(略)を進める(削除)とともに指定避難所のうち(略)環境の整備を進める。</p>	<p>第6節 安全避難の環境整備</p> <p>第1 指定緊急避難場所等の指定・整備</p> <p>1 避難場所、避難所</p> <p>(2)避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 整備目標</p> <p>市立の各小・中学校(略)努め、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備や停電に対応できる非常用発電機等の整備・改修、自立・分散型エネルギーの導入及び感染症対策を踏まえたパーティション等の整備(追記)に努めるものとする。</p> <p>また、食料、ペットボトル入り飲料水(略)を進める。</p> <p>さらに、指定避難所のうち(略)環境の整備を進める。</p>	・防災基本計画の修正を反映するため。(追記)
47	共通編	第2章 災害予防計画	第6節 安全避難の環境整備	87	<p>第6節 安全避難の環境整備</p> <p>第1 指定緊急避難場所等の指定・整備</p> <p>1 避難場所、避難所</p> <p>(2)避難所</p> <p>エ 避難所の開設</p> <p>※避難所開設・運営マニュアル例</p>	<p>第6節 安全避難の環境整備</p> <p>第1 指定緊急避難場所等の指定・整備</p> <p>1 避難場所、避難所</p> <p>(2)避難所</p> <p>エ 避難所の開設</p> <p>※避難所開設・運営マニュアル(追記)</p>	・令和4年4月にマニュアルを改訂したため。(追記)
48	共通編	第2章 災害予防計画	第6節 安全避難の環境整備	88	<p>第6節 安全避難の環境整備</p> <p>第1 指定緊急避難場所等の指定・整備</p> <p>1 避難場所、避難所</p> <p>(2)避難所</p> <p>オ 避難所の運営</p> <p>避難所は(略)主体として避難所を開設・運営を行う体制を整備する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>また、避難所を運営するにあたっては(略)</p>	<p>第6節 安全避難の環境整備</p> <p>第1 指定緊急避難場所等の指定・整備</p> <p>1 避難場所、避難所</p> <p>(2)避難所</p> <p>オ 避難所の運営</p> <p>避難所は(略)主体として避難所を開設・運営を行う体制を整備する。(追記)</p> <p>また、避難所を運営するに当たっては(略)</p>	・防災基本計画の修正を反映するため。(追記)
49	共通編	第2章 災害予防計画	第6節 安全避難の環境整備	89	<p>第6節 安全避難の環境整備</p> <p>第1 指定緊急避難場所等の指定・整備</p> <p>4 指定等の通知及び広報</p> <p>また、速やかに市の広報紙(市政だより)、ホームページ等で市民への周知徹底を図る。</p>	<p>第6節 安全避難の環境整備</p> <p>第1 指定緊急避難場所等の指定・整備</p> <p>4 指定等の通知及び広報</p> <p>また、速やかに市の広報誌(市政だより)、ホームページ等で市民への周知徹底を図る。</p>	・所要の修正(修正)
	共通編	第2章 災害予防計画	第6節 安全避難の環境整備	90	<p>第6節 安全避難の環境整備</p> <p>第2 避難誘導體制の整備</p> <p>―□基本的な考え方―</p> <p>(1)市は広域的な災害による避難(削除)指示を行った場合、原則として警察署、消防局(署)等と連携し避難誘導を行うが、市民も身の安全を図るため、自主的に最寄りの「避難場所・避難所」、「広域避難場所」又は公園、空地等の安全区域に避難する。</p> <p>(2)市はあらかじめ指定する区域に対して、広域的な災害による避難(削除)指示を行った場合、区域内の「避難場所・避難所」へ職員を派遣し、避難すべき方向及び避難先の指示伝達を行う。その際、警察署、消防局(署)及び自主防災組織等の住民組織と協力して、可能な限り、一定の地域又は自主防災組織等単位に市民を集合させた後、そのつど指定された「広域避難場所」に誘導する。</p> <p>(3)各警察署長は、避難路等の要所に誘導員を配置し避難誘導にあたる。</p> <p>□□□また、避難(削除)指示に従わない者に対しては、極力説得して避難するよう指導する。</p> <p>(4)消防局長(署長)は、避難(削除)指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な避難路及び避難場所を市長、警察署長等に通報する。</p> <p>□□□また、避難(削除)指示が出された時点以降の消火活動は避難路の安全を最優先として、その確保に努める。</p> <p>(5)市、警察署、消防局(署)、自主防災組織及び市民は、障害者や高齢者等要配慮者を、可能な限り早めに避難させる。</p> <p>□□□また、交差点や橋梁・トンネル等の混雑予想地点においては、要配慮者の優先的な避難誘導に努める。</p>	<p>第6節 安全避難の環境整備</p> <p>第2 避難誘導體制の整備</p> <p>―□基本的な考え方―</p> <p>(1)市は広域的な災害による避難(追記)指示を行った場合、原則として警察署、消防局(署)等と連携し避難誘導を行うが、市民も身の安全を図るため、自主的に最寄りの「避難場所・避難所」、「広域避難場所」又は公園、空地等の安全区域に避難する。</p> <p>(2)市はあらかじめ指定する区域に対して、広域的な災害による避難(追記)指示を行った場合、区域内の「避難場所・避難所」へ職員を派遣し、避難すべき方向及び避難先の指示伝達を行う。その際、警察署、消防局(署)及び自主防災組織等の住民組織と協力して、可能な限り、一定の地域又は自主防災組織等単位に市民を集合させた後、そのつど指定された「広域避難場所」に誘導する。</p> <p>(3)各警察署長は、避難路等の要所に誘導員を配置し避難誘導にあたる。</p> <p>□□□また、避難(追記)指示に従わない者に対しては、極力説得して避難するよう指導する。</p> <p>(4)消防局長(署長)は、避難(追記)指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な避難路及び避難場所を市長、警察署長等に通報する。</p> <p>□□□また、避難(追記)指示が出された時点以降の消火活動は避難路の安全を最優先として、その確保に努める。</p> <p>(5)市、警察署、消防局(署)、自主防災組織及び市民は、障害者や高齢者等要配慮者を、可能な限り早めに避難させる。</p> <p>□□□また、交差点や橋梁・トンネル等の混雑予想地点においては、要配慮者の優先的な避難誘導に努める。</p>	・「避難情報に関するガイドライン(内閣府作成)」の改訂に合わせて記載を修正するため。(削除)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
50	共通編	第2章 災害予防計画	第6節 安全避難の環境整備	90	<p>第6節 安全避難の環境整備 第2 避難誘導体制の整備 2 避難場所等の表示板、標識等の整備【総務局危機管理部】 (2)事業計画 ア 避難場所等表示板の整備 避難場所・避難所及び広域避難場所(削除)について、新規に指定する際に整備する。</p> <p>イ 誘導標識等の整備 既に設置済みの誘導標識、広域避難場所明示標識等の維持管理を行うとともに、要配慮者への配慮等をも含めた内容の再検討を行い、適切なものの整備(削除)を進める。</p> <p>ウ 避難場所案内図の再整備 スマートフォンなどのデバイスにより、自身の周辺の避難場所等の位置が容易に把握できることなどを踏まえながら、避難場所案内図の必要性を勘案して再整備を検討する。</p>	<p>第6節 安全避難の環境整備 第2 避難誘導体制の整備 2 津波避難ビル等の表示板、標識等の整備【総務局危機管理部】 (2)事業計画 ア 避難場所周辺の安全性確保 避難場所・避難所及び広域避難場所周辺について、地震被害想定等をもとにして、安全性の検討を行い、看板等設置場所の見直し整備を進める。</p> <p>イ 誘導標識等の整備 既に設置済みの誘導標識、(追記)避難場所明示標識等の維持管理を行うとともに、要配慮者への配慮等をも含めた内容の再検討を行い、適切なものの整備+増設を進める。</p> <p>ウ 避難場所案内図の再整備・増設 現行の避難場所案内図は、略図形式のため、貼り紙をされたり、管理に困難が伴うケースがある。 そのため、「まちの案内図」の図上に避難場所等の所在を併記するなど、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても多目的に利用されるものとなるよう検討する。</p>	<p>・計画修正に伴う、所要の修正(修正) ・現在の運用に合わせて修正するため。(削除、修正、追記)</p>
51	共通編	第2章 災害予防計画	第6節 安全避難の環境整備	91	<p>第6節 安全避難の環境整備 第2 避難誘導体制の整備 3 避難誘導体制の確立 (1)総務局・消防局及び区の対策 イ 状況判断基準等の確立 また、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、「高齢者等避難」を含め避難情報を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。</p>	<p>第6節 安全避難の環境整備 第2 避難誘導体制の整備 3 避難誘導体制の確立 (1)総務局・消防局及び区の対策 イ 状況判断基準等の確立 また、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、「避難準備・高齢者等避難開始」を含め避難の勧告・指示を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。</p>	<p>・「避難情報に関するガイドライン(内閣府作成)」の改訂に合わせて記載を修正するため。(修正)</p>
52	共通編	第2章 災害予防計画	第6節 安全避難の環境整備	93	<p>第6節 安全避難の環境整備 第2 避難誘導体制の整備 3 避難誘導体制の確立 (2)警察署の対策【千葉市警察部、各警察署】</p> 	<p>第6節 安全避難の環境整備 第2 避難誘導体制の整備 3 避難誘導体制の確立 (2)警察署の対策【千葉市警察部、各警察署】</p> 	<p>・「避難情報に関するガイドライン(内閣府作成)」の改訂に合わせて記載を修正するため。(削除)</p>
53	共通編	第2章 災害予防計画	第7節 要配慮者の安全確保	94	<p>第7節 要配慮者の安全確保 第1 基本的な考え方 2 千葉市災害時要配慮者支援計画] 市は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画として、(略)高齢者等避難の発令・伝達、(略)</p>	<p>第7節 要配慮者の安全確保 第1 基本的な考え方 2 千葉市災害時要配慮者支援計画] 市は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画として、(略)避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達、(略)</p>	<p>・「避難情報に関するガイドライン(内閣府作成)」の改訂に合わせて記載を修正するため。(修正)</p>
54	共通編	第2章 災害予防計画	第7節 要配慮者の安全確保	95	<p>第7節 要配慮者の安全確保 第1 基本的な考え方 4 災害に強いまちづくりの推進 (2)地域の防災力向上に向けた取り組み 市は、地域ぐるみの支援体制づくりを実現するために、自主防災組織、社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員児童委員協議会(削除)等相互の連携の充実に努める。</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達 市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。</p>	<p>第7節 要配慮者の安全確保 第1 基本的な考え方 4 災害に強いまちづくりの推進 (2)地域の防災力向上に向けた取り組み 市は、地域ぐるみの支援体制づくりを実現するために、自主防災組織、社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会地区部会等相互の連携の充実に努める。</p> <p>(追記)</p>	<p>・現在の運用に合わせて修正するため。(削除) ・防災基本計画の修正を反映するため。(追記)</p>

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
55	共通編	第2章 災害予防計画	第7節 要配慮者の安全確保	96	<p>第7節 要配慮者の安全確保</p> <p>第2 在宅の要配慮者に対する対応</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>(3)避難行動要支援者名簿の作成方法等</p> <p>避難行動要支援者名簿の情報は、(略)ちば消防共同指令センター、消防団、民生委員及び児童委員で共有する。</p>	<p>第7節 要配慮者の安全確保</p> <p>第2 在宅の要配慮者に対する対応</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>(3)避難行動要支援者名簿の作成方法等</p> <p>避難行動要支援者名簿の情報は、(略)ちば消防共同指令センター、消防団及び民生委員(追記)で共有する。</p>	<p>・防災基本計画の修正を反映するため。(修正、追記)</p>
56	共通編	第2章 災害予防計画	第7節 要配慮者の安全確保	97	<p>第7節 要配慮者の安全確保</p> <p>第2 在宅の要配慮者に対する対応</p> <p>2 避難行動要支援者の名簿情報の提供</p> <p>(2)避難支援等関係者</p> <p>(略)</p> <p>千葉県警察、(削除)市社会福祉協議会、自主防災組織、町内自治会、マンション管理組合、その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>4 個別避難計画</p> <p>総務局危機管理部や保健福祉局など関係部局の連携の下、福祉専門職、市社会福祉協議会、民生委員、児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、策定に際しては、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p>	<p>第7節 要配慮者の安全確保</p> <p>第2 在宅の要配慮者に対する対応</p> <p>2 避難行動要支援者の名簿情報の提供</p> <p>(2)避難支援等関係者</p> <p>(略)</p> <p>千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、自主防災組織、町内自治会、マンション管理組合、その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>(追記)</p>	<p>・団体名称を計画内で統一するため。(削除)</p> <p>・防災基本計画の修正を反映するため。(追記)</p>
57	共通編	第2章 災害予防計画	第7節 要配慮者の安全確保	98	<p>第7節 要配慮者の安全確保</p> <p>第2 在宅の要配慮者に対する対応</p> <p>5 個別避難計画の提供</p> <p>市は、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>6 避難支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4)安否情報の収集等</p> <p>避難行動要支援者は、高齢者等避難等を確実に受信できていない場合も多いことから、(略)</p> <p>7 避難所等の整備</p> <p>(1)福祉避難所(福祉避難室及び拠点福祉避難所)の設置・運営</p> <p>(略)</p> <p>また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</p> <p>8 市民への防災知識の普及・啓発</p> <p>9 在宅避難者への支援</p>	<p>第7節 要配慮者の安全確保</p> <p>第2 在宅の要配慮者に対する対応</p> <p>(追記)</p> <p>4 避難支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4)安否情報の収集等</p> <p>避難行動要支援者は、避難準備・高齢者等避難開始等を確実に受信できていない場合も多いことから、(略)</p> <p>5 避難所等の整備</p> <p>(1)福祉避難所(福祉避難室及び拠点福祉避難所)の設置・運営</p> <p>(略)</p> <p>(追記)</p> <p>6 市民への防災知識の普及・啓発</p> <p>7 在宅避難者への支援</p>	<p>・防災基本計画の修正を反映するため。(追記)</p> <p>・「避難情報に関するガイドライン(内閣府作成)」の改訂に合わせて記載を修正するため。(修正)</p>

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
58	共通編	第2章 災害予防計画	第7節 要配慮者の安全確保	100	第7節 要配慮者の安全確保 第3 社会福祉施設等における対策 2 防災教育・訓練の実施 各施設の管理者は、施設の職員や入所者及び児童生徒が災害に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動について理解や関心を高めるため、 <b>家庭や地域の消防団員等との連携により</b> 、防災教育を定期的実施する。	第7節 要配慮者の安全確保 第3 社会福祉施設等における対策 2 防災教育・訓練の実施 各施設の管理者は、施設の職員や入所者及び児童生徒が災害に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動について理解や関心を高めるため <b>(追記)</b> の防災教育を定期的実施する。	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
59	共通編	第2章 災害予防計画	第7節 要配慮者の安全確保	101	第7節 要配慮者の安全確保 第4 日本語の理解が十分ではない外国人等への対策 4 支援体制 また、日本語の理解が十分ではない外国人向けの(略) <b>さらに日本語理解が十分でない外国人とコミュニケーションをとるため、翻訳アプリを活用していく。</b>	第7節 要配慮者の安全確保 第4 日本語の理解が十分ではない外国人等への対策 4 支援体制 また、日本語の理解が十分ではない外国人向けの(略) <b>(追記)</b>	・防災基本計画の修正をふまえ、本市の現状に即した記載に修正(追記)
60	共通編	第2章 災害予防計画	第8節 帰宅困難者等対策	102	第8節 帰宅困難者等対策 第1 基本的な考え方 2 一斉帰宅の抑制 (2)安否確認手段の普及・啓発 <b>X(旧:Twitter)・Facebook・LINE等のSNS~に追加修正する。</b>	第8節 帰宅困難者等対策 第1 基本的な考え方 2 一斉帰宅の抑制 (2)安否確認手段の普及・啓発 <b>ツイッター・Facebook(追記)等のSNS~に追加修正する。</b>	・所要の修正(修正) ・LINEの普及率は全年代総合で90%を超えており、手段のひとつとして有効と考えられるため。(追記)
61	共通編	第2章 災害予防計画	第8節 帰宅困難者等対策	104	第8節 帰宅困難者等対策 第1 基本的な考え方 4 帰宅支援対策(徒歩帰宅支援含む) (2)災害時帰宅支援ステーションの確保と周知 「ホームページ、 <b>SNS</b> 、 <b>広報紙等</b> 」 5 関係機関と連携した取組 (4)駅周辺帰宅困難者等対策協議会 (略) このため、 <b>市が事務局となり</b> 、県、民間事業者及び交通事業者等を(略)	第8節 帰宅困難者等対策 第1 基本的な考え方 4 帰宅支援対策(徒歩帰宅支援含む) (2)災害時帰宅支援ステーションの確保と周知 「ホームページ <b>や</b> 広報紙 <b>など</b> 」 5 関係機関と連携した取組 (4)駅周辺帰宅困難者等対策協議会 (略) このため、 <b>市や</b> 県、民間事業者、交通事業者等を(略)	・計画内の記載を統一するため。(修正) ・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)
62	共通編	第2章 災害予防計画	第9節 緊急輸送の環境整備	105	第9節 緊急輸送の環境整備 第1 陸上輸送の環境整備 【総務局危機管理部、財政局、建設局、千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、各鉄道事業者、各輸送事業者、 <b>(一社)千葉市建設業協会</b> 】	第9節 緊急輸送の環境整備 第1 陸上輸送の環境整備 【総務局危機管理部、財政局、建設局、千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、各鉄道事業者、各輸送事業者、 <b>千葉市建設業協会</b> 】	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)
63	共通編	第2章 災害予防計画	第9節 緊急輸送の環境整備	105	第9節 緊急輸送の環境整備 第1 陸上輸送の環境整備 1 緊急輸送道路 (1)選定基準【千葉県】 (略) イ 第2次緊急路線 第2次緊急路線は、第1次緊急路線 <b>と市町村役場、主要な防災拠点</b> を相互に連絡する幹線的な道路 <b>ウ 第3次緊急路線</b> 第3次緊急路線は、第2次路線と主要な防災拠点 <b>除く</b> その他の防災拠点を連絡する道路	第9節 緊急輸送の環境整備 第1 陸上輸送の環境整備 1 緊急輸送道路 (1)選定基準【千葉県】 (略) イ 第2次緊急路線 第2次緊急路線は、第1次緊急路線を <b>補助する</b> 道路 <b>(追記)</b>	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正、追記)
64	共通編	第2章 災害予防計画	第9節 緊急輸送の環境整備	107	第9節 緊急輸送の環境整備 第3 海上輸送の環境整備 【都市局、千葉運輸支局、自衛隊、千葉海上保安部、県千葉港湾事務所、各輸送事業者、 <b>(一社)千葉市建設業協会、千葉港運協会</b> 】	第9節 緊急輸送の環境整備 第3 海上輸送の環境整備 【都市局、千葉運輸支局、自衛隊、千葉海上保安部、県千葉港湾事務所、各輸送事業者、 <b>(追記)千葉市建設業協会、千葉港運協会</b> 】	・団体名称を計画内で統一するため。(追記)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
65	共通編	第2章 災害予防計画	第10節 救援・救護体制の整備	108	第10節 救援・救護体制の整備 第1 給水体制の整備 1 初期応急飲料水の確保 (3)防災井戸の指定 現に(削除)使用されている(略)  3 受水槽の活用【総務局危機管理部・施設管理者】  4 仮設給水栓設置による給水【総務局危機管理部、各区役所】 通水阻害の無い配水管の消火栓等を活用し、千葉県より無償貸与された仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。  5 緊急時協力体制の整備	第10節 救援・救護体制の整備 第1 給水体制の整備 1 初期応急飲料水の確保 (3)防災井戸の指定 現に飲料用に使用されている(略)  3 受水槽の活用【(追記)施設管理者】  (追記)  4 緊急時協力体制の整備	・「千葉市防災井戸の指定等の取扱いに関する要綱」と合わせて記載を修正するため。(削除) ・現在の運用に合わせて修正するため。(追記) ・地震災害対策計画及び風水害・雪害・火山災害対策計画に合わせて記載を修正するため。(追記)
66	共通編	第2章 災害予防計画	第10節 救援・救護体制の整備	112	第10節 救援・救護体制の整備 第4 ごみ処理体制の整備 市は災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すこととする。	第10節 救援・救護体制の整備 第4 ごみ処理体制の整備 (追記)	・防災基本計画の修正を反映するため。(追記)
67	共通編	第2章 災害予防計画	第10節 救援・救護体制の整備	113	第10節 救援・救護体制の整備 第5 し尿処理体制の整備 5 マンホールトイレ(削除)の整備【建設局】 災害発生時にも使用可能なマンホールトイレ(削除)を(削除)避難所に整備を進める。	第10節 救援・救護体制の整備 第5 し尿処理体制の整備 5 マンホールトイレシステムの整備【建設局】 災害発生時にも使用可能なマンホールトイレシステムを広域避難場所、避難場所・避難所に整備を進める。	・現在の運用に合わせて修正するため。(追記)
68	共通編	第2章 災害予防計画	第10節 救援・救護体制の整備	114	第10節 救援・救護体制の整備 第6 動物救護体制の整備 【保健福祉局、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部等】  市は、県、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部等と協議し、(略)  1 動物救護体制の整備 市は、大規模災害時には動物救護担当を設置し、県、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部等と協議し、動物救護体制の整備に努める。	第10節 救援・救護体制の整備 第6 動物救護体制の整備 【保健福祉局、公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会等】  市は、県、公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会等と協議し、(略)  1 動物救護体制の整備 市は、大規模災害時には動物救護担当を設置し、県、公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会等と協議し、動物救護体制の整備に努める。	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)
69	共通編	第2章 災害予防計画	第11節 備蓄・調達体制の整備	116	第11節 備蓄・調達体制の整備 第1 備蓄品の整備 6 整備目標 なお、備蓄物資(削除)については、(削除)品質管理及び機能(削除)維持のため、定期的な入れ替え、あるいは適宜点検整備を行う。	第11節 備蓄・調達体制の整備 第1 備蓄品の整備 6 整備目標 なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検整備を実施するなど、品質管理及び機能の維持に努めるよう計画的な備蓄を推進する。	・備蓄品の更新計画を作成したため。(削除、修正)

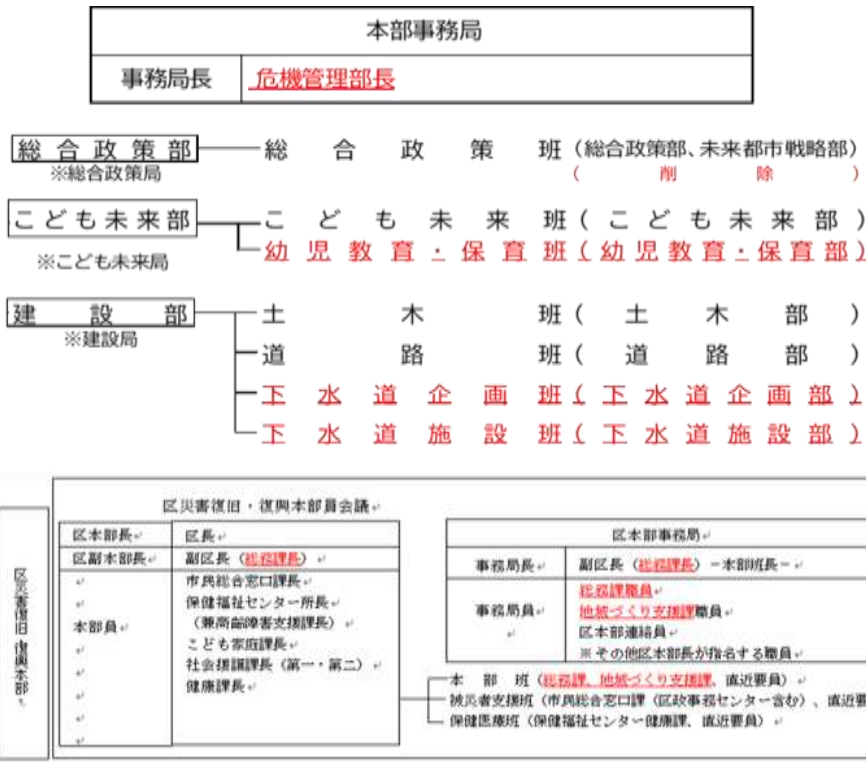

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																
70	共通編	第2章 災害予防計画	第11節 備蓄・調達体制の整備	117	<p>第11節 備蓄・調達体制の整備</p> <p>第2 備蓄倉庫等の整備</p> <p>1 備蓄倉庫の種類</p> <p>(1)千葉市中央防災倉庫                      発災後の避難状況等を見極めてから必要な箇所に輸送する段ボールパッドなどを備蓄する。                      また、大型トラックによる搬出入やパレット管理が可能であるため、災害時の集積場所となるフクダ電子アリーナで収容しない応援物資を一時保管する。</p> <p>(2)拠点備蓄倉庫                      (削除)被害が他の地域に比べ大きく、避難者の多い避難所へ物資の補充を図るため、区役所や消防署等の拠点施設に整備する倉庫をいう。</p> <p>(3)分散備蓄倉庫                      (削除)食料、飲料水その他の生活必需品などの(削除)物資以外の、毛布、給水袋、担架、拡声器等を各中学校区に1ヶ所程度、整備する倉庫をいう。</p> <p>(4)避難所倉庫                      災害時に食料、飲料水その他の生活必需品などの最低限の初動対応時活用分を備蓄する倉庫をいう。</p>	<p>第11節 備蓄・調達体制の整備</p> <p>第2 備蓄倉庫等の整備</p> <p>1 備蓄倉庫の種類</p> <p>(追記)</p> <p>(2)拠点備蓄倉庫                      拠点備蓄とは、被害が他の地域に比べ大きく、避難者の多い避難所へ物資の補充を図るため、区役所や消防署等の拠点施設に整備する倉庫をいう。</p> <p>(1)分散備蓄倉庫                      分散備蓄倉庫とは、災害時に食料、飲料水その他の生活必需品などの備蓄物資を迅速に提供するため、避難所等に整備する倉庫をいう。</p> <p>(追記)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに中央防災倉庫を設置したため。(追記)</li> <li>倉庫の種類を追記し、倉庫種類ごとの記述を整理したため。(削除、修正、追記)</li> </ul>																
71	共通編	第2章 災害予防計画	第12節 防災行動力の向上	123	<p>第12節 防災行動力の向上</p> <p>第2 自助の取り組み(個人のレベルアップ)</p> <p>1 災害に強い市民活動の推進</p> <p>(1)市民【総務局危機管理部、消防局、各区】</p> <p>工 市民(家庭・個人)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">平常時の活動</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ 警報等発表時や避難指示及び高齢者等避難の発令時にとるべき行動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	平常時の活動		(略)		キ 警報等発表時や避難指示及び高齢者等避難の発令時にとるべき行動		(略)		<p>第12節 防災行動力の向上</p> <p>第2 自助の取り組み(個人のレベルアップ)</p> <p>1 災害に強い市民活動の推進</p> <p>(1)市民【総務局危機管理部、消防局、各区】</p> <p>工 市民(家庭・個人)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">平常時の活動</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	平常時の活動		(略)		キ 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動		(略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「避難情報に関するガイドライン(内閣府作成)」の改訂に合わせて記載を修正するため。(修正)</li> </ul>
平常時の活動																							
(略)																							
キ 警報等発表時や避難指示及び高齢者等避難の発令時にとるべき行動																							
(略)																							
平常時の活動																							
(略)																							
キ 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動																							
(略)																							
72	共通編	第2章 災害予防計画	第12節 防災行動力の向上	125	<p>第12節 防災行動力の向上</p> <p>第2 自助の取り組み</p> <p>2 職員のレベルアップ</p> <p>(1)災害時行動マニュアル</p> <p>イ 災害時行動マニュアルの確認</p> <p>(イ)避難所等担当職員(直近要員)</p> <p>(略)</p> <p>※避難所開設・運営マニュアル例(資料7-4)</p>	<p>第12節 防災行動力の向上</p> <p>第2 自助の取り組み</p> <p>2 職員のレベルアップ</p> <p>(1)災害時行動マニュアル</p> <p>イ 災害時行動マニュアルの確認</p> <p>(イ)避難所等担当職員(直近要員)</p> <p>(略)</p> <p>※地域による避難所開設・運営の手引き(資料7-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「避難所開設・運営マニュアル例」を改訂したため。(修正)</li> </ul>																
73	共通編	第2章 災害予防計画	第12節 防災行動力の向上	131	<p>第12節 防災行動力の向上</p> <p>第3 防災訓練</p> <p>2 防災関係機関が行う訓練</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主催</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各種機関別個別訓練</td> <td>千葉県東日本震災支援センター</td> <td>                     1 関係所長(関係社員)に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練</li> <li>(2)消防(通報・消火・誘導)訓練及び救出、救護訓練</li> <li>(3)旅客等の避難誘導訓練</li> </ul>                     2 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う。                 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	主催	内容	各種機関別個別訓練	千葉県東日本震災支援センター	1 関係所長(関係社員)に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練</li> <li>(2)消防(通報・消火・誘導)訓練及び救出、救護訓練</li> <li>(3)旅客等の避難誘導訓練</li> </ul> 2 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う。	<p>第12節 防災行動力の向上</p> <p>第3 防災訓練</p> <p>2 防災関係機関が行う訓練</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主催</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各種機関別個別訓練</td> <td>千葉県東日本震災支援センター</td> <td>                     1 関係所長(関係社員)に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練</li> <li>(2)消防(通報・消火・誘導)訓練及び救出、救護訓練</li> <li>(3)旅客等の避難誘導訓練</li> </ul>                     2 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う。                 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	主催	内容	各種機関別個別訓練	千葉県東日本震災支援センター	1 関係所長(関係社員)に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練</li> <li>(2)消防(通報・消火・誘導)訓練及び救出、救護訓練</li> <li>(3)旅客等の避難誘導訓練</li> </ul> 2 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)</li> </ul>				
区分	主催	内容																					
各種機関別個別訓練	千葉県東日本震災支援センター	1 関係所長(関係社員)に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練</li> <li>(2)消防(通報・消火・誘導)訓練及び救出、救護訓練</li> <li>(3)旅客等の避難誘導訓練</li> </ul> 2 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う。																					
区分	主催	内容																					
各種機関別個別訓練	千葉県東日本震災支援センター	1 関係所長(関係社員)に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練</li> <li>(2)消防(通報・消火・誘導)訓練及び救出、救護訓練</li> <li>(3)旅客等の避難誘導訓練</li> </ul> 2 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う。																					
74	共通編	第2章 災害予防計画	第13節 雪害予防対策	134	<p>第13節 雪害予防対策</p> <p>第3 道路の雪害防止体制の整備</p> <p>【都市局、建設局、千葉県道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県警察、(一社)千葉市建設業協会】</p> <p>1 道路の除雪・凍結防止活動体制の整備</p> <p>【建設局、千葉県道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、(削除)(一社)千葉市建設業協会】</p>	<p>第13節 雪害予防対策</p> <p>第3 道路の雪害防止体制の整備</p> <p>【都市局、建設局、千葉県道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社、千葉県警察、千葉市建設業協会】</p> <p>1 道路の除雪・凍結防止活動体制の整備</p> <p>【建設局、千葉県道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社、(追記)千葉市建設業協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体名称を計画内で統一するため。(修正)</li> <li>「千葉外房有料道路」の管理が移管されたため。(削除)</li> </ul>																

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																														
75	共通編	第1章 総則	第13節 雪害 予防対策	134	第13節 雪害予防対策 第3 道路の雪害防止体制の整備 【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所(削除)、千葉県警察、(一社)千葉市建設業協会】 1 道路の除雪・凍結防止活動体制の整備 【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所(削除)、千葉市建設業協会】 2 倒木対策 【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所(削除)】 3 放置車両対策 【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所(削除)、千葉県警察】	第13節 雪害予防対策 第3 道路の雪害防止体制の整備 【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社、千葉県警察、(追記)千葉市建設業協会】 1 道路の除雪・凍結防止活動体制の整備 【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社、千葉市建設業協会】 2 倒木対策 【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】 3 放置車両対策 【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社、千葉県警察】	・「千葉外房有料道路」の管理が移管されたため。(削除) ・団体名称を計画内で統一するため。(修正)																														
76	共通編	第2章 災害予 防計画	第13節 雪害 予防対策	134	第13節 雪害予防対策 第4 公共交通機関の雪害防止体制の整備 【JR東日本㈱千葉支社、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱、各バス事業者】 1 鉄道事業者 【JR東日本㈱千葉支社、京成電鉄㈱】 JR東日本㈱千葉支社及び京成電鉄㈱は、運行の確保及び除雪を円滑に実施するため、次の予防対策を行うものとする。	第13節 雪害予防対策 第4 公共交通機関の雪害防止体制の整備 【JR東日本㈱(追記)、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱、各バス事業者】 1 鉄道事業者 【JR東日本㈱(追記)、京成電鉄㈱】 JR東日本㈱(追記)及び京成電鉄㈱は、運行の確保及び除雪を円滑に実施するため、次の予防対策を行うものとする。	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)																														
77	共通編	第2章 災害予 防計画	第13節 雪害 予防対策	136	第13節 雪害予防対策 第7 帰宅困難者の安全確保体制の整備 【総務局危機管理部、都市局、各区、千葉県警察、JR東日本㈱千葉支社、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱、関係事業者】 2 各関係局区・各関係機関の予防対策 (2)都市局 JR東日本㈱千葉支社、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱及び各バス事業者との連絡調整体制の確保 (4)JR東日本㈱千葉支社、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱	第13節 雪害予防対策 第7 帰宅困難者の安全確保体制の整備 【総務局危機管理部、都市局、各区、千葉県警察、JR東日本㈱(追記)、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱、関係事業者】 2 各関係局区・各関係機関の予防対策 (2)都市局 JR東日本㈱(追記)、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱及び各バス事業者との連絡調整体制の確保 (4)JR東日本㈱(追記)、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)																														
78	共通編	第2章 災害予 防計画	第14節 火山 災害予防対策	142	第14節 火山災害予防対策 第3 道路の火山災害防止体制の整備 【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所(削除)】 1 道路の除灰活動体制の整備 【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所(削除)】 各道路管理者は、降灰時に(削除)道路交通の確保が図られるよう、次の予防対策を実施するものとする。	第14節 火山災害予防対策 第3 道路の火山災害防止体制の整備 【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】 1 道路の除灰活動体制の整備 【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】 各道路管理者は、降灰時に安全な道路交通の確保が図られるよう、次の予防対策を実施するものとする。	・市内区域に千葉県道路公社が管理する道路がないため。(削除)																														
79	共通編	第2章 災害予 防計画	第14節 火山 災害予防対策	142	第14節 火山災害予防対策 第4 公共交通機関の火山災害防止体制の整備 【JR東日本㈱千葉支社、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱、各バス事業者】 1 鉄道事業者 【JR東日本㈱千葉支社、京成電鉄㈱】 JR東日本㈱千葉支社及び京成電鉄㈱は、降灰による被害を防止するため、次の予防対策を行うものとする。	第14節 火山災害予防対策 第4 公共交通機関の火山災害防止体制の整備 【JR東日本㈱(追記)、京成電鉄㈱、千葉都市モノレール㈱、各バス事業者】 1 鉄道事業者 【JR東日本㈱(追記)、京成電鉄㈱】 JR東日本㈱(追記)及び京成電鉄㈱は、降灰による被害を防止するため、次の予防対策を行うものとする。	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)																														
80	共通編	第3章 災害復 旧計画	目次	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td>激甚災害の指定</td> <td>共 147</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>市民生活安定のための緊急措置</td> <td>共 149</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>被災施設の復旧等</td> <td>共 171</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>復興計画の策定</td> <td>共 172</td> </tr> </tbody> </table>	節	計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名	ページ	1.	激甚災害の指定	共 147	2.	市民生活安定のための緊急措置	共 149	3.	被災施設の復旧等	共 171	4.	復興計画の策定	共 172	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td>激甚災害の指定</td> <td>共 139</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>市民生活安定のための緊急措置</td> <td>共 141</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>被災施設の復旧等</td> <td>共 162</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>復興計画の策定</td> <td>共 163</td> </tr> </tbody> </table>	節	計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名	ページ	1.	激甚災害の指定	共 139	2.	市民生活安定のための緊急措置	共 141	3.	被災施設の復旧等	共 162	4.	復興計画の策定	共 163	・計画修正に伴う、所要の修正(修正)
節	計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名	ページ																																			
1.	激甚災害の指定	共 147																																			
2.	市民生活安定のための緊急措置	共 149																																			
3.	被災施設の復旧等	共 171																																			
4.	復興計画の策定	共 172																																			
節	計〇〇〇〇〇〇画〇〇〇〇〇〇名	ページ																																			
1.	激甚災害の指定	共 139																																			
2.	市民生活安定のための緊急措置	共 141																																			
3.	被災施設の復旧等	共 162																																			
4.	復興計画の策定	共 163																																			

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																				
81	共通編	第3章 災害復旧計画	第2節 市民生活安定のための緊急措置	151	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 1 被災者支援の仕組みの整備 【関係各局区等】 被災者支援を確実に進めるため、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取り組みである、災害ケースマネジメントの実施に努める。	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 (追記)	・防災基本計画の修正を反映するため。(追記)																																				
82	共通編	第3章 災害復旧計画	第2節 市民生活安定のための緊急措置	151	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 2 被災者支援情報の提供(略) 3 職業の斡旋(略) 4 税等の徴収猶予及び減免(略)	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 1 被災者支援情報の提供(略) 2 職業の斡旋(略) 3 税等の徴収猶予及び減免(略)	・計画修正に伴う、所要の修正(修正)																																				
83	共通編	第3章 災害復旧計画	第2節 市民生活安定のための緊急措置	154	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 5 災害援護資金等の貸付(削除) (1)災害援護資金【保健福祉局】 (2)生活福祉資金【市社会福祉協議会】 ア 福祉資金 災害援護費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費) <table border="1"> <tr> <td>資金の内容(具体的な経費)</td> <td>・被災した住宅を復旧するための経費。 【住宅に被害を受けた場合は「住宅改修費(最大400万円)」との重複貸付が可能。】 ・被災により転居するための経費。 ・被災した家財道具等を購入するための経費。 ・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合の復旧経費。 (対象は個人事業に限る)。</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>低所得世帯。</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td>一世帯 150万円以内。</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付後6か月以内。</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内。</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>原則、口座振替により月賦。</td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td>連帯保証人を立てた場合は無利子。 連帯保証人を立てない場合は年1.5% (据置期間中は無利子)。</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>原則として、千葉県内に居住する65歳未満の方で、返済完了時点まで保証能力(返済能力)を有している連帯保証人1名が必要。 ただし、借受人もしくは連帯借受人に返済能力がある場合には、連帯保証人が立てられない場合でも申請することができる。 官公署が発行する災害証明書等、必要経費のわかる書類等を準備し、(削除)市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。 なお、大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、「災害援護資金」の貸付が本資金より優先となる。 (削除)。</td> </tr> <tr> <td>申込方法</td> <td></td> </tr> </table>	資金の内容(具体的な経費)	・被災した住宅を復旧するための経費。 【住宅に被害を受けた場合は「住宅改修費(最大400万円)」との重複貸付が可能。】 ・被災により転居するための経費。 ・被災した家財道具等を購入するための経費。 ・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合の復旧経費。 (対象は個人事業に限る)。	貸付対象者	低所得世帯。	貸付金額	一世帯 150万円以内。	据置期間	貸付後6か月以内。	償還期間	据置期間経過後7年以内。	償還方法	原則、口座振替により月賦。	利子	連帯保証人を立てた場合は無利子。 連帯保証人を立てない場合は年1.5% (据置期間中は無利子)。	連帯保証人	原則として、千葉県内に居住する65歳未満の方で、返済完了時点まで保証能力(返済能力)を有している連帯保証人1名が必要。 ただし、借受人もしくは連帯借受人に返済能力がある場合には、連帯保証人が立てられない場合でも申請することができる。 官公署が発行する災害証明書等、必要経費のわかる書類等を準備し、(削除)市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。 なお、大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、「災害援護資金」の貸付が本資金より優先となる。 (削除)。	申込方法		第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 4 災害援護資金等の貸付【保健福祉局、市社会福祉協議会】 (1)災害援護資金(追記) (2)生活福祉資金(追記) ア 福祉資金 災害援護費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費) <table border="1"> <tr> <td>資金の内容(具体的な経費)</td> <td>・被災した住宅を復旧するための経費。 (追記) ・被災により転居するための経費。 ・被災した家財道具等を購入するための経費。 ・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合の復旧経費。 (対象は個人事業に限る)。</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>低所得世帯。</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td>一世帯 150万円以内。</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付後6か月以内。</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内。</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>原則、口座振替により月賦。</td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td>連帯保証人を立てた場合は無利子。 連帯保証人を立てない場合は年1.5% (据置期間中は無利子)。</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>原則として、千葉県内に居住する65歳未満の方で、返済完了時点まで保証能力(返済能力)を有している連帯保証人1名が必要。 (追記)ただし、借受人もしくは連帯借受人に返済能力がある場合には、(追記)連帯保証人が立てられない場合でも申請することができる。 官公署が発行する災害証明書等、必要経費のわかる書類等を準備し、千葉市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。 なお、大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、「災害援護資金」の貸付が本資金より優先となる。 また、低所得世帯が貸付対象となることから所得基準を上回る貸付はできません。</td> </tr> <tr> <td>申込方法</td> <td></td> </tr> </table>	資金の内容(具体的な経費)	・被災した住宅を復旧するための経費。 (追記) ・被災により転居するための経費。 ・被災した家財道具等を購入するための経費。 ・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合の復旧経費。 (対象は個人事業に限る)。	貸付対象者	低所得世帯。	貸付金額	一世帯 150万円以内。	据置期間	貸付後6か月以内。	償還期間	据置期間経過後7年以内。	償還方法	原則、口座振替により月賦。	利子	連帯保証人を立てた場合は無利子。 連帯保証人を立てない場合は年1.5% (据置期間中は無利子)。	連帯保証人	原則として、千葉県内に居住する65歳未満の方で、返済完了時点まで保証能力(返済能力)を有している連帯保証人1名が必要。 (追記)ただし、借受人もしくは連帯借受人に返済能力がある場合には、(追記)連帯保証人が立てられない場合でも申請することができる。 官公署が発行する災害証明書等、必要経費のわかる書類等を準備し、千葉市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。 なお、大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、「災害援護資金」の貸付が本資金より優先となる。 また、低所得世帯が貸付対象となることから所得基準を上回る貸付はできません。	申込方法		・現在の運用に合わせて修正するため。(修正) ・「生活福祉資金貸付制度要綱」の記載に沿った記載とするため。(追記、削除) ・団体名称を計画内で統一するため。(削除)
資金の内容(具体的な経費)	・被災した住宅を復旧するための経費。 【住宅に被害を受けた場合は「住宅改修費(最大400万円)」との重複貸付が可能。】 ・被災により転居するための経費。 ・被災した家財道具等を購入するための経費。 ・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合の復旧経費。 (対象は個人事業に限る)。																																										
貸付対象者	低所得世帯。																																										
貸付金額	一世帯 150万円以内。																																										
据置期間	貸付後6か月以内。																																										
償還期間	据置期間経過後7年以内。																																										
償還方法	原則、口座振替により月賦。																																										
利子	連帯保証人を立てた場合は無利子。 連帯保証人を立てない場合は年1.5% (据置期間中は無利子)。																																										
連帯保証人	原則として、千葉県内に居住する65歳未満の方で、返済完了時点まで保証能力(返済能力)を有している連帯保証人1名が必要。 ただし、借受人もしくは連帯借受人に返済能力がある場合には、連帯保証人が立てられない場合でも申請することができる。 官公署が発行する災害証明書等、必要経費のわかる書類等を準備し、(削除)市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。 なお、大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、「災害援護資金」の貸付が本資金より優先となる。 (削除)。																																										
申込方法																																											
資金の内容(具体的な経費)	・被災した住宅を復旧するための経費。 (追記) ・被災により転居するための経費。 ・被災した家財道具等を購入するための経費。 ・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合の復旧経費。 (対象は個人事業に限る)。																																										
貸付対象者	低所得世帯。																																										
貸付金額	一世帯 150万円以内。																																										
据置期間	貸付後6か月以内。																																										
償還期間	据置期間経過後7年以内。																																										
償還方法	原則、口座振替により月賦。																																										
利子	連帯保証人を立てた場合は無利子。 連帯保証人を立てない場合は年1.5% (据置期間中は無利子)。																																										
連帯保証人	原則として、千葉県内に居住する65歳未満の方で、返済完了時点まで保証能力(返済能力)を有している連帯保証人1名が必要。 (追記)ただし、借受人もしくは連帯借受人に返済能力がある場合には、(追記)連帯保証人が立てられない場合でも申請することができる。 官公署が発行する災害証明書等、必要経費のわかる書類等を準備し、千葉市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。 なお、大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、「災害援護資金」の貸付が本資金より優先となる。 また、低所得世帯が貸付対象となることから所得基準を上回る貸付はできません。																																										
申込方法																																											
84	共通編	第3章 災害復旧計画	第2節 市民生活安定のための緊急措置	154	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 5 災害援護資金等の貸付 (2)生活福祉資金 イ 緊急小口資金 <table border="1"> <tr> <td>資金の内容</td> <td>火災等の被災によって、緊急かつ一時的に(削除)生計の維持が困難となった場合の生活費。</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>低所得世帯。</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td>一世帯 10万円以内。</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付後2か月以内。</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12か月以内。</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>原則、口座振替により月賦。</td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td>無利子。</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>不要。</td> </tr> <tr> <td>申込方法</td> <td>(削除)官公署が発行する(削除)災害証明書等必要経費のわかる書類を(削除)準備し、(削除)市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。</td> </tr> </table>	資金の内容	火災等の被災によって、緊急かつ一時的に(削除)生計の維持が困難となった場合の生活費。	貸付対象者	低所得世帯。	貸付金額	一世帯 10万円以内。	据置期間	貸付後2か月以内。	償還期間	据置期間経過後12か月以内。	償還方法	原則、口座振替により月賦。	利子	無利子。	連帯保証人	不要。	申込方法	(削除)官公署が発行する(削除)災害証明書等必要経費のわかる書類を(削除)準備し、(削除)市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 4 災害援護資金等の貸付 (2)生活福祉資金 イ 緊急小口資金 <table border="1"> <tr> <td>資金の内容</td> <td>火災等の被災によって、緊急かつ一時的に生活費が必要となる一時的な生計の維持が困難となった場合の生活費。</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>低所得世帯。</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td>一世帯 10万円以内。</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>(追記)2か月以内。</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>(追記)12か月以内。</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>原則、口座振替により月賦。</td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td>無利子。</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>不要。</td> </tr> <tr> <td>申込方法</td> <td>健康保険証の写し、住民票の写し及び印鑑捺印済み、本人確認ができる書類、官公署(追記)発行(追記)のり災害証明書等必要経費のわかる書類を(追記)添付し、千葉市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。</td> </tr> </table>	資金の内容	火災等の被災によって、緊急かつ一時的に生活費が必要となる一時的な生計の維持が困難となった場合の生活費。	貸付対象者	低所得世帯。	貸付金額	一世帯 10万円以内。	据置期間	(追記)2か月以内。	償還期間	(追記)12か月以内。	償還方法	原則、口座振替により月賦。	利子	無利子。	連帯保証人	不要。	申込方法	健康保険証の写し、住民票の写し及び印鑑捺印済み、本人確認ができる書類、官公署(追記)発行(追記)のり災害証明書等必要経費のわかる書類を(追記)添付し、千葉市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。	・「生活福祉資金貸付制度要綱」の記載に沿った記載とするため。(削除、追記) ・団体名称を計画内で統一するため。(削除)
資金の内容	火災等の被災によって、緊急かつ一時的に(削除)生計の維持が困難となった場合の生活費。																																										
貸付対象者	低所得世帯。																																										
貸付金額	一世帯 10万円以内。																																										
据置期間	貸付後2か月以内。																																										
償還期間	据置期間経過後12か月以内。																																										
償還方法	原則、口座振替により月賦。																																										
利子	無利子。																																										
連帯保証人	不要。																																										
申込方法	(削除)官公署が発行する(削除)災害証明書等必要経費のわかる書類を(削除)準備し、(削除)市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。																																										
資金の内容	火災等の被災によって、緊急かつ一時的に生活費が必要となる一時的な生計の維持が困難となった場合の生活費。																																										
貸付対象者	低所得世帯。																																										
貸付金額	一世帯 10万円以内。																																										
据置期間	(追記)2か月以内。																																										
償還期間	(追記)12か月以内。																																										
償還方法	原則、口座振替により月賦。																																										
利子	無利子。																																										
連帯保証人	不要。																																										
申込方法	健康保険証の写し、住民票の写し及び印鑑捺印済み、本人確認ができる書類、官公署(追記)発行(追記)のり災害証明書等必要経費のわかる書類を(追記)添付し、千葉市社会福祉協議会各区分事務所へ申し込む。																																										



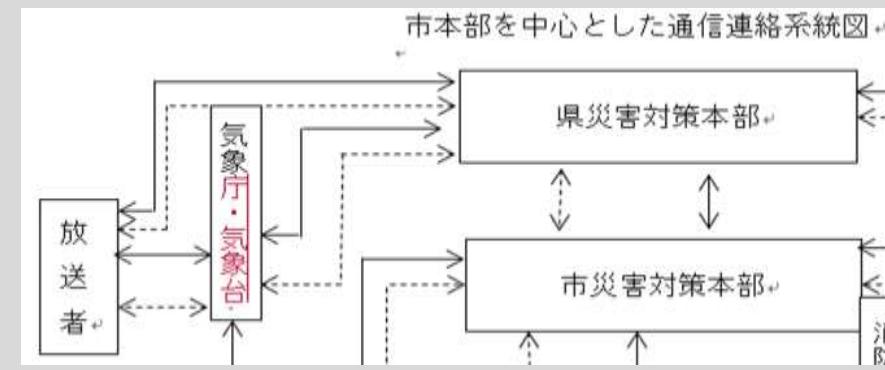
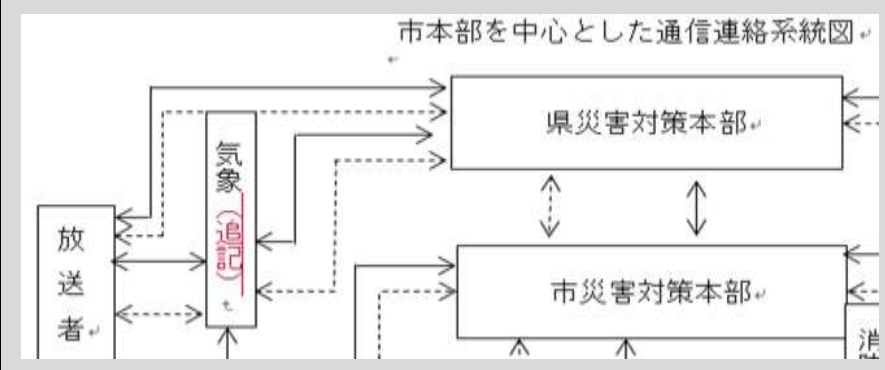
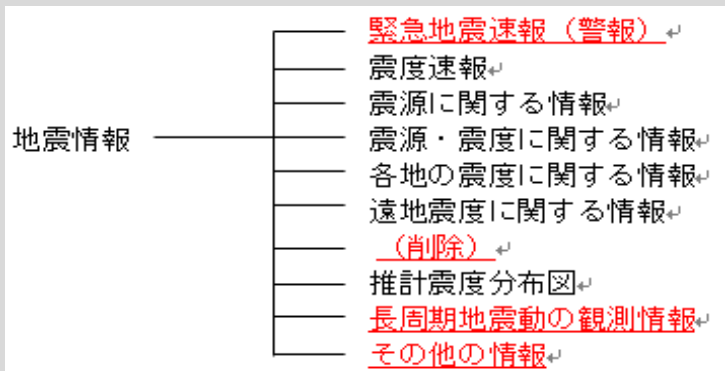




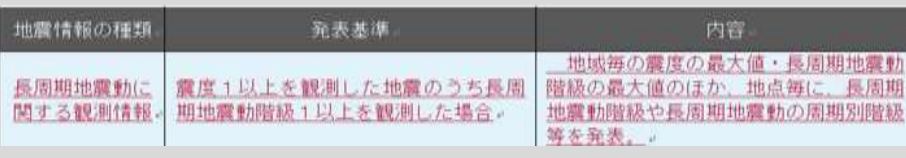
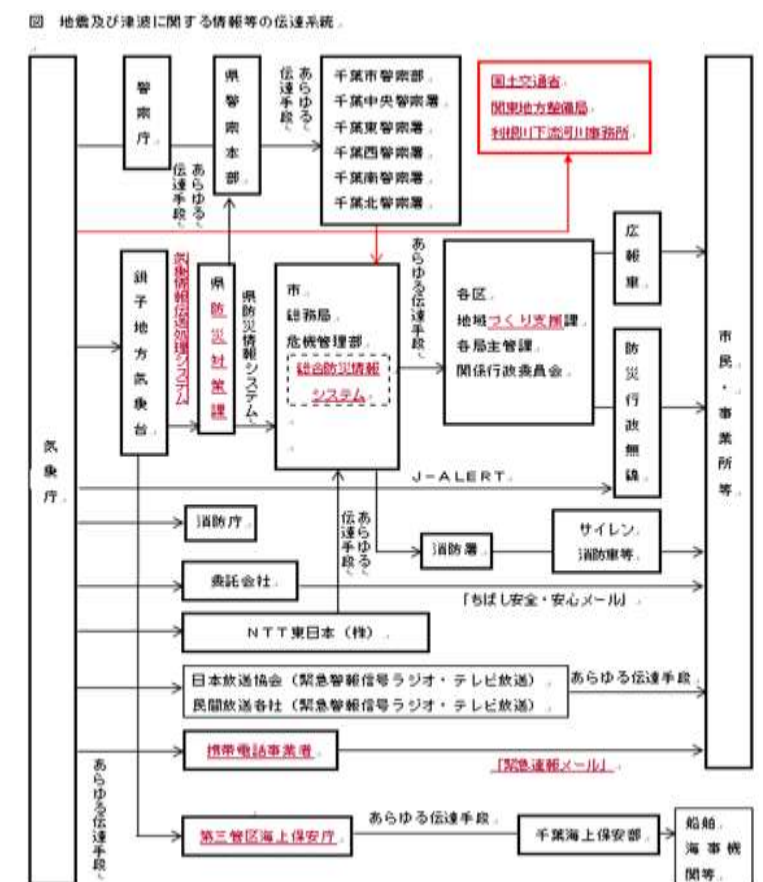
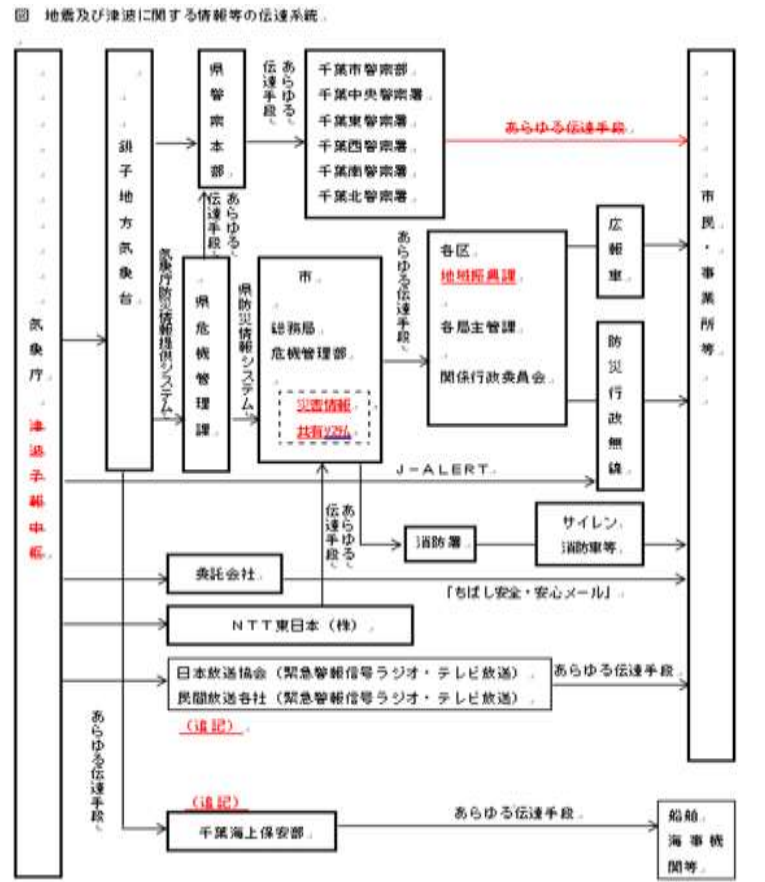
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																				
85	共通編	第3章 災害復旧計画	第2節 市民生活安定のための緊急措置	155	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 6 災害弔慰金等の支給 (1)災害弔慰金【保健福祉局(削除)】(削除) (2)災害障害見舞金【保健福祉局(削除)】(削除) 7 被災者生活再建支援金【保健福祉局(削除)】(削除)	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 5 災害弔慰金等の支給 (1)災害弔慰金【保健福祉局、各区保健福祉センター】(災害対策本部担当班:保健福祉総務班、区避難所班) (2)災害障害見舞金【保健福祉局、各区保健福祉センター】(災害対策本部担当班:保健福祉総務班、区避難所班) 6 被災者生活再建支援金【保健福祉局、各区保健福祉センター】(担当班:保健福祉総務班、区避難所班)	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正) ・計画内の記載を統一するため。(削除)																				
86	共通編	第3章 災害復旧計画	第2節 市民生活安定のための緊急措置	157	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 7 被災者生活再建支援金 (1)国の制度 工 支給額 (ア)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊<sup>ウ(ア)に相当</sup></td> <td>解体<sup>ウ(イ)に相当</sup></td> <td>長期避難<sup>ウ(ウ)に相当</sup></td> <td>大規模半壊<sup>ウ(エ)に相当</sup></td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊 <sup>ウ(ア)に相当</sup>	解体 <sup>ウ(イ)に相当</sup>	長期避難 <sup>ウ(ウ)に相当</sup>	大規模半壊 <sup>ウ(エ)に相当</sup>	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 6 被災者生活再建支援金 (1)国の制度 工 支給額 (ア)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊<sup>(ウ)アに相当</sup></td> <td>解体<sup>(ウ)イに相当</sup></td> <td>長期避難<sup>(ウ)ウに相当</sup></td> <td>大規模半壊<sup>(ウ)エに相当</sup></td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊 <sup>(ウ)アに相当</sup>	解体 <sup>(ウ)イに相当</sup>	長期避難 <sup>(ウ)ウに相当</sup>	大規模半壊 <sup>(ウ)エに相当</sup>	・「千葉市被災者生活再建支援事業実施要綱」の記載に沿った記載とするため。(修正)										
住宅の被害程度	全壊 <sup>ウ(ア)に相当</sup>	解体 <sup>ウ(イ)に相当</sup>	長期避難 <sup>ウ(ウ)に相当</sup>	大規模半壊 <sup>ウ(エ)に相当</sup>																							
住宅の被害程度	全壊 <sup>(ウ)アに相当</sup>	解体 <sup>(ウ)イに相当</sup>	長期避難 <sup>(ウ)ウに相当</sup>	大規模半壊 <sup>(ウ)エに相当</sup>																							
87	共通編	第3章 災害復旧計画	第2節 市民生活安定のための緊急措置	158	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 7 被災者生活再建支援金 (2)県の制度 イ 対象となる自然災害 (ウ)(略) (工)本県の区域内において、住宅が全壊した世帯数の合計が10以上である場合 (オ)一の市町村において、住宅が全壊した世帯数の合計が5以上である場合 ウ 支給対象世帯 (イ)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)(略) (工)住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) 工 支給額 (ア)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(住宅被害支援金) (イ)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(住宅再建支援金)(略) ※中規模半壊は住宅再建支援金のみ。上記の金額の1/2を支給する 8 その他	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第4 被災者の生活確保 6 被災者生活再建支援金 (2)県の制度 イ 対象となる自然災害 (ウ)(略) (追記) ウ 支給対象地帯 (イ)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ(追記)住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)(略) (追記) 工 支給額 (ア)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) (イ)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)(略) (追記) 7 その他	・「千葉市被災者生活再建支援事業実施要綱」の記載に沿った記載とするため。(修正)																				
88	共通編	第3章 災害復旧計画	第2節 市民生活安定のための緊急措置	166	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第9 災害復旧復興本部 3 本部の廃止 本部長(市長)又は区本部長(区長)は、本部を設置した後に、本部の設置目的が概ね完了したと認めるときは、本部又は区本部を廃止する。	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第9 災害復旧復興本部 3 本部の廃止 本部長(市長)又は区本部長(区長)は、本部を設置した後に、本部の設置目的がおおむね完了したと認めるときは、本部又は区本部を廃止する。	・所要の修正(修正)																				
89	共通編	第3章 災害復旧計画	第2節 市民生活安定のための緊急措置	166	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第9 災害復旧復興本部 4 設置又は廃止の通知 <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr> <th>報告・通知・公表先</th> <th>連絡担当者</th> <th>報告・通知・公表の方法</th> </tr> <tr> <td>市役所内各部・班</td> <td rowspan="2">本部事務局</td> <td>電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、総合防災情報システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法</td> </tr> <tr> <td>区口役所</td> </tr> <tr> <td>県防災危機管理部長(危機管理課) 県防災危機管理課 県防災危機管理課(災害対策)本部(市庁舎に設置の場合)</td> <td>本部事務局</td> <td>県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、電話、FAX、口頭、その他迅速な方法</td> </tr> </table>	報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法	市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、総合防災情報システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法	区口役所	県防災危機管理部長(危機管理課) 県防災危機管理課 県防災危機管理課(災害対策)本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、電話、FAX、口頭、その他迅速な方法	第2節 市民生活安定のための緊急措置 第9 災害復旧復興本部 4 設置又は廃止の通知 <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr> <th>報告・通知・公表先</th> <th>連絡担当者</th> <th>報告・通知・公表の方法</th> </tr> <tr> <td>市役所内各部・班</td> <td rowspan="2">本部事務局</td> <td>電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、災害情報共有システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法</td> </tr> <tr> <td>区口役所</td> </tr> <tr> <td>県防災危機管理部長(危機管理課) 県防災危機管理課 県防災危機管理課(災害対策)本部(市庁舎に設置の場合)</td> <td>本部事務局</td> <td>県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、電話、FAX、口頭、その他迅速な方法</td> </tr> </table>	報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法	市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、災害情報共有システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法	区口役所	県防災危機管理部長(危機管理課) 県防災危機管理課 県防災危機管理課(災害対策)本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、電話、FAX、口頭、その他迅速な方法	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正) ・千葉県組織改正を反映するため。(追記)
報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法																									
市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、総合防災情報システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法																									
区口役所																											
県防災危機管理部長(危機管理課) 県防災危機管理課 県防災危機管理課(災害対策)本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、電話、FAX、口頭、その他迅速な方法																									
報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法																									
市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、災害情報共有システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法																									
区口役所																											
県防災危機管理部長(危機管理課) 県防災危機管理課 県防災危機管理課(災害対策)本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、電話、FAX、口頭、その他迅速な方法																									

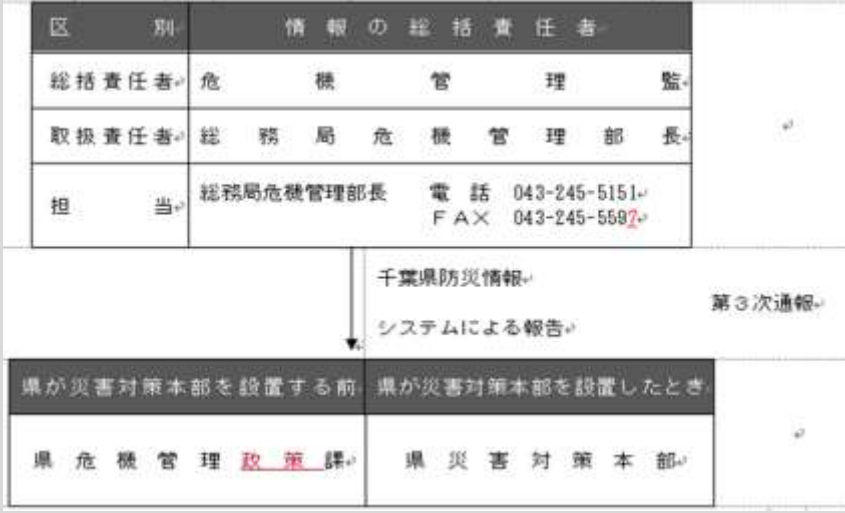
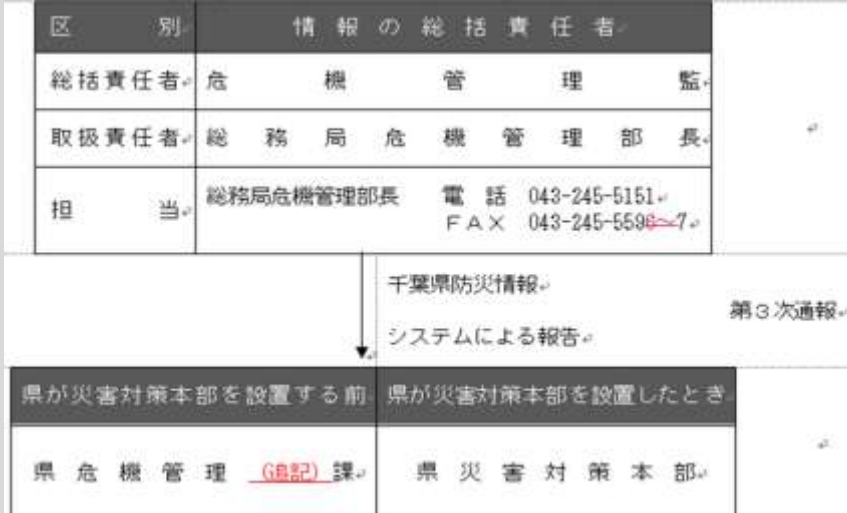
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
	共通編	第3章 災害復旧計画	第2節 市民生活安定のための緊急措置	169	<p>第2節 市民生活安定のための緊急措置 第9 災害復旧復興本部 5 本部の組織</p> 	<p>第2節 市民生活安定のための緊急措置 第9 災害復旧復興本部 5 本部の組織</p> 	<p>・本市の組織改正を反映するため。(修正、削除、追記)</p>

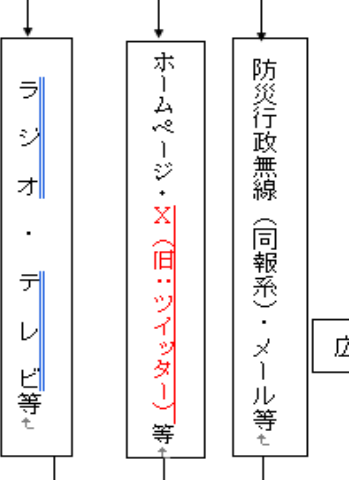
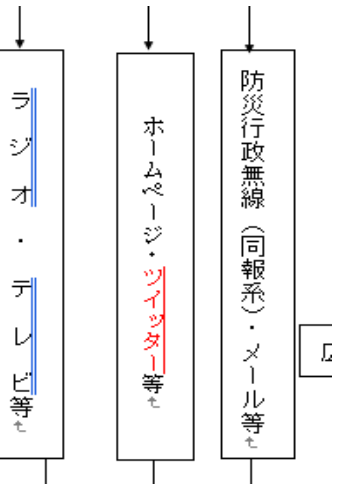
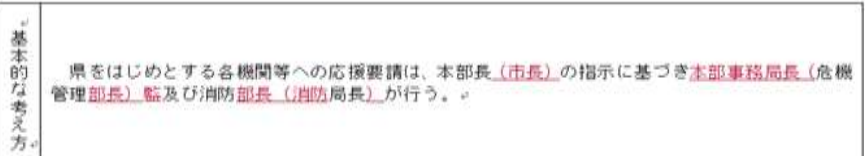
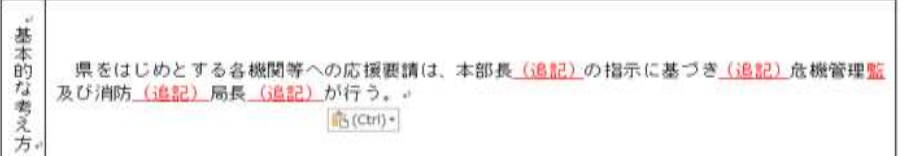
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																																																																																																	
1	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	目次	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>計 画 名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>応急活動体制</td><td>地 1</td></tr> <tr><td>2</td><td>情報の収集・伝達</td><td>地 23</td></tr> <tr><td>3</td><td>災害時の広報</td><td>地 38</td></tr> <tr><td>4</td><td>広域連携体制</td><td>地 50</td></tr> <tr><td>5</td><td>災害救助法の適用</td><td>地 65</td></tr> <tr><td>6</td><td>消防・救急救助活動等</td><td>地 70</td></tr> <tr><td>7</td><td>警備・交通対策</td><td>地 79</td></tr> <tr><td>8</td><td>避難対策</td><td>地 88</td></tr> <tr><td>9</td><td>津波避難計画</td><td>地 102</td></tr> <tr><td>10</td><td>医療救護</td><td>地 103</td></tr> <tr><td>11</td><td>緊急輸送体制</td><td>地 112</td></tr> <tr><td>12</td><td>ライフライン施設の応急対策</td><td>地 122</td></tr> <tr><td>13</td><td>生活支援対策</td><td>地 143</td></tr> <tr><td>14</td><td>要配慮者の対策</td><td>地 180</td></tr> <tr><td>15</td><td>住宅対策</td><td>地 184</td></tr> <tr><td>16</td><td>環境対策等</td><td>地 188</td></tr> <tr><td>17</td><td>教育対策</td><td>地 189</td></tr> <tr><td>18</td><td>公共施設等の応急対策</td><td>地 195</td></tr> <tr><td>19</td><td>ボランティアとの連携</td><td>地 203</td></tr> <tr><td>20</td><td>帰宅困難者等対策</td><td>地 211</td></tr> <tr><td>21</td><td>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</td><td>地 214</td></tr> </tbody> </table>	節	計 画 名	ページ	1	応急活動体制	地 1	2	情報の収集・伝達	地 23	3	災害時の広報	地 38	4	広域連携体制	地 50	5	災害救助法の適用	地 65	6	消防・救急救助活動等	地 70	7	警備・交通対策	地 79	8	避難対策	地 88	9	津波避難計画	地 102	10	医療救護	地 103	11	緊急輸送体制	地 112	12	ライフライン施設の応急対策	地 122	13	生活支援対策	地 143	14	要配慮者の対策	地 180	15	住宅対策	地 184	16	環境対策等	地 188	17	教育対策	地 189	18	公共施設等の応急対策	地 195	19	ボランティアとの連携	地 203	20	帰宅困難者等対策	地 211	21	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	地 214	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>計 画 名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>応急活動体制</td><td>地 1</td></tr> <tr><td>2</td><td>情報の収集・伝達</td><td>地 23</td></tr> <tr><td>3</td><td>災害時の広報</td><td>地 38</td></tr> <tr><td>4</td><td>広域連携体制</td><td>地 51</td></tr> <tr><td>5</td><td>災害救助法の適用</td><td>地 67</td></tr> <tr><td>6</td><td>消防・救急救助活動等</td><td>地 70</td></tr> <tr><td>7</td><td>警備・交通対策</td><td>地 79</td></tr> <tr><td>8</td><td>避難対策</td><td>地 88</td></tr> <tr><td>9</td><td>津波避難計画</td><td>地 101</td></tr> <tr><td>10</td><td>医療救護</td><td>地 105</td></tr> <tr><td>11</td><td>緊急輸送体制</td><td>地 112</td></tr> <tr><td>12</td><td>ライフライン施設の応急対策</td><td>地 120</td></tr> <tr><td>13</td><td>生活支援対策</td><td>地 141</td></tr> <tr><td>14</td><td>要配慮者の対策</td><td>地 157</td></tr> <tr><td>15</td><td>住宅対策</td><td>地 181</td></tr> <tr><td>16</td><td>環境対策等</td><td>地 185</td></tr> <tr><td>17</td><td>教育対策</td><td>地 181</td></tr> <tr><td>18</td><td>公共施設等の応急対策</td><td>地 186</td></tr> <tr><td>19</td><td>ボランティア(追記)の協力</td><td>地 193</td></tr> <tr><td>20</td><td>帰宅困難者等対策(追記)</td><td>地 200</td></tr> </tbody> </table>	節	計 画 名	ページ	1	応急活動体制	地 1	2	情報の収集・伝達	地 23	3	災害時の広報	地 38	4	広域連携体制	地 51	5	災害救助法の適用	地 67	6	消防・救急救助活動等	地 70	7	警備・交通対策	地 79	8	避難対策	地 88	9	津波避難計画	地 101	10	医療救護	地 105	11	緊急輸送体制	地 112	12	ライフライン施設の応急対策	地 120	13	生活支援対策	地 141	14	要配慮者の対策	地 157	15	住宅対策	地 181	16	環境対策等	地 185	17	教育対策	地 181	18	公共施設等の応急対策	地 186	19	ボランティア(追記)の協力	地 193	20	帰宅困難者等対策(追記)	地 200	・計画修正に伴う、所要の修正(修正)
節	計 画 名	ページ																																																																																																																																						
1	応急活動体制	地 1																																																																																																																																						
2	情報の収集・伝達	地 23																																																																																																																																						
3	災害時の広報	地 38																																																																																																																																						
4	広域連携体制	地 50																																																																																																																																						
5	災害救助法の適用	地 65																																																																																																																																						
6	消防・救急救助活動等	地 70																																																																																																																																						
7	警備・交通対策	地 79																																																																																																																																						
8	避難対策	地 88																																																																																																																																						
9	津波避難計画	地 102																																																																																																																																						
10	医療救護	地 103																																																																																																																																						
11	緊急輸送体制	地 112																																																																																																																																						
12	ライフライン施設の応急対策	地 122																																																																																																																																						
13	生活支援対策	地 143																																																																																																																																						
14	要配慮者の対策	地 180																																																																																																																																						
15	住宅対策	地 184																																																																																																																																						
16	環境対策等	地 188																																																																																																																																						
17	教育対策	地 189																																																																																																																																						
18	公共施設等の応急対策	地 195																																																																																																																																						
19	ボランティアとの連携	地 203																																																																																																																																						
20	帰宅困難者等対策	地 211																																																																																																																																						
21	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	地 214																																																																																																																																						
節	計 画 名	ページ																																																																																																																																						
1	応急活動体制	地 1																																																																																																																																						
2	情報の収集・伝達	地 23																																																																																																																																						
3	災害時の広報	地 38																																																																																																																																						
4	広域連携体制	地 51																																																																																																																																						
5	災害救助法の適用	地 67																																																																																																																																						
6	消防・救急救助活動等	地 70																																																																																																																																						
7	警備・交通対策	地 79																																																																																																																																						
8	避難対策	地 88																																																																																																																																						
9	津波避難計画	地 101																																																																																																																																						
10	医療救護	地 105																																																																																																																																						
11	緊急輸送体制	地 112																																																																																																																																						
12	ライフライン施設の応急対策	地 120																																																																																																																																						
13	生活支援対策	地 141																																																																																																																																						
14	要配慮者の対策	地 157																																																																																																																																						
15	住宅対策	地 181																																																																																																																																						
16	環境対策等	地 185																																																																																																																																						
17	教育対策	地 181																																																																																																																																						
18	公共施設等の応急対策	地 186																																																																																																																																						
19	ボランティア(追記)の協力	地 193																																																																																																																																						
20	帰宅困難者等対策(追記)	地 200																																																																																																																																						
2	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第1節 応急活動体制	2	<p>第1 応急活動体制 1 応急活動体制の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>種別</th> <th>配 備 基 準</th> <th>配 備 体 制</th> <th>職員集集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集体制</td> <td>注</td> <td>1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 長周期地震動の階級3以上を観測したとき(長周期地震動により大規模な災害が発生した場合は上位体制に移行) 3-2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。</td> <td>災害関係課の職員をもって、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局区等において定める。</td> <td>・総務局(追記) 職員集集基準 ・その他初期活動が必要な局区等</td> </tr> </tbody> </table>	体制	種別	配 備 基 準	配 備 体 制	職員集集基準	情報収集体制	注	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 長周期地震動の階級3以上を観測したとき(長周期地震動により大規模な災害が発生した場合は上位体制に移行) 3-2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	災害関係課の職員をもって、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局区等において定める。	・総務局(追記) 職員集集基準 ・その他初期活動が必要な局区等	<p>第1 応急活動体制 1 応急活動体制の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>種別</th> <th>配 備 基 準</th> <th>配 備 体 制</th> <th>職員集集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集体制</td> <td>注</td> <td>1 市域に震度4の地震が発生したとき。 (追記) 2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。</td> <td>災害関係課の職員をもって、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局区等において定める。</td> <td>・総務局(追記) 追記 ・その他初期活動が必要な局区等</td> </tr> </tbody> </table>	体制	種別	配 備 基 準	配 備 体 制	職員集集基準	情報収集体制	注	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 (追記) 2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	災害関係課の職員をもって、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局区等において定める。	・総務局(追記) 追記 ・その他初期活動が必要な局区等	・銚子地方気象台による長周期地震動の運用が変更されたため。																																																																																																													
体制	種別	配 備 基 準	配 備 体 制	職員集集基準																																																																																																																																				
情報収集体制	注	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 長周期地震動の階級3以上を観測したとき(長周期地震動により大規模な災害が発生した場合は上位体制に移行) 3-2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	災害関係課の職員をもって、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局区等において定める。	・総務局(追記) 職員集集基準 ・その他初期活動が必要な局区等																																																																																																																																				
体制	種別	配 備 基 準	配 備 体 制	職員集集基準																																																																																																																																				
情報収集体制	注	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 (追記) 2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	災害関係課の職員をもって、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各局区等において定める。	・総務局(追記) 追記 ・その他初期活動が必要な局区等																																																																																																																																				
3	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第1節 応急活動体制	8	<p>第1 応急活動体制 5 職員の初期対応及び服務 (2)職員配備の報告 各部(各局区)は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を本部事務局危機管理部に報告する。(報告の方法:総合防災情報システムにおける体制表への入力)</p>	<p>第1 応急活動体制 5 職員の初期対応及び服務 (2)職員配備の報告 各部(各局区)は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を本部事務局危機管理部に報告する。(報告の方法:災害情報共有システム(追記)への入力)</p>	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正、追記)																																																																																																																																	
4	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第1節 応急活動体制	9	<p>第2 注意配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 備 基 準</td> <td>次の条件のいずれかに該当するとき。 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 長周期地震動の階級3以上を観測したとき(長周期地震動により大規模な災害が発生した場合は上位体制に移行) 3-2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	配 備 基 準	次の条件のいずれかに該当するとき。 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 長周期地震動の階級3以上を観測したとき(長周期地震動により大規模な災害が発生した場合は上位体制に移行) 3-2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	<p>第2 注意配備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 備 基 準</td> <td>次の条件のいずれかに該当するとき。 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 (追記) 2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	配 備 基 準	次の条件のいずれかに該当するとき。 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 (追記) 2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	・銚子地方気象台による長周期地震動の運用が変更されたため。																																																																																																																									
項 目	内 容																																																																																																																																							
配 備 基 準	次の条件のいずれかに該当するとき。 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 長周期地震動の階級3以上を観測したとき(長周期地震動により大規模な災害が発生した場合は上位体制に移行) 3-2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。																																																																																																																																							
項 目	内 容																																																																																																																																							
配 備 基 準	次の条件のいずれかに該当するとき。 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 (追記) 2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。																																																																																																																																							
5	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第1節 応急活動体制	10	<p>第3 警戒配備 3 所掌事務 警戒本部の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)災害に関する情報の収集・伝達 (2)県への被害状況の報告(県危機管理政策課、防災対策課、消防課及び関係機関)</p>	<p>第3 警戒配備 3 所掌事務 警戒本部の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)災害に関する情報の収集・伝達 (2)県への被害状況の報告(県危機管理課、防災政策課、消防課及び関係機関)</p>	・千葉県の組織改正を反映するため。(修正)																																																																																																																																	

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																						
6	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第1節 応急活動体制	13	<p>第4 第1配備・第2配備 4 設置又は廃止の通知</p> <table border="1"> <tr> <th>報告・通知・公表先</th> <th>連絡担当者</th> <th>報告・通知・公表の方法</th> </tr> <tr> <td>市役所内各部・班</td> <td rowspan="2">本部事務局</td> <td>電子メール、庁内掲示板 (CHAINS)、<b>総合防災情報システム</b>、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>県防災危機管理部長(危機管理課)県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)</td> </tr> <tr> <td>県防災危機管理部長(危機管理課)県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)</td> <td>本部事務局</td> <td>県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法</td> </tr> </table>	報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法	市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板 (CHAINS)、 <b>総合防災情報システム</b> 、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法	区役所	県防災危機管理部長(危機管理課)県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)	県防災危機管理部長(危機管理課)県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法	<p>第4 第1配備・第2配備 4 設置又は廃止の通知</p> <table border="1"> <tr> <th>報告・通知・公表先</th> <th>連絡担当者</th> <th>報告・通知・公表の方法</th> </tr> <tr> <td>市役所内各部・班</td> <td rowspan="2">本部事務局</td> <td>電子メール、庁内掲示板 (CHAINS)、<b>災害情報共有システム</b>、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法</td> </tr> <tr> <td>県防災危機管理部長(危機管理課)県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)</td> <td>本部事務局</td> <td>県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法</td> </tr> </table>	報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法	市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板 (CHAINS)、 <b>災害情報共有システム</b> 、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法	区役所	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法	県防災危機管理部長(危機管理課)県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)</li> <li>・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)</li> </ul>
報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法																											
市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板 (CHAINS)、 <b>総合防災情報システム</b> 、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法																											
区役所		県防災危機管理部長(危機管理課)県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)																											
県防災危機管理部長(危機管理課)県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法																											
報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法																											
市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板 (CHAINS)、 <b>災害情報共有システム</b> 、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法																											
区役所		県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法																											
県防災危機管理部長(危機管理課)県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法																											
7	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第1節 応急活動体制	14	<p>5 本部の組織 (1)災害対策本部 ア 本部長(市長) ・副本部長、<b>主管本部長</b>、各部<b>本部長</b>、区本部長及び現地本部長に対する指揮命令 ウ 主管本部長(危機管理監) ・本部長、副本部長を補佐し、本部長を指揮監督する。</p>	<p>5 本部の組織 (1)災害対策本部 ア 本部長(市長) ・副本部長、<b>(追記)各部本部長</b>、区本部長及び現地本部長に対する指揮命令 ウ 主管本部長(危機管理監) ・本部長、副本部長を補佐し、本部長を指揮監督する<b>(追記)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</li> </ul>																						
8	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第1節 応急活動体制	15	<p>第4 第1配備・第2配備 5 本部の組織</p>	<p>第4 第1配備・第2配備 5 本部の組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の組織改正を反映するため。(修正)</li> </ul>																						
9	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第1節 応急活動体制	16	<p>第4 第1配備・第2配備 6 本部及び区本部の運営 (1)本部員会議の開催 イ 協議事項 本部員会議の協議事項は、そのつど災害の状況に応じて、<b>本部長、副本部長、主管本部長</b>若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。 (2)本部の運営上必要な資機材等の確保 本部事務局(総務局危機管理部長)は、本部が設置されたときは、次の措置を講じる。 ア 本部開設に必要な資機材等の準備 ○千葉市災害対策図板(各種被害想定図を含む)の設置 ○<b>千葉市災害対応地図</b>の設置</p>	<p>第4 第1配備・第2配備 6 本部及び区本部の運営 (1)本部員会議の開催 イ 協議事項 本部員会議の協議事項は、そのつど災害の状況に応じて、<b>本部長(追記)</b>若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。 (2)本部の運営上必要な資機材等の確保 本部事務局(総務局危機管理部長)は、本部が設置されたときは、次の措置を講じる。 ア 本部開設に必要な資機材等の準備 ○千葉市災害対策図板(各種被害想定図を含む)の設置 ○<b>被害状況図板</b>の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の運用に合わせて修正するため。(追記、修正)</li> </ul>																						

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
10	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	23	第2節 情報の収集・伝達 第1 情報連絡体制 	第2節 情報の収集・伝達 第1 情報連絡体制 	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)
11	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	24	第1 情報連絡体制 4 有線通信網・携帯電話の利用方法 (2) <b>総合防災情報</b> システム、FAX・CHAINS等の利用 本部・区本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、 <b>総合防災情報</b> システム、FAX・CHAINS等により行う。	第1 情報連絡体制 4 有線通信網・携帯電話の利用方法 (2) <b>災害情報共有</b> システム、FAX・CHAINS等の利用 本部・区本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、 <b>災害情報共有</b> システム、FAX・CHAINS等により行う。	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)
12	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	26	第1 情報連絡体制 6 非常通信の利用方法 (1)取扱対象要件 (略) (削除)	第1 情報連絡体制 6 非常通信の利用方法 (1)取扱対象要件 (略) シ災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。	・救助実施市に指定されたため。(削除)
13	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	27	第1 情報連絡体制 	第1 情報連絡体制 	・所要の修正(修正)
14	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	28	第2節 情報の収集・伝達 第2 地震及び津波に関する情報等 1 地震及び津波に関する情報等の種類 (1)緊急地震速報 ア 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域(千葉市は千葉県北西部)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 (略) なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。	第2節 情報の収集・伝達 第2 地震及び津波に関する情報等 1 地震及び津波に関する情報等の種類 (1)緊急地震速報 ア 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上(追記)の揺れが予想された場合に、震度4以上(追記)が予想される地域(千葉市は千葉県北西部)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 (略) なお、震度6弱以上(追記)の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。	・緊急地震速報の発表基準が変更されたため。(追記)
15	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	29	第2 地震及び津波に関する情報等 1 地震及び津波に関する情報等の種類 (2)情報等の種類 	第2 地震及び津波に関する情報等 1 地震及び津波に関する情報等の種類 (2)情報等の種類 	・防災基本計画の修正を反映するため。(追記) ・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
16	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	29	第2節 情報の収集・伝達 第2 地震及び津波に関する情報等 1 地震及び津波に関する情報等の種類 (3)気象庁の発表 	第2節 情報の収集・伝達 第2 地震及び津波に関する情報等 1 地震及び津波に関する情報等の種類 (3)気象庁の発表 (追記)	・防災基本計画の修正を反映するため。(追記) ・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
17	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	30	第2節 情報の収集・伝達 第2 地震及び津波に関する情報等 1 地震及び津波に関する情報等の種類 (3)気象庁の発表 	第2節 情報の収集・伝達 第2 地震及び津波に関する情報等 1 地震及び津波に関する情報等の種類 (3)気象庁の発表 (追記)	・防災基本計画の修正を反映するため。(追記) ・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
18	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	31	第2 地震及び津波に関する情報等 2 地震及び津波に関する情報等の伝達系統 	第2節 情報の収集・伝達 第2 地震及び津波に関する情報等 2 地震及び津波に関する情報等の伝達系統 	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
19	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	32	<p>第2 地震及び津波に関する情報等</p> <p>3 県における地震・津波に関する情報の収集と伝達</p> <p>(1)震度情報の収集 震度情報の収集地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集する。千葉県震度情報ネットワークシステムを運用している。本システムでは、県内全市町村の82観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。収集された震度情報は、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。</p> <p>(2)震度情報の伝達 本システムで観測される震度情報については、自動的に気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。また、震度4以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として、消防庁にも自動伝送される。</p> <p>(3)地震被害予測システムによる被害予測 震度情報ネットワークシステムで収集した震度情報等を基に、地震発生直後に震度分布や人的被害、建物被害等を推計し、県災害対策本部において活用するほか、県内市町村へ配信する。</p> <p>(4)津波浸水予測システムによる予測 国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備したS-netで観測した水圧データ等を基に、九十九里・外房地域を対象に津波浸水域等を予測し、県災害対策本部において活用するほか、気象庁の予報業務許可を取得した地域の市町村へ配信する。</p>	<p>第2 地震及び津波に関する情報等 (追記)</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)</p>
20	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	32	<p>第3 被害状況の収集・伝達</p> <p>(略)。 なお、被害状況の収集・伝達は、原則「総合防災情報システム」により行う。</p>	<p>第3 被害状況の収集・伝達</p> <p>(略)。 なお、被害状況の収集・伝達は、原則「災害情報共有システム」により行う。</p>	<p>現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)</p>
21	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	33	<p>第3 被害状況の収集・伝達 被害情報の収集報告系統図</p> 	<p>第3 被害状況の収集・伝達 被害情報の収集報告系統図</p> 	<p>現在の運用に合わせて修正するため。(修正) 千葉県の組織改正を反映するため。(追記)</p>
22	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	35	<p>第3 被害状況の収集・伝達</p> <p>2 被害状況のとりまとめ</p> <p>(1)各部及び区本部から本部への報告 各部及び区本部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部へ、原則、総合防災情報システムにより被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。</p>	<p>第3 被害状況の収集・伝達</p> <p>2 被害状況のとりまとめ</p> <p>(1)各部及び区本部から本部への報告 各部及び区本部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部へ、原則、災害情報共有システムにより被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。</p>	<p>現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)</p>

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
23	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第2節 情報の収集・伝達	36	第3 被害状況の収集・伝達 3 県(災害対策本部)への報告 (1)報告の担当者 県(災害対策本部)への報告は、本部長(市長)の指示に基づき、本部事務局(総務局危機管理部(削除))が行う。 (3)報告先等 市域に災害が発生したとき、(略)県本部事務局(県危機管理政策課)に報告する。	第3 被害状況の収集・伝達 3 県(災害対策本部)への報告 (1)報告の担当者 県(災害対策本部)への報告は、本部長(市長)の指示に基づき、本部事務局(総務局危機管理部)が行う。 (3)報告先等 市域に災害が発生したとき、(略)県本部事務局(県危機管理(追記)課)に報告する。	・現在の運用に合わせて修正するため。(削除) ・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)
24	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第3節 災害時の広報	43	第2 市広報活動の実施手順 1 広報活動の決定 広報活動の決定から実施までの流れ 	第2 市広報活動の実施手順 1 広報活動の決定 広報活動の決定から実施までの流れ 	・所要の修正(修正)
25	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第3節 災害時の広報	45	第3節 災害時の広報 第2 市広報活動の実施手順 2 広報活動の方法(手段) (3)ヘリコプターの活用	第3節 災害時の広報 第2 市広報活動の実施手順 2 広報活動の方法(手段) (3)ヘリコプターの活用	・所要の修正(修正)
26	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第3節 災害時の広報	46	第3節 災害時の広報 第2 市広報活動の実施手順 2 広報活動の方法(手段) (7)インターネット等多様なメディアを使用した重層的な広報 市のホームページ、ちばし災害緊急速報メール、ちばし安全・安心メール、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を使った広報を行う。(削除) (略) (10)デマ等への対策 災害時の推測による人心不安や風説の流布による社会秩序の混乱を最小限に留めるため、誤報の可能性のある情報については、関係機関への確認を行うなど情報分析を行うとともに、庁内の認識統一を行い、SNS等を活用した広報活動を実施する。	第3節 災害時の広報 第2 市広報活動の実施手順 2 広報活動の方法(手段) (7)インターネット等多様なメディアを使用した重層的な広報 市のホームページ、ちばし災害緊急速報メール、ちばし安全・安心メール、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を使った広報を行う。また、避難指示等に際し、情報の伝達手段として、ポータルサイト・サーバー運業者の協力を得るものとする。 (略) (10)デマ等への対策 災害時の推測による人心不安や風説の流布による社会秩序の混乱を最小限に留めるため、御法の可能性のある情報については、関係機関への確認を行うなど情報分析を行うとともに、庁内の認識統一を行い、SNS等を活用した広報活動を実施する	・現在の運用に合わせて修正するため。(削除) ・所要の修正(修正)
27	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第3節 災害時の広報	47	第3 報道機関への発表・協力要請 1 市の発表 (1)災害警戒本部 市長若しくは警戒本部長(危機管理監)の指示により、(略) (略) 2 緊急警報放送等の要請 (1)要請方法 放送要請は、本部事務局(危機管理部長)が本部長(市長)の指示に基づき行うものとする。	第3 報道機関への発表・協力要請 1 市の発表 (1)災害警戒本部 市長若しくは主管本部長(危機管理監)の指示により、(略) (略) 2 緊急警報放送等の要請 (1)要請方法 放送要請は、秘書班長(総務局市長公室長)が本部長(市長)の指示に基づき行うものとする。	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)
28	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第4節 広域連携体制	50	第4節 広域連携体制 【総務局危機管理部】 	第4節 広域連携体制 【総務局危機管理部】 	・現在の運用に合わせて修正するため。(追記)



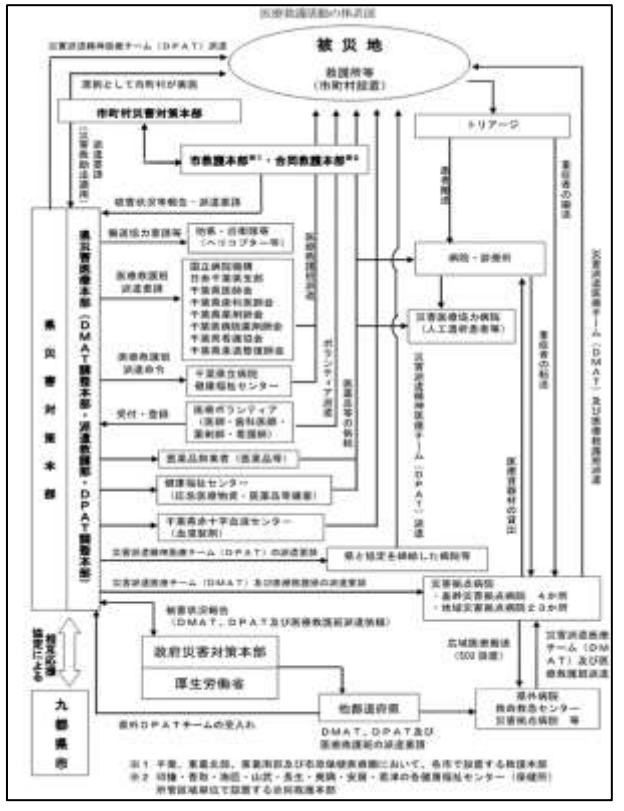
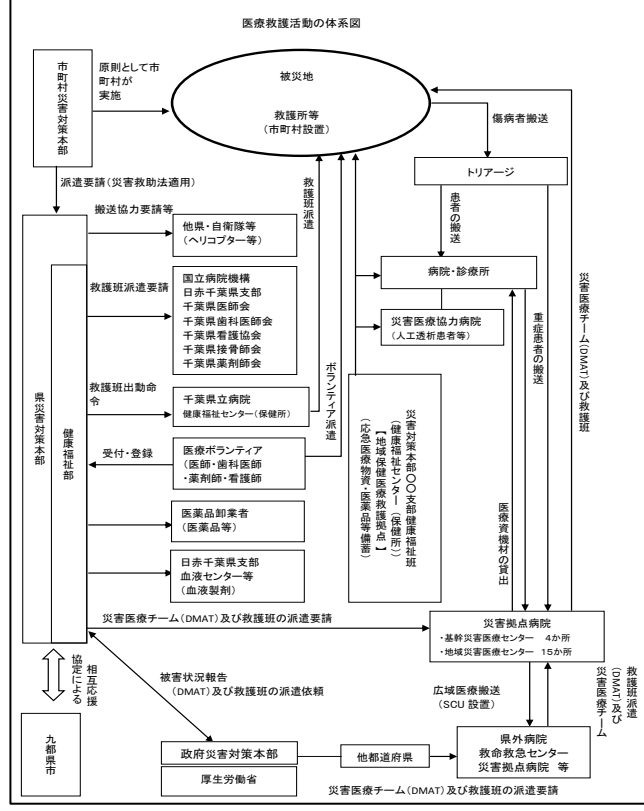

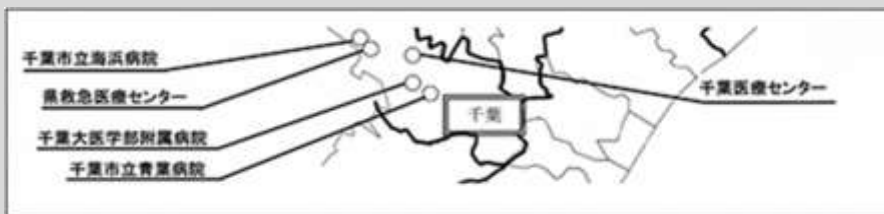
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由								
29	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第4節 広域連携体制	50	第1 国・県に対する要請等 【総務局危機管理部】 1 要請の手続 (略) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr><td style="text-align: center;">連絡先</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県危機管理政策課</td></tr> </table>	連絡先	県危機管理政策課	第1 国・県に対する要請等 【総務局危機管理部】 1 要請の手続 (略) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr><td style="text-align: center;">連絡先</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県危機管理課</td></tr> </table>	連絡先	県危機管理課	・千葉県の組織改正を反映するため。(修正)				
連絡先															
県危機管理政策課															
連絡先															
県危機管理課															
30	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第4節 広域連携体制	60	第4 自衛隊への災害派遣要請 1 派遣要請の手続等 (5)災害派遣部隊の受入措置等 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr><th>項目</th><th>活動内容</th></tr> <tr><td>県への報告</td><td>本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理政策課に報告する。</td></tr> </table>	項目	活動内容	県への報告	本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理政策課に報告する。	第4 自衛隊への災害派遣要請 1 派遣要請の手続等 (5)災害派遣部隊の受入措置等 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr><th>項目</th><th>活動内容</th></tr> <tr><td>県への報告</td><td>本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理課に報告する。</td></tr> </table>	項目	活動内容	県への報告	本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理課に報告する。	・千葉県の組織改正を反映するため。(修正)
項目	活動内容														
県への報告	本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理政策課に報告する。														
項目	活動内容														
県への報告	本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理課に報告する。														
31	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第5節 災害救助法の適用	65	第5節 災害救助法の適用【総務局危機管理部】 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr><td>基本的な考え方</td><td>市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、救助実施市の長として、同法の適用を決定し、同法に基づき必要な救助を実施する。これにより、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法の適用があった場合は、県域における公平な供給を確保するため、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、資源の配分が行われる。なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、危機管理監及び区本部長(区長)が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。</td></tr> </table>	基本的な考え方	市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、救助実施市の長として、同法の適用を決定し、同法に基づき必要な救助を実施する。これにより、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法の適用があった場合は、県域における公平な供給を確保するため、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、資源の配分が行われる。なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、危機管理監及び区本部長(区長)が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。	第5節 災害救助法の適用【保健福祉局】 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr><td>基本的な考え方</td><td>災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。これにより、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。(追記)なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、保健福祉部長(保健福祉局長)及び区本部長(区長)が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。</td></tr> </table>	基本的な考え方	災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。これにより、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。(追記)なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、保健福祉部長(保健福祉局長)及び区本部長(区長)が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。	・事務分掌が変更されたため(修正) ・救助実施市に指定されたため。(削除、追記)				
基本的な考え方	市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、救助実施市の長として、同法の適用を決定し、同法に基づき必要な救助を実施する。これにより、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法の適用があった場合は、県域における公平な供給を確保するため、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、資源の配分が行われる。なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、危機管理監及び区本部長(区長)が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。														
基本的な考え方	災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。これにより、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。(追記)なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、保健福祉部長(保健福祉局長)及び区本部長(区長)が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。														
32	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第5節 災害救助法の適用	65	第1 救助の実施機関 本市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市として、その権限と責任を踏まえ、国及び県との連携を図り、円滑かつ迅速に同法による救助を実施する。	(追記)	・救助実施市に指定されたため。(追記)								
					第2 救助の実施者 災害救助法の適用後は、法定受託事務として、本部長(市長)が救助を実施する。 なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき、本部長(市長)が応急措置を実施する。	(追記)									
33	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第5節 災害救助法の適用	65	第3 救助の種類 災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害が発生した段階の救助</li> <li>(1)避難所の設置</li> <li>(2)応急仮設住宅の供与</li> <li>(3)炊き出しその他による食品の給与</li> <li>(4)飲料水の供給</li> <li>(5)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</li> <li>(6)医療及び助産</li> <li>(7)被災者の救出</li> <li>(8)被災した住宅の応急修理</li> <li>(9)学用品の給与</li> <li>(10)埋葬</li> <li>(11)死体の捜索及び処理</li> <li>(12)障害物の除去</li> </ol>	(追記)	・救助実施市に指定されたため。(追記)								
34	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第5節 災害救助法の適用	66	第3 救助の種類 2 災害が発生するおそれがある段階の救助 避難所の設置(避難行動が困難な要配慮者を避難所に避難させるための輸送を含む。)	(追記)	・救助実施市に指定されたため。(追記)								

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																
35	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第5節 災害救助法の適用	66	<p>第4 災害救助法の適用基準 本市における災害救助法の適用基準は次のとおりである。</p> <p>1 災害が発生した段階の適用(法第2条第1項) (1)住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。(法施行令第1条第1項第1号) (2)住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。(法施行令第1条第1項第2号) (3)住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。(法施行令第1条第1項第3号) (4)多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。(法施行令第1条第1項第4号)</p>	<p>第1 災害救助法の適用基準 県における具体的適用基準は次のとおりである。</p> <p>(追記) 1 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。(法施行令第1条第1項第1号) 2 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。(法施行令第1条第1項第2号) 3 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。(追記) 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。(追記)</p>	<p>・救助実施市に指定されたため。(修正)</p>																																
36	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第5節 災害救助法の適用	66	<p>2 災害が発生するおそれがある段階の適用(災害救助法第2条第2項) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、本市がその所管区域となり、市域において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市・区</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>211,736</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>177,328</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>160,582</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>146,940</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>129,421</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>148,944</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>974,951</td> </tr> </tbody> </table>	市・区	人口	中央区	211,736	花見川区	177,328	稲毛区	160,582	若葉区	146,940	緑区	129,421	美浜区	148,944	千葉市	974,951	<p>(追記)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市・区</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>205,070</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>179,200</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>160,968</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>151,078</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>128,848</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>148,718</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>971,882</td> </tr> </tbody> </table>	市・区	人口	中央区	205,070	花見川区	179,200	稲毛区	160,968	若葉区	151,078	緑区	128,848	美浜区	148,718	千葉市	971,882	<p>・救助実施市に指定されたため。(追記) ・時点更新による修正(修正)</p>
市・区	人口																																						
中央区	211,736																																						
花見川区	177,328																																						
稲毛区	160,582																																						
若葉区	146,940																																						
緑区	129,421																																						
美浜区	148,944																																						
千葉市	974,951																																						
市・区	人口																																						
中央区	205,070																																						
花見川区	179,200																																						
稲毛区	160,968																																						
若葉区	151,078																																						
緑区	128,848																																						
美浜区	148,718																																						
千葉市	971,882																																						
37	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第5節 災害救助法の適用	67	<p>第5 被災世帯の算定基準(略) 第6 災害救助法の適用手続き</p> <p>1 本部長(市長)は、災害に際し、被害状況の調査、把握に努め、随時内閣府及び県へ情報提供する。また、内閣府及び県への被害状況等の情報提供は、次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話をもって実施し、後日文書により改めて処理する。</p>	<p>第2 被害世帯の算定基準(略) 第3 災害救助法の適用手続き</p> <p>災害に際し、千葉市の市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長(市長)は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。</p> <p>災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。 要請又は報告は、県防災危機管理部防災政策課を経由して県知事に対し次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。</p>	<p>・所要の修正(修正) ・救助実施市に指定されたため。(追記、修正)</p>																																
38	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第5節 災害救助法の適用	68	<p>第6 災害救助法の適用手続き</p> <p>1 本部長(市長)は(略) (1)災害が発生した段階の情報提供 ア 災害発生の日時及び場所 イ 災害の原因及び被害の状況 ウ 適用を要請する理由 エ 適用を必要とする期間 オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 カ その他必要な事項</p>	<p>第3 災害救助法の適用手続き (追記) (追記) (1)災害発生の日時及び場所 (2)災害の原因及び被害の状況 (3)適用を要請する理由 (4)適用を必要とする期間 (5)既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 (6)その他必要な事項</p>	<p>・所要の修正(修正) ・救助実施市に指定されたため。(追記、修正)</p>																																

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
39	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第5節 災害救助法の適用	68	<p>(2)災害が発生するおそれがある段階の情報提供 ア 避難指示等の発令状況 イ 事前避難に係る避難先の市町村名(広域避難の場合に限る)、避難所数、避難者数(うち、要配慮者の避難者数) ウ 災害救助法による救助実施(見込む)区域名及び実施年月日 エ 救助実施に係る避難先の市町村名(広域避難の場合に限る)、避難所数、避難者数(うち、要配慮者の避難者数) オ その他必要事項</p> <p>2 市域内の被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに災害救助法の適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、各部署へ指示するとともに、内閣府及び県へ通知又は報告するものとする。</p> <p>3 災害救助法を適用及び適用を終了したときは、速やかに公示するとともに、市ホームページ等により広報を行うものとする。</p>	<p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p>	・救助実施市に指定されたため。(追記)
40	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第5節 災害救助法の適用	68	<p>第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等</p> <p>本部長及び区本部長は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助を実施する。 なお、一般基準では、救助の適切な実施が困難な場合には、本部長(市長)は、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定める。</p> <p>(削除)</p>	<p>第4 災害救助法による救助の内容等</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間は(資料8-1)の表のとおりである。</p> <p>第5-救助業務の実施者</p>	・救助実施市に指定されたため。(修正、削除、追記)
41	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第5節 災害救助法の適用	69	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第8 災害救助法適用後の救助の実施 関係各局・区は、災害救助法に基づく救助を実施するとともに、その実施状況を本部事務局に逐次報告する。 本部事務局は、関係各局・区の協力を得て、災害救助法に関する運用(報告書類の作成等)を行う。</p>	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>(追記)</p>	・救助実施市に指定されたため。(修正、削除、追記)
42	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第6節 消防・救急救助活動等	70	<p>第6節 消防・救急救助活動等</p> <p>第1 消防活動</p> <p>1 組織</p> <p>(1)活動体制</p> <p>(削除)消防局長が(削除)必要と認めた場合は、消防局に「消防対策本部」を設置し消防局長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括する。(略)</p>	<p>第6節 消防・救急救助活動等</p> <p>第1 消防活動</p> <p>1 組織</p> <p>(1)活動体制</p> <p>市に本部が設置された場合、又は消防局長が特に必要と認めた場合は、消防局に「消防対策本部」を設置し消防局長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括する。(略)</p>	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)
43	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第7節 警備・交通対策	83	<p>第4 緊急通行車両の対策</p> <p>1 緊急通行車両の確認</p>	<p>第4 緊急通行車両の対策</p> <p>1 (追記)緊急通行車両の確認</p>	・所要の修正(修正)
44	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第8節 避難対策	88	<p>第2 来訪者・入所者等の避難</p> <p>2 避難の完了報告</p> <p>(1)市の施設</p> <p>(略)</p> <p>なお、連絡の方法は、総合防災情報システム、一般加入電話、FAX、PH S、携帯電話、電子メール、地域防災無線又は伝令による。</p>	<p>第2 来訪者・入所者等の避難</p> <p>2 避難の完了報告</p> <p>(1)市の施設</p> <p>(略)</p> <p>なお、連絡の方法は、災害情報共有システム、一般加入電話、FAX、PH S、携帯電話、電子メール、地域防災無線又は伝令による。</p>	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
45	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第8節 避難対策	95	<p>第7 避難所の開設 【各区、施設所管局区等、施設管理者、<b>避難所運営委員会等</b>】</p> <p>(略)市職員が開設する場合は、「<b>避難所開設・運営マニュアル例</b>」等に基づき開設し、また、地域による「避難所運営委員会」が設立されている避難所は、当該運営委員会が作成した「<b>避難所開設・運営マニュアル例</b>」等に基づき市民が、開設し収容保護する。(略)</p> <p>さらに、市に災害救助法を適用した場合は、<b>千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(避難所の設置)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。</b> ※<b>避難所開設・運営マニュアル例</b>(資料7-4)</p>	<p>第7 避難所の開設 【各区、施設所管局区等、施設管理者、町内自治会、<b>自主防災組織等</b>】</p> <p>(略)市職員が開設する場合は、「<b>千葉市避難所担当職員 避難所開設・運営の手引き</b>」に基づき、また、地域による「避難所運営委員会」が設立されている避難所は、当該運営委員会が作成した「<b>避難所開設・運営マニュアル(追記)</b>」(追記)に基づき市民が、開設し収容保護する。(略)</p> <p>(追記)</p> <p>※<b>地域による避難所開設・運営の手引き</b>(資料7-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</li> <li>令和4年4月にマニュアルを改訂したため。(追記)</li> <li>救助実施市に指定されたため。(追記)</li> </ul>
46	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第8節 避難対策	96	<p>第7 避難所の開設 2 避難所の開設 あらかじめ指定する避難所の中から</p>	<p>第7 避難所の開設 2 避難所の開設 あらかじめ指定する避難所のなかから</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所要の修正(修正)</li> </ul>
47	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第8節 避難対策	97	<p>第7 避難所の開設 4 開設時の留意事項 (3)報告 <b>総合防災情報システム</b></p>	<p>第7 避難所の開設 4 開設時の留意事項 (3)報告 <b>災害情報共有システム</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)</li> </ul>
48	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第8節 避難対策	97	<p>第8 避難所の運営 【各区、施設所管局区等、施設管理者、<b>避難所運営委員会等</b>】</p> <p>市職員が開設する場合は、「<b>避難所開設・運営マニュアル例</b>」等に基づき開設し、また、地域による「避難所運営委員会」が設立されている避難所は、当該運営委員会が作成した「<b>避難所開設・運営マニュアル例</b>」等に基づき市民が、開設し収容保護する。(略)</p>	<p>第8 避難所の運営 【各区、施設所管局区等、施設管理者、警察署、町内自治会、<b>自主防災組織等</b>】</p> <p>市職員が開設する場合は、「<b>千葉市避難所担当職員 避難所開設・運営の手引き</b>」に基づき開設し、また、地域による「避難所運営委員会」が設立されている避難所は、当該運営委員会が作成した「<b>避難所開設・運営マニュアル(追記)</b>」(追記)に基づき運営委員会が開設し、運営する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</li> <li>令和4年4月にマニュアルを改訂したため。(追記)</li> </ul>
49	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第8節 避難対策	100	<p>第8 避難所の運営 3 運営上の留意事項 (6)被災者の健康管理 区本部長(区長)は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、<b>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</b></p>	<p>第8 避難所の運営 3 運営上の留意事項 (6)被災者の健康管理 区本部長(区長)は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。(追記)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(修正)</li> </ul>
50	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第9節 津波避難計画	103	<p>第2 津波注意報等の伝達 6 沿岸区、市民局、都市局及び沿岸区等の消防署は、(略)を広報する。また、総務局<b>危機管理部</b>は、防災行政無線等により津波注意報等を伝達する。</p>	<p>第2 津波注意報等の伝達 6 沿岸区、市民局、都市局及び沿岸区等の消防署は、(略)を広報する。また、総務局<b>(追記)</b>は、防災行政無線等により津波注意報等を伝達する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の運用に合わせて修正するため。(追記)</li> </ul>
51	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第9節 津波避難計画	103	<p>第3 避難指示等の判断基準 (1)高齢者等避難 気象庁から、「遠地地震に関する情報」や「<b>火山噴火等による津波</b>」等が発表され、<b>大津波警報、津波警報、津波注意報</b>が発表される可能性がある場合(略)</p>	<p>第3 避難指示等の判断基準 (1)高齢者等避難 気象庁から、「遠地地震に関する情報」(追記)が発表され、<b>大津波警報、津波警報、津波注意報</b>が発表される可能性がある場合(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災基本計画の修正を反映するため。(追記)</li> </ul>
52	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第9節 津波避難計画	104	<p>第4 避難指示等に関する対策 7 「遠地地震に関する情報」や「<b>火山噴火等による津波</b>」等が発表され、<b>高齢者等避難</b>を発令する場合も上記1～6のとおり適切に行うものとする。</p>	<p>第4 避難指示等に関する対策 7 「遠地地震に関する情報」(追記)が発表され、<b>高齢者等避難</b>を発令する場合も上記1～6のとおり適切に行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災基本計画の修正を反映するため。(追記)</li> </ul>

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由												
53	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第10節 医療救護	106	<p>災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。</p> <p>医療救護は、市長が行うものとする。</p> <p>また、災害救助法が適用された場合における救助(医療・助産)については、同法に基づき実施し、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。</p> <p>さらに、本部長(市長)は、日本赤十字社千葉県支部と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。</p> <p>なお、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。</p>	<p>災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。</p> <p>医療救護は、市長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は県知事が行い、市長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことができる。</p> <p>また、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。</p>	<p>・救助実施市に指定されたため。(修正)</p>												
54	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第10節 医療救護	107	<p>第10節 医療救護 第1 初動医療体制 1 医療対策本部の設置 (1)医療対策本部(健康福祉・医療衛生班(保健福祉局健康福祉部・医療衛生部))の役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 名</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護・防疫担当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救護・防疫担当の統括</li> <li>イ 区保健医療班との連絡調整</li> <li>ウ 千葉県(健康福祉部)との連絡調整</li> <li>エ 三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)との連絡調整</li> <li>オ 県内外の医療機関の広域支援調整</li> <li>カ 支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、<b>派遣精神医療チーム(DPAT)</b>、公的機関、ボランティア等)</li> <li>キ 医療機関の稼働・被害情報の収集、稼働支援</li> <li>ク 医薬品等の確保・供給</li> <li>ケ 市拠点救護所(総合保健医療センター)の設置・運営</li> <li>コ 市医療救護班の編成・派遣</li> <li>サ 各区保健医療班の活動支援</li> <li>シ 被害状況に応じた保健師の配置・派遣調整</li> <li>ス 避難所・仮設住宅及び在宅での健康保持対策・精神保健対策</li> <li>セ 特定疾患対策・結核対策等</li> <li>ソ 精神科救護班の編成・派遣</li> <li>タ 心のケア相談対応</li> <li>チ 感染症発生に係る予防、情報収集及び発生時対応</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>動物救護担当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 千葉県(衛生指導課)、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部との連絡調整</li> <li>イ 被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	担 当 名	活 動 内 容	救護・防疫担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救護・防疫担当の統括</li> <li>イ 区保健医療班との連絡調整</li> <li>ウ 千葉県(健康福祉部)との連絡調整</li> <li>エ 三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)との連絡調整</li> <li>オ 県内外の医療機関の広域支援調整</li> <li>カ 支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、<b>派遣精神医療チーム(DPAT)</b>、公的機関、ボランティア等)</li> <li>キ 医療機関の稼働・被害情報の収集、稼働支援</li> <li>ク 医薬品等の確保・供給</li> <li>ケ 市拠点救護所(総合保健医療センター)の設置・運営</li> <li>コ 市医療救護班の編成・派遣</li> <li>サ 各区保健医療班の活動支援</li> <li>シ 被害状況に応じた保健師の配置・派遣調整</li> <li>ス 避難所・仮設住宅及び在宅での健康保持対策・精神保健対策</li> <li>セ 特定疾患対策・結核対策等</li> <li>ソ 精神科救護班の編成・派遣</li> <li>タ 心のケア相談対応</li> <li>チ 感染症発生に係る予防、情報収集及び発生時対応</li> </ul>	動物救護担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 千葉県(衛生指導課)、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部との連絡調整</li> <li>イ 被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療</li> </ul>	<p>第10節 医療救護 第1 初動医療体制 1 医療対策本部の設置 (1)医療対策本部(健康福祉・医療衛生班(保健福祉局健康福祉部・医療衛生部))の役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 名</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護・防疫担当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救護・防疫担当の統括</li> <li>イ 区保健医療班との連絡調整</li> <li>ウ 千葉県(健康福祉部)との連絡調整</li> <li>エ 三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)との連絡調整</li> <li>オ 県内外の医療機関の広域支援調整</li> <li>カ 支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、<b>(G記)</b> 公的機関、ボランティア等)</li> <li>キ 医療機関の稼働・被害情報の収集、稼働支援</li> <li>ク 医薬品等の確保・供給</li> <li>ケ 市拠点救護所(総合保健医療センター)の設置・運営</li> <li>コ 市医療救護班の編成・派遣</li> <li>サ 各区保健医療班の活動支援</li> <li>シ 被害状況に応じた保健師の配置・派遣調整</li> <li>ス 避難所・仮設住宅及び在宅での健康保持対策・精神保健対策</li> <li>セ 特定疾患対策・結核対策等</li> <li>ソ 精神科救護班の編成・派遣</li> <li>タ 心のケア相談対応</li> <li>チ 感染症発生に係る予防、情報収集及び発生時対応</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>動物救護担当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 千葉県(衛生指導課)、(公益社団法人)千葉県獣医師会開業部会千葉支部千葉市地域獣医師会との連絡調整</li> <li>イ 被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	担 当 名	活 動 内 容	救護・防疫担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救護・防疫担当の統括</li> <li>イ 区保健医療班との連絡調整</li> <li>ウ 千葉県(健康福祉部)との連絡調整</li> <li>エ 三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)との連絡調整</li> <li>オ 県内外の医療機関の広域支援調整</li> <li>カ 支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、<b>(G記)</b> 公的機関、ボランティア等)</li> <li>キ 医療機関の稼働・被害情報の収集、稼働支援</li> <li>ク 医薬品等の確保・供給</li> <li>ケ 市拠点救護所(総合保健医療センター)の設置・運営</li> <li>コ 市医療救護班の編成・派遣</li> <li>サ 各区保健医療班の活動支援</li> <li>シ 被害状況に応じた保健師の配置・派遣調整</li> <li>ス 避難所・仮設住宅及び在宅での健康保持対策・精神保健対策</li> <li>セ 特定疾患対策・結核対策等</li> <li>ソ 精神科救護班の編成・派遣</li> <li>タ 心のケア相談対応</li> <li>チ 感染症発生に係る予防、情報収集及び発生時対応</li> </ul>	動物救護担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 千葉県(衛生指導課)、(公益社団法人)千葉県獣医師会開業部会千葉支部千葉市地域獣医師会との連絡調整</li> <li>イ 被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療</li> </ul>	<p>・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</p> <p>・文言の整理(修正)</p>
担 当 名	活 動 内 容																		
救護・防疫担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救護・防疫担当の統括</li> <li>イ 区保健医療班との連絡調整</li> <li>ウ 千葉県(健康福祉部)との連絡調整</li> <li>エ 三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)との連絡調整</li> <li>オ 県内外の医療機関の広域支援調整</li> <li>カ 支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、<b>派遣精神医療チーム(DPAT)</b>、公的機関、ボランティア等)</li> <li>キ 医療機関の稼働・被害情報の収集、稼働支援</li> <li>ク 医薬品等の確保・供給</li> <li>ケ 市拠点救護所(総合保健医療センター)の設置・運営</li> <li>コ 市医療救護班の編成・派遣</li> <li>サ 各区保健医療班の活動支援</li> <li>シ 被害状況に応じた保健師の配置・派遣調整</li> <li>ス 避難所・仮設住宅及び在宅での健康保持対策・精神保健対策</li> <li>セ 特定疾患対策・結核対策等</li> <li>ソ 精神科救護班の編成・派遣</li> <li>タ 心のケア相談対応</li> <li>チ 感染症発生に係る予防、情報収集及び発生時対応</li> </ul>																		
動物救護担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 千葉県(衛生指導課)、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部との連絡調整</li> <li>イ 被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療</li> </ul>																		
担 当 名	活 動 内 容																		
救護・防疫担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救護・防疫担当の統括</li> <li>イ 区保健医療班との連絡調整</li> <li>ウ 千葉県(健康福祉部)との連絡調整</li> <li>エ 三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)との連絡調整</li> <li>オ 県内外の医療機関の広域支援調整</li> <li>カ 支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、<b>(G記)</b> 公的機関、ボランティア等)</li> <li>キ 医療機関の稼働・被害情報の収集、稼働支援</li> <li>ク 医薬品等の確保・供給</li> <li>ケ 市拠点救護所(総合保健医療センター)の設置・運営</li> <li>コ 市医療救護班の編成・派遣</li> <li>サ 各区保健医療班の活動支援</li> <li>シ 被害状況に応じた保健師の配置・派遣調整</li> <li>ス 避難所・仮設住宅及び在宅での健康保持対策・精神保健対策</li> <li>セ 特定疾患対策・結核対策等</li> <li>ソ 精神科救護班の編成・派遣</li> <li>タ 心のケア相談対応</li> <li>チ 感染症発生に係る予防、情報収集及び発生時対応</li> </ul>																		
動物救護担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 千葉県(衛生指導課)、(公益社団法人)千葉県獣医師会開業部会千葉支部千葉市地域獣医師会との連絡調整</li> <li>イ 被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療</li> </ul>																		
55	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第10節 医療救護	110	<p>3 救護所の設置 (1)設置場所 区本部長(区長)は、本部長(市長)又は健康福祉・医療衛生班長(保健福祉局健康福祉部長・医療衛生部長)と協議し、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり消防部(消防局)、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、警察署等の協力を得て、救護所を設置する。 救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>3 救護所の設置 (1)設置場所 区本部長(区長)は、本部長(市長)又は健康福祉・医療衛生班長(保健福祉局健康福祉部長・医療衛生部長)と協議し、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり消防部(消防局)、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、警察署等の協力を得て、救護所を設置する。 救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。</p> <p>なお、市に災害救助法が適用され、県による救護班が派遣された場合は、知事の指示による。</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>・救助実施市に指定されたため。(削除)</p>												
56	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第10節 医療救護	111	<p>4 医療救護班の活動内容 (1) (略) (2)活動の実施期間 医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長(市長)が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。 ただし、災害救助法が適用された場合は、<b>同法に基づき実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。なお、一般基準における救助期間は、医療救護が災害発生の日から14日以内、助産活動が災害発生の日から7日以内である。</b> (3) (略)</p>	<p>4 医療救護班の活動内容 (1) (略) (2)活動の実施期間 医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長(市長)が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。 ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。 (3) (略)</p>	<p>・救助実施市に指定されたため。(修正)</p>												

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
57	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第10節 医療救護	112	(4)経費の負担について 災害救助法の適用を受けた場合は、 <b>内閣総理大臣が承認する基準額の範囲において、国庫負担金を請求することができる。</b> ※医療救護活動に関する様式(資料8-4)	(4)経費の負担について 災害救助法の適用を受けた場合は、 <b>県負担(限度額以内)、その他の場合は、市負担とする。</b> ※医療救護活動に関する様式(資料8-4)	・救助実施市に指定されたため。(修正)
58	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第10節 医療救護	116	第4 医薬品・資器材の確保 千葉県医療救護活動体系図 	第4 医薬品・資器材の確保 千葉県医療救護活動体系図 	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(修正)
59	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第10節 医療救護	117	第4 医薬品・資器材の確保 県の災害拠点病院の図 	第4 医薬品・資器材の確保 県の災害拠点病院の図 	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(修正)
60	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第11節 緊急輸送体制	118	第1 緊急輸送手段の確保 【財政局、各局区、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、 <b>(一社)千葉市建設業協会</b> 】	第1 緊急輸送手段の確保 【財政局、各局区、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、 <b>市建設業協会</b> 】	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																								
61	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第11節 緊急輸送体制	120	第11節 緊急輸送体制 第1 緊急輸送手段の確保 4 車両以外の輸送手段 (1)航空機・ヘリコプターによる輸送 (2)鉄道(JR東日本㈱千葉支社・京成電鉄㈱・千葉都市モノレール㈱)による輸送 (3)船舶等による輸送	第11節 緊急輸送体制 第1 緊急輸送手段の確保 4 車両以外の輸送手段 (1)航空機・ヘリコプターによる輸送 (2)鉄道(JR東日本㈱(追記)・京成電鉄㈱・千葉都市モノレール㈱)による輸送 (3)船舶等による輸送	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(修正)																								
62	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第11節 緊急輸送体制	121	第2 集積場所 【財政局、市民局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、千葉県トラック協会、千葉県倉庫協会、千葉県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、一般社団法人千葉市建設業協会】 3 臨時ヘリポートの開設 【財政局、成田国際空港㈱、県危機管理課、警察署、予定施設管理者、(一社)千葉市建設業協会】	第2 集積場所 【財政局、市民局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、千葉県トラック協会、千葉県倉庫協会、千葉県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、市建設業協会】 3 臨時ヘリポートの開設 【財政局、成田国際空港㈱、県危機管理課、警察署、予定施設管理者、市建設業協会】	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)																								
63	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第11節 緊急輸送体制	121	第2 集積場所 1 集積場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上輸送による</td> <td>千葉市公営事業事務所 (TIPSTAR DOME CHIBA)</td> <td>中央区弁天4丁目</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポートアリーナ地下駐車場</td> <td>中央区間屋町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蘇我スポーツ公園 (蘇我球技場)</td> <td>中央区川崎町</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設の名称	所在地	陸上輸送による	千葉市公営事業事務所 (TIPSTAR DOME CHIBA)	中央区弁天4丁目		ポートアリーナ地下駐車場	中央区間屋町		蘇我スポーツ公園 (蘇我球技場)	中央区川崎町	第2 集積場所 1 集積場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上輸送による</td> <td>千葉市公営事業事務所 (千葉競輪場)</td> <td>中央区弁天4丁目</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポートアリーナ地下駐車場</td> <td>中央区間屋町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蘇我スポーツ公園 (蘇我球技場)</td> <td>中央区川崎町</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設の名称	所在地	陸上輸送による	千葉市公営事業事務所 (千葉競輪場)	中央区弁天4丁目		ポートアリーナ地下駐車場	中央区間屋町		蘇我スポーツ公園 (蘇我球技場)	中央区川崎町	・新設による施設名称変更のため。(修正)
区分	施設の名称	所在地																													
陸上輸送による	千葉市公営事業事務所 (TIPSTAR DOME CHIBA)	中央区弁天4丁目																													
	ポートアリーナ地下駐車場	中央区間屋町																													
	蘇我スポーツ公園 (蘇我球技場)	中央区川崎町																													
区分	施設の名称	所在地																													
陸上輸送による	千葉市公営事業事務所 (千葉競輪場)	中央区弁天4丁目																													
	ポートアリーナ地下駐車場	中央区間屋町																													
	蘇我スポーツ公園 (蘇我球技場)	中央区川崎町																													
64	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第11節 緊急輸送体制	122	第11節 緊急輸送体制 第2 集積場所 2 港湾施設の確保 (3)船舶に関する措置 ア 接岸スペースを確保するため、岸壁管理者に対し、埠頭に停泊中の船舶の移動を要請する。 イ 救援物資輸送等にあたる船舶の活動が速やかに実施できるよう、(削除)海上保安部に対し、海上交通規制の要否について協議する。	第11節 緊急輸送体制 第2 集積場所 2 港湾施設の確保 (3)船舶に関する措置 ア 接岸スペースを確保するため、埠頭に停泊中の船舶に対して(追記)移動を勧告する。 イ 救援物資輸送等にあたる船舶の活動が速やかに実施できるよう、海上の交通規制を行うとともに必要な場合は、海上保安部に対し入港船舶の交通規制措置等を要請する。	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正、追記、削除)																								
65	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第11節 緊急輸送体制	123	第2 集積場所 3 臨時ヘリポートの開設 【財政局、成田国際空港㈱、県危機管理政策課、警察署、予定施設管理者、(一社)千葉市建設業協会】	第2 集積場所 3 臨時ヘリポートの開設 【財政局、成田国際空港㈱、県危機管理(追記)課、警察署、予定施設管理者、(追記)市建設業協会】	・千葉県の組織改正を反映するため。(修正) ・団体名称を計画内で統一するため。(修正)																								
66	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第11節 緊急輸送体制	124	第2 集積場所 6 集積場所の運営(略) また、(削除)市災害ボランティアセンター等を通じ一般ボランティアの派遣要請を行う。	第2 集積場所 6 集積場所の運営(略) また、千葉市災害ボランティアセンター等を通じ一般ボランティアの派遣要請を行う。	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)																								
67	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第11節 緊急輸送体制	124	第3 緊急輸送道路の確保 【建設局、千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、県千葉港湾事務所、警察署、(一社)千葉市建設業協会、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所】 1 道路の確保順位 建設部長(建設局長)は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次により確保する。 (1)本部長(市長)の指示又は区本部長(区長)の要請に基づき、(一社)千葉市建設業協会の協力を得て、重要な路線から順次確保する。	第3 緊急輸送道路の確保 【建設局、千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、県千葉港湾事務所、警察署、(追記)市建設業協会、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所】 1 道路の確保順位 建設部長(建設局長)は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次により確保する。 (1)本部長(市長)の指示又は区本部長(区長)の要請に基づき、(追記)千葉市建設業協会の協力を得て、重要な路線から順次確保する。	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)																								
68	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第11節 緊急輸送体制	125	第11節 緊急輸送体制 第4 緊急輸送の実施 【財政局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、(一社)千葉市建設業協会】	第11節 緊急輸送体制 第4 緊急輸送の実施 【財政局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、(追記)市建設業協会】	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)																								

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由								
69	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	128	第1 上下水道施設 2 応急復旧対策 (1)基本方針 ア 応急復旧は、原則として各水道事業体の復旧担当職員の監督のもとで施工業者によって行う。	第1 上下水道施設 2 応急復旧対策 (1)基本方針 ア 応急復旧は、原則として県企業局及び水道部(水道局)復旧担当職員の監督のもとで施工業者によって行う。	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)								
70	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	130	第12節 ライフライン施設の応急対策 第2 公共下水道施設・農業集落排水施設 【建設局、千葉土木事務所、警察署、(一社)千葉市建設業協会、市指定排水設備工事業者、市下水管路維持協同組合】	第12節 ライフライン施設の応急対策 第2 公共下水道施設・農業集落排水施設 【建設局、千葉土木事務所、警察署、(追記)市建設業協会、市指定排水設備工事業者、市下水管路維持協同組合】	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)								
71	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	137	第5 電話施設 【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】	第5 電話施設 【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)(追記)】	・新たに指定公共機関として指定されたため。(追記)								
72	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	137	第5 電話施設 (略) 1 NTT東日本(株) (2)発災時の応急措置 ア 設備、資機材の点検及び発動準備 災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。 イ 応急措置 (略) (ク)災害用伝言ダイヤル「171」(削除)、災害用伝言板「web171」の運用 ウ 震災時の広報 (エ)災害用伝言ダイヤル「171」(削除)、災害用伝言板「web171」の提供開始	第5 電話施設 (略) 1 NTT東日本(株) (2)発災時の応急措置 ア 設備、資機材の点検及び発動準備 大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。 イ 応急措置 (略) (ク)災害用伝言ダイヤル「171」の運用、災害用伝言板「web171」の運用 ウ 震災時の広報 (エ)災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始、災害用伝言板「web171」の提供開始	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(修正)								
73	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	140	第5 電話施設 5 楽天モバイル(株) 楽天モバイル(株)では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出勤させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。 また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める	第5 電話施設 (追記)	・新たに指定公共機関として指定されたため。(追記)								
74	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	140	第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 2 発災時の初動措置 (1)運転規制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">運 転 規 制 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本(株)千葉支社</td> <td>                     □地震が発生した場合の列車の運転取扱い、次による。                      ア□地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S1値(カイン)による。                      イ□運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。                      ウ□S1値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、保守係員による規制区間全線の点検後、運転規制を解除する。                      エ□S1値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	運 転 規 制 の 内 容	JR東日本(株)千葉支社	□地震が発生した場合の列車の運転取扱い、次による。 ア□地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S1値(カイン)による。 イ□運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。 ウ□S1値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、保守係員による規制区間全線の点検後、運転規制を解除する。 エ□S1値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。	第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 2 発災時の初動措置 (1)運転規制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">運 転 規 制 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本(株)(追記)</td> <td>                     □地震が発生した場合の列車の運転取扱い、次による。                      ア□地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S1値(カイン)による。                      イ□運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。                      ウ□S1値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、保守係員による規制区間全線の点検後、運転規制を解除する。                      エ□S1値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	運 転 規 制 の 内 容	JR東日本(株)(追記)	□地震が発生した場合の列車の運転取扱い、次による。 ア□地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S1値(カイン)による。 イ□運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。 ウ□S1値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、保守係員による規制区間全線の点検後、運転規制を解除する。 エ□S1値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(修正)
機 関 名	運 転 規 制 の 内 容														
JR東日本(株)千葉支社	□地震が発生した場合の列車の運転取扱い、次による。 ア□地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S1値(カイン)による。 イ□運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。 ウ□S1値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、保守係員による規制区間全線の点検後、運転規制を解除する。 エ□S1値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。														
機 関 名	運 転 規 制 の 内 容														
JR東日本(株)(追記)	□地震が発生した場合の列車の運転取扱い、次による。 ア□地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S1値(カイン)による。 イ□運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。 ウ□S1値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、保守係員による規制区間全線の点検後、運転規制を解除する。 エ□S1値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。														



No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																
75	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	141	<p>第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 2 発災時の初動措置 (2)乗務員の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>乗務員の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本線千葉支社</td> <td>ア□運転中に地震を感じて、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ□列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ□列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)その他の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>その他の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社</td> <td>ア□旅客誘導のための案内放送 イ□駅員の配置手配 ウ□救出、救護手配 エ□出火防止 オ□防災機器の操作 カ□情報の収集</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	乗務員の対応	JR東日本線千葉支社	ア□運転中に地震を感じて、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ□列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ□列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。	機関名	その他の措置	JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社	ア□旅客誘導のための案内放送 イ□駅員の配置手配 ウ□救出、救護手配 エ□出火防止 オ□防災機器の操作 カ□情報の収集	<p>第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 2 発災時の初動措置 (2)乗務員の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>乗務員の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本線(追加)</td> <td>ア□運転中に地震を感じて、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ□列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ□列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)その他の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>その他の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本線(追加) その他民鉄各社</td> <td>ア□旅客誘導のための案内放送 イ□駅員の配置手配 ウ□救出、救護手配 エ□出火防止 オ□防災機器の操作 カ□情報の収集</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	乗務員の対応	JR東日本線(追加)	ア□運転中に地震を感じて、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ□列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ□列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。	機関名	その他の措置	JR東日本線(追加) その他民鉄各社	ア□旅客誘導のための案内放送 イ□駅員の配置手配 ウ□救出、救護手配 エ□出火防止 オ□防災機器の操作 カ□情報の収集	千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(修正)
機関名	乗務員の対応																						
JR東日本線千葉支社	ア□運転中に地震を感じて、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ□列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ□列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。																						
機関名	その他の措置																						
JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社	ア□旅客誘導のための案内放送 イ□駅員の配置手配 ウ□救出、救護手配 エ□出火防止 オ□防災機器の操作 カ□情報の収集																						
機関名	乗務員の対応																						
JR東日本線(追加)	ア□運転中に地震を感じて、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ□列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ□列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。																						
機関名	その他の措置																						
JR東日本線(追加) その他民鉄各社	ア□旅客誘導のための案内放送 イ□駅員の配置手配 ウ□救出、救護手配 エ□出火防止 オ□防災機器の操作 カ□情報の収集																						
76	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	142	<p>第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 3 乗客の避難誘導</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>避難誘導方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社</td> <td>(1) 駅における避難誘導 ア□駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 イ□旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 ア□列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 イ□列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 (ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 (イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 (ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 事故発生時の救護活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>救護活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社</td> <td>災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	避難誘導方法	JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社	(1) 駅における避難誘導 ア□駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 イ□旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 ア□列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 イ□列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 (ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 (イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 (ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。	機関名	救護活動の内容	JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。	<p>第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 3 乗客の避難誘導</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>避難誘導方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本線(追加) その他民鉄各社</td> <td>(1) 駅における避難誘導 ア□駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 イ□旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 ア□列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 イ□列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 (ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 (イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 (ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 事故発生時の救護活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>救護活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本線(追加) その他民鉄各社</td> <td>災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	避難誘導方法	JR東日本線(追加) その他民鉄各社	(1) 駅における避難誘導 ア□駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 イ□旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 ア□列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 イ□列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 (ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 (イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 (ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。	機関名	救護活動の内容	JR東日本線(追加) その他民鉄各社	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。	千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(修正)
機関名	避難誘導方法																						
JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社	(1) 駅における避難誘導 ア□駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 イ□旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 ア□列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 イ□列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 (ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 (イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 (ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。																						
機関名	救護活動の内容																						
JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。																						
機関名	避難誘導方法																						
JR東日本線(追加) その他民鉄各社	(1) 駅における避難誘導 ア□駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 イ□旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 ア□列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 イ□列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 (ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 (イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 (ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。																						
機関名	救護活動の内容																						
JR東日本線(追加) その他民鉄各社	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。																						
77	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	142	<p>第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 5 災害時の広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害時の広報活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社</td> <td>(1) 駅では、地震災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱をまわぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について、旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見直し、今後とるべき措置等について、放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害時の広報活動	JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社	(1) 駅では、地震災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱をまわぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について、旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見直し、今後とるべき措置等について、放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。	<p>第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 5 災害時の広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害時の広報活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本線(追加) その他民鉄各社</td> <td>(1) 駅では、地震災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱をまわぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について、旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見直し、今後とるべき措置等について、放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害時の広報活動	JR東日本線(追加) その他民鉄各社	(1) 駅では、地震災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱をまわぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について、旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見直し、今後とるべき措置等について、放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。	千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(修正)								
機関名	災害時の広報活動																						
JR東日本線千葉支社 その他民鉄各社	(1) 駅では、地震災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱をまわぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について、旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見直し、今後とるべき措置等について、放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。																						
機関名	災害時の広報活動																						
JR東日本線(追加) その他民鉄各社	(1) 駅では、地震災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱をまわぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について、旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見直し、今後とるべき措置等について、放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。																						

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由				
78	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	142	<p>第6 鉄道施設等 【JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)】 <b>6 保有する設備を活用した支援活動</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">機口口間口口名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">機口口動口口内口口室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">千葉都市モノレール(株)</td> <td style="text-align: center;">(1) 駅周辺の避難施設への電力供給 (2) 帰宅困難者への充電設備の貸し出し調整</td> </tr> </table>	機口口間口口名	機口口動口口内口口室	千葉都市モノレール(株)	(1) 駅周辺の避難施設への電力供給 (2) 帰宅困難者への充電設備の貸し出し調整	<p>第6 鉄道施設等 【JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)】 (追記)</p>	・R5年度に設備を追加するため。(追記)
機口口間口口名	機口口動口口内口口室										
千葉都市モノレール(株)	(1) 駅周辺の避難施設への電力供給 (2) 帰宅困難者への充電設備の貸し出し調整										
79	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第13節 生活救援対策	145	<p>第1 飲料水の供給 3 応急給水 (1)応急給水方針 水道部長(水道局長)及び県企業局は、給水需要(被害状況)に基づき、応急給水の方針を定め、次の事項について、本部長(市長)及び区本部長(区長)へ報告するとともに、全体状況について綿密な連絡を取る。 <b>また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(応急給水等)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。</b></p>	<p>第1 飲料水の供給 3 応急給水 (1)応急給水方針 水道部長(水道局長)及び県企業局は、給水需要(被害状況)に基づき、応急給水の方針を定め、次の事項について、本部長(市長)及び区本部長(区長)へ報告するとともに、全体状況について綿密な連絡を取る。 (追記)</p>	・救助実施市に指定されたため。(追記)				
80	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第13節 生活救援対策	148	<p>第2 食品の供給 【調達-市民局、経済農政局供給-各区、関東農政局(農林水産省農産局長)、市薬剤師会、協定締結事業者、農協、その他米穀・食品関連業者、交通輸送業者】 1 食品の供給実施の決定 (1)供給実施の決定者 (削除) 災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長(市長)又はその補助執行機関としての区本部長(区長)は、災害により、避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食品の供給の実施を決定する。 (削除) <b>市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(食品の給与等)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。なお、災害救助法による「食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣の承認により期限を延長することができる。</b> なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する</p>	<p>第2 食品の供給 【調達-市民局、経済農政局供給-各区、関東農政局(農林水産省政策統括官)、市薬剤師会、協定締結事業者、農協、その他米穀・食品関連業者、交通輸送業者】 1 食品の供給実施の決定 (1)供給実施の決定者 <del>ア 災害救助法適用前</del> 本部長(市長)又はその補助執行機関としての区本部長(区長)は、災害により、避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食品の供給の実施を決定する。 <del>イ 災害救助法適用後</del> <del>一本部長(市長)又はその補助執行機関としての区本部長(区長)は、県知事の職権の一部を委任されているので、県知事の補助機関として、食品の給与の実施にあたる。</del> <del>一この場合、(追記)災害救助法による「食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣の承認により期限を延長することができる。</del>  なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。</p>	・農林水産省の組織改正を反映するため。(修正) ・救助実施市に指定されたため。(削除、追記)				
81	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第13節 生活救援対策	150	<p>第2 食品の供給 3 食品の確保 (4)農林水産省への要請 政府所有米穀の調達については、必要があるときは、県を通じて(連絡がとれないときには直接)、<b>農林水産省農産局長</b>に必要な措置を講じることを要請する。</p>	<p>第2 食品の供給 3 食品の確保 (4)農林水産省への要請 政府所有米穀の調達については、必要があるときは、県を通じて(連絡がとれないときには直接)、<b>農林水産省政策統括官</b>に必要な措置を講じることを要請する。</p>	・農林水産省の組織改正を反映するため。(修正)				

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
82	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第13節 生活救援対策	153	<p>第3 生活必需品の供給</p> <p>1 供給実施の決定</p> <p>(1)供給実施の決定者</p> <p>災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長(市長)又はその補助執行機関としての区本部長(区長)は、必要と認めた場合、生活必需品供給の実施を決定する。</p> <p>ただし、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。</p> <p>なお、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(生活必需品の給与等)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。</p>	<p>第3 生活必需品の供給</p> <p>1 供給実施の決定</p> <p>(1)供給実施の決定者</p> <p>災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長(市長)又はその補助執行機関としての区本部長(区長)は、必要と認めた場合、生活必需品供給の実施を決定する。</p> <p>ただし、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。</p> <p>なお、災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与又は貸与は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。</p>	・救助実施市に指定されたため。(修正)
83	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第13節 生活救援対策	156	<p>第4 救援(支援)物資の対応</p> <p>4 救援物資に対する留意事項</p> <p>(4)物資調達・輸送調整等支援システムの活用</p> <p>(略)事前に物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有し、備蓄物資の提供を含め速やかな物資支援に努める。</p>	<p>第4 救援(支援)物資の対応</p> <p>4 救援物資に対する留意事項</p> <p>(4)物資調達・輸送調整等支援システムの活用</p> <p>(略)事前に物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間(追記)し、備蓄物資の提供を含め速やかな物資支援に努める。</p>	・所要の修正(修正)
84	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第14節 要配慮者の対策	160	<p>第1 在宅の要配慮者の対策</p> <p>1 避難行動要支援者の避難支援等(略)</p> <p>総務部長(総務局長)、保健福祉部長(保健福祉局長)、こども未来部長(こども未来局長)及び区本部長(区長)は連携を図り、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者名簿の活用や、(削除)市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会、自主防災組織、消防局、消防団や千葉県警察等と連携して、居宅に取り残された避難行動要支援者の避難支援等にあたる。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 在宅の要配慮者の対策</p> <p>1 避難行動要支援者の避難支援等(略)</p> <p>総務部長(総務局長)、保健福祉部長(保健福祉局長)、こども未来部長(こども未来局長)及び区本部長(区長)は連携を図り、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者名簿の活用や、千葉市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会、自主防災組織、消防局、消防団や千葉県警察等と連携して、居宅に取り残された避難行動要支援者の避難支援等にあたる。</p> <p>(略)</p>	・団体名称を計画内で統一するため。(削除)
85	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第14節 要配慮者の対策	161	<p>3 避難所における要配慮者への対応</p> <p>市は、指定避難所等での生活が困難な要配慮者に対する支援として「千葉市災害時要配慮者支援計画」に定めるとおり、福祉避難所(福祉避難室及び拠点福祉避難所)を開設する。福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。</p> <p>(削除)</p> <p>市は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「千葉市災害時要配慮者支援計画」により対応する。また、千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)の受入れ等も検討し、必要に応じて千葉県へ要請を行う。</p> <p>また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(福祉避難所の設置)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。</p>	<p>3 避難所における要配慮者への対応</p> <p>市は、指定避難所等での生活が困難な要配慮者に対する支援として「千葉市災害時要配慮者支援計画」に定めるとおり、福祉避難所(福祉避難室及び拠点福祉避難所)を開設する。福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。</p> <p>―災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。―</p> <p>市は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「千葉市災害時要配慮者支援計画」により対応する。また、千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)の受入れ等も検討し、必要に応じて千葉県へ要請を行う。</p> <p>(追記)</p>	・救助実施市に指定されたため。(削除、追記)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
86	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第15節 住宅対策	164	<p>第15節 住宅対策 【都市局、各区、県、プレハブ建築協会、千葉県建設業協会、全国木造建設事業協会、千葉県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会、全国賃貸住宅経営者協会連合会千葉県支部】</p> <p>第1 応急仮設住宅の供給 災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保出来ない者に対し応急に住宅を提供し一時的な居住の安定を図る。 市営住宅や借上げ型の応急仮設住宅への一時入居を行っても供給が不足する場合、建設型の応急仮設住宅により対応する。 また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(応急仮設住宅の供与)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。</p> <p>1 市営住宅等の活用 空家の数や設備を調査し、応急仮設住宅として活用できる住宅を提供する。</p> <p>2 借上げによる応急仮設住宅 災害救助法が適用された後に協力団体への協力要請を行い、協力団体の受諾後、入居募集を開始する。入居を希望する被災者から民間賃貸住宅の賃貸借契約に必要な書類を受け付け、民間賃貸住宅の借上げを行う。</p>	<p>第15節 住宅対策 【都市局、各区、県、プレハブ建築協会(追記)】</p> <p>第1 応急仮設住宅の建設等 (追記)</p> <p>市営住宅や借上げ型の応急仮設住宅への一時入居を行っても供給が不足する場合、建設型の応急仮設住宅により対応する。 (追記)</p> <p>1 市営住宅等の活用 空家の数や設備を調査し、応急仮設住宅として活用できる住宅として必要な備品を設置する。</p> <p>2 借上げによる応急仮設住宅 応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げは、災害救助法が適用された後に県知事が行う。 市は、入居を希望する被災者から民間賃貸住宅の賃貸借契約に必要な書類を受(追記)付後、県へ送付し、以降の手続は県知事が行う。</p>	・救助実施市に指定されたため。(追記、修正)
87	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第15節 住宅対策	164	<p>3 建設による応急仮設住宅 建設による応急仮設住宅の要請戸数は、区本部長(区長)の意見を聞いて本部長(市長)が決定する。 (1)大規模地震発災直後の要請戸数 全壊・大規模半壊住宅数の10%を目安とする。 (2)大規模地震発災から2週間目以降の要請戸数 避難所にいる被災者へのヒアリング調査や市営住宅、借上げによる応急仮設住宅の受付状況などにより、要請戸数を算定する。 (削除)</p>	<p>3 建設による応急仮設住宅 建設による応急仮設住宅の要請戸数は、区本部長(区長)の意見を聞いて本部長(市長)が決定し、県知事へ要請する。 (1)大規模地震発災直後の要請戸数 全壊・大規模半壊住宅数の10%を目安とする。 (2)大規模地震発災から2週間目以降の要請戸数 避難所にいる被災者へのヒアリング調査や市営住宅、借上げによる応急仮設住宅の受付状況などにより、要請戸数を算定する。 (3)実施機関 -応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された後に県知事が行う。 -本部長(市長)は、県知事の職権の一部を委任された場合、県知事の補助機関として応急仮設住宅の建設を行う。</p>	・救助実施市に指定されたため。(削除、修正)
88	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第15節 住宅対策	165	<p>3 建設による応急仮設住宅 (3)建設地の選定 応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ選定された建設予定候補地の中から以下の条件を考慮し、現況を調査したうえで選定する。 (4)応急仮設住宅の建設 建設予定地の現況調査の結果を基に「応急仮設住宅建設計画書」を策定し本部長(市長)へ報告の上、協力団体から建設業者の斡旋を受け、建設をする。 (5)応急仮設住宅の解体・撤去 -応急仮設住宅の供与が終了した場合、その解体及び撤去を行う。</p>	<p>3 建設による応急仮設住宅 (4)建設地の選定 応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ選定された建設予定候補地の中から以下の条件を考慮し、現況を調査したうえで都市本部長(都市局長)が区本部長(区長)と協議して県知事へ報告選定する。 (追記)</p>	・救助実施市に指定されたため。(削除、修正、追記)
89	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第15節 住宅対策	165	<p>第2 応急仮設住宅への入居 2 選定の方法 建築班(都市局建築部)は、あらかじめ入居者の選定方法を作成しておき、区本部(各区)が作成した応募者リストに基づいて入居者を選定する。また、選定にあたっては、次の者を優先する。 (1)特定の資産のない高齢者、障害者、一人親世帯 (2)乳児(3歳以下)のいる世帯、妊婦のいる世帯、18歳未満の子供が3人以上いる世帯 (3)病弱者等のいる世帯、被保護世帯並びに要保護世帯 (削除)</p>	<p>第2 応急仮設住宅への入居 2 選定の方法 建築班(都市局建築部)は、あらかじめ入居者の選定方法を作成しておき、区本部(各区)が作成した応募者リストに基づいて入居者を選定する。また、選定にあたっては、次の者を優先する。 (1)特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等 (2)上記に準ずる者 (3)被災時に千葉市に居住していた者(住民登録の有無は問わない。)</p> <p>第4 応急仮設住宅の解体・撤去 応急仮設住宅の供与が終了した場合、その解体及び撤去は県知事が行う。</p>	・救助実施市に指定されたため。(修正、削除)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
90	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第15節 住宅対策	166	(削除)	第4 応急仮設住宅の解体・撤去 応急仮設住宅の供与が終了した場合、その解体及び撤去は県知事が行う。	・救助実施市に指定されたため。(削除)
91	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第15節 住宅対策	166	第4 被災住宅の応急修理 (削除) (削除) 被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法が適用された場合に本部長(市長)が実施するものとする。都市部長(都市局長)は、直ちに住宅の応急修理実施に必要な体制を整え事務にあたる。また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(応急仮設住宅の供与)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、救助を実施する。 なお、市の体制のみにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。	第5 被災住宅の応急修理 1 被災住宅の応急修理 (1)実施機関 被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法が適用された場合に知事が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。 (追記)  なお、市の体制のみにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。	・救助実施市に指定されたため。(修正、削除、追記)
92	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第15節 住宅対策	167	第4 被災住宅の応急修理 1 被災住宅の応急修理 (1)日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア 対象者 災害のため住家が半壊(焼)・準半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者や、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者。 イ 応急修理の給付内容 応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に必要な最小限度の部分について、実施(給付)するものとする。 修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。 (削除) ※災害救助法による災害救助基準(資料8-1) ウ 期間 応急修理は、原則として災害発生の日から3ヶ月以内に完了するものとする。また、国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了するものとする。 なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣へ協議する。 (削除)	第5 被災住宅の応急修理 (追記) (追記) (2)対象者 災害のため住家が半壊(焼)・準半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者(追記)。  (3)応急修理の給付内容 応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に必要な最小限度の部分について、実施(給付)するものとする。 修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。 (令和元年度基準 半壊:一世帯当たり595,000円、準半壊:300,000円) ※災害救助法による災害救助基準(資料8-1) (4)期間 応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。(追記)  なお、期限内の実施が困難な場合は県と協議する。 (5)実施(略)	・救助実施市に指定されたため。(修正、追記、削除)
93	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第15節 住宅対策	167	第4 被災住宅の応急修理 1 被災住宅の応急修理 (2)住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 ア 対象者 災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 イ 応急修理の内容 応急修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分について、実施(給付)するものとする。 修理に要する費用の限度が、災害救助法の定めるところによる。 ※災害救助法による災害救助基準(資料8-1) ウ 期間 応急修理は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣へ協議する。	第5 被災住宅の応急修理 (追記)	・救助実施市に指定されたため。(修正、追記)
94	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第15節 住宅対策	167	第4 被災住宅の応急修理 2 市営住宅の応急修理	第5 被災住宅の応急修理 4 市営住宅の応急修理	・所要の修正(修正)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
95	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第15節 住宅対策	168	第5 被災建築物の応急危険度判定の実施 (2)被災建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請するとともに、 <b>執務スペースの確保等受入れの準備を(削除)行う。</b> (3)判定を実施するときは、市民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を <b>(削除)</b> チラシ等により周知を図る。	第6 被災建築物の応急危険度判定の実施 (2)被災建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請するとともに <b>受入れのための宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に</b> 行う。 (3)判定を実施するときは、市民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、 <b>防災行政無線</b> 、チラシ等により周知を図る。	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)
96	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第15節 住宅対策	168	第6 被災宅地の危険度判定の実施 第7 り災証明書の交付	第7 被災宅地の危険度判定の実施 第8 り災証明書の交付	・所要の修正(修正)
97	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第16節 環境対策等	169	第16節 環境対策等 <b>市は災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、国、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。</b>	第16節 環境対策等 <b>(追記)</b>	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
98	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第16節 環境対策等	170	第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 【環境局、都市局、建設局、消防局、警察署、道路管理者、千葉土木事務所、 <b>(一社)千葉市建設業協会</b> 、土木建設業者、市下水管路維持協同組合、市指定排水設備工事業者】 1 住宅関係障害物の処理 (3)処理の実施 <b>(削除)</b> <b>災害救助法の適用の有無にかかわらず、都市部長(都市局長)は、本部長(市長)の指示に基づき、区本部長(区長)の意見及び周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、区本部及び関係各部(局)、(一社)千葉市建設業協会の協力により作業班を編成し実施する。</b> <b>また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(障害物の除去)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、救助を実施する。</b> <b>(削除)</b> <b>―災害救助法が適用された場合の障害物の処理―</b> (ア)市は、処理対象戸数及び所在を調査する。 (イ)～(工) (略) (オ)実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。 <b>なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣へ協議する。</b>	第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 【環境局、都市局、建設局、消防局、警察署、道路管理者、千葉土木事務所、 <b>(追記)市建設業協会</b> 、土木建設業者、市下水管路維持協同組合、市指定排水設備工事業者】 1 住宅関係障害物の処理 (3)処理の実施 <b>ア災害救助法適用前</b> <b>(追記)都市部長(都市局長)は、本部長(市長)の指示に基づき、区本部長(区長)の意見及び周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、区本部及び関係各部(局)、(追記)千葉市建設業協会の協力により作業班を編成し実施する。</b> <b>(追記)</b> <b>イ災害救助法適用後</b> <b>災害救助法が適用された場合の障害物の処理は、次のとおり実施する。</b> (ア)市は、処理対象戸数及び所在を調査し、 <b>県知事に報告する。</b> (イ)～(工) (略) (オ)実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。 <b>(追記)</b>	・団体名称を計画内で統一するため。(修正) ・救助実施市に指定されたため。(削除、追記、修正)
99	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第16節 環境対策等	171	2 河川等関係障害物の処理 特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の処理作業を区本部・関係各部、関係機関及び <b>(一社)千葉市建設業協会</b> と協力して実施する。	2 河川等関係障害物の処理 特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の処理作業を区本部・関係各部、関係機関及び <b>(追記)千葉市建設業協会</b> と協力して実施する。	・団体名称を計画内で統一するため。(追記)
100	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第16節 環境対策等	171	第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 <b>4 県及び県内市町村での援助協力</b> <b>市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、単独での処理が困難な場合には、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。</b> <b>また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</b>	第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 <b>(追記)</b>	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
101	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第16節 環境対策等	171	第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 5 県による災害廃棄物処理 県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。	第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 (追記)	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
102	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第16節 環境対策等	172	第16節 環境対策等 第2 ガレキの処理 【環境局、都市局、建設局、(一社)千葉市建設業協会、千葉県解体工事業協同組合、土木建設業者、解体工事業者、廃棄物処理関係業者、運送業者】	第16節 環境対策等 第2 ガレキの処理 【環境局、都市局、建設局、(追記)市建設業協会、千葉県解体工事業協同組合、土木建設業者、解体工事業者、廃棄物処理関係業者、運送業者】	・団体名称を計画内で統一するため。(追記)
103	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第16節 環境対策等	180	第5 防疫・保健衛生 【保健福祉局、都市局、千葉県警察本部及び警察署、自衛隊、市医師会、市薬剤師会、薬業会等関係業者、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部】 (略) 2 防疫・保健衛生活動の実施 (5)動物救護活動等の実施 ア 県衛生指導課・(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部等との連絡調整	第5 防疫・保健衛生 【保健福祉局、都市局、千葉県警察本部及び警察署、自衛隊、市医師会、市薬剤師会、薬業会等関係業者、公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会】 (略) 2 防疫・保健衛生活動の実施 (5)動物救護活動等の実施 ア 県衛生指導課・(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会等との連絡調整	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)
104	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第16節 環境対策等	183	第6 行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">対策のあらまし 県地域防災計画の定めるところにより行方不明者及び死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、本部長(市長)が行う。 また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(障害物の除去)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助法適配計画」に基づき、救助を実施する。なお、市限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。</div>	第6 行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">対策のあらまし 県地域防災計画の定めるところにより行方不明者及び死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、本部長(市長)が行う。 ただし、災害救助法が適用された後の死体の処理(埋葬)については、県知事が行う。 本部長(市長)は、県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、県知事の補助機関として実施する。 なお、市限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。</div>	・救助実施市に指定されたため。(修正)
105	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第16節 環境対策等	183	第16節 環境対策等 第6 行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬 1 安否情報照会・捜索依頼の受付 (略) 家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、個人情報保護に関する法律の規定にかかわらず、被災者等の権利利益を不当に害するおそれがない範囲内で家族等に回答できる。 (略) また、避難住民・死亡住民等のリストに(略) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集する。また、県は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。	第16節 環境対策等 第6 行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬 1 安否情報照会・捜索依頼の受付 (略) 家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、個人情報保護条例の規定にかかわらず、被災者等の権利利益を不当に害するおそれがない範囲内で家族等に回答できる。 (略) また、避難住民・死亡住民等のリストに(略) (追記)	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正) ・個人情報保護条例が廃止されたため。(修正)
106	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第17節 教育対策	191	第4 学用品の調達及び支給 2 給与の期間 災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書及び教材は1か月以内、その他については15日以内と定められている。 ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、(削除)内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。	第4 学用品の調達及び支給 2 給与の期間 災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書(追記)は1か月以内、その他については15日以内と定められている。 ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県知事を通じて内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。	・救助実施市に指定されたため。(追記、削除)
107	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第18節 公共施設等の応急対策	193	第18節 公共施設等の応急対策 第1 道路・橋梁(きょうりょう) 【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱、(一社)千葉市建設業協会、警察署】	第18節 公共施設等の応急対策 第1 道路・橋梁(きょうりょう) 【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路㈱、(追記)市建設業協会、警察署】	・団体名称を計画内で統一するため。(追記)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																										
108	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第18節 公共施設等の応急対策	193	<p>第18節 公共施設等の応急対策 第1 道路・橋梁(きょうりょう)</p> <p>地震が発生した場合、各道路管理者等は、地震の規模に応じた応急対策体制を確立し、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、以下のとおり道路交通の確保を図ることとなっている。</p> <p>－□業務のあらまし□－</p> <p>1□ライフライン施設占有者、建設業者からの道路情報の収集、パトローカーからの情報収集等から被災情報を把握する。</p> <p>2□必要に応じ、う回路を測定する。</p> <p>3□交通規制等の措置等の利用者の安全策を講じる。</p> <p>4□必要に応じパトローカーやその他広報媒体（HP・SNS等）による広報を行う。</p> <p>5□被害の状況や施設の緊急度等に応じて被災道路・橋梁の応急並びに復旧措置を行う。</p> <p>なお、応急復旧に要する作業は、あらかじめ締結する協定に基づき、(一社)千葉市建設業協会等に協力を要請する。</p>	<p>第18節 公共施設等の応急対策 第1 道路・橋梁(きょうりょう)</p> <p>地震が発生した場合、各道路管理者等は、地震の規模に応じた応急対策体制を確立し、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、以下のとおり道路交通の確保を図ることとなっている。</p> <p>－□業務のあらまし□－</p> <p>1□ライフライン施設占有者、建設業者からの道路情報の収集、パトローカーからの情報収集等から被災情報を把握する。</p> <p>2□必要に応じ、う回路を測定する。</p> <p>3□交通規制等の措置等の利用者の安全策を講じる。</p> <p>4□必要に応じパトローカーやその他広報媒体（HP・SNS等）による広報を行う。</p> <p>5□被害の状況や施設の緊急度等に応じて被災道路・橋梁の応急並びに復旧措置を行う。</p> <p>なお、応急復旧に要する作業は、あらかじめ締結する協定に基づき、(一社)千葉市建設業協会等に協力を要請する。</p>	・団体名称を計画内で統一するため。(追記)																										
109	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第18節 公共施設等の応急対策	194	<p>第18節 公共施設等の応急対策 第1 道路・橋梁(きょうりょう) 1 災害時の応急措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局・機関名</th> <th>応急措置のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">東日本高速道路(株) (京葉道路・東関東自動車道・館山自動車道・千葉東金道路)</td> <td>(1)地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトローカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計測震度値</th> <th>通行規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測震度 4.0 以上 4.5未満又は特別巡回の終</td> <td>速度規制</td> </tr> <tr> <td>車必要が認められる場合</td> <td>通行止</td> </tr> <tr> <td>計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上</td> <td>通行止</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2)通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震度点検を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止めを実施しているときは、上下車線が分離されている道路にあたっては、少なくとも上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあたっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。</p>	部局・機関名	応急措置のあらまし	東日本高速道路(株) (京葉道路・東関東自動車道・館山自動車道・千葉東金道路)	(1)地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトローカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計測震度値</th> <th>通行規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測震度 4.0 以上 4.5未満又は特別巡回の終</td> <td>速度規制</td> </tr> <tr> <td>車必要が認められる場合</td> <td>通行止</td> </tr> <tr> <td>計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上</td> <td>通行止</td> </tr> </tbody> </table>	計測震度値	通行規制内容	計測震度 4.0 以上 4.5未満又は特別巡回の終	速度規制	車必要が認められる場合	通行止	計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上	通行止	(2)通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震度点検を行う。	<p>第18節 公共施設等の応急対策 第1 道路・橋梁(きょうりょう) 1 災害時の応急措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局・機関名</th> <th>応急措置のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">東日本高速道路(株) (京葉道路・東関東自動車道・館山自動車道・千葉東金道路)</td> <td>(1)地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトローカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計測震度値</th> <th>通行規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測震度 4.0 以上 (内路)</td> <td>速度規制</td> </tr> <tr> <td>計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上</td> <td>通行止</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2)通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震度点検を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止めを実施しているときは、上下車線が分離されている道路にあたっては、少なくとも上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあたっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。</p>	部局・機関名	応急措置のあらまし	東日本高速道路(株) (京葉道路・東関東自動車道・館山自動車道・千葉東金道路)	(1)地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトローカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計測震度値</th> <th>通行規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測震度 4.0 以上 (内路)</td> <td>速度規制</td> </tr> <tr> <td>計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上</td> <td>通行止</td> </tr> </tbody> </table>	計測震度値	通行規制内容	計測震度 4.0 以上 (内路)	速度規制	計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上	通行止	(2)通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震度点検を行う。	・各事務所の基準が改訂されたため。(削除)
部局・機関名	応急措置のあらまし																																
東日本高速道路(株) (京葉道路・東関東自動車道・館山自動車道・千葉東金道路)	(1)地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトローカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計測震度値</th> <th>通行規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測震度 4.0 以上 4.5未満又は特別巡回の終</td> <td>速度規制</td> </tr> <tr> <td>車必要が認められる場合</td> <td>通行止</td> </tr> <tr> <td>計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上</td> <td>通行止</td> </tr> </tbody> </table>	計測震度値	通行規制内容	計測震度 4.0 以上 4.5未満又は特別巡回の終	速度規制	車必要が認められる場合	通行止	計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上	通行止																								
	計測震度値	通行規制内容																															
計測震度 4.0 以上 4.5未満又は特別巡回の終	速度規制																																
車必要が認められる場合	通行止																																
計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上	通行止																																
(2)通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震度点検を行う。																																	
部局・機関名	応急措置のあらまし																																
東日本高速道路(株) (京葉道路・東関東自動車道・館山自動車道・千葉東金道路)	(1)地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトローカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計測震度値</th> <th>通行規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測震度 4.0 以上 (内路)</td> <td>速度規制</td> </tr> <tr> <td>計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上</td> <td>通行止</td> </tr> </tbody> </table>	計測震度値	通行規制内容	計測震度 4.0 以上 (内路)	速度規制	計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上	通行止																										
	計測震度値	通行規制内容																															
計測震度 4.0 以上 (内路)	速度規制																																
計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上	通行止																																
(2)通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震度点検を行う。																																	
110	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第18節 公共施設等の応急対策	196	<p>第2 河川・海岸保全及び内水排除施設 【建設局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所、(一社)千葉市建設業協会】</p> <p>1 市建設局 (3)施設管理者は、低地帯等が河川、内排水路の洪水、溢水(いっすい)等により浸水被害が発生した場合は、密に連絡して、市所有の可搬式ポンプを使用して排水に努める。</p> <p>なお、能力不足のときは、(一社)千葉市建設業協会のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。</p>	<p>第2 河川・海岸保全及び内水排除施設 【建設局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所、(追記)市建設業協会】</p> <p>1 市建設局 (3)施設管理者は、低地帯等が河川、内排水路の洪水、溢水(いっすい)等により浸水被害が発生した場合は、密に連絡して、市所有の可搬式ポンプを使用して排水に努める。</p> <p>なお、能力不足のときは、(追記)千葉市建設業協会のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。</p>	・団体名称を計画内で統一するため。(追記)																										
111	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第18節 公共施設等の応急対策	197	<p>第3 港湾施設 1 港内の船舶安全対策 県千葉港湾事務所長は港内における船舶の安全を確保するため、<b>港湾法(昭和25年法律第218号)</b>等海事関係法令に基づき諸規制の厳正な励行監視と各関係特定事業所等の防災体制の確立強化に努める。</p>	<p>第3 港湾施設 1 港内の船舶安全対策 県千葉港湾事務所長は港内における船舶の安全を確保するため、<b>港則法(昭和23年法律第174号)</b>等海事関係法令に基づき諸規制の厳正な励行監視と各関係特定事業所等の防災体制の確立強化に努める。</p>	・所要の修正(修正)																										
112	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第18節 公共施設等の応急対策	197	<p>第18節 公共施設等の応急対策 第3 港湾施設 3 海上における避難(略)</p> <p>(1)船舶・船舶会社・船舶代理店・岸壁管理者・港湾管理者・曳船協会等の関係者への避難<b>勧告又は命令(削除)</b></p> <p>(3)<b>東京湾海上交通センター及び巡視艇による通航船舶の監視警戒並びに管制信号等による安全確保</b></p>	<p>第18節 公共施設等の応急対策 第3 港湾施設 3 海上における避難(略)</p> <p>(1)関係船舶・船舶会社・船舶代理店・岸壁管理者・港湾管理者・曳船協会等関係者への避難<b>(追記)命令通報</b></p> <p>(3)<b>各信号所の管制信号による港内交通の安全確保並びに巡視艇の規制による港内交通警戒</b></p>	・所要の修正(修正、追記、削除)																										
113	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第18節 公共施設等の応急対策	197	<p>第4 その他の社会公共施設 【施設所管局等、施設管理者、県危機管理<b>政策</b>課、警察署、市医師会等関係医療機関】</p>	<p>第4 その他の社会公共施設 【施設所管局等、施設管理者、県危機管理<b>(追記)</b>課、警察署、市医師会等関係医療機関】</p>	・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)																										



No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由												
114	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第19節 ボランティアとの連携	201	<p>第19節 ボランティアとの連携 大規模災害発生時には、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、市は日本赤十字社、<del>(削除)</del>市社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図るとともに、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、ボランティアの自主性を尊重しつつ、効果的な応急対策を実施するものとする。 <del>(削除)</del>市災害ボランティアセンターは、<del>(削除)</del>市社会福祉協議会が市と協力し設置する。<del>(削除)</del>市社会福祉協議会が中心となって運営し、市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その運営を支援する。 <del>(削除)</del></p> <p>また、市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努め、ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p>	<p>第19節 ボランティアとの連携 大規模災害発生時には、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、市は日本赤十字社、<del>千葉</del>市社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図るとともに、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、ボランティアの自主性を尊重しつつ、効果的な応急対策を実施するものとする。 <del>千葉</del>市災害ボランティアセンターは、<del>千葉</del>市社会福祉協議会が市と協力し設置する。<del>千葉</del>市社会福祉協議会が中心となって運営し、市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その運営を支援する。 なお、<del>千葉県社会福祉協議会と千葉市社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されている。</del> (追記)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体名称を計画内で統一するため。(追記)</li> <li>・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</li> </ul>												
115	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第19節 ボランティアとの連携	202	<p>第2 ボランティアの活動分野 1 一般分野 (3) 救援物資や義援品の仕分け <del>(削除)</del></p> <p>第3 ボランティアとして活動する個人、団体 2 団体 (2) <del>(削除)</del>市社会福祉協議会</p>	<p>第2 ボランティアの活動分野 1 一般分野 (3) 救援物資や義援品の仕分け、<del>輸送</del></p> <p>第3 ボランティアとして活動する個人、団体 2 団体 (2) <del>社会福祉法人千葉</del>市社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の運用に合わせて修正するため。(削除)</li> <li>・団体名称を計画内で統一するため。(削除)</li> </ul>												
116	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第19節 ボランティアとの連携	203	<p>第4 ボランティアの受入れ体制の整備 (略) なお、<del>(削除)</del>市災害ボランティアセンターへの設置・運営については(略) また、市に災害救助法を適用した場合において、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>1 一般ボランティアの受入れ体制の整備 (1) <del>(削除)</del>市災害ボランティアセンター等の設置 <del>(削除)</del>市社会福祉協議会は、市から<del>(削除)</del>市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する要請があった場合には、市(本部)及び区(区本部)と連携を図り、一般分野のボランティアの活動拠点となる<del>(削除)</del>市災害ボランティアセンター及び必要に応じて 現地センターを開設する。また、市は平常時より、そのための体制づくりを支援する。</p>	<p>第4 ボランティアの受入れ体制の整備 (略) なお、<del>千葉</del>市災害ボランティアセンターへの設置・運営については(略) (追記)</p> <p>1 一般ボランティアの受入れ体制の整備 (1) <del>千葉</del>市災害ボランティアセンター等の設置 <del>千葉</del>市社会福祉協議会は、市から<del>千葉</del>市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する要請があった場合には、市(本部)及び区(区本部)と連携を図り、一般分野のボランティアの活動拠点となる<del>千葉</del>市災害ボランティアセンター及び(追記)現地センターを開設する。また、市は平常時より、そのための体制づくりを支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助実施市に指定されたため。(追記)</li> <li>・団体名称を計画内で統一するため。(削除)</li> <li>・現在の運用に合わせて修正するため。(追記)</li> </ul>												
117	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第19節 ボランティアとの連携	203	<p>(3) 登録・派遣について (略) エ 千葉県及び<del>(削除)</del>市災害ボランティアセンターによる登録を経ずに、直接現地へ来たボランティア希望者については、設置されている<del>(削除)</del>市災害ボランティアセンター又は現地センターの窓口において受付を行い、災害ボランティア活動に従事する。 (4) 食事、宿泊場所の提供 (略) (5) <del>(削除)</del>市災害ボランティアセンター<del>(削除)</del>及び現地センターの設置場所 <del>(削除)</del>市災害ボランティアセンター<del>(削除)</del>及び現地センターの設置場所については、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>(削除)</del>市災害ボランティアセンター<del>(削除)</del></td> <td>千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地2)</td> </tr> <tr> <td>現地センター</td> <td>市と<del>(削除)</del>市社会福祉協議会が協議のうえ決定</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	<del>(削除)</del> 市災害ボランティアセンター <del>(削除)</del>	千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地2)	現地センター	市と <del>(削除)</del> 市社会福祉協議会が協議のうえ決定	<p>(3) 登録・派遣について (略) エ 千葉県及び<del>千葉</del>市災害ボランティアセンターによる登録を経ずに、直接現地へ来たボランティア希望者については、設置されている<del>千葉</del>市災害ボランティアセンター又は現地センターの窓口において受付を行い、災害対策活動に従事する。 (4) 食事、宿泊場所の提供 (略) (5) <del>千葉</del>市災害ボランティアセンター本部事務所及び現地センターの設置場所 <del>千葉</del>市災害ボランティアセンター本部事務所及び現地センターの設置場所については(追記)次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>千葉</del>市災害ボランティアセンター本部事務所</td> <td>千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地 (追記))</td> </tr> <tr> <td>現地センター</td> <td>市と<del>千葉</del>市社会福祉協議会が協議のうえ決定</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	<del>千葉</del> 市災害ボランティアセンター本部事務所	千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地 (追記))	現地センター	市と <del>千葉</del> 市社会福祉協議会が協議のうえ決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体名称を計画内で統一するため。(削除)</li> <li>・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</li> <li>・所要の修正(追記)</li> </ul>
名称	設置場所																		
<del>(削除)</del> 市災害ボランティアセンター <del>(削除)</del>	千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地2)																		
現地センター	市と <del>(削除)</del> 市社会福祉協議会が協議のうえ決定																		
名称	設置場所																		
<del>千葉</del> 市災害ボランティアセンター本部事務所	千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地 (追記))																		
現地センター	市と <del>千葉</del> 市社会福祉協議会が協議のうえ決定																		

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由												
118	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第19節 ボランティアとの連携	204	<p>(6)活動費用の負担及び資機材の確保 ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて(削除)市(削除)が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、市と(削除)市社会福祉協議会が相互に協力して確保する。</p> <p>(7)ボランティア活動保険への加入 ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、(削除)市災害ボランティアセンターは市内で活動する一般ボランティアの把握に努め、ボランティア活動保険の加入を勧める。</p>	<p>(6)活動費用の負担及び資機材の確保 ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市町村が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、市と千葉市社会福祉協議会が相互に協力して確保する。</p> <p>(7)保険の付与 ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、千葉市災害ボランティアセンターは市内で活動する一般ボランティアの把握に努め、ボランティア(追記)保険の加入を勧める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体名称を計画内で統一するため。(削除)</li> <li>現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</li> </ul>												
119	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第19節 ボランティアとの連携	204	<p>第19節 ボランティアとの連携 第4 災害ボランティアの受入れ体制の整備 2 専門ボランティアの受入れ体制の整備 (1)市(本部)は、市が実施する業務を担う専門ボランティアを受入れるため、窓口を各部において開設し、これを統括する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>受 入 れ 窓 口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者支援</td> <td>各種関係団体</td> <td>保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <u>こども未来局幼児教育・保育部</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 専門ボランティアの受入れ体制の整備 (2)ボランティア活動保険への加入 市は、ボランティアの活動を支援するため、専門ボランティアの把握に努め、ボランティア活動保険への加入を活動の条件とする。</p>	活動分野	個人・団体	受 入 れ 窓 口	要配慮者支援	各種関係団体	保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <u>こども未来局幼児教育・保育部</u>	<p>第19節 ボランティアとの連携 第4 災害ボランティアの受入れ体制の整備 2 専門ボランティアの受入れ体制の整備 (1)市(本部)は、市が実施する業務を担う専門ボランティアを受入れるため、窓口を各部において開設し、これを統括する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>受 入 れ 窓 口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者支援</td> <td>各種関係団体</td> <td>保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <u>(追記)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 専門ボランティアの受入れ体制の整備 (2)ボランティア(追記)保険への加入 市は、ボランティアの活動を支援するため、専門ボランティアの把握に努め、ボランティア(追記)保険への加入を活動の条件とする。</p>	活動分野	個人・団体	受 入 れ 窓 口	要配慮者支援	各種関係団体	保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <u>(追記)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の組織改正を反映するため。(修正)</li> <li>現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</li> </ul>
活動分野	個人・団体	受 入 れ 窓 口																	
要配慮者支援	各種関係団体	保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <u>こども未来局幼児教育・保育部</u>																	
活動分野	個人・団体	受 入 れ 窓 口																	
要配慮者支援	各種関係団体	保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <u>(追記)</u>																	
120	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第19節 ボランティアとの連携	205	<p>第19節 ボランティアとの連携 第4 災害ボランティアの受入れ体制の整備 5 ボランティア活動団体等との連携 市は、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</p>	<p>第19節 ボランティアとの連携 第4 災害ボランティアの受入れ体制の整備 5 ボランティア活動団体等との連携 市、市社会福祉協議会、市内で活動するボランティア活動団体及びNPO団体等は、災害時の効率的なボランティア活動を行えるように、災害時の情報集約・共有等を行う「千葉市災害支援ネットワーク(仮称)」を設置し、ボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災基本計画の修正を反映するため。(追記)</li> </ul>												
121	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第19節 ボランティアとの連携	206	<p>第5 ボランティアの育成とボランティア意識の啓発 (削除)市社会福祉協議会や関係団体との連携により、大規模災害時においても有効な活動が展開できるよう、平常時から市民が自発的にボランティア活動に参加できる環境づくりや団体等の主体性を尊重した運営が図れるよう、ボランティア意識の啓発やボランティアリーダーの養成等を行う。</p>	<p>第5 ボランティアの育成とボランティア意識の啓発 千葉市社会福祉協議会や関係団体との連携により、大規模災害時においても有効な活動が展開できるよう、平常時から市民が自発的にボランティア活動に参加できる環境づくりや団体等の主体性を尊重した運営が図れるよう、ボランティア意識の啓発やボランティアリーダーの養成等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体名称を計画内で統一するため。(削除)</li> </ul>												

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
122	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第21節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	212	<p><b>第1 総則</b></p> <p><b>1 推進計画の目的</b> この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 なお、この節に記載のない事項は、千葉市地域防災計画(共通編)、千葉市地域防災計画(災害応急対策編)、千葉市水防計画によるものとする。</p> <p><b>2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</b> 本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、共通編 第1章 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 に定めるとおりとする。</p>	(追記)	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため。(追記)
123	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第21節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	212	<p><b>第2 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</b> 共通編 第2章 第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 参照</p>	(追記)	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため。(追記)
124	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第21節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	212	<p><b>第3 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</b></p> <p><b>1 津波からの防護</b> 水防計画 第6章 水門等の操作 参照</p> <p><b>2 津波に関する情報の伝達等</b> 災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第9節津波避難計画 参照</p> <p><b>3 地域住民等の避難行動等</b> 災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第9節津波避難計画 参照</p> <p><b>4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</b> 災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第8節 避難対策 参照</p> <p><b>5 意識の普及・啓発</b> 共通編 第2章 災害予防計画 第4節 津波災害予防対策(津波避難計画予防編) 参照</p> <p><b>6 消防機関等の活動</b> 災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第6節 消防・救急救助活動等 参照</p> <p><b>7 水道、電気、ガス、通信、放送関係</b> 災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第12節 ライフライン施設の応急対策 参照</p> <p><b>8 交通</b> 災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第7節 警備・交通対策 参照</p> <p><b>9 市町村が自ら管理等を行う施設等に関する対策</b> 共通編 第2章 災害予防計画 第4節 津波災害予防対策(津波避難計画予防編) 参照</p>	(追記)	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため。(追記)
125	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第21節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	213	<p><b>第4 関係者との連携協力の確保に関する事項</b></p> <p><b>1 資機材、人員等の配備手配</b> 災害応急対策編 第1章 地震対策計画 第4節 広域連携体制 参照</p> <p><b>2 物資の備蓄・調達</b> 共通編 第2章 災害予防計画 第11節 備蓄・調達体制の整備 参照</p>	(追記)	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため。(追記)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
126	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第21節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	213	第5 防災訓練に関する事項 共通編 第2章 災害予防計画 第4節 津波災害予防対策(津波避難計画予防編) 参照	(追記)	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため。(追記)
127	災害応急対応編	第1章 地震対策計画	第21節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	213	第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 共通編 第2章 災害予防計画 第4節 津波災害予防対策(津波避難計画予防編) 参照	(追記)	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため。(追記)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由												
1	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	4	<p>第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 第1 東海地震注意情報の伝達</p>	<p>第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 第1 東海地震注意情報の伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の運用に合わせて修正するため。(追記)</li> <li>・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)</li> <li>・千葉県の組織改正を反映するため。(修正)</li> <li>・本市の組織改正を反映するため。(修正)</li> </ul>												
2	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	5	<p>第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 第1 東海地震注意情報の伝達 2 伝達体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務局</td> <td>総務局(勤務時間外は宿日直員(災害対応員))は、県危機管理政策課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を各局・課、事務局、消防局へ総合防災情報システム(勤務時間外は防災用携帯電話・メール)、庁内電話、庁内放送、加入電話、地域防災無線等で伝達する。</td> </tr> <tr> <td>その他の防災機関</td> <td>県危機管理政策課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	総務局	総務局(勤務時間外は宿日直員(災害対応員))は、県危機管理政策課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を各局・課、事務局、消防局へ総合防災情報システム(勤務時間外は防災用携帯電話・メール)、庁内電話、庁内放送、加入電話、地域防災無線等で伝達する。	その他の防災機関	県危機管理政策課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。	<p>第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 第1 東海地震注意情報の伝達 2 伝達体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務局</td> <td>総務局(勤務時間外は宿日直員(災害対応員))は、県危機管理(追記)課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を各局・課、事務局、消防局へ災害情報共有システム(勤務時間外は防災用携帯電話・メール)、庁内電話、庁内放送、加入電話、地域防災無線等で伝達する。</td> </tr> <tr> <td>その他の防災機関</td> <td>県危機管理(追記)課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	総務局	総務局(勤務時間外は宿日直員(災害対応員))は、県危機管理(追記)課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を各局・課、事務局、消防局へ災害情報共有システム(勤務時間外は防災用携帯電話・メール)、庁内電話、庁内放送、加入電話、地域防災無線等で伝達する。	その他の防災機関	県危機管理(追記)課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)</li> <li>・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)</li> </ul>
機関	内容																		
総務局	総務局(勤務時間外は宿日直員(災害対応員))は、県危機管理政策課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を各局・課、事務局、消防局へ総合防災情報システム(勤務時間外は防災用携帯電話・メール)、庁内電話、庁内放送、加入電話、地域防災無線等で伝達する。																		
その他の防災機関	県危機管理政策課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。																		
機関	内容																		
総務局	総務局(勤務時間外は宿日直員(災害対応員))は、県危機管理(追記)課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を各局・課、事務局、消防局へ災害情報共有システム(勤務時間外は防災用携帯電話・メール)、庁内電話、庁内放送、加入電話、地域防災無線等で伝達する。																		
その他の防災機関	県危機管理(追記)課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。																		
3	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	6	<p>第2 活動体制 1 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>(1) 区本部の設置準備 区は、東海地震注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に判定会招集連絡に接した場合は、特別非常参集職員が対応するものとする。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(2) 職員の参集 市の場合に準ずる。 (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 区本部が設置されるまでの間については、区地域づくり支援課が市の場合に準じて行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	区	(1) 区本部の設置準備 区は、東海地震注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に判定会招集連絡に接した場合は、特別非常参集職員が対応するものとする。	市	(2) 職員の参集 市の場合に準ずる。 (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 区本部が設置されるまでの間については、区地域づくり支援課が市の場合に準じて行う。	<p>第2 活動体制 1 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>(1) 区本部の設置準備 区は、東海地震注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に判定会招集連絡に接した場合は、特別非常参集職員が対応するものとする。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(2) 職員の参集 市の場合に準ずる。 (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 区本部が設置されるまでの間については、区地域振興課が市の場合に準じて行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	区	(1) 区本部の設置準備 区は、東海地震注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に判定会招集連絡に接した場合は、特別非常参集職員が対応するものとする。	市	(2) 職員の参集 市の場合に準ずる。 (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 区本部が設置されるまでの間については、区地域振興課が市の場合に準じて行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の組織改正を反映するため。(修正)</li> </ul>
機関	内容																		
区	(1) 区本部の設置準備 区は、東海地震注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に判定会招集連絡に接した場合は、特別非常参集職員が対応するものとする。																		
市	(2) 職員の参集 市の場合に準ずる。 (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 区本部が設置されるまでの間については、区地域づくり支援課が市の場合に準じて行う。																		
機関	内容																		
区	(1) 区本部の設置準備 区は、東海地震注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に判定会招集連絡に接した場合は、特別非常参集職員が対応するものとする。																		
市	(2) 職員の参集 市の場合に準ずる。 (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 区本部が設置されるまでの間については、区地域振興課が市の場合に準じて行う。																		
4	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	7	<p>第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 第2 活動体制 3 その他の防災機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信事業者</td> <td>東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視。 (2) 設備運転状況の監視。 (3) 輻輳発生時の規制措置。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	通信事業者	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視。 (2) 設備運転状況の監視。 (3) 輻輳発生時の規制措置。	<p>第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 第2 活動体制 3 その他の防災機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追記)通信事業者</td> <td>東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視。 (2) 設備運転状況の監視。 (3) 輻輳発生時の規制措置。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	(追記)通信事業者	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視。 (2) 設備運転状況の監視。 (3) 輻輳発生時の規制措置。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに指定公共機関として指定されたため。(追記)</li> </ul>				
機関	内容																		
通信事業者	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視。 (2) 設備運転状況の監視。 (3) 輻輳発生時の規制措置。																		
機関	内容																		
(追記)通信事業者	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視。 (2) 設備運転状況の監視。 (3) 輻輳発生時の規制措置。																		

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																				
5	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	9	<p>第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置</p> <p>第3 混乱防止措置</p> <table border="1"> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>危機管理監は、各局及び関係防災機関の協力を得て、次により対処する。                      (1) 混乱防止に必要な情報の収集、県及び関係防災機関への伝達。                      (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進。                      (3) その他必要事項。</td> </tr> <tr> <td>区</td> <td>区地域づくり支援課は、区各課及び関係防災機関の協力を得て、市の場合に準じて対処する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>特NITドコモ千葉支店、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル</td> <td>東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。                      (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。                      (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</td> </tr> </table>	機 関	内 容	市	危機管理監は、各局及び関係防災機関の協力を得て、次により対処する。 (1) 混乱防止に必要な情報の収集、県及び関係防災機関への伝達。 (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進。 (3) その他必要事項。	区	区地域づくり支援課は、区各課及び関係防災機関の協力を得て、市の場合に準じて対処する。	機 関	内 容	特NITドコモ千葉支店、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル	東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。	<p>第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置</p> <p>第3 混乱防止措置</p> <table border="1"> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>危機管理監は、各局及び関係防災機関の協力を得て、次により対処する。                      (1) 混乱防止に必要な情報の収集、県及び関係防災機関への伝達。                      (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進。                      (3) その他必要事項。</td> </tr> <tr> <td>区</td> <td>区地域振興課は、区各課及び関係防災機関の協力を得て、市の場合に準じて対処する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>特エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店</td> <td>東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。                      (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。                      (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</td> </tr> </table>	機 関	内 容	市	危機管理監は、各局及び関係防災機関の協力を得て、次により対処する。 (1) 混乱防止に必要な情報の収集、県及び関係防災機関への伝達。 (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進。 (3) その他必要事項。	区	区地域振興課は、区各課及び関係防災機関の協力を得て、市の場合に準じて対処する。	機 関	内 容	特エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店	東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の組織改正を反映するため。(修正)</li> <li>新たに指定公共機関として指定されたため。(追記)</li> </ul>
機 関	内 容																										
市	危機管理監は、各局及び関係防災機関の協力を得て、次により対処する。 (1) 混乱防止に必要な情報の収集、県及び関係防災機関への伝達。 (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進。 (3) その他必要事項。																										
区	区地域づくり支援課は、区各課及び関係防災機関の協力を得て、市の場合に準じて対処する。																										
機 関	内 容																										
特NITドコモ千葉支店、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル	東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。																										
機 関	内 容																										
市	危機管理監は、各局及び関係防災機関の協力を得て、次により対処する。 (1) 混乱防止に必要な情報の収集、県及び関係防災機関への伝達。 (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進。 (3) その他必要事項。																										
区	区地域振興課は、区各課及び関係防災機関の協力を得て、市の場合に準じて対処する。																										
機 関	内 容																										
特エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店	東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。																										
6	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	10	<p>第4 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの広報(略)</p> <p>なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関(県危機管理政策課、県警察本部等)へ緊急連絡を行う。</p>	<p>第4 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの広報(略)</p> <p>なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関(県危機管理政策課、県警察本部等)へ緊急連絡を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県の組織改正を反映するため。(追記)</li> </ul>																				
7	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置	14	<p>第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置</p> <p>第2 警戒宣言の伝達及び広報</p> <p>1 警戒宣言の伝達</p> <p>(1)伝達系統及び伝達手段</p>	<p>第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置</p> <p>第2 警戒宣言の伝達及び広報</p> <p>1 警戒宣言の伝達</p> <p>(1)伝達系統及び伝達手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の組織改正を反映するため。(修正)</li> <li>千葉県の組織改正を反映するため。(修正)</li> </ul>																				
8	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置	16	<p>第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置</p> <p>第2 警戒宣言の伝達及び広報</p> <p>1 警戒宣言の伝達</p> <p>(2)伝達体制</p> <table border="1"> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>ア 危機管理監は、県危機管理政策課から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を地域防災無線、電話及びその他の手段により各局(部)、区及び消防局に伝達するとともに、保健福祉局・こども未来局・市教育委員会を通じて、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市立小・中学校及び高校、立幼推園、保育所(園)、認定こども園、社会福祉施設等に伝達する。                      イ 市民に対しては、区(本部班・被災者支援班)が防災行政無線並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車、「ちばし安全・安心メール」等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>ア 消防局は、危機管理監から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を、消防電話、消防無線及びその他の手段により、局内及び各消防署所並びに消防団へ伝達する。                      イ 消防局(署所及び消防団)は、区(被災者支援班)とともに、広報車等、所有の車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。                      ウ 伝達事項                      (ア) 警戒宣言の内容                      (イ) 防災対策実施の徹底                      (ウ) その他特に必要な事項</td> </tr> </table>	機 関	内 容	市	ア 危機管理監は、県危機管理政策課から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を地域防災無線、電話及びその他の手段により各局(部)、区及び消防局に伝達するとともに、保健福祉局・こども未来局・市教育委員会を通じて、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市立小・中学校及び高校、立幼推園、保育所(園)、認定こども園、社会福祉施設等に伝達する。 イ 市民に対しては、区(本部班・被災者支援班)が防災行政無線並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車、「ちばし安全・安心メール」等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。	消防局	ア 消防局は、危機管理監から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を、消防電話、消防無線及びその他の手段により、局内及び各消防署所並びに消防団へ伝達する。 イ 消防局(署所及び消防団)は、区(被災者支援班)とともに、広報車等、所有の車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。 ウ 伝達事項 (ア) 警戒宣言の内容 (イ) 防災対策実施の徹底 (ウ) その他特に必要な事項	<p>第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置</p> <p>第2 警戒宣言の伝達及び広報</p> <p>1 警戒宣言の伝達</p> <p>(2)伝達体制</p> <table border="1"> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>ア 危機管理監は、県危機管理(追記)課から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を地域防災無線、電話及びその他の手段により各局(部)、区及び消防局に伝達するとともに、保健福祉局・こども未来局・市教育委員会を通じて、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市立小・中学校及び高校、立幼推園、保育所(園)、認定こども園、社会福祉施設等に伝達する。                      イ 市民に対しては、区(本部班・情報班)が防災行政無線並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車、「ちばし安全・安心メール」等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>ア 消防局は、危機管理監から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を、消防電話、消防無線及びその他の手段により、局内及び各消防署所並びに消防団へ伝達する。                      イ 消防局(署所及び消防団)は、区(情報班)とともに、広報車等、所有の車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。                      ウ 伝達事項                      (ア) 警戒宣言の内容                      (イ) 防災対策実施の徹底                      (ウ) その他特に必要な事項</td> </tr> </table>	機 関	内 容	市	ア 危機管理監は、県危機管理(追記)課から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を地域防災無線、電話及びその他の手段により各局(部)、区及び消防局に伝達するとともに、保健福祉局・こども未来局・市教育委員会を通じて、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市立小・中学校及び高校、立幼推園、保育所(園)、認定こども園、社会福祉施設等に伝達する。 イ 市民に対しては、区(本部班・情報班)が防災行政無線並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車、「ちばし安全・安心メール」等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。	消防局	ア 消防局は、危機管理監から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を、消防電話、消防無線及びその他の手段により、局内及び各消防署所並びに消防団へ伝達する。 イ 消防局(署所及び消防団)は、区(情報班)とともに、広報車等、所有の車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。 ウ 伝達事項 (ア) 警戒宣言の内容 (イ) 防災対策実施の徹底 (ウ) その他特に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県の組織改正を反映するため。(修正)</li> <li>現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</li> </ul>								
機 関	内 容																										
市	ア 危機管理監は、県危機管理政策課から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を地域防災無線、電話及びその他の手段により各局(部)、区及び消防局に伝達するとともに、保健福祉局・こども未来局・市教育委員会を通じて、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市立小・中学校及び高校、立幼推園、保育所(園)、認定こども園、社会福祉施設等に伝達する。 イ 市民に対しては、区(本部班・被災者支援班)が防災行政無線並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車、「ちばし安全・安心メール」等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。																										
消防局	ア 消防局は、危機管理監から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を、消防電話、消防無線及びその他の手段により、局内及び各消防署所並びに消防団へ伝達する。 イ 消防局(署所及び消防団)は、区(被災者支援班)とともに、広報車等、所有の車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。 ウ 伝達事項 (ア) 警戒宣言の内容 (イ) 防災対策実施の徹底 (ウ) その他特に必要な事項																										
機 関	内 容																										
市	ア 危機管理監は、県危機管理(追記)課から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を地域防災無線、電話及びその他の手段により各局(部)、区及び消防局に伝達するとともに、保健福祉局・こども未来局・市教育委員会を通じて、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市立小・中学校及び高校、立幼推園、保育所(園)、認定こども園、社会福祉施設等に伝達する。 イ 市民に対しては、区(本部班・情報班)が防災行政無線並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車、「ちばし安全・安心メール」等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。																										
消防局	ア 消防局は、危機管理監から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を、消防電話、消防無線及びその他の手段により、局内及び各消防署所並びに消防団へ伝達する。 イ 消防局(署所及び消防団)は、区(情報班)とともに、広報車等、所有の車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。 ウ 伝達事項 (ア) 警戒宣言の内容 (イ) 防災対策実施の徹底 (ウ) その他特に必要な事項																										

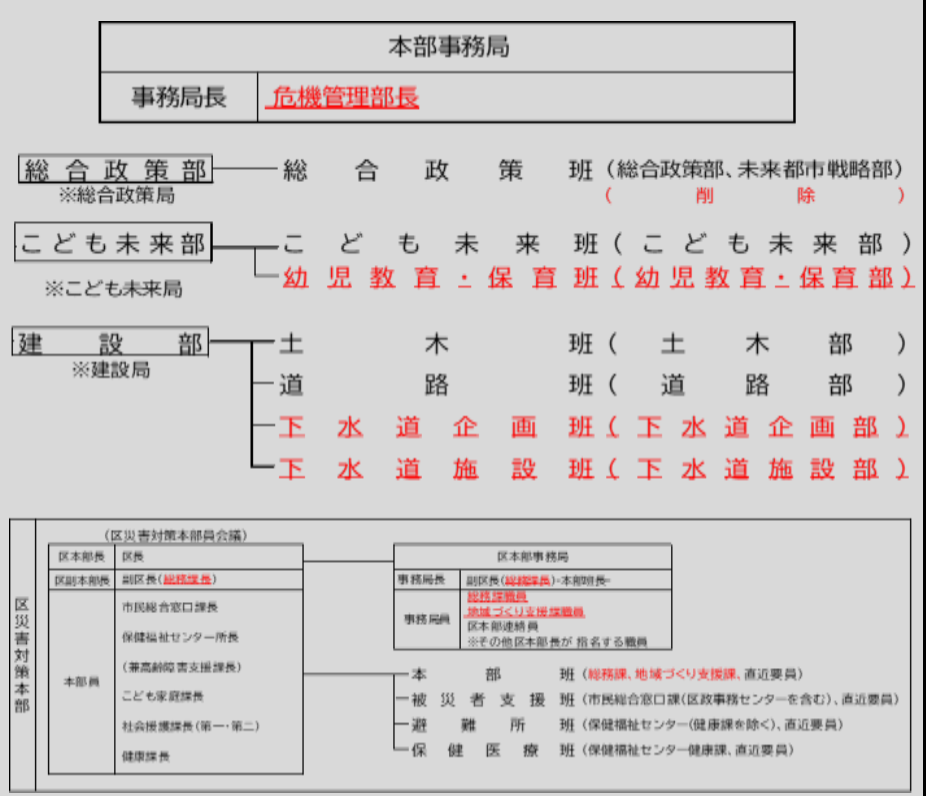
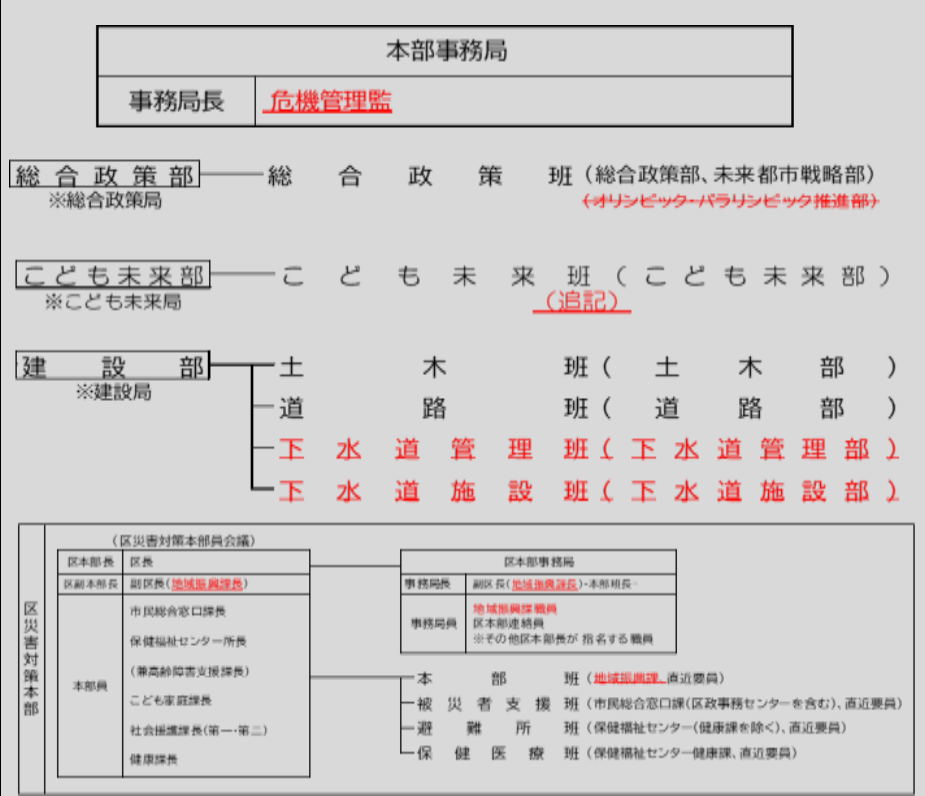


No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																																																								
9	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置	18	<p>第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置 第2 警戒宣言の伝達及び広報 2 警戒宣言時の広報 (2)広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機</th> <th>関</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>市民、事業所等</td> <td>の</td> <td>とるべき防災措置に関する広報</td> </tr> <tr> <td>市(区)</td> <td>は、</td> <td>警戒宣言が発令されたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心として広報活動を行う。なお、重要な広報文は、あらかじめ定めておく。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア)</td> <td>広報の項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>市長のコメント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>警戒宣言の内容の周知徹底</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>市民、事業所等</td> <td>の</td> <td>とるべき防災措置の呼びかけ</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>自主防災組織</td> <td>の</td> <td>防災活動の実施の呼びかけ</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>避難等の特別な防災行動が必要な地域</td> <td>の</td> <td>市民に対する避難行動等の呼びかけ</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>市施設利用者</td> <td>に対する</td> <td>広報</td> </tr> <tr> <td>市各施設</td> <td>の</td> <td>管理者は、警戒宣言が発令された旨の通報を受けたときは、あらかじめ定められた計画に基づき、施設利用者への旨伝達するとともに、施設利用の自粛等混乱の発生を防止するために必要な協力を要請する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機	関	内	容	ア	市民、事業所等	の	とるべき防災措置に関する広報	市(区)	は、	警戒宣言が発令されたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心として広報活動を行う。なお、重要な広報文は、あらかじめ定めておく。		(ア)	広報の項目			a	市長のコメント			b	警戒宣言の内容の周知徹底			c	市民、事業所等	の	とるべき防災措置の呼びかけ	d	自主防災組織	の	防災活動の実施の呼びかけ	e	避難等の特別な防災行動が必要な地域	の	市民に対する避難行動等の呼びかけ	イ	市施設利用者	に対する	広報	市各施設	の	管理者は、警戒宣言が発令された旨の通報を受けたときは、あらかじめ定められた計画に基づき、施設利用者への旨伝達するとともに、施設利用の自粛等混乱の発生を防止するために必要な協力を要請する。		<p>第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置 第2 警戒宣言の伝達及び広報 2 警戒宣言時の広報 (2)広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機</th> <th>関</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>市民、事業所等</td> <td>の</td> <td>とるべき防災措置に関する広報</td> </tr> <tr> <td>市(区)</td> <td>は、</td> <td>警戒宣言が発令されたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心として広報活動を行う。なお、重要な広報文は、あらかじめ定めておく。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア)</td> <td>広報の項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>市長のコメント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>警戒宣言の内容の周知徹底</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>市民、事業所等</td> <td>の</td> <td>とるべき防災措置の呼びかけ</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>自主防災組織</td> <td>の</td> <td>防災活動の実施の呼びかけ</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>避難等の特別な防災行動が必要な地域</td> <td>の</td> <td>市民に対する避難行動等の呼びかけ</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>市施設利用者</td> <td>に対する</td> <td>広報</td> </tr> <tr> <td>市各施設</td> <td>の</td> <td>管理者は、警戒宣言が発令された旨の通報を受けたときは、あらかじめ定められた計画に基づき、施設利用者への旨伝達するとともに、施設利用の自粛等混乱の発生を防止するために必要な協力を要請する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機	関	内	容	ア	市民、事業所等	の	とるべき防災措置に関する広報	市(区)	は、	警戒宣言が発令されたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心として広報活動を行う。なお、重要な広報文は、あらかじめ定めておく。		(ア)	広報の項目			a	市長のコメント			b	警戒宣言の内容の周知徹底			c	市民、事業所等	の	とるべき防災措置の呼びかけ	d	自主防災組織	の	防災活動の実施の呼びかけ	e	避難等の特別な防災行動が必要な地域	の	市民に対する避難行動等の呼びかけ	イ	市施設利用者	に対する	広報	市各施設	の	管理者は、警戒宣言が発令された旨の通報を受けたときは、あらかじめ定められた計画に基づき、施設利用者への旨伝達するとともに、施設利用の自粛等混乱の発生を防止するために必要な協力を要請する。		・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)
機	関	内	容																																																																																												
ア	市民、事業所等	の	とるべき防災措置に関する広報																																																																																												
市(区)	は、	警戒宣言が発令されたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心として広報活動を行う。なお、重要な広報文は、あらかじめ定めておく。																																																																																													
(ア)	広報の項目																																																																																														
a	市長のコメント																																																																																														
b	警戒宣言の内容の周知徹底																																																																																														
c	市民、事業所等	の	とるべき防災措置の呼びかけ																																																																																												
d	自主防災組織	の	防災活動の実施の呼びかけ																																																																																												
e	避難等の特別な防災行動が必要な地域	の	市民に対する避難行動等の呼びかけ																																																																																												
イ	市施設利用者	に対する	広報																																																																																												
市各施設	の	管理者は、警戒宣言が発令された旨の通報を受けたときは、あらかじめ定められた計画に基づき、施設利用者への旨伝達するとともに、施設利用の自粛等混乱の発生を防止するために必要な協力を要請する。																																																																																													
機	関	内	容																																																																																												
ア	市民、事業所等	の	とるべき防災措置に関する広報																																																																																												
市(区)	は、	警戒宣言が発令されたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心として広報活動を行う。なお、重要な広報文は、あらかじめ定めておく。																																																																																													
(ア)	広報の項目																																																																																														
a	市長のコメント																																																																																														
b	警戒宣言の内容の周知徹底																																																																																														
c	市民、事業所等	の	とるべき防災措置の呼びかけ																																																																																												
d	自主防災組織	の	防災活動の実施の呼びかけ																																																																																												
e	避難等の特別な防災行動が必要な地域	の	市民に対する避難行動等の呼びかけ																																																																																												
イ	市施設利用者	に対する	広報																																																																																												
市各施設	の	管理者は、警戒宣言が発令された旨の通報を受けたときは、あらかじめ定められた計画に基づき、施設利用者への旨伝達するとともに、施設利用の自粛等混乱の発生を防止するために必要な協力を要請する。																																																																																													
10	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置	22	<p>第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置 第3 警備・交通対策 2 交通対策 (2)海上交通対策 ア 海上保安対策等 (ウ)航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部(海上安全情報センター)を通じ、航行警報及び緊急情報によって周知する。</p>	<p>第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置 第3 警備・交通対策 2 交通対策 (2)海上交通対策 ア 海上保安対策等 (ウ)航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部運用司令センターを通じ、航行警報又は安全警報によって周知する。</p>	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)																																																																																								
11	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置	24	<p>第5 公共輸送対策【公共交通機関】 1 JR東日本(株)千葉支社 (2)混乱防止対策 帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。 ア JR東日本(株)千葉支社の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、JR東日本(株)本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。</p> <p>(4)主要駅の対応措置 ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員(削除)等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。</p>	<p>第5 公共輸送対策【公共交通機関】 1 JR東日本(株)(追記) (2)混乱防止対策 帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。 ア JR東日本(株)(追記)の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、JR東日本(株)本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。</p> <p>(4)主要駅の対応措置 ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。</p>	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記、削除)																																																																																								
12	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置	27	<p>第5 公共輸送対策【公共交通機関】 2 その他民鉄各社 (3)運行方針 各防災関係機関、報道機関及びJR東日本(株)千葉支社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。</p>	<p>第5 公共輸送対策【公共交通機関】 2 その他民鉄各社 (3)運行方針 各防災関係機関、報道機関及びJR東日本(株)(追記)との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。</p>	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)																																																																																								
13	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置	32	<p>第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置 第6 上下水道・電気・ガス・電話対策 5 電話【NTT東日本】 (4)応急対策 イ 非常、緊急通話、番号案内 (ア)非常、緊急通話の取扱いは確保する(削除)。</p>	<p>第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置 第6 上下水道・電気・ガス・電話対策 5 電話【NTT東日本】 (4)応急対策 イ 手動通話、番号案内 (ア)非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他の100番通話(平成27年7月未までの運用)に対しては、可能な限り取扱う。</p>	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)																																																																																								

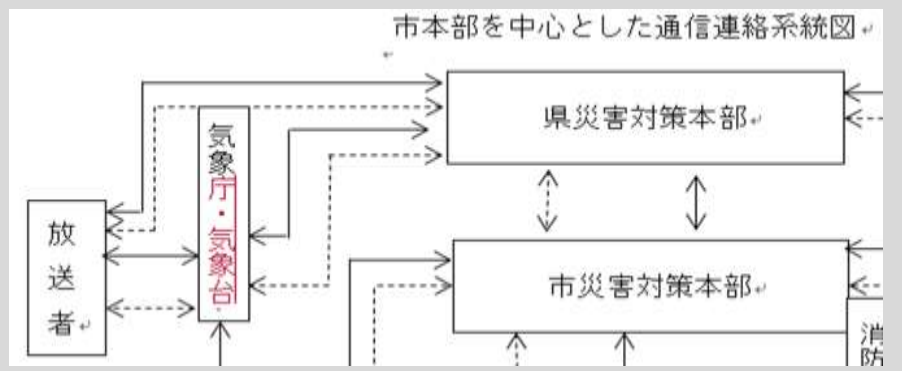
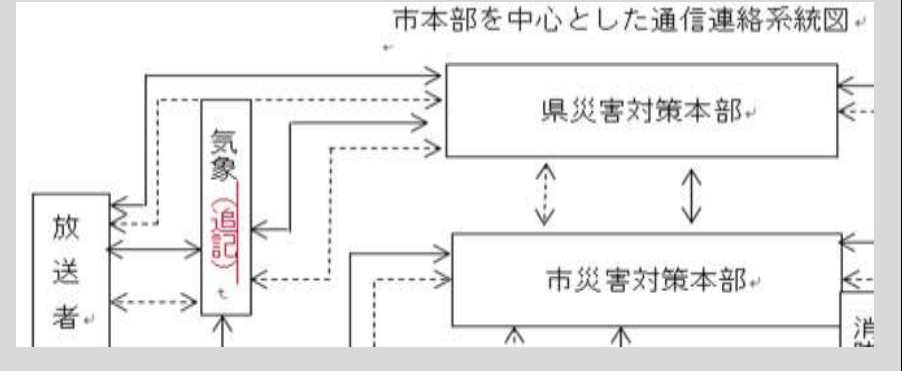
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由												
14	災害応急対応編	第1章 地震対策計画 附編	第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置	38	<p>第8 不特定多数の人が集まる施設の対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>対象施設</th> <th>対応措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲毛海浜公園、三島メディアアクト、ミュージアム、QVCマリン、フィオールド</td> <td></td> <td>1 市が主催又は共催する行事は中止し、警戒宣言が発令されている間は、休園とする。 2 他の行事等は、主催者等と協議の上、中止する。 3 入園者への情報伝達は園内放送により行う。 また、係員への緊急連絡はあらかじめ定めた方法により行う。 4 人工海浜、プール等から入園者が退避するよう巡回広報するとともに安全な区域への退避を誘導する。</td> </tr> </tbody> </table>	所管	対象施設	対応措置	稲毛海浜公園、三島メディアアクト、ミュージアム、QVCマリン、フィオールド		1 市が主催又は共催する行事は中止し、警戒宣言が発令されている間は、休園とする。 2 他の行事等は、主催者等と協議の上、中止する。 3 入園者への情報伝達は園内放送により行う。 また、係員への緊急連絡はあらかじめ定めた方法により行う。 4 人工海浜、プール等から入園者が退避するよう巡回広報するとともに安全な区域への退避を誘導する。	<p>第8 不特定多数の人が集まる施設の対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>対象施設</th> <th>対応措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲毛海浜公園、千葉市花の美術館、まろまろマリン、タジヤム</td> <td></td> <td>1 市が主催又は共催する行事は中止し、警戒宣言が発令されている間は、休園とする。 2 他の行事等は、主催者等と協議の上、中止する。 3 入園者への情報伝達は園内放送により行う。 また、係員への緊急連絡はあらかじめ定めた方法により行う。 4 人工海浜、プール等から入園者が退避するよう巡回広報するとともに安全な区域への退避を誘導する。</td> </tr> </tbody> </table>	所管	対象施設	対応措置	稲毛海浜公園、千葉市花の美術館、まろまろマリン、タジヤム		1 市が主催又は共催する行事は中止し、警戒宣言が発令されている間は、休園とする。 2 他の行事等は、主催者等と協議の上、中止する。 3 入園者への情報伝達は園内放送により行う。 また、係員への緊急連絡はあらかじめ定めた方法により行う。 4 人工海浜、プール等から入園者が退避するよう巡回広報するとともに安全な区域への退避を誘導する。	・施設の名称が変更となったため。(修正)
所管	対象施設	対応措置																	
稲毛海浜公園、三島メディアアクト、ミュージアム、QVCマリン、フィオールド		1 市が主催又は共催する行事は中止し、警戒宣言が発令されている間は、休園とする。 2 他の行事等は、主催者等と協議の上、中止する。 3 入園者への情報伝達は園内放送により行う。 また、係員への緊急連絡はあらかじめ定めた方法により行う。 4 人工海浜、プール等から入園者が退避するよう巡回広報するとともに安全な区域への退避を誘導する。																	
所管	対象施設	対応措置																	
稲毛海浜公園、千葉市花の美術館、まろまろマリン、タジヤム		1 市が主催又は共催する行事は中止し、警戒宣言が発令されている間は、休園とする。 2 他の行事等は、主催者等と協議の上、中止する。 3 入園者への情報伝達は園内放送により行う。 また、係員への緊急連絡はあらかじめ定めた方法により行う。 4 人工海浜、プール等から入園者が退避するよう巡回広報するとともに安全な区域への退避を誘導する。																	



No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																																																																																																										
1	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	目次	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>計画名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>応急活動体制</td><td>風 1</td></tr> <tr><td>2</td><td>情報の収集・伝達</td><td>風 13</td></tr> <tr><td>3</td><td>災害時の広報</td><td>風 37</td></tr> <tr><td>4</td><td>広域連携体制</td><td>風 45</td></tr> <tr><td>5</td><td>災害救助法の適用</td><td>風 63</td></tr> <tr><td>6</td><td>消防・救急救助活動等</td><td>風 82</td></tr> <tr><td>7</td><td>土砂災害対策</td><td>風 71</td></tr> <tr><td>8</td><td>警備・交通対策</td><td>風 73</td></tr> <tr><td>9</td><td>避難対策</td><td>風 79</td></tr> <tr><td>10</td><td>医療救護</td><td>風 95</td></tr> <tr><td>11</td><td>緊急輸送体制</td><td>風 109</td></tr> <tr><td>12</td><td>ライフライン施設の応急対策</td><td>風 117</td></tr> <tr><td>13</td><td>生活支援対策</td><td>風 133</td></tr> <tr><td>14</td><td>要配慮者の対策</td><td>風 149</td></tr> <tr><td>15</td><td>住宅対策</td><td>風 153</td></tr> <tr><td>16</td><td>環境対策等</td><td>風 158</td></tr> <tr><td>17</td><td>教育対策</td><td>風 175</td></tr> <tr><td>18</td><td>公共施設等の応急対策</td><td>風 180</td></tr> <tr><td>19</td><td>ボランティア上の連携</td><td>風 187</td></tr> <tr><td>20</td><td>帰宅困難者等対策</td><td>風 194</td></tr> <tr><td>21</td><td>雷害対策</td><td>風 197</td></tr> <tr><td>22</td><td>火山災害対策</td><td>風 207</td></tr> </tbody> </table>	節	計画名	ページ	1	応急活動体制	風 1	2	情報の収集・伝達	風 13	3	災害時の広報	風 37	4	広域連携体制	風 45	5	災害救助法の適用	風 63	6	消防・救急救助活動等	風 82	7	土砂災害対策	風 71	8	警備・交通対策	風 73	9	避難対策	風 79	10	医療救護	風 95	11	緊急輸送体制	風 109	12	ライフライン施設の応急対策	風 117	13	生活支援対策	風 133	14	要配慮者の対策	風 149	15	住宅対策	風 153	16	環境対策等	風 158	17	教育対策	風 175	18	公共施設等の応急対策	風 180	19	ボランティア上の連携	風 187	20	帰宅困難者等対策	風 194	21	雷害対策	風 197	22	火山災害対策	風 207	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>計画名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>応急活動体制</td><td>風 1</td></tr> <tr><td>2</td><td>情報の収集・伝達</td><td>風 13</td></tr> <tr><td>3</td><td>災害時の広報</td><td>風 35</td></tr> <tr><td>4</td><td>広域連携体制</td><td>風 45</td></tr> <tr><td>5</td><td>災害救助法の適用</td><td>風 81</td></tr> <tr><td>6</td><td>消防・救急救助活動等</td><td>風 84</td></tr> <tr><td>7</td><td>土砂災害対策</td><td>風 82</td></tr> <tr><td>8</td><td>警備・交通対策</td><td>風 89</td></tr> <tr><td>9</td><td>避難対策</td><td>風 75</td></tr> <tr><td>10</td><td>医療救護</td><td>風 82</td></tr> <tr><td>11</td><td>緊急輸送体制</td><td>風 104</td></tr> <tr><td>12</td><td>ライフライン施設の応急対策</td><td>風 112</td></tr> <tr><td>13</td><td>生活支援対策</td><td>風 128</td></tr> <tr><td>14</td><td>要配慮者の対策</td><td>風 145</td></tr> <tr><td>15</td><td>住宅対策</td><td>風 149</td></tr> <tr><td>16</td><td>環境対策等</td><td>風 152</td></tr> <tr><td>17</td><td>教育対策</td><td>風 189</td></tr> <tr><td>18</td><td>公共施設等の応急対策</td><td>風 174</td></tr> <tr><td>19</td><td>ボランティア(追記)の協力</td><td>風 181</td></tr> <tr><td>20</td><td>帰宅困難者等対策</td><td>風 188</td></tr> <tr><td>21</td><td>雷害対策</td><td>風 191</td></tr> <tr><td>22</td><td>火山災害対策</td><td>風 200</td></tr> </tbody> </table>	節	計画名	ページ	1	応急活動体制	風 1	2	情報の収集・伝達	風 13	3	災害時の広報	風 35	4	広域連携体制	風 45	5	災害救助法の適用	風 81	6	消防・救急救助活動等	風 84	7	土砂災害対策	風 82	8	警備・交通対策	風 89	9	避難対策	風 75	10	医療救護	風 82	11	緊急輸送体制	風 104	12	ライフライン施設の応急対策	風 112	13	生活支援対策	風 128	14	要配慮者の対策	風 145	15	住宅対策	風 149	16	環境対策等	風 152	17	教育対策	風 189	18	公共施設等の応急対策	風 174	19	ボランティア(追記)の協力	風 181	20	帰宅困難者等対策	風 188	21	雷害対策	風 191	22	火山災害対策	風 200	・計画修正に伴う、所要の修正(修正)
節	計画名	ページ																																																																																																																																															
1	応急活動体制	風 1																																																																																																																																															
2	情報の収集・伝達	風 13																																																																																																																																															
3	災害時の広報	風 37																																																																																																																																															
4	広域連携体制	風 45																																																																																																																																															
5	災害救助法の適用	風 63																																																																																																																																															
6	消防・救急救助活動等	風 82																																																																																																																																															
7	土砂災害対策	風 71																																																																																																																																															
8	警備・交通対策	風 73																																																																																																																																															
9	避難対策	風 79																																																																																																																																															
10	医療救護	風 95																																																																																																																																															
11	緊急輸送体制	風 109																																																																																																																																															
12	ライフライン施設の応急対策	風 117																																																																																																																																															
13	生活支援対策	風 133																																																																																																																																															
14	要配慮者の対策	風 149																																																																																																																																															
15	住宅対策	風 153																																																																																																																																															
16	環境対策等	風 158																																																																																																																																															
17	教育対策	風 175																																																																																																																																															
18	公共施設等の応急対策	風 180																																																																																																																																															
19	ボランティア上の連携	風 187																																																																																																																																															
20	帰宅困難者等対策	風 194																																																																																																																																															
21	雷害対策	風 197																																																																																																																																															
22	火山災害対策	風 207																																																																																																																																															
節	計画名	ページ																																																																																																																																															
1	応急活動体制	風 1																																																																																																																																															
2	情報の収集・伝達	風 13																																																																																																																																															
3	災害時の広報	風 35																																																																																																																																															
4	広域連携体制	風 45																																																																																																																																															
5	災害救助法の適用	風 81																																																																																																																																															
6	消防・救急救助活動等	風 84																																																																																																																																															
7	土砂災害対策	風 82																																																																																																																																															
8	警備・交通対策	風 89																																																																																																																																															
9	避難対策	風 75																																																																																																																																															
10	医療救護	風 82																																																																																																																																															
11	緊急輸送体制	風 104																																																																																																																																															
12	ライフライン施設の応急対策	風 112																																																																																																																																															
13	生活支援対策	風 128																																																																																																																																															
14	要配慮者の対策	風 145																																																																																																																																															
15	住宅対策	風 149																																																																																																																																															
16	環境対策等	風 152																																																																																																																																															
17	教育対策	風 189																																																																																																																																															
18	公共施設等の応急対策	風 174																																																																																																																																															
19	ボランティア(追記)の協力	風 181																																																																																																																																															
20	帰宅困難者等対策	風 188																																																																																																																																															
21	雷害対策	風 191																																																																																																																																															
22	火山災害対策	風 200																																																																																																																																															
2	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第1節 応急活動体制	1	<p>第1 初動体制</p> <p>1 危機管理総合調整会議</p> <p>(2)構成 市長、副市長(削除)及び危機管理監をもって構成する。</p> <p>3 災害警戒本部の設置</p> <p>(2)構成局区及び災害警戒本部長等 災害警戒本部の構成は、総務局、保健福祉局、建設局、都市局、消防局及び関係区とし、警戒本部長は危機管理監、警戒副本部長は総務局危機管理部長とする。</p>	<p>第1 初動体制</p> <p>1 危機管理総合調整会議</p> <p>(2)構成 市長、副市長、総務局長及び危機管理監をもって構成する。</p> <p>3 災害警戒本部の設置</p> <p>(2)構成局区及び災害警戒本部長等 災害警戒本部の構成は、総務局、保健福祉局、建設局、都市局、消防局及び関係区とし、警戒本部長は総務局長、警戒副本部長は総務局危機管理部長とする。</p>	・現在の運用に合わせて修正するため。(削除、修正、追記)																																																																																																																																										
3	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第1節 応急活動体制	2	<p>第1 初動体制</p> <p>3 災害警戒本部の設置</p> <p>(5)所掌事務 イ 県及び防災関係機関からの情報収集・県への被害状況の報告(県危機管理政策課、防災対策課、消防課及び関係機関)</p> <p>(6)災害警戒本部の廃止 危機管理監は、災害の拡大が認められないと判断したときは災害警戒本部を解散する。 また、災害対策本部が設置されたときは、自動的に警戒本部を閉鎖し、事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。</p> <p>4 災害対策事前準備</p> <p>(1)災害対策事前配備の指令 ア 災害対策事前配備の指令の実施責任者は、危機管理監とする。 イ 危機管理監は、危機管理総合調整会議での協議決定を踏まえて、この計画に定める配備基準に基づき災害対策事前配備を指令する。</p>	<p>第1 初動体制</p> <p>3 災害警戒本部の設置</p> <p>(5)所掌事務 イ 県及び防災関係機関からの情報収集・県への被害状況の報告(県危機管理課、防災政策課、消防課及び関係機関)</p> <p>(6)災害警戒本部の廃止 総務局長は、災害の拡大が認められないと判断したときは災害警戒本部を解散する。 また、災害対策本部が設置されたときは、自動的に警戒本部を閉鎖し、事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。</p> <p>4 災害対策事前準備</p> <p>(1)災害対策事前配備の指令 ア 災害対策事前配備の指令の実施責任者は、総務局長とする。 イ 総務局長は、危機管理総合調整会議での協議決定を踏まえて、この計画に定める配備基準に基づき災害対策事前配備を指令する。</p>	・千葉県の組織改正を反映するため。(修正) ・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)																																																																																																																																										

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																						
4	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第1節 応急活動体制	3	第1 初動体制 5 応急活動体制 (1)災害警戒本部 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期配備体制</td> <td>危機管理監が、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	初期配備体制	危機管理監が、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき。	第1 初動体制 5 応急活動体制 (1)災害警戒本部 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期配備体制</td> <td>危機管理監が、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき。(追記)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	初期配備体制	危機管理監が、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき。(追記)	・所要の修正(修正)														
種別	配備基準																												
初期配備体制	危機管理監が、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき。																												
種別	配備基準																												
初期配備体制	危機管理監が、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき。(追記)																												
5	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第1節 応急活動体制	6	第1 初動体制 5 応急活動体制 (5)職員の初期対応及びサービス職員配備の報告 各部(各局区)は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を本部事務局(危機管理部)に報告する。(報告の方法:総合防災情報システムにおける体制表への入力)	第1 初動体制 5 応急活動体制 (5)職員の初期対応及びサービス職員配備の報告 各部(各局区)は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を本部事務局(危機管理部)に報告する。(報告の方法:災害情報共有システム(追記)への入力)	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)																						
6	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第1節 応急活動体制	7	第2 災害対策本部 1 設置基準 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td>(1) 市域に高潮警報又は特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪)が発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td>(2) 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td>(3) 市域(区域)に局地的災害が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td>(4) 市域(区域)に局地的災害が予測される時。</td> </tr> <tr> <td>(5) その他状況により必要と認められたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 市域に高潮警報又は特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪)が発表されたとき。	(2) 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。	(3) 市域(区域)に局地的災害が発生したとき。	(4) 市域(区域)に局地的災害が予測される時。	(5) その他状況により必要と認められたとき。	第2 災害対策本部 1 設置基準 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td>(1) 市域に高潮警報又は特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪)が発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td>(2) 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td>(3) 市域(区域)に局地的災害が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td>(4) 市域(区域)に局地的災害が予測される時。</td> </tr> <tr> <td>(5) その他状況により必要と認められたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 市域に高潮警報又は特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪)が発表されたとき。	(2) 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。	(3) 市域(区域)に局地的災害が発生したとき。	(4) 市域(区域)に局地的災害が予測される時。	(5) その他状況により必要と認められたとき。	・所要の修正(修正)												
(1) 市域に高潮警報又は特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪)が発表されたとき。																													
(2) 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。																													
(3) 市域(区域)に局地的災害が発生したとき。																													
(4) 市域(区域)に局地的災害が予測される時。																													
(5) その他状況により必要と認められたとき。																													
(1) 市域に高潮警報又は特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪)が発表されたとき。																													
(2) 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。																													
(3) 市域(区域)に局地的災害が発生したとき。																													
(4) 市域(区域)に局地的災害が予測される時。																													
(5) その他状況により必要と認められたとき。																													
7	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第1節 応急活動体制	8	第2 災害対策本部 4 設置又は廃止の通知 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>報告・通知・公表先</th> <th>連絡担当者</th> <th>報告・通知・公表の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所内各部・班</td> <td rowspan="2">本部事務局</td> <td>電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、総合防災情報システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法。</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。</td> </tr> <tr> <td>県防災危機管理部長(危機管理課) 県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)</td> <td>本部事務局</td> <td>県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。</td> </tr> </tbody> </table>	報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法	市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、総合防災情報システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法。	区役所	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。	県防災危機管理部長(危機管理課) 県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。	第2 災害対策本部 4 設置又は廃止の通知 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>報告・通知・公表先</th> <th>連絡担当者</th> <th>報告・通知・公表の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所内各部・班</td> <td rowspan="2">本部事務局</td> <td>電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、災害情報共有システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法。</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。</td> </tr> <tr> <td>県防災危機管理部長(危機管理課) 県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)</td> <td>本部事務局</td> <td>県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。</td> </tr> </tbody> </table>	報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法	市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、災害情報共有システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法。	区役所	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。	県防災危機管理部長(危機管理課) 県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正) ・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)
報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法																											
市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、総合防災情報システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法。																											
区役所		県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。																											
県防災危機管理部長(危機管理課) 県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。																											
報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法																											
市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板(CHAINS)、災害情報共有システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法。																											
区役所		県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。																											
県防災危機管理部長(危機管理課) 県現地災害対策本部(市庁舎に設置の場合)	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通話電話・個別FAX、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法。																											
8	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第1節 応急活動体制	9	第2 災害対策本部 5 本部の組織 (1)災害対策本部 ア 本部長(市長) ・副本部長、主管本部長、各本部長、区本部長及び現地本部長に対する指揮命令 ウ 主管本部長(危機管理監) ・本部長、副本部長を補佐し、本部長を指揮監督する	第2 災害対策本部 5 本部の組織 (1)災害対策本部 ア 本部長(市長) ・副本部長、主管本部長、各(追記)本部長、区本部長及び現地本部長に対する指揮命令 ウ 主管本部長(危機管理監) (追記)	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)																						

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
9	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第1節 応急活動体制	10	<p>第4 第1配備・第2配備 5 本部の組織</p> 	<p>第4 第1配備・第2配備 5 本部の組織</p> 	・本市の組織改正を反映するため。(修正)
10	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第1節 応急活動体制	11	<p>6 本部及び区本部の運営 (1)本部員会議の開催 イ 協議事項 本部員会議の協議事項は、そのつど災害の状況に応じて、<b>本部長、副本部長、主管本部員</b>若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(2)本部の運営上必要な資機材等の確保 本部事務局長(総務局危機管理部長)は、本部が設置されたときは、次の措置を講じる。 ア 本部開設に必要な資機材等の準備 <b>(削除)</b> <b>(削除)</b></p>	<p>6 本部及び区本部の運営 (1)本部員会議の開催 イ 協議事項 本部員会議の協議事項は、そのつど災害の状況に応じて、<b>本部長(追記)</b>若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(2)本部の運営上必要な資機材等の確保 本部事務局長(総務局危機管理部長)は、本部が設置されたときは、次の措置を講じる。 ア 本部開設に必要な資機材等の準備 <b>○千葉市災害対策図板(各種被害想定図を含む)の設置</b> <b>○被害状況図板の設置</b></p>	・現在の運用に合わせて修正するため。(追記、削除)
11	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	13	<p>第2節 情報の収集・伝達 第1 情報連絡体制</p> 	<p>第2節 情報の収集・伝達 第1 情報連絡体制</p> 	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)
12	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	14	<p>第1 情報連絡体制 4 有線通信網・携帯電話の利用方法 (2) <b>総合防災情報</b>システム、FAX・CHAINS等の利用 本部・区本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、<b>総合防災情報</b>システム、FAX・CHAINS等により行う。</p>	<p>第1 情報連絡体制 4 有線通信網・携帯電話の利用方法 (2) <b>災害情報共有</b>システム、FAX・CHAINS等の利用 本部・区本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、<b>災害情報共有</b>システム、FAX・CHAINS等により行う。</p>	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																																																		
13	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	17	<p>第1 情報連絡体制</p> 	<p>第1 情報連絡体制</p> 	・所要の修正(追記)																																																																																		
14	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	18	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 気象警報・注意報及び特別警報</p> <p>1 気象警報・注意報及び特別警報の受領・伝達(略)</p> <p>総務局危機管理部長は、警報及び特別警報等を受領した場合、速やかに本部長(市長)、副本部長(副市長)、<b>主管本部員(危機管理監)</b>、建設部長(建設局長)及び消防部長(消防局長)に報告するとともに、関係各課長及び区本部長(区長)に伝達する。</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 気象警報・注意報及び特別警報</p> <p>1 気象警報・注意報及び特別警報の受領・伝達(略)</p> <p>総務局危機管理部長は、警報及び特別警報等を受領した場合、速やかに本部長(市長)、副本部長(副市長)、<b>総務部長(総務局長)</b>、建設部長(建設局長)及び消防部長(消防局長)に報告するとともに、関係各課長及び区本部長(区長)に伝達する。</p>	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)																																																																																		
15	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	18	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 気象警報・注意報及び特別警報</p> <p>1 気象警報・注意報及び特別警報の受領・伝達</p> <p>(1)気象情報の種類と発表基準</p> <p>イ 特別警報の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="795 949 1460 1024"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 気象警報・注意報及び特別警報</p> <p>1 気象警報・注意報及び特別警報の受領・伝達</p> <p>(1)気象情報の種類と発表基準</p> <p>イ 特別警報の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1489 949 2154 1024"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、<del>著しくは</del>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 <del>著しくは</del> 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	・現在の運用に合わせて修正するため。(削除)																																																																										
現象の種類	基準																																																																																								
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																																																																																								
現象の種類	基準																																																																																								
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 <del>著しくは</del> 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																																																																								
16	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	19	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 気象警報・注意報及び特別警報</p> <p>1 気象警報・注意報及び特別警報の受領・伝達</p> <p>(1)気象情報の種類と発表基準</p> <p>ウ 警報の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="795 1213 1460 1612"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">洪水</td> <td rowspan="2">流域雨量指数基準</td> <td>都川流域=18.9、花見川流域=27.7、 鹿島川流域=20.4、村田川流域=11.5、 勝田川流域=7.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合基準※1</td> <td>都川流域=(8、11.5)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">指定河川洪水予報による基準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ</td> <td>10cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td></td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td></td> <td>T.P. 3.8m</td> </tr> </tbody> </table>	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122	洪水	流域雨量指数基準	都川流域=18.9、花見川流域=27.7、 鹿島川流域=20.4、村田川流域=11.5、 勝田川流域=7.2		複合基準※1	都川流域=(8、11.5)	指定河川洪水予報による基準			-	暴風	平均風速	陸上	20m/s	海上	25m/s	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	海上	25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ	10cm	波浪	有義波高		3.0m	高潮	潮位		T.P. 3.8m	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 気象警報・注意報及び特別警報</p> <p>1 気象警報・注意報及び特別警報の受領・伝達</p> <p>(1)気象情報の種類と発表基準</p> <p>ウ 警報の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1489 1213 2154 1612"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">洪水</td> <td rowspan="2">流域雨量指数基準</td> <td>都川流域=18、花見川流域=28.5、 (追記)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合基準※1</td> <td>都川流域=(7、11.8)、花見川流域=(7、15、9)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">指定河川洪水予報による基準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ</td> <td>10cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td></td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td></td> <td>(追記) 3.8m</td> </tr> </tbody> </table>	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122	洪水	流域雨量指数基準	都川流域=18、花見川流域=28.5、 (追記)		複合基準※1	都川流域=(7、11.8)、花見川流域=(7、15、9)	指定河川洪水予報による基準			-	暴風	平均風速	陸上	20m/s	海上	25m/s	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	海上	25m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ	10cm	波浪	有義波高		3.0m	高潮	潮位		(追記) 3.8m	・基準が変更されたため。(修正、削除) ・水防計画の記載内容と整合を図るため。(追記)
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18																																																																																						
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122																																																																																						
洪水	流域雨量指数基準	都川流域=18.9、花見川流域=27.7、 鹿島川流域=20.4、村田川流域=11.5、 勝田川流域=7.2																																																																																							
		複合基準※1	都川流域=(8、11.5)																																																																																						
	指定河川洪水予報による基準			-																																																																																					
	暴風	平均風速	陸上	20m/s																																																																																					
海上			25m/s																																																																																						
暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う																																																																																						
		海上	25m/s 雪を伴う																																																																																						
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ	10cm																																																																																						
波浪	有義波高		3.0m																																																																																						
高潮	潮位		T.P. 3.8m																																																																																						
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18																																																																																						
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122																																																																																						
洪水	流域雨量指数基準	都川流域=18、花見川流域=28.5、 (追記)																																																																																							
		複合基準※1	都川流域=(7、11.8)、花見川流域=(7、15、9)																																																																																						
	指定河川洪水予報による基準			-																																																																																					
	暴風	平均風速	陸上	20m/s																																																																																					
海上			25m/s																																																																																						
暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う																																																																																						
		海上	25m/s 雪を伴う																																																																																						
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ	10cm																																																																																						
波浪	有義波高		3.0m																																																																																						
高潮	潮位		(追記) 3.8m																																																																																						

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																																																															
17	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	20	<p>第2節 情報の収集・伝達 第2 気象警報・注意報及び特別警報 1 気象警報・注意報及び特別警報の受領・伝達 (1)気象情報の種類と発表基準 Ⅰ 注意報の発表基準</p> <table border="1"> <tr> <td>大雨</td> <td>表面雨量指数基準<sup>※</sup></td> <td>10<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>土壌雨量指数基準<sup>※</sup></td> <td>8<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準<sup>※</sup></td> <td>都川流域=15.1、花見川流域=22.1、麩島川流域=18.8、村田川流域=9.2、勝田川流域=5.7</td> </tr> <tr> <td>複合基準<sup>※</sup></td> <td>都川流域=(5、10、4)、花見川流域=(5、14、7)、麩島川流域=(5、18、9)、村田川流域=(5、9)、勝田川流域=(5、5、7)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準<sup>※</sup></td> <td>-<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強風</td> <td rowspan="2">平均風速<sup>※</sup></td> <td>陸上 13m/s<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>海上 13m/s<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風雪</td> <td rowspan="2">平均風速<sup>※</sup></td> <td>陸上 13m/s□雪を伴う<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>海上 13m/s□雪を伴う<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ<sup>※</sup></td> <td>12時間降雪の深さ5cm<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高<sup>※</sup></td> <td>1.5m<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位<sup>※</sup></td> <td>T.P.1.8m<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>落雷等により被害が予想される場合<sup>※</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">濃霧</td> <td rowspan="2">視程<sup>※</sup></td> <td>陸上 100m<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>海上 50m<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>気象官署(銚子)、千葉特別地域気象観測所において、 最小湿度30%以下、実効湿度60%以下<sup>※</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>4月1日～5月31日晩霜期 最低気温4℃以下<sup>※</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>着水・着雪</td> <td>著しい着水(雪)が予想される場合<sup>※</sup></td> <td></td> </tr> </table>	大雨	表面雨量指数基準 <sup>※</sup>	10 <sup>※</sup>		土壌雨量指数基準 <sup>※</sup>	8 <sup>※</sup>	洪水	流域雨量指数基準 <sup>※</sup>	都川流域=15.1、花見川流域=22.1、麩島川流域=18.8、村田川流域=9.2、勝田川流域=5.7	複合基準 <sup>※</sup>	都川流域=(5、10、4)、花見川流域=(5、14、7)、麩島川流域=(5、18、9)、村田川流域=(5、9)、勝田川流域=(5、5、7)	指定河川洪水予報による基準 <sup>※</sup>	- <sup>※</sup>	強風	平均風速 <sup>※</sup>	陸上 13m/s <sup>※</sup>	海上 13m/s <sup>※</sup>	風雪	平均風速 <sup>※</sup>	陸上 13m/s□雪を伴う <sup>※</sup>	海上 13m/s□雪を伴う <sup>※</sup>	大雪	降雪の深さ <sup>※</sup>	12時間降雪の深さ5cm <sup>※</sup>	波浪	有義波高 <sup>※</sup>	1.5m <sup>※</sup>	高潮	潮位 <sup>※</sup>	T.P.1.8m <sup>※</sup>	雷	落雷等により被害が予想される場合 <sup>※</sup>		濃霧	視程 <sup>※</sup>	陸上 100m <sup>※</sup>	海上 50m <sup>※</sup>	乾燥	気象官署(銚子)、千葉特別地域気象観測所において、 最小湿度30%以下、実効湿度60%以下 <sup>※</sup>		霜	4月1日～5月31日晩霜期 最低気温4℃以下 <sup>※</sup>		着水・着雪	著しい着水(雪)が予想される場合 <sup>※</sup>		<p>第2節 情報の収集・伝達 第2 気象警報・注意報及び特別警報 1 気象警報・注意報及び特別警報の受領・伝達 (1)気象情報の種類と発表基準 Ⅰ 注意報の発表基準</p> <table border="1"> <tr> <td>大雨</td> <td>表面雨量指数基準<sup>※</sup></td> <td>10<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>土壌雨量指数基準<sup>※</sup></td> <td>8<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準<sup>※</sup></td> <td>都川流域=15.2、花見川流域=23.8(G値)<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>複合基準<sup>※</sup></td> <td>都川流域=(5、10、4)、花見川流域=(5、13、8)(G値)<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準<sup>※</sup></td> <td>-<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強風</td> <td rowspan="2">平均風速<sup>※</sup></td> <td>陸上 13m/s<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>海上 13m/s<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風雪</td> <td rowspan="2">平均風速<sup>※</sup></td> <td>陸上 13m/s□雪を伴う<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>海上 13m/s□雪を伴う<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ<sup>※</sup></td> <td>12時間降雪の深さ5cm<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高<sup>※</sup></td> <td>1.5m<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位<sup>※</sup></td> <td>1.8m<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>落雷等により被害が予想される場合<sup>※</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">濃霧</td> <td rowspan="2">視程<sup>※</sup></td> <td>陸上 100m<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>海上 50m<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度30%で、実効湿度60%<sup>※</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td>夏季(最低気温):銚子地方気象台で18℃以下の日が2日以上連続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下<sup>※</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>4月1日～5月31日最低気温4℃以下<sup>※</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>着水・着雪</td> <td>著しい着水(雪)が予想される場合<sup>※</sup></td> <td></td> </tr> </table>	大雨	表面雨量指数基準 <sup>※</sup>	10 <sup>※</sup>		土壌雨量指数基準 <sup>※</sup>	8 <sup>※</sup>	洪水	流域雨量指数基準 <sup>※</sup>	都川流域=15.2、花見川流域=23.8(G値) <sup>※</sup>	複合基準 <sup>※</sup>	都川流域=(5、10、4)、花見川流域=(5、13、8)(G値) <sup>※</sup>	指定河川洪水予報による基準 <sup>※</sup>	- <sup>※</sup>	強風	平均風速 <sup>※</sup>	陸上 13m/s <sup>※</sup>	海上 13m/s <sup>※</sup>	風雪	平均風速 <sup>※</sup>	陸上 13m/s□雪を伴う <sup>※</sup>	海上 13m/s□雪を伴う <sup>※</sup>	大雪	降雪の深さ <sup>※</sup>	12時間降雪の深さ5cm <sup>※</sup>	波浪	有義波高 <sup>※</sup>	1.5m <sup>※</sup>	高潮	潮位 <sup>※</sup>	1.8m <sup>※</sup>	雷	落雷等により被害が予想される場合 <sup>※</sup>		濃霧	視程 <sup>※</sup>	陸上 100m <sup>※</sup>	海上 50m <sup>※</sup>	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60% <sup>※</sup>		低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で18℃以下の日が2日以上連続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下 <sup>※</sup>		霜	4月1日～5月31日最低気温4℃以下 <sup>※</sup>		着水・着雪	著しい着水(雪)が予想される場合 <sup>※</sup>		・基準が変更されたため。(修正、追記、削除)
大雨	表面雨量指数基準 <sup>※</sup>	10 <sup>※</sup>																																																																																																				
	土壌雨量指数基準 <sup>※</sup>	8 <sup>※</sup>																																																																																																				
洪水	流域雨量指数基準 <sup>※</sup>	都川流域=15.1、花見川流域=22.1、麩島川流域=18.8、村田川流域=9.2、勝田川流域=5.7																																																																																																				
	複合基準 <sup>※</sup>	都川流域=(5、10、4)、花見川流域=(5、14、7)、麩島川流域=(5、18、9)、村田川流域=(5、9)、勝田川流域=(5、5、7)																																																																																																				
	指定河川洪水予報による基準 <sup>※</sup>	- <sup>※</sup>																																																																																																				
強風	平均風速 <sup>※</sup>	陸上 13m/s <sup>※</sup>																																																																																																				
		海上 13m/s <sup>※</sup>																																																																																																				
風雪	平均風速 <sup>※</sup>	陸上 13m/s□雪を伴う <sup>※</sup>																																																																																																				
		海上 13m/s□雪を伴う <sup>※</sup>																																																																																																				
大雪	降雪の深さ <sup>※</sup>	12時間降雪の深さ5cm <sup>※</sup>																																																																																																				
波浪	有義波高 <sup>※</sup>	1.5m <sup>※</sup>																																																																																																				
高潮	潮位 <sup>※</sup>	T.P.1.8m <sup>※</sup>																																																																																																				
雷	落雷等により被害が予想される場合 <sup>※</sup>																																																																																																					
濃霧	視程 <sup>※</sup>	陸上 100m <sup>※</sup>																																																																																																				
		海上 50m <sup>※</sup>																																																																																																				
乾燥	気象官署(銚子)、千葉特別地域気象観測所において、 最小湿度30%以下、実効湿度60%以下 <sup>※</sup>																																																																																																					
霜	4月1日～5月31日晩霜期 最低気温4℃以下 <sup>※</sup>																																																																																																					
着水・着雪	著しい着水(雪)が予想される場合 <sup>※</sup>																																																																																																					
大雨	表面雨量指数基準 <sup>※</sup>	10 <sup>※</sup>																																																																																																				
	土壌雨量指数基準 <sup>※</sup>	8 <sup>※</sup>																																																																																																				
洪水	流域雨量指数基準 <sup>※</sup>	都川流域=15.2、花見川流域=23.8(G値) <sup>※</sup>																																																																																																				
	複合基準 <sup>※</sup>	都川流域=(5、10、4)、花見川流域=(5、13、8)(G値) <sup>※</sup>																																																																																																				
	指定河川洪水予報による基準 <sup>※</sup>	- <sup>※</sup>																																																																																																				
強風	平均風速 <sup>※</sup>	陸上 13m/s <sup>※</sup>																																																																																																				
		海上 13m/s <sup>※</sup>																																																																																																				
風雪	平均風速 <sup>※</sup>	陸上 13m/s□雪を伴う <sup>※</sup>																																																																																																				
		海上 13m/s□雪を伴う <sup>※</sup>																																																																																																				
大雪	降雪の深さ <sup>※</sup>	12時間降雪の深さ5cm <sup>※</sup>																																																																																																				
波浪	有義波高 <sup>※</sup>	1.5m <sup>※</sup>																																																																																																				
高潮	潮位 <sup>※</sup>	1.8m <sup>※</sup>																																																																																																				
雷	落雷等により被害が予想される場合 <sup>※</sup>																																																																																																					
濃霧	視程 <sup>※</sup>	陸上 100m <sup>※</sup>																																																																																																				
		海上 50m <sup>※</sup>																																																																																																				
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60% <sup>※</sup>																																																																																																					
低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で18℃以下の日が2日以上連続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下 <sup>※</sup>																																																																																																					
霜	4月1日～5月31日最低気温4℃以下 <sup>※</sup>																																																																																																					
着水・着雪	著しい着水(雪)が予想される場合 <sup>※</sup>																																																																																																					
18	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	20	<p>第2節 情報の収集・伝達 第2 気象警報・注意報及び特別警報 <b>オ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等</b></p> <table border="1"> <tr> <td>土壌雨量指数 (大雨警報(土壌雨量)の危険度分布)</td> <td>大雨による土壌災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土壌雨量)や土壌災害発生危険度が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを自動的に確認することができる。 ・「災害切迫(黒)」:命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「危険(赤)」:危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「警戒(黄)」:高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル1に相当。 ・「注意(青)」:ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル0に相当。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数 (洪水警報(流域雨量)の危険度分布)</td> <td>流域雨量による洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(流域雨量)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を自動的に確認することができる。 ・「災害切迫(黒)」:命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「危険(赤)」:避難が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「警戒(黄)」:高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル1に相当。 ・「注意(青)」:避難行動の確認が必要とされる警戒レベル0に相当。</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報 (洪水警報の危険度分布)</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中河川(水位開始河川及びその支流河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流域を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を自動的に確認することができる。 ・「災害切迫(黒)」:命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「危険(赤)」:避難が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「警戒(黄)」:高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル1に相当。 ・「注意(青)」:避難行動の確認が必要とされる警戒レベル0に相当。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中河川(水位開始河川及びその支流河川)の上流域での降雨による、下流の対象流域の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の発表への予測状況に応じて危険度を色分けした時刻別で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水開始予報)を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </table> <p><b>カ</b> その他(略)</p>	土壌雨量指数 (大雨警報(土壌雨量)の危険度分布)	大雨による土壌災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土壌雨量)や土壌災害発生危険度が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを自動的に確認することができる。 ・「災害切迫(黒)」:命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「危険(赤)」:危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「警戒(黄)」:高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル1に相当。 ・「注意(青)」:ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル0に相当。	流域雨量指数 (洪水警報(流域雨量)の危険度分布)	流域雨量による洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(流域雨量)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を自動的に確認することができる。 ・「災害切迫(黒)」:命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「危険(赤)」:避難が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「警戒(黄)」:高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル1に相当。 ・「注意(青)」:避難行動の確認が必要とされる警戒レベル0に相当。	指定河川洪水予報 (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中河川(水位開始河川及びその支流河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流域を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を自動的に確認することができる。 ・「災害切迫(黒)」:命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「危険(赤)」:避難が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「警戒(黄)」:高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル1に相当。 ・「注意(青)」:避難行動の確認が必要とされる警戒レベル0に相当。	流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中河川(水位開始河川及びその支流河川)の上流域での降雨による、下流の対象流域の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の発表への予測状況に応じて危険度を色分けした時刻別で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水開始予報)を用いて常時10分ごとに更新している。	<p>第2節 情報の収集・伝達 第2 気象警報・注意報及び特別警報 <b>(追記)</b></p> <p><b>オ</b> その他(略)</p>	・基準が変更されたため。(修正、追記、削除)																																																																																							
土壌雨量指数 (大雨警報(土壌雨量)の危険度分布)	大雨による土壌災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土壌雨量)や土壌災害発生危険度が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを自動的に確認することができる。 ・「災害切迫(黒)」:命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「危険(赤)」:危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「警戒(黄)」:高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル1に相当。 ・「注意(青)」:ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル0に相当。																																																																																																					
流域雨量指数 (洪水警報(流域雨量)の危険度分布)	流域雨量による洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(流域雨量)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を自動的に確認することができる。 ・「災害切迫(黒)」:命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「危険(赤)」:避難が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「警戒(黄)」:高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル1に相当。 ・「注意(青)」:避難行動の確認が必要とされる警戒レベル0に相当。																																																																																																					
指定河川洪水予報 (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中河川(水位開始河川及びその支流河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流域を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を自動的に確認することができる。 ・「災害切迫(黒)」:命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「危険(赤)」:避難が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「警戒(黄)」:高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル1に相当。 ・「注意(青)」:避難行動の確認が必要とされる警戒レベル0に相当。																																																																																																					
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中河川(水位開始河川及びその支流河川)の上流域での降雨による、下流の対象流域の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の発表への予測状況に応じて危険度を色分けした時刻別で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水開始予報)を用いて常時10分ごとに更新している。																																																																																																					


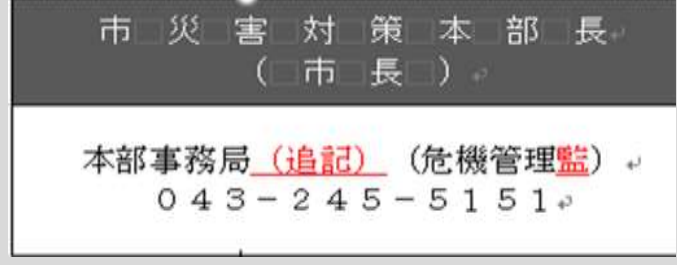
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
19	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	21	<p>第2節 情報の収集・伝達 第2 気象警報・注意報及び特別警報 カ その他</p> <p><b>記録的短時間大雨情報</b> 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。 ・1時間雨量100mm<sup>※</sup></p> <p><b>火災気象通報</b> 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに釧路地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。 ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。</p> <p><b>線状降水帯に関する各種情報</b> 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報(府県気象情報の一種)が発表される。また、この線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いたことが予想された場合には、府県気象情報により発表される。 なお、実況の気象状況で、この情報が発表されたときは、避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況となる。</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達 第2 気象警報・注意報及び特別警報 カ その他</p> <p><b>記録的短時間大雨情報</b> 記録的短時間大雨情報とは、大雨警報発表時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。 ・1時間雨量100mm<sup>※</sup></p> <p>(追記)</p>	<p>・基準が変更されたため。(修正、追記、削除)</p>
20	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	23	<p>第2節 情報の収集・伝達 第2 気象警報・注意報及び特別警報 1 気象警報・注意報及び特別警報の受領・伝達 (2)受領・伝達系統</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達 第2 気象警報・注意報及び特別警報 1 気象警報・注意報及び特別警報の受領・伝達 (2)受領・伝達系統</p>	<p>・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)</p>

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																		
21	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	25	第2節 情報の収集・伝達 第3 警戒レベル 2 警戒レベルと防災気象情報の関係  <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">住民が取るべき行動</th> <th colspan="2">住民に行動を促す情報</th> <th colspan="2">住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報</th> <th rowspan="2">土砂災害に関する情報</th> </tr> <tr> <th>避難情報等</th> <th>洪水に関する情報</th> <th>水位情報がある場合</th> <th>水位情報がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>命の危険直ちに安全確保！</td> <td>緊急安全確保※1</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>(大雨特別警報(浸水害))※3</td> <td>(大雨特別警報(土砂災害))※3 <b>(災害切迫)※3</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>危険な場所から全員避難</td> <td>避難指示※2</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>・洪水警報の危険度分布(非常に危険)</td> <td>・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報<b>(削除)</b>・危険 ・土砂災害に関するメッシュ情報<b>(削除)</b>・危険</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報		土砂災害に関する情報	避難情報等	洪水に関する情報	水位情報がある場合	水位情報がない場合	5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3 <b>(災害切迫)※3</b>		4	危険な場所から全員避難	避難指示※2	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報 <b>(削除)</b> ・危険 ・土砂災害に関するメッシュ情報 <b>(削除)</b> ・危険		第2節 情報の収集・伝達 第2 警戒レベル 2 警戒レベルと防災気象情報の関係  <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">住民が取るべき行動</th> <th colspan="2">住民に行動を促す情報</th> <th colspan="2">住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報</th> <th rowspan="2">土砂災害に関する情報</th> </tr> <tr> <th>避難情報等</th> <th>洪水に関する情報</th> <th>水位情報がある場合</th> <th>水位情報がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>命の危険直ちに安全確保！</td> <td>緊急安全確保※1</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>(大雨特別警報(浸水害))※3</td> <td>(大雨特別警報(土砂災害))※3 <b>(災害切迫)※3</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>危険な場所から全員避難</td> <td>避難指示※2</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>・洪水警報の危険度分布(非常に危険)</td> <td>・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報<b>(極めて危険)※4</b></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報		土砂災害に関する情報	避難情報等	洪水に関する情報	水位情報がある場合	水位情報がない場合	5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3 <b>(災害切迫)※3</b>		4	危険な場所から全員避難	避難指示※2	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報 <b>(極めて危険)※4</b>		・現在の運用に合わせて修正するため。(追記、削除)
警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報				土砂災害に関する情報																																																	
		避難情報等	洪水に関する情報	水位情報がある場合	水位情報がない場合																																																				
5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3 <b>(災害切迫)※3</b>																																																				
4	危険な場所から全員避難	避難指示※2	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報 <b>(削除)</b> ・危険 ・土砂災害に関するメッシュ情報 <b>(削除)</b> ・危険																																																				
警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報		土砂災害に関する情報																																																			
		避難情報等	洪水に関する情報	水位情報がある場合	水位情報がない場合																																																				
5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3 <b>(災害切迫)※3</b>																																																				
4	危険な場所から全員避難	避難指示※2	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報 <b>(極めて危険)※4</b>																																																				
22	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	26	第2節 情報の収集・伝達 第3 警戒レベル 2 警戒レベルと防災気象情報の関係 (1)実施担当者 応急対策を実施するため千葉市が必要とする気象情報の収集・伝達については、総務局危機管理部長が担当する。 なお、伝達を受けた関係所管は、 <b>総合防災情報</b> システム等により、自ら情報を収集する。	第2節 情報の収集・伝達 第3 警戒レベル 2 警戒レベルと防災気象情報の関係 (1)実施担当者 応急対策を実施するため千葉市が必要とする気象情報の収集・伝達については、総務局危機管理部長が担当する。 なお、伝達を受けた関係所管は、 <b>災害情報共有</b> システム等により、自ら情報を収集する。	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)																																																		
23	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	26	第2節 情報の収集・伝達 第3 警戒レベル 3 異常現象発見時の速報 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官等から連絡を受けたときは、直ちに総務局危機管理監へ伝達する。 総務局危機管理監は、受領した事項について、銚子地方気象台、その災害に関係のある近隣市町村、県危機管理 <b>政策</b> 課及び千葉土木事務所に通報する。	第2節 情報の収集・伝達 第3 警戒レベル 3 異常現象発見時の速報 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官等から連絡を受けたときは、直ちに総務局危機管理監へ伝達する。 総務局危機管理監は、受領した事項について、銚子地方気象台、その災害に関係のある近隣市町村、県危機管理 <b>(追記)</b> 課及び千葉土木事務所に通報する。	・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)																																																		
24	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	27	第2節 情報の収集・伝達 第5 土砂災害警戒情報 1 土砂災害警戒情報(略) (1)目的 大雨警報 <b>(土砂災害)</b> 発表中に大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難を支援することを目的としている。 (2)基準 降雨の実況値及び <b>2</b> 時間先までの降雨予測値を基に作成した指標(土壌雨量指数)が発表基準に達した場合。	第2節 情報の収集・伝達 第5 土砂災害警戒情報 1 土砂災害警戒情報(略) (1)目的 大雨警報 <b>等</b> 発表中に大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難を支援することを目的としている。 (2)基準 降雨の実況値及び <b>数</b> 時間先までの降雨予測値を基に作成した指標(土壌雨量指数)が発表基準に達した場合。	・基準が変更されたため。(修正)																																																		

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
25	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	28	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第5 土砂災害警戒情報</p> <p>2 情報の収集</p> <p>その他、<b>総合防災情報</b>システム、千葉県土砂災害警戒情報システム等インターネットを活用して収集する。</p> <p>3 情報の伝達</p> <p>本節「第2 気象警報・注意報及び特別警報」に準ずる。</p> <p>また、<b>総合防災情報</b>システムにより庁内へ伝達するほか、土砂災害警戒区域(又は土砂災害特別警戒区域)内に立地している要配慮者利用施設へも伝達する。</p> <p>※本章第7節「土砂災害対策」参照</p> <p>第6 雨量・水位情報</p> <p>1 雨量情報の収集・伝達</p> <p>雨量情報の収集は、総務局危機管理監が行う。</p> <p>千葉市雨量観測システムを活用して収集した雨量情報は、<b>総合防災情報</b>システム等を通じて提供するとともに、市のホームページに掲載する。</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第5 土砂災害警戒情報</p> <p>2 情報の収集</p> <p>その他、<b>災害情報共有</b>システム、千葉県土砂災害警戒情報システム等インターネットを活用して収集する。</p> <p>3 情報の伝達</p> <p>本節「第2 気象警報・注意報及び特別警報」に準ずる。</p> <p>また、<b>災害情報共有</b>システムにより庁内へ伝達するほか、土砂災害警戒区域(又は土砂災害特別警戒区域)内に立地している要配慮者利用施設へも伝達する。</p> <p>※本章第7節「土砂災害対策」参照</p> <p>第6 雨量・水位情報</p> <p>1 雨量情報の収集・伝達</p> <p>雨量情報の収集は、総務局危機管理監が行う。</p> <p>千葉市雨量観測システムを活用して収集した雨量情報は、<b>災害情報共有</b>システム等を通じて提供するとともに、市のホームページに掲載する。</p>	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)
26	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	30	<p>第8 被害状況の収集・伝達</p> <p>対策のあらまし</p> <p>災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。</p> <p>その場合の情報の収集・伝達活動に大事なポイントは次の3点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1に速報性(スピード)</li> <li>○第2に簡潔性(ポイントが簡明)</li> <li>○第3に情報源(確認、未確認情報の別)</li> </ul> <p>また、被害のない地区に関する情報については、特に指示しない限り報告されないことになりがちである。そのため、まず、「被害の有無」に関し、市域の全区全地区について把握するよう配慮するものとする。</p> <p>以下には、災害原因に関する情報、被害状況、措置状況等の防災情報を各機関の有機的連携のもとに収集・伝達するための方法及び組織等について定める。</p> <p>なお、「<b>総合防災情報</b>システム」が利用できる機関における被害状況の収集・伝達は、当該システムにより行う。</p>	<p>第8 被害状況の収集・伝達</p> <p>対策のあらまし</p> <p>災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。</p> <p>その場合の情報の収集・伝達活動に大事なポイントは次の3点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1に速報性(スピード)</li> <li>○第2に簡潔性(ポイントが簡明)</li> <li>○第3に情報源(確認、未確認情報の別)</li> </ul> <p>また、被害のない地区に関する情報については、特に指示しない限り報告されないことになりがちである。そのため、まず、「被害の有無」に関し、市域の全区全地区について把握するよう配慮するものとする。</p> <p>以下には、災害原因に関する情報、被害状況、措置状況等の防災情報を各機関の有機的連携のもとに収集・伝達するための方法及び組織等について定める。</p> <p>なお、「<b>災害情報共有</b>システム」が利用できる機関における被害状況の収集・伝達は、当該システムにより行う。</p>	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)
27	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	31	<p>第8 被害状況の収集・伝達</p> <p>被害情報の収集報告系統図</p>	<p>第8 被害状況の収集・伝達</p> <p>被害情報の収集報告系統図</p>	・現在の運用に合わせて修正するため。(削除) ・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)
28	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	32	<p>第8 被害状況の収集・伝達</p> <p>1 被害状況の収集</p> <p>(1)収集すべき情報の内容</p> <p>※千葉県危機管理<b>政策</b>課報告様式(資料6-2)</p>	<p>第8 被害状況の収集・伝達</p> <p>1 被害状況の収集</p> <p>(1)収集すべき情報の内容</p> <p>※千葉県危機管理<b>(追記)</b>課報告様式(資料6-2)</p>	・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)
29	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	33	<p>2 被害状況のとりまとめ</p> <p>(1)各部及び区本部から本部への報告</p> <p>各部及び区本部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部へ、原則、<b>総合防災情報</b>システムにより被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。</p>	<p>2 被害状況のとりまとめ</p> <p>(1)各部及び区本部から本部への報告</p> <p>各部及び区本部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部へ、原則、<b>災害情報共有</b>システムにより被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。</p>	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)



No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
30	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第2節 情報の収集・伝達	34	<p>3 県(災害対策本部)への報告</p> <p>(1)報告の担当者 県(災害対策本部)への報告は、本部長(市長)の指示に基づき、本部事務局長(総務局危機管理部長)が行う。</p> <p>(2)報告の手順 ア 本部事務局長(総務局危機管理部長)は、各部及び区本部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において、調整するものとする。 イ 千葉県危機管理情報共有要綱に基づき、次表に従って、県に報告する。</p> <p>(3)報告先等 本部事務局長(総務局危機管理部長)が県に行う被害情報の報告先及び報告の区分・様式は、以下のとおりである。 市域に災害が発生したとき、又は発生が予想される場合は、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は防災行政無線により県本部事務局(県危機管理政策課)に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。</p> <p>(本部事務局長(総務局危機管理部長)が県に行う被害情報の報告先) (本部事務局長(総務局危機管理部長)が県に行う被害情報等報告の区分及び様式)</p>	<p>3 県(災害対策本部)への報告</p> <p>(1)報告の担当者 県(災害対策本部)への報告は、本部長(市長)の指示に基づき、本部事務局長(総務局危機管理部長(追記))が行う。</p> <p>(2)報告の手順 ア 本部事務局長(総務局危機管理部長(追記))は、各部及び区本部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において、調整するものとする。 イ 千葉県危機管理情報共有要綱に基づき、次表に従って、県に報告する。</p> <p>(3)報告先等 本部事務局(追記)(総務局危機管理部長(追記))が県に行う被害情報の報告先及び報告の区分・様式は、以下のとおりである。 市域に災害が発生したとき、又は発生が予想される場合は、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は防災行政無線により県本部事務局(県危機管理(追記)課)に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。</p> <p>(本部事務局(追記)(総務局危機管理部長(追記))が県に行う被害情報の報告先) (本部事務局(追記)(総務局危機管理部長(追記))が県に行う被害情報等報告の区分及び様式)</p>	<p>・現在の運用に合わせて修正するため。(追記)</p> <p>・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)</p>
31	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第3節 災害時の広報	39	<p>第1 実施機関とその分担</p> <p>4 NTT東日本㈱ NTT東日本㈱は、災害のため通信が途絶(削除)、若しくは利用の制限を行ったときは、<b>広報車、ラジオ、テレビ等</b>によって、利用者に対して広報活動を実施する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">主 な 広 報 事 項</p> <p>(1) 通信途絶、利用制限の理由。</p> <p>(2) 通信途絶、利用制限の内容。</p> <p>(3) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期。</p> <p>(4) 通信利用者に協力を要請する事項。</p> <p>(5) 災害用伝言ダイヤル「171」、<b>災害用伝言板「web171」の提供開始</b>。</p> <p>(6) その他事項。</p> </div>	<p>第1 実施機関とその分担</p> <p>4 NTT東日本㈱ NTT東日本㈱は、災害のため通信が途絶<b>したとき</b>、若しくは利用の制限を行ったときは<b>テレビ、ラジオ、広報車等</b>によって、利用者に対して広報活動を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">主 な 広 報 事 項</p> <p>(1) 通信途絶、利用制限の理由。</p> <p>(2) 通信途絶、利用制限の内容。</p> <p>(3) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期。</p> <p>(4) 通信利用者に協力を要請する事項。</p> <p>(5) 災害用伝言ダイヤル「171」の<b>開設</b>。</p> <p>(6) その他事項。</p> </div>	<p>・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)</p>
32	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第3節 災害時の広報	44	<p>第2 市広報活動の実施手順</p> <p>2 広報活動の方法(手段)</p> <p>(10)デマ等への対策 災害時の推測による人心不安や風説の流布による社会秩序の混乱を最小限に留めるため、<b>誤報</b>の可能性がある情報については、関係機関への確認を行うなど情報分析を行うとともに、庁内の認識統一を行い、SNS等を活用した広報活動を実施する。</p>	<p>第2 市広報活動の実施手順</p> <p>2 広報活動の方法(手段)</p> <p>(10)デマ等への対策 災害時の推測による人心不安や風説の流布による社会秩序の混乱を最小限に留めるため、<b>御法</b>の可能性がある情報については、関係機関への確認を行うなど情報分析を行うとともに、庁内の認識統一を行い、SNS等を活用した広報活動を実施する。</p>	<p>・所要の修正(修正)</p>
33	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第3節 災害時の広報	45	<p>第3 報道機関への発表・協力要請</p> <p>1 市の発表 (1)災害警戒本部体制時 市長若しくは<b>警戒本部長</b>(危機管理監)の指示により、総務局市長公室長が記者クラブを通じて報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。</p> <p>2 緊急警報放送等の要請 市は、緊急時における情報連絡手段としてラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。なお、ラジオ、テレビ局等に対する緊急放送の要請については、次のとおり各放送機関に要請する。 (1)要請方法 放送要請は、<b>本部事務局長</b>(総務局危機管理部長)が本部長(市長)の指示に基づき行う。</p>	<p>第3 報道機関への発表・協力要請</p> <p>1 市の発表 (1)災害警戒本部体制時 市長若しくは<b>主管本部長</b>(危機管理監)の指示により、総務局市長公室長が記者クラブを通じて報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。</p> <p>2 緊急警報放送等の要請 市は、緊急時における情報連絡手段としてラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。なお、ラジオ、テレビ局等に対する緊急放送の要請については、次のとおり各放送機関に要請する。 (1)要請方法 放送要請は、<b>秘書班長</b>(総務局市長公室長)が本部長(市長)の指示に基づき行う。</p>	<p>・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</p>

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																		
34	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第4節 広域連携体制	48	<p>第4節 広域連携体制 第1 国・県に対する要請等 1 要請の手続 県知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県(防災危機管理部危機管理政策課)に対し、県防災行政無線又は電話等をもって行い、後日速やかに文書を送付する。</p> <table border="1"> <tr> <th>連絡先</th> <th>電話</th> <th>県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td>県危機管理政策課</td> <td>043-223-2175</td> <td>500-7221</td> </tr> <tr> <td>休日・夜間用</td> <td>043-223-2178</td> <td>500-7225</td> </tr> </table>	連絡先	電話	県防災行政無線	県危機管理政策課	043-223-2175	500-7221	休日・夜間用	043-223-2178	500-7225	<p>第4節 広域連携体制 第1 国・県に対する要請等 1 要請の手続 県知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県(防災危機管理部危機管理(追記)課)に対し、県防災行政無線又は電話等をもって行い、後日速やかに文書を送付する。</p> <table border="1"> <tr> <th>連絡先</th> <th>電話</th> <th>県防災行政無線</th> </tr> <tr> <td>県危機管理(追記)課</td> <td>043-223-2175</td> <td>500-7221</td> </tr> <tr> <td>休日・夜間用</td> <td>043-223-2178</td> <td>500-7225</td> </tr> </table>	連絡先	電話	県防災行政無線	県危機管理(追記)課	043-223-2175	500-7221	休日・夜間用	043-223-2178	500-7225	・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)
連絡先	電話	県防災行政無線																							
県危機管理政策課	043-223-2175	500-7221																							
休日・夜間用	043-223-2178	500-7225																							
連絡先	電話	県防災行政無線																							
県危機管理(追記)課	043-223-2175	500-7221																							
休日・夜間用	043-223-2178	500-7225																							
35	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第4節 広域連携体制	56	<p>第4 自衛隊への災害派遣要請 1 派遣要請の手続等 (2)要請手続 自衛隊災害派遣要請</p> 	<p>第4 自衛隊への災害派遣要請 1 派遣要請の手続等 (2)要請手続 自衛隊災害派遣要請</p> 	・現在の運用に合わせて修正するため。(追記、修正)																		
36	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第4節 広域連携体制	58	<p>第4 自衛隊への災害派遣要請【総務局危機管理部】 1 派遣要請の手続等 (5)災害派遣部隊の受入措置等</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> <tr> <td>県への報告</td> <td>本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理政策課に報告する。</td> </tr> </table>	項目	活動内容	県への報告	本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理政策課に報告する。	<p>第4 自衛隊への災害派遣要請【総務局危機管理部】 1 派遣要請の手続等 (5)災害派遣部隊の受入措置等</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> <tr> <td>県への報告</td> <td>本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理(追記)課に報告する。</td> </tr> </table>	項目	活動内容	県への報告	本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理(追記)課に報告する。	・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)										
項目	活動内容																								
県への報告	本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理政策課に報告する。																								
項目	活動内容																								
県への報告	本部事務局は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県危機管理(追記)課に報告する。																								
37	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第4節 広域連携体制	61	<p>第7 他都市に対する応援 3 応援の枠組み (1)応急対策職員派遣制度 ア 避難所の運営、リ災証明書の交付等の災害対応業務の支援 千葉県は、関東ブロック(東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 (削除) 神奈川県 山梨県)に属している。</p>	<p>第7 他都市に対する応援 3 応援の枠組み (1)応急対策職員派遣制度 ア 避難所の運営、リ災証明書の交付等の災害対応業務の支援 千葉県は、関東ブロック(東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県)に属している。</p>	・所要の修正(削除)																		
38	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	63	<p>第5節 災害救助法の適用 【総務局危機管理部】</p> <table border="1"> <tr> <th>基本的な考え</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>□市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、救助実施市の長として、同法の適用を決定し、同法に基づき必要な救助を実施する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法の適用があった場合は、県域における公平な供給を確保するため、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、資源の配分が行われる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、危機管理監及び区本部長(区長)方が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。</td> <td></td> </tr> </table>	基本的な考え	内容	□市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、救助実施市の長として、同法の適用を決定し、同法に基づき必要な救助を実施する。		□また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法の適用があった場合は、県域における公平な供給を確保するため、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、資源の配分が行われる。		□なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、危機管理監及び区本部長(区長)方が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。		<p>第5節 災害救助法の適用 【保健福祉局】</p> <table border="1"> <tr> <th>基本的な考え</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>□災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□県知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を本部長(市長)が行うこととすることができる。また、本部長(市長)は、上記事務を除くほか、県知事が行う救助を補助する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、保健福祉部長(保健福祉局長)及び区本部長(区長)方が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。</td> <td></td> </tr> </table>	基本的な考え	内容	□災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。		□県知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を本部長(市長)が行うこととすることができる。また、本部長(市長)は、上記事務を除くほか、県知事が行う救助を補助する。		□なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、保健福祉部長(保健福祉局長)及び区本部長(区長)方が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。		・事務分掌が変更されたため(修正) ・救助実施市に指定されたため。(削除、追記)		
基本的な考え	内容																								
□市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、救助実施市の長として、同法の適用を決定し、同法に基づき必要な救助を実施する。																									
□また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法の適用があった場合は、県域における公平な供給を確保するため、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、資源の配分が行われる。																									
□なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、危機管理監及び区本部長(区長)方が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。																									
基本的な考え	内容																								
□災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。																									
□県知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を本部長(市長)が行うこととすることができる。また、本部長(市長)は、上記事務を除くほか、県知事が行う救助を補助する。																									
□なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、保健福祉部長(保健福祉局長)及び区本部長(区長)方が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。																									
39	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	63	<p>第5節 災害救助法の適用 第1 救助の実施機関 本市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市として、その権限と責任を踏まえ、国及び県との連携を図り、円滑かつ迅速に同法による救助を実施する。</p>	<p>第5節 災害救助法の適用 (追記)</p>	・救助実施市に指定されたため。(追記)																		

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
40	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	63	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p><b>第2 救助の実施者</b> 災害救助法の適用後は、法定受託事務として、本部長(市長)が救助を実施する。 なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき、本部長(市長)が応急措置を実施する。</p>	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>(追記)</p>	・救助実施市に指定されたため。(追記)
41	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	63	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p><b>第3 救助の種類</b> 災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。</p> <p>1 災害が発生した段階の救助 (1)避難所の設置 (2)応急仮設住宅の供与 (3)炊き出しその他による食品の給与 (4)飲料水の供給 (5)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (6)医療及び助産 (7)被災者の救出 (8)被災した住宅の応急修理 (9)学用品の給与 (10)埋葬 (11)死体の捜索及び処理 (12)障害物の除去</p> <p>2 災害が発生するおそれがある段階の救助 _避難所の設置(避難行動が困難な要配慮者を避難所に避難させるための輸送を含む。)</p>	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>(追記)</p>	・救助実施市に指定されたため。(追記)
42	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	64	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p><b>第4 災害救助法の適用基準</b></p> <p>本市における<b>災害救助法の適用基準</b>は次のとおりである。</p> <p>1 災害が発生した段階の適用(法第2条第1項) (1)住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。(法施行令第1条第1項第1号) (2)住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。(法施行令第1条第1項第2号) (3)住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。(法施行令第1条第1項第3号)</p>	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p><b>第1 災害救助法の適用基準</b></p> <p>県における<b>具体的適用基準</b>は次のとおりである。</p> <p>(追記)</p> <p>1 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。(法施行令第1条第1項第1号) 2 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。(法施行令第1条第1項第2号) 3 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。</p>	・救助実施市に指定されたため。(修正、追記)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																
43	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	64	<p>第5節 災害救助法の適用 第4 災害救助法の適用基準 (4)多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。(法施行令第1条第1項第4号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市・区</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>211,738</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>177,328</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>160,582</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>146,940</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>129,421</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>148,944</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>974,951</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害が発生するおそれがある段階の適用(災害救助法第2条第2項) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、本市がその所管区域となり、市域において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</p>	市・区	人口	中央区	211,738	花見川区	177,328	稲毛区	160,582	若葉区	146,940	緑区	129,421	美浜区	148,944	千葉市	974,951	<p>第5節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用基準 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。(追記)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市・区</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>205,070</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>179,200</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>160,968</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>151,078</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>126,848</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>148,718</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>971,882</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p>	市・区	人口	中央区	205,070	花見川区	179,200	稲毛区	160,968	若葉区	151,078	緑区	126,848	美浜区	148,718	千葉市	971,882	<p>・救助実施市に指定されたため。(修正、追記) ・所要の修正(修正)</p>
市・区	人口																																						
中央区	211,738																																						
花見川区	177,328																																						
稲毛区	160,582																																						
若葉区	146,940																																						
緑区	129,421																																						
美浜区	148,944																																						
千葉市	974,951																																						
市・区	人口																																						
中央区	205,070																																						
花見川区	179,200																																						
稲毛区	160,968																																						
若葉区	151,078																																						
緑区	126,848																																						
美浜区	148,718																																						
千葉市	971,882																																						
44	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	65	<p>第5節 災害救助法の適用 第5 被災世帯の算定基準</p>	<p>第5節 災害救助法の適用 第2 被災世帯の算定基準</p>	<p>・所要の修正(修正)</p>																																
45	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	66	<p>第5節 災害救助法の適用 第6 災害救助法の適用手続き 1 本部長(市長)は、災害に際し、被害状況の調査、把握に努め、随時内閣府及び県へ情報提供する。また、内閣府及び県への被害状況等の情報提供は、次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話をもって実施し、後日文書により改めて処理する。</p> <p>(1)災害が発生した段階の情報提供 ア 災害発生の日時及び場所 イ 災害の原因及び被害の状況 ウ 適用を要請する理由 エ 適用を必要とする期間 オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 カ その他必要な事項</p> <p>(2)災害が発生するおそれがある段階の情報提供 ア 避難指示等の発令状況 イ 事前避難に係る避難先の市町村名(広域避難の場合に限る)、避難所数、避難者数(うち、要配慮者の避難者数) ウ 災害救助法による救助実施(見込む)区域名及び実施年月日 エ 救助実施に係る避難先の市町村名(広域避難の場合に限る)、避難所数、避難者数(うち、要配慮者の避難者数) オ その他必要事項</p>	<p>第5節 災害救助法の適用 第3 災害救助法の適用手続き 災害に際し、千葉市の市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長(市長)は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。 要請又は報告は、県防災危機管理部防災政策課を経由して県知事に対し次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。</p> <p>(追記) (1)災害発生の日時及び場所 (2)災害の原因及び被害の状況 (3)適用を要請する理由 (4)適用を必要とする期間 (5)既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 (6)その他必要な事項 (追記)</p>	<p>・救助実施市に指定されたため。(修正)</p>																																

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
46	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	66	<p>第5節 災害救助法の適用 第6 災害救助法の適用手続き</p> <p>2 市域内の被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに災害救助法の適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、各部局へ指示するとともに、内閣府及び県へ通知又は報告するものとする。</p> <p>3 災害救助法を適用及び適用を終了したときは、速やかに公示するとともに、市ホームページ等により広報を行うものとする。</p>	<p>第5節 災害救助法の適用 第3 災害救助法の適用手続き</p> <p>(追記)</p>	・救助実施市に指定されたため。(修正、追記)
47	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	67	<p>第5節 災害救助法の適用 第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等</p> <p>本部長及び区本部長は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助を実施する。 なお、一般基準では、救助の適切な実施が困難な場合には、本部長(市長)は、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定める。</p>	<p>第5節 災害救助法の適用 第4 災害救助法による救助の内容等</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間は(資料8-1)の表のとおりである。</p>	・救助実施市に指定されたため。(修正)
48	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	67	<p>第5節 災害救助法の適用 (削除)</p>	<p>第5節 災害救助法の適用 第5- 救助業務の実施者</p>	・救助実施市に指定されたため。(削除)
49	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第5節 災害救助法の適用	67	<p>第5節 災害救助法の適用 第8 災害救助法適用後の救助の実施 関係各局・区は、災害救助法に基づく救助を実施するとともに、その実施状況を本部事務局に逐次報告する。 本部事務局は、関係各局・区の協力を得て、災害救助法に関する運用(報告書類の作成等)を行う。</p>	<p>第5節 災害救助法の適用 (追記)</p>	・救助実施市に指定されたため。(追記)
50	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第6節 消防・救急救助活動等	68	<p>第6節 消防・救急救助活動等 第1 消防活動 1 組織 (1)活動体制 (削除)消防局長が(削除)必要と認めた場合は、消防局に「消防対策本部」を設置し消防局長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括する。(略)</p>	<p>第6節 消防・救急救助活動等 第1 消防活動 1 組織 (1)活動体制 市に本部が設置された場合、又は消防局長が特に必要と認めた場合は、消防局に「消防対策本部」を設置し消防局長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括する。(略)</p>	・現在の運用に合わせて修正するため。(削除)
51	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第7節 土砂災害対策	71	<p>第7節 土砂災害対策 第1 巡視及び警戒体制</p> <p>対策のあらまし 主管本部長(危機管理監)、本部事務局長(総務局危機管理部長)、建設部長(建設局長)及び各区本部長(各区長)は、鏡子地方気象台より大雨注意報が発表されたときは、総合防災情報システム等により情報を収集し、土砂災害(急傾斜地崩壊)危険箇所等の巡視及び警戒体制に万全を期するものとする。 また、土砂災害(急傾斜地崩壊)危険箇所等が崩壊、又はそのおそれが生じた場合は、警戒員の配置その他の応急措置を実施する。</p>	<p>第7節 土砂災害対策 第1 巡視及び警戒体制</p> <p>対策のあらまし 主管本部長(危機管理監)、本部事務局長(総務局危機管理部長)、建設部長(建設局長)及び各区本部長(各区長)は、鏡子地方気象台より大雨注意報が発表されたときは、災害情報共有システム等により情報を収集し、土砂災害(急傾斜地崩壊)危険箇所等の巡視及び警戒体制に万全を期するものとする。 また、土砂災害(急傾斜地崩壊)危険箇所等が崩壊、又はそのおそれが生じた場合は、警戒員の配置その他の応急措置を実施する。</p>	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)
52	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第9節 避難対策	79	<p>第1 来訪者・入所者等の避難 2 避難の完了報告 (1)市の施設 なお、連絡の方法は、総合防災情報システム、一般加入電話、FAX、PH S、携帯電話、電子メール、地域防災無線又は伝令による。</p>	<p>第1 来訪者・入所者等の避難 2 避難の完了報告 (1)市の施設 なお、連絡の方法は、災害情報共有システム、一般加入電話、FAX、PH S、携帯電話、電子メール、地域防災無線又は伝令による。</p>	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
53	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第9節 避難対策	82	<p>第3 浸水想定区域における避難</p> <p>2 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設等における避難対策</p> <p>(2)避難情報等の伝達方法</p> <p>イ 伝達系統</p>	<p>第3 浸水想定区域における避難</p> <p>2 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設等における避難対策</p> <p>(2)避難情報等の伝達方法</p> <p>イ 伝達系統</p>	<p>・本市の組織改正を反映するため。(修正)</p>
54	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第9節 避難対策	83	<p>第4 土砂災害警戒区域における避難</p> <p>2 避難情報等の伝達</p> <p>(2)伝達系統・手段</p> <p>ア 土砂災害警戒情報</p> <p>総合防災情報システムを使用し、多様なメディアによる広報、各報道機関等</p>	<p>第4 土砂災害警戒区域における避難</p> <p>2 避難情報等の伝達</p> <p>(2)伝達系統・手段</p> <p>ア 土砂災害警戒情報</p> <p>災害情報共有システムを使用し、多様なメディアによる広報、各報道機関等</p>	<p>・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)</p>
55	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第9節 避難対策	84	<p>第9節 避難対策</p> <p>第5 警戒レベル3(高齢者等避難)</p> <p>1 発令基準</p> <p>(略)</p> <p>(3)高潮</p> <p>ア 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合(数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表)</p> <p>イ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合</p> <p>ウ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>エ 「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p> <p>(4)その他市民を災害から保護するため、必要と認められるとき</p>	<p>第9節 避難対策</p> <p>第5 警戒レベル3(高齢者等避難)</p> <p>1 発令基準</p> <p>(略)</p> <p>(追記)</p> <p>(3)その他市民を災害から保護するため、必要と認められるとき</p>	<p>・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</p>
56	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第9節 避難対策	86	<p>第9節 避難対策</p> <p>第6 警戒レベル4(避難指示)</p> <p>2 警戒レベル4(避難指示)の発令基準</p> <p>(略)</p> <p>(1)土砂災害</p> <p>ア 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「危険(紫)」となった場合</p> <p>イ(略)</p> <p>ウ(略)</p> <p>エ(略)</p> <p>オ(略)</p> <p>カ(略)</p> <p>(2)水害</p> <p>ア(略)</p> <p>イ(略)</p> <p>ウ(略)</p> <p>エ(略)</p> <p>オ(略)</p> <p>カ(略)</p> <p>キ(略)</p> <p>ク(略)</p> <p>ケ(略)</p>	<p>第9節 避難対策</p> <p>第6 警戒レベル4(避難指示)</p> <p>2 警戒レベル4(避難指示)の発令基準</p> <p>(略)</p> <p>(1)土砂災害</p> <p>ア 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、大雨警報(土砂災害)の危険度分布の予測値で土砂災害警戒情報の基準を超過した場合</p> <p>イ(略)</p> <p>ウ(略)</p> <p>エ(略)</p> <p>オ(略)</p> <p>カ(略)</p> <p>(2)水害</p> <p>ア(略)</p> <p>イ(略)</p> <p>ウ(略)</p> <p>エ(略)</p> <p>オ(略)</p> <p>カ(略)</p> <p>キ(略)</p> <p>ク(略)</p> <p>ケ(略)</p>	<p>・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</p> <p>・所要の修正(修正)</p>

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
57	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第9節 避難対策	87	第9節 避難対策 第6 警戒レベル4(避難指示) 2 警戒レベル4(避難指示)の発令基準 (3)高潮災害 ア(略) イ(略) ウ(略) エ(略) オ(略) カ(略)	第9節 避難対策 第6 警戒レベル4(避難指示) 2 警戒レベル4(避難指示)の発令基準 (3)高潮災害 ア(略) イ(略) ウ(略) エ(略) オ(略) カ(略)	・所要の修正(修正)
58	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第9節 避難対策	87	第9節 避難対策 第6 警戒レベル4(避難指示) 3 市の責務 (2)災害が発生するおそれがある場合は、市民に対し、その情勢を的確に伝達し、早期に避難の勧告又は(削除)指示を発令し、高齢者、幼児、児童、病人等は、あらかじめ指定された施設又は安全地域の親戚、知人宅等に自主的に避難するよう指導する。	第9節 避難対策 第6 警戒レベル4(避難指示) 3 市の責務 (2)災害が発生するおそれがある場合は、市民に対し、その情勢を的確に伝達し、早期に避難の勧告又は指示を発令し、高齢者、幼児、児童、病人等は、あらかじめ指定された施設又は安全地域の親戚、知人宅等に自主的に避難するよう指導する。	・「避難情報に関するガイドライン(内閣府作成)」の改訂に合わせて記載を修正するため。(修正、削除)
59	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第9節 避難対策	90	第9節 避難対策 第8 避難所の開設 【各区、施設所管局区等、施設管理者、避難所運営委員会等】  避難場所に避難した被災者のうち、(略)市職員が開設する場合は、「避難所開設・運営マニュアル例」等に基づき開設し、(略)女性やLGBT等(性的少数者)への配慮及びバット対策等についても適切に対応するよう努めるものとする。  さらに、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(避難所の設置)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。 ※避難所開設・運営マニュアル例(資料7-4)	第9節 避難対策 第8 避難所の運営 【各区、施設所管局区等、施設管理者、警察署、町内自治会、自主防災組織等】 避難場所に避難した被災者のうち、(略)市職員が開設する場合は、「千葉市避難所担当職員 避難所開設・運営の手引き」に基づき開設し、(略)女性やLGBT等(性的少数者)への配慮及びバット対策等についても適切に対応するよう努めるものとする。 (追記)  ※地域による避難所開設・運営の手引き(資料7-4)	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正) ・R4年4月に避難所開設・運営マニュアルを改訂したため。(追記) ・救助実施市に指定されたため。(追記)
60	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第9節 避難対策	91	第9節 避難対策 第8 避難所の開設 4 開設時の留意事項 (3)報告 総合防災情報システム	第9節 避難対策 第8 避難所の開設 4 開設時の留意事項 (3)報告 災害情報共有システム	・現在使用しているシステムに合わせて修正(修正)
61	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第9節 避難対策	92	第9節 避難対策 第9 避難所の運営 【各区、施設所管局区等、施設管理者、避難所運営委員会等】  市職員が開設する場合は、「避難所開設・運営マニュアル例」等に基づき開設し、また、地域による「避難所運営委員会」が設立されている避難所は、当該運営委員会が作成した「避難所開設・運営マニュアル例」等に基づき市民が、開設し収容保護する。(略)	第9節 避難対策 第9 避難所の運営 【各区、施設所管局区等、施設管理者、警察署、町内自治会、自主防災組織等】  市職員が開設する場合は、「千葉市避難所担当職員 避難所開設・運営の手引き」に基づき開設し、また、地域による「避難所運営委員会」が設立されている避難所は、当該運営委員会が作成した「避難所開設・運営マニュアル(追記)」(追記)に基づき運営委員会が開設し、運営する。	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)
62	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第9節 避難対策	95	第9節 避難対策 第9 避難所の運営 3 運営上の留意事項 (6)被災者の健康管理 区本部長(区長)は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。	第9 避難所の運営 3 運営上の留意事項 (6)被災者の健康管理 区本部長(区長)は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める(追記)。	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)

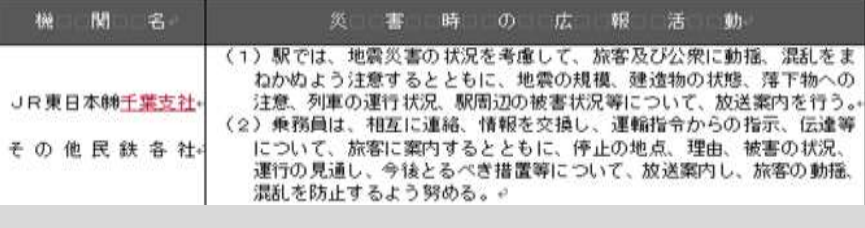
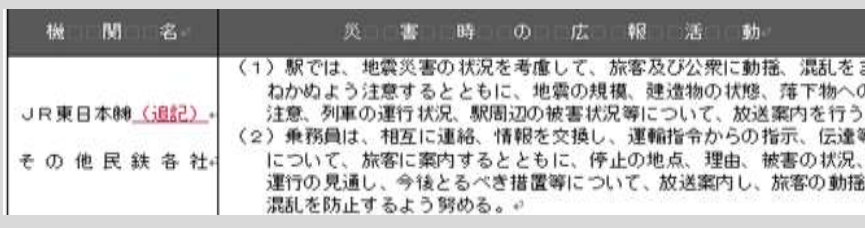
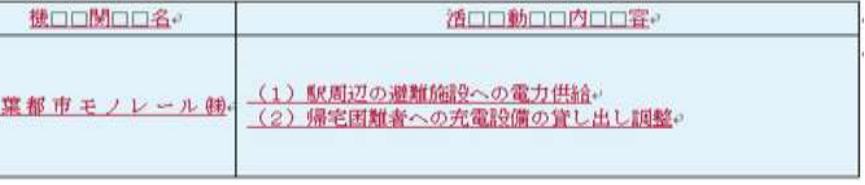
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由												
63	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第10節 医療救護	96	<p>第10節 医療救護 災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。 医療救護は、市長が行うものとする。 また、災害救助法が適用された場合における救助(医療・助産)については、同法に基づき実施し、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。 さらに、本部長(市長)は、日本赤十字社千葉県支部と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。 なお、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。</p>	<p>第10節 医療救護 災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。 医療救護は、市長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は県知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことができる。  また、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。</p>	・救助実施市に指定されたため。(修正)												
64	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第10節 医療救護	97	<p>第10節 医療救護 第1 初動医療体制 1 医療対策本部の設置 (1)医療対策本部(健康福祉・医療衛生班(保健福祉局健康福祉部・医療衛生部))の役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 名</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護・防疫担当</td> <td>(略)。 カ□支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPMT)、公的機関、ボランティア等)。 (略)。</td> </tr> <tr> <td>動物救護担当</td> <td>ア□千葉県(衛生指導課)、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部との連絡調整。 イ□被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療。</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 名	活 動 内 容	救護・防疫担当	(略)。 カ□支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPMT)、公的機関、ボランティア等)。 (略)。	動物救護担当	ア□千葉県(衛生指導課)、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部との連絡調整。 イ□被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療。	<p>第10節 医療救護 第1 初動医療体制 1 医療対策本部の設置 (1)医療対策本部(健康福祉・医療衛生班(保健福祉局健康福祉部・医療衛生部))の役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 名</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護・防疫担当</td> <td>(略)。 カ□支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、(追記)公的機関、ボランティア等)。 (略)。</td> </tr> <tr> <td>動物救護担当</td> <td>ア□千葉県(衛生指導課)、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会との連絡調整。 イ□被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療。</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 名	活 動 内 容	救護・防疫担当	(略)。 カ□支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、(追記)公的機関、ボランティア等)。 (略)。	動物救護担当	ア□千葉県(衛生指導課)、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会との連絡調整。 イ□被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療。	・現在の運用に合わせて修正するため。(追記) ・団体名称を計画内で統一するため。(修正)
担 当 名	活 動 内 容																		
救護・防疫担当	(略)。 カ□支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPMT)、公的機関、ボランティア等)。 (略)。																		
動物救護担当	ア□千葉県(衛生指導課)、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部との連絡調整。 イ□被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療。																		
担 当 名	活 動 内 容																		
救護・防疫担当	(略)。 カ□支援の受入・区への派遣(災害派遣医療チーム(DMAT)、(追記)公的機関、ボランティア等)。 (略)。																		
動物救護担当	ア□千葉県(衛生指導課)、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会との連絡調整。 イ□被災動物(ペット)の保護、飼育管理、治療。																		
65	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第10節 医療救護	100	<p>第10節 医療救護 第1 初動医療体制 3 救護所の設置 (1)設置場所 (略) 救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。 (削除)</p>	<p>第10節 医療救護 第1 初動医療体制 3 救護所の設置 (1)設置場所 (略) 救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。 なお、市に災害救助法が適用され、県による救護班が派遣された場合は、知事の指示による。</p>	・救助実施市に指定されたため。(削除)												
66	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第10節 医療救護	102	<p>第10節 医療救護 第1 初動医療体制 4 医療救護班の活動内容 (1)活動のあらまし (略) (2)活動の実施期間 医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長(市長)が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。 ただし、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。なお、一般基準における救助期間は、医療救護が災害発生の日から14日以内、助産活動が災害発生の日から7日以内である。 (3)助産について (略) (4)経費の負担について 災害救助法の適用を受けた場合は、内閣総理大臣が承認する基準額の範囲において、国庫負担金を請求することができる。 ※医療救護活動に関する様式(資料8-4)</p>	<p>第10節 医療救護 第1 初動医療体制 4 医療救護班の活動内容 (1)活動のあらまし (略) (2)活動の実施期間 医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長(市長)が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。 ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。 (3)助産について (略) (4)経費の負担について 災害救助法の適用を受けた場合は、県負担(限度額以内)、その他の場合は、市負担とする。 ※医療救護活動に関する様式(資料8-4)</p>	・救助実施市に指定されたため。(修正)												



No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
67	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第10節 医療救護	107	<p>第10節 医療救護 第4 医薬品・資器材の確保 千葉県医療救護活動体系図</p>	<p>第10節 医療救護 第4 医薬品・資器材の確保 千葉県医療救護活動体系図</p>	<p>・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(修正)</p>
68	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第10節 医療救護	108	<p>第4 医薬品・資器材の確保 県の災害拠点病院の図</p>	<p>第4 医薬品・資器材の確保 県の災害拠点病院の図</p>	<p>・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(修正)</p>
69	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第11節 緊急輸送体制	109	<p>第11節 緊急輸送体制 第1 緊急輸送手段の確保 【財政局、各局区、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、(一社)千葉市建設業協会】</p>	<p>第11節 緊急輸送体制 第1 緊急輸送手段の確保 【財政局、各局区、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、(追記)市建設業協会】</p>	<p>・団体名称を計画内で統一するため。(追記)</p>

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
70	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第11節 緊急輸送体制	111	第11節 緊急輸送体制 第1 緊急輸送手段の確保 4 車両以外の輸送手段 (1)航空機・ヘリコプターによる輸送 (2)鉄道(JR東日本(株)千葉支社・京成電鉄(株)・千葉都市モノレール(株))による輸送 (3)船舶等による輸送  第2 集積場所 【財政局、市民局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、千葉県トラック協会、千葉県倉庫協会、千葉県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、(一社)千葉市建設業協会】	第11節 緊急輸送体制 第1 緊急輸送手段の確保 4 車両以外の輸送手段 (1)航空機・ヘリコプターによる輸送 (2)鉄道(JR東日本(株)(追記)・京成電鉄(株)・千葉都市モノレール(株))による輸送 (3)船舶等による輸送  第2 集積場所 【財政局、市民局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、千葉県トラック協会、千葉県倉庫協会、千葉県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、(追記)市建設業協会】	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記) ・団体名称を計画内で統一するため。(追記)
71	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第11節 緊急輸送体制	113	第11節 緊急輸送体制 第2 集積場所 2 港湾施設の確保 (3)船舶に関する措置 ア 接岸スペースを確保するため、岸壁管理者に対し、埠頭に停泊中の船舶の移動を要請する。 イ 救援物資輸送等にあたる船舶の活動が速やかに実施できるよう、(削除)海上保安部に対し、海上交通規制の要否について協議する。	第11節 緊急輸送体制 第2 集積場所 2 港湾施設の確保 (3)船舶に関する措置 ア 接岸スペースを確保するため、埠頭に停泊中の船舶に対して(追記)移動を勧告する。 イ 救援物資輸送等にあたる船舶の活動が速やかに実施できるよう、海上の交通規制を行うとともに必要な場合は、海上保安部に対し入港船舶の交通規制措置等を要請する。	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)
72	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第11節 緊急輸送体制	113	第11節 緊急輸送体制 第2 集積場所 3 臨時ヘリポートの開設 【財政局、成田国際空港(株)、県危機管理政策課、警察署、予定施設管理者、(一社)千葉市建設業協会】	第11節 緊急輸送体制 第2 集積場所 3 臨時ヘリポートの開設 【財政局、成田国際空港(株)、県危機管理(追記)課、警察署、予定施設管理者、(追記)市建設業協会】	・千葉県の組織改正を反映するため。(追記) ・団体名称を計画内で統一するため。(追記)
73	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第11節 緊急輸送体制	114	第11節 緊急輸送体制 第3 緊急輸送道路の確保 【建設局、千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、県千葉港湾事務所、警察署、(一社)千葉市建設業協会、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所】 1 道路の確保順位 (略) (1)本部長(市長)の指示又は区本部長(区長)の要請に基づき、(一社)千葉市建設業協会の協力を得て、重要な路線から順次確保する。	第11節 緊急輸送体制 第3 緊急輸送道路の確保 【建設局、千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、県千葉港湾事務所、警察署、(追記)千葉市建設業協会、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所】 1 道路の確保順位 (略) (1)本部長(市長)の指示又は区本部長(区長)の要請に基づき、(追記)千葉市建設業協会の協力を得て、重要な路線から順次確保する。	・団体名称を計画内で統一するため。(追記)
74	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第11節 緊急輸送体制	115	第11節 緊急輸送体制 第4 緊急輸送の実施 【財政局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、(一社)千葉市建設業協会】	第11節 緊急輸送体制 第4 緊急輸送の実施 【財政局、千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、県トラック協会、県石油商業組合、鉄道会社、バス会社、その他交通輸送業者、(追記)千葉市建設業協会】	・団体名称を計画内で統一するため。(追記)
75	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	118	第12節 ライフライン施設の応急対策 第1 上下水道施設 2 応急復旧対策 (1)基本方針 ア 応急復旧は、原則として各水道事業体の復旧担当職員の監督のもとで施工業者によって行う。	第12節 ライフライン施設の応急対策 第1 上下水道施設 2 応急復旧対策 (1)基本方針 ア 応急復旧は、原則として県企業局及び水道部(水道局)復旧担当職員の監督のもとで施工業者によって行う。	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)
76	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	119	第2 公共下水道施設・農業集落排水施設 【建設局、千葉土木事務所、警察署、(一社)千葉市建設業協会、市指定排水設備工事業者、市下水道維持協同組合】	第2 公共下水道施設・農業集落排水施設 【建設局、千葉土木事務所、警察署、(追記)千葉市建設業協会、市指定排水設備工事業者、市下水道維持協同組合】	・団体名称を計画内で統一するため。(追記)
77	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	127	第5 電話施設 【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】	第5 電話施設 【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)(追記)】	・新たに指定公共機関として指定されたため。(追記)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																				
78	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	130	<p>第5 電話施設</p> <p>5 楽天モバイル株</p> <p>楽天モバイル株では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出勤させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。</p> <p>また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める</p>	<p>第5 電話施設</p> <p>(追記)</p>	・新たに指定公共機関として指定されたため。(追記)																				
79	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	131	<p>第12節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第6 鉄道施設等</p> <p>2 発災時の初動措置</p> <p>(1)乗務員の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>乗務員の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本株 千葉支社</td> <td> <p>アロ運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。</p> <p>イロ列車を停止させる場合、その停止位置が陥没、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。</p> <p>ウロ列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)その他の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>その他の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本株 千葉支社</td> <td> <p>アロ旅客誘導のための案内放送</p> <p>イロ駅員の配置手配</p> <p>ウロ救出、救護手配</p> </td> </tr> <tr> <td>その他民鉄各社</td> <td> <p>エロ出火防止</p> <p>オロ防災機器の操作</p> <p>カロ情報の収集</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	乗務員の対応	JR東日本株 千葉支社	<p>アロ運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。</p> <p>イロ列車を停止させる場合、その停止位置が陥没、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。</p> <p>ウロ列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。</p>	機関名	その他の措置	JR東日本株 千葉支社	<p>アロ旅客誘導のための案内放送</p> <p>イロ駅員の配置手配</p> <p>ウロ救出、救護手配</p>	その他民鉄各社	<p>エロ出火防止</p> <p>オロ防災機器の操作</p> <p>カロ情報の収集</p>	<p>第12節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第6 鉄道施設等</p> <p>2 発災時の初動措置</p> <p>(1)乗務員の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>乗務員の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本株 (追記)</td> <td> <p>アロ運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。</p> <p>イロ列車を停止させる場合、その停止位置が陥没、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。</p> <p>ウロ列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)その他の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>その他の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本株 (追記)</td> <td> <p>アロ旅客誘導のための案内放送</p> <p>イロ駅員の配置手配</p> <p>ウロ救出、救護手配</p> <p>エロ出火防止</p> <p>オロ防災機器の操作</p> <p>カロ情報の収集</p> </td> </tr> <tr> <td>その他民鉄各社</td> <td> <p>エロ出火防止</p> <p>オロ防災機器の操作</p> <p>カロ情報の収集</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	乗務員の対応	JR東日本株 (追記)	<p>アロ運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。</p> <p>イロ列車を停止させる場合、その停止位置が陥没、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。</p> <p>ウロ列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。</p>	機関名	その他の措置	JR東日本株 (追記)	<p>アロ旅客誘導のための案内放送</p> <p>イロ駅員の配置手配</p> <p>ウロ救出、救護手配</p> <p>エロ出火防止</p> <p>オロ防災機器の操作</p> <p>カロ情報の収集</p>	その他民鉄各社	<p>エロ出火防止</p> <p>オロ防災機器の操作</p> <p>カロ情報の収集</p>	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
機関名	乗務員の対応																										
JR東日本株 千葉支社	<p>アロ運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。</p> <p>イロ列車を停止させる場合、その停止位置が陥没、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。</p> <p>ウロ列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。</p>																										
機関名	その他の措置																										
JR東日本株 千葉支社	<p>アロ旅客誘導のための案内放送</p> <p>イロ駅員の配置手配</p> <p>ウロ救出、救護手配</p>																										
その他民鉄各社	<p>エロ出火防止</p> <p>オロ防災機器の操作</p> <p>カロ情報の収集</p>																										
機関名	乗務員の対応																										
JR東日本株 (追記)	<p>アロ運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。</p> <p>イロ列車を停止させる場合、その停止位置が陥没、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。</p> <p>ウロ列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。</p>																										
機関名	その他の措置																										
JR東日本株 (追記)	<p>アロ旅客誘導のための案内放送</p> <p>イロ駅員の配置手配</p> <p>ウロ救出、救護手配</p> <p>エロ出火防止</p> <p>オロ防災機器の操作</p> <p>カロ情報の収集</p>																										
その他民鉄各社	<p>エロ出火防止</p> <p>オロ防災機器の操作</p> <p>カロ情報の収集</p>																										
80	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	132	<p>第12節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第6 鉄道施設等</p> <p>3 乗客の避難誘導</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>避難誘導方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本株 千葉支社</td> <td> <p>(1) 駅における避難誘導</p> <p>アロ駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。</p> <p>イロ旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。</p> <p>(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>アロ列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</p> <p>イロ列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。</p> <p>ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。</p> <p>(ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。</p> <p>(イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</p> <p>(ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>4 事故発生時の救護活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>救護活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本株 千葉支社</td> <td> <p>災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。</p> </td> </tr> <tr> <td>その他民鉄各社</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	避難誘導方法	JR東日本株 千葉支社	<p>(1) 駅における避難誘導</p> <p>アロ駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。</p> <p>イロ旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。</p> <p>(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>アロ列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</p> <p>イロ列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。</p> <p>ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。</p> <p>(ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。</p> <p>(イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</p> <p>(ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</p>	機関名	救護活動の内容	JR東日本株 千葉支社	<p>災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。</p>	その他民鉄各社		<p>第12節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第6 鉄道施設等</p> <p>3 乗客の避難誘導</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>避難誘導方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本株 (追記)</td> <td> <p>(1) 駅における避難誘導</p> <p>アロ駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。</p> <p>イロ旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。</p> <p>(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>アロ列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</p> <p>イロ列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。</p> <p>ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。</p> <p>(ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。</p> <p>(イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</p> <p>(ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>4 事故発生時の救護活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>救護活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本株 (追記)</td> <td> <p>災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。</p> </td> </tr> <tr> <td>その他民鉄各社</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	避難誘導方法	JR東日本株 (追記)	<p>(1) 駅における避難誘導</p> <p>アロ駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。</p> <p>イロ旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。</p> <p>(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>アロ列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</p> <p>イロ列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。</p> <p>ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。</p> <p>(ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。</p> <p>(イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</p> <p>(ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</p>	機関名	救護活動の内容	JR東日本株 (追記)	<p>災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。</p>	その他民鉄各社		・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
機関名	避難誘導方法																										
JR東日本株 千葉支社	<p>(1) 駅における避難誘導</p> <p>アロ駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。</p> <p>イロ旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。</p> <p>(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>アロ列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</p> <p>イロ列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。</p> <p>ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。</p> <p>(ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。</p> <p>(イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</p> <p>(ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</p>																										
機関名	救護活動の内容																										
JR東日本株 千葉支社	<p>災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。</p>																										
その他民鉄各社																											
機関名	避難誘導方法																										
JR東日本株 (追記)	<p>(1) 駅における避難誘導</p> <p>アロ駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。</p> <p>イロ旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定められた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。</p> <p>(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>アロ列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</p> <p>イロ列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。</p> <p>ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。</p> <p>(ア)地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。</p> <p>(イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</p> <p>(ウ)隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</p>																										
機関名	救護活動の内容																										
JR東日本株 (追記)	<p>災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。</p>																										
その他民鉄各社																											

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
81	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	132	第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 5 災害時の広報活動  	第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 5 災害時の広報活動  	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)
82	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第12節 ライフライン施設の応急対策	132	第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 6 保有する設備を活用した支援活動  	第12節 ライフライン施設の応急対策 第6 鉄道施設等 (追記)	・R5年度に設備を追加するため。(追記)
83	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第13節 生活救援対策	135	第1 飲料水の供給 3 応急給水 (1)応急給水方針 水道部長(水道局長)及び県企業局は、給水需要(被害状況)に基づき、応急給水の方針を定め、次の事項について、本部長(市長)及び区本部長(区長)へ報告するとともに、全体状況について綿密な連絡を取る。 また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(応急給水等)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。	第1 飲料水の供給 3 応急給水 (1)応急給水方針 水道部長(水道局長)及び県企業局は、給水需要(被害状況)に基づき、応急給水の方針を定め、次の事項について、本部長(市長)及び区本部長(区長)へ報告するとともに、全体状況について綿密な連絡を取る。 (追記)	・救助実施市に指定されたため。(追記)
84	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第13節 生活救援対策	137	第13節 生活救援対策 第2 食品の供給 【調達-市民局、経済農政局供給-各区、関東農政局(農林水産省農産局長)、市薬剤師会、協定締結事業者、農協、その他米穀・食品関連業者、交通輸送業者】	第13節 生活救援対策 第2 食品の供給 【調達-市民局、経済農政局供給-各区、関東農政局(農林水産省政策統括官)、市薬剤師会、協定締結事業者、農協、その他米穀・食品関連業者、交通輸送業者】	・農林水産省の組織改正を反映するため。(修正)
85	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第13節 生活救援対策	137	第13節 生活救援対策 第2 食品の供給 1 食品の供給実施の決定 (1)供給実施の決定者 (削除) 災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長(市長)又はその補助執行機関としての区本部長(区長)は、災害により、避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食品の供給の実施を決定する。 (削除) 市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(食品の給与等)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。なお、災害救助法による「食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣の承認により期限を延長することができる。 なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する	第13節 生活救援対策 第2 食品の供給 1 食品の供給実施の決定 (1)供給実施の決定者 ア-災害救助法適用前 (追記)本部長(市長)又はその補助執行機関としての区本部長(区長)は、災害により、避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食品の供給の実施を決定する。 イ-災害救助法適用後 本部長(市長)又はその補助執行機関としての区本部長(区長)は、県知事の職権の一部を委任されているので、県知事の補助機関として、食品の給与の実施にあたる。 この場合、災害救助法による「食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣の承認により期限を延長することができる。 なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。	・救助実施市に指定されたため。(削除、追記、修正)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
86	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第13節 生活救援対策	139	<p>3 食品の確保 (4)農林水産省への要請 政府所有米穀の調達については、必要があるときは、県を通じて(連絡がとれないときには直接)、<b>農林水産省農産局長</b>に必要な措置を講じることを要請する。 ア 県に要請する場合</p> <p>イ 農林水産省に直接要請する場合</p>	<p>3 食品の確保 (4)農林水産省への要請 政府所有米穀の調達については、必要があるときは、県を通じて(連絡がとれないときには直接)、<b>農林水産省政策統括官</b>に必要な措置を講じることを要請する。 ア 県に要請する場合</p> <p>イ 農林水産省に直接要請する場合</p>	・農林水産省の組織改正を反映するため。(修正)
87	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第13節 生活救援対策 第3 生活必需品の供給 1 供給実施の決定	142	<p>(1)供給実施の決定者 災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長(市長)又はその補助執行機関としての区本部長(区長)は、必要と認めた場合、生活必需品供給の実施を決定する。 ただし、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。 <b>なお、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(生活必需品の給与等)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。</b></p>	<p>(1)供給実施の決定者 災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長(市長)又はその補助執行機関としての区本部長(区長)は、必要と認めた場合、生活必需品供給の実施を決定する。 ただし、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。 <b>なお、災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与又は貸与は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。</b></p>	・救助実施市に指定されたため。(修正)
88	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第14節 要配慮者の対策	149	<p>第1 在宅の要配慮者の対策 1 避難行動要支援者の避難支援等(略) 総務部長(総務局長)、保健福祉部長(保健福祉局長)、こども未来部長(こども未来局長)及び区本部長(区長)は、連携を図り、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者名簿の活用や、<b>(削除)</b>市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会、自主防災組織、消防局、消防団や千葉県警察等と連携して、居宅に取り残された避難行動要支援者の避難支援等にあたる。(略)</p>	<p>第1 在宅の要配慮者の対策 1 避難行動要支援者の避難支援等(略) 総務部長(総務局長)、保健福祉部長(保健福祉局長)、こども未来部長(こども未来局長)及び区本部長(区長)は、連携を図り、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者名簿の活用や、<b>千葉市</b>社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会、自主防災組織、消防局、消防団や千葉県警察等と連携して、居宅に取り残された避難行動要支援者の避難支援等にあたる。(略)</p>	・団体名称を計画内で統一するため。(削除)

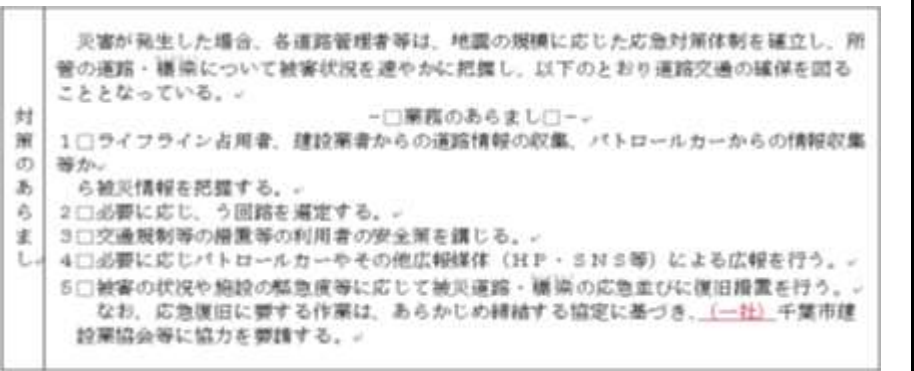
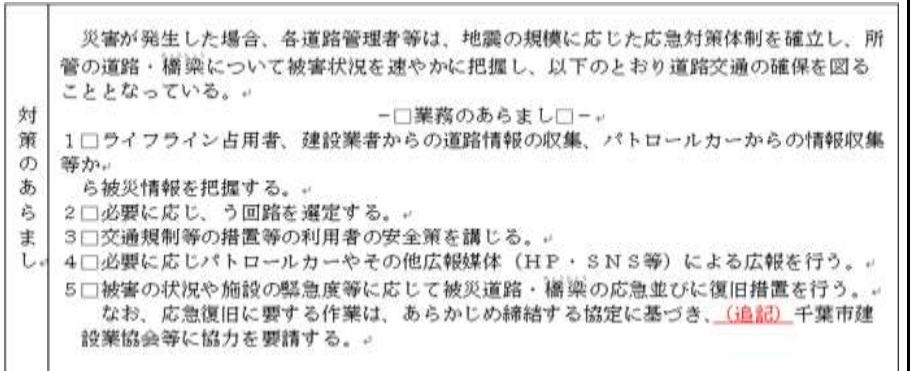
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
89	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第14節 要配慮者の対策	150	<p>第14節 要配慮者の対策</p> <p>第1 在宅の要配慮者の対策</p> <p>3 避難所における要配慮者への対応</p> <p>市は、指定避難所等での生活が困難な要配慮者に対する支援として「千葉市災害時要配慮者支援計画」に定めるとおり、福祉避難所(福祉避難室及び拠点福祉避難所)を開設する。</p> <p>福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>市は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「千葉市災害時要配慮者支援計画」により対応する。また、千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)の受入れ等も検討し、必要に応じて千葉県へ要請を行う。</p> <p>また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(福祉避難所の設置)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。</p>	<p>第14節 要配慮者の対策</p> <p>第1 在宅の要配慮者の対策</p> <p>3 避難所における要配慮者への対応</p> <p>市は、指定避難所等での生活が困難な要配慮者に対する支援として「千葉市災害時要配慮者支援計画」に定めるとおり、福祉避難所(福祉避難室及び拠点福祉避難所)を開設する。</p> <p>福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。</p> <p>災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。</p> <p>市は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「千葉市災害時要配慮者支援計画」により対応する。また、千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)の受入れ等も検討し、必要に応じて千葉県へ要請を行う。</p> <p><b>(追記)</b></p>	<p>・救助実施市に指定されたため。(削除、追記)</p>
90	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第15節 住宅対策	153	<p>第15節 住宅対策</p> <p>【都市局、各区、県、(一社)千葉市建設業協会、プレハブ建築協会、千葉県建設業協会、全国木造建設事業協会、千葉県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会、全国賃貸住宅経営者協会連合会千葉県支部】</p> <p>第1 応急仮設住宅の供給</p> <p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保出来ない者に対し応急に住宅を提供し一時的な居住の安定を図る。</p> <p>また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(応急仮設住宅の供与)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、救助を実施する。</p> <p>1 市営住宅等の活用</p> <p>空家の数や設備を調査し、応急仮設住宅として活用できる住宅を提供する。</p> <p>2 借上げによる応急仮設住宅</p> <p>災害救助法が適用された後に協力団体への協力要請を行い、協力団体の受諾後、入居募集を開始する。</p> <p>市は、入居を希望する被災者から民間賃貸住宅の賃貸借契約に必要な書類を受け付け、民間賃貸住宅の借上げを行う。</p>	<p>第15節 住宅対策</p> <p>【都市局、各区、県、<b>(追記)</b>市建設業協会、プレハブ建築協会<b>(追記)</b>】</p> <p>第1 応急仮設住宅の建設等</p> <p>市営住宅や借上げ型の応急仮設住宅への一時入居を行っても供給が不足する場合、建設型の応急仮設住宅により対応する。</p> <p><b>(追記)</b></p> <p>1 市営住宅等の活用</p> <p>空家の数や設備を調査し、応急仮設住宅として活用できる住宅として<b>必要な備品を設置</b>する。</p> <p>2 借上げによる応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げは、災害救助法が適用された後に<b>県知事が行う</b>。</p> <p>市は、入居を希望する被災者から民間賃貸住宅の賃貸借契約に必要な書類を受<b>(追記)</b>付後、<b>県へ送付し、以降の手続は県知事が行う</b>。</p>	<p>・団体名称を計画内で統一するため。(追記)</p> <p>・救助実施市に指定されたため。(修正)</p>

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
91	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第15節 住宅対策	153	<p>第15節 住宅対策</p> <p>第1 応急仮設住宅の建設等</p> <p>3 建設による応急仮設住宅</p> <p>建設による応急仮設住宅の要請戸数は、区本部長(区長)の意見を聞いて本部長(市長)が決定(削除)する。</p> <p>(1)大規模地震発災直後の要請戸数 全壊・大規模半壊住宅数の10%を目安とする。</p> <p>(2)大規模地震発災から2週間日以降の要請戸数 避難所にいる被災者へのヒアリング調査や市営住宅、借上げによる応急仮設住宅の受付状況などにより、要請戸数を算定する。</p> <p>(3)実施機関 災害救助法の適用の有無にかかわらず、応急仮設住宅の建設は、本部長(市長)が行う。 (削除)</p> <p>(4)建設地の選定 応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ選定された建設予定候補地の中から以下の条件を考慮し、現況を調査したうえで選定する。</p> <p>(略)</p> <p>(5)応急仮設住宅の建設 建設予定地の現況調査の結果を基に「応急仮設住宅建設計画書」を策定し本部長(市長)へ報告の上、協力団体から建設業者の斡旋を受け、建設をする。</p> <p>(6)応急仮設住宅の解体・撤去 応急仮設住宅の供与が終了した場合、その解体及び撤去を行う。</p>	<p>第15節 住宅対策</p> <p>第1 応急仮設住宅の建設等</p> <p>3 建設による応急仮設住宅</p> <p>建設による応急仮設住宅の要請戸数は、区本部長(区長)の意見を聞いて本部長(市長)が決定し、<b>県知事へ要請</b>する。</p> <p>(1)大規模地震発災直後の要請戸数 全壊・大規模半壊住宅数の10%を目安とする。</p> <p>(2)大規模地震発災から2週間日以降の要請戸数 避難所にいる被災者へのヒアリング調査や市営住宅、借上げによる応急仮設住宅の受付状況などにより、要請戸数を算定する。</p> <p>(3)実施機関 (追記)応急仮設住宅の建設は、<b>災害救助法が適用された後に県知事</b>が行う。 本部長(市長)は、<b>県知事の職権の一部を委任された場合、県知事の補助機関として応急仮設住宅の建設を行う。</b></p> <p>(4)建設地の選定 応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ選定された建設予定候補地の中から以下の条件を考慮し、現況を調査したうえで<b>都市部長都市局長</b>が<b>区本部長(区長)</b>と協議して<b>県知事へ報告</b>する。</p> <p>(略)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p>	<p>・救助実施市に指定されたため。(削除、追記、修正)</p>
92	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第15節 住宅対策	154	<p>第15節 住宅対策</p> <p>第2 応急仮設住宅への入居</p> <p>2 選定の方法</p> <p>(略)</p> <p>(1)特定の資産のない高齢者、障害者、<b>一人親世帯</b></p> <p>(2)<b>乳児(3歳以下)のいる世帯、妊婦のいる世帯、18歳未満の子供が3人以上いる世帯</b></p> <p>(3)<b>病弱者等のいる世帯、被保護世帯並びに要保護世帯</b></p> <p>第4 応急仮設住宅の解体・撤去 応急仮設住宅の供与が終了した場合、その解体及び撤去は<b>市長</b>が行う。</p>	<p>第15節 住宅対策</p> <p>第2 応急仮設住宅への入居第2 応急仮設住宅への入居</p> <p>2 選定の方法</p> <p>(略)</p> <p>(1)特定の資産のない高齢者、障害者、<b>母子世帯、病弱者等</b></p> <p>(2)上記に準ずる者</p> <p>(3)<b>被災時に千葉市に居住していた者(住民登録の有無は問わない。)</b></p> <p>第4 応急仮設住宅の解体・撤去 応急仮設住宅の供与が終了した場合、その解体及び撤去は<b>県知事</b>が行う。</p>	<p>・救助実施市に指定されたため。(修正)</p>
93	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第15節 住宅対策	155	<p>第5 被災住宅の応急修理</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法が適用された場合に(削除)本部長(市長)が<b>実施</b>するものとする。 都市部長(都市局長)は、直ちに住宅の応急修理実施に必要な体制を整え事務にあたる。また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(応急仮設住宅の供与)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、救助を実施する。 なお、市の体制のみにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。</p>	<p>第5 被災住宅の応急修理</p> <p><del>被災住宅の応急修理</del></p> <p>(1)実施機関 被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法が適用された場合に<b>知事</b>が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。 (追記)</p> <p>なお、市の体制のみにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。</p>	<p>・救助実施市に指定されたため。(削除、修正、追記)</p>

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
94	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第15節 住宅対策	155	<p>第5 被災住宅の応急修理</p> <p>1 被災住宅の応急修理</p> <p>(1)日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>ア 対象者 災害のため住家が半壊(焼)・準半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者や、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者。</p> <p>イ 応急修理の給付内容(略) 修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>※災害救助法による災害救助基準(資料8-1)</p> <p>ウ 期間 応急修理は、原則として災害発生の日から3ヶ月以内に完了するものとする。</p> <p>また、国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了するものとする。</p> <p>なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣へ協議する。</p> <p>(削除)</p>	<p>第5 被災住宅の応急修理</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(2)対象者 災害のため住家が半壊(焼)・準半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者(追記)。</p> <p>(3)応急修理の給付内容(略) 修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。</p> <p>(令和元年度基準 半壊:一世帯当たり595,000円、準半壊:300,000円)</p> <p>※災害救助法による災害救助基準(資料8-1)</p> <p>(4)期間 応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。</p> <p>(追記)</p> <p>なお、期限内の実施が困難な場合は県と協議する。</p> <p>(5)実施(略)</p>	・救助実施市に指定されたため。(追記、修正、削除)
95	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第15節 住宅対策	156	<p>(2)住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>ア 対象者 災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>イ 応急修理の内容 応急修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分について、実施(給付)するものとする。</p> <p>修理に要する費用の限度が、災害救助法の定めるところによる。</p> <p>※災害救助法による災害救助基準(資料8-1)</p> <p>ウ 期間 応急修理は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣へ協議する。</p>	(追記)	・救助実施市に指定されたため。(追記)
96	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第15節 住宅対策	156	<p>第15節 住宅対策</p> <p>第5 被災住宅の応急修理</p> <p>2 市営住宅の応急修理</p>	<p>第15節 住宅対策</p> <p>第5 被災住宅の応急修理</p> <p>4 市営住宅の応急修理</p>	・所要の修正(修正)
97	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第16節 環境対策等	158	<p>第16節 環境対策等</p> <p>市は災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、国、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。</p>	<p>第16節 環境対策等</p> <p>(追記)</p>	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)




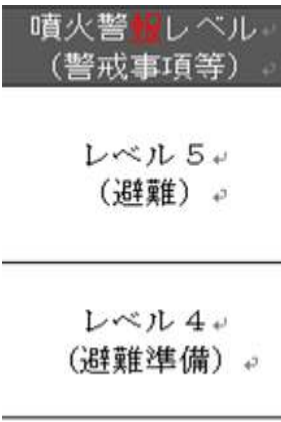
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
98	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第16節 環境対策等	159	<p>第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 【環境局、都市局、建設局、消防局、警察署、道路管理者、千葉土木事務所、(一社)千葉市建設業協会、土木建設業者、市下水管路維持協同組合、市指定排水設備工事業者】 1 住宅関係障害物の処理 (3)処理の実施 (削除) 災害救助法の適用の有無にかかわらず、都市部長(都市局長)は、本部長(市長)の指示に基づき、区本部長(区長)の意見及び周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、区本部及び関係各部(局)、(一社)千葉市建設業協会の協力により作業班を編成し実施する。 また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(障害物の除去)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、救助を実施する。 (削除)</p> <p>一災害救助法が適用された場合の障害物の処理一 ア 市は、(略)調査(削除)する。 イ (略) ウ (略) エ (略) オ 実施期間は、(略) なお、期限内の実施が困難な場合は内閣総理大臣へ協議する。</p>	<p>第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 【環境局、都市局、建設局、消防局、警察署、道路管理者、千葉土木事務所、(追記)市建設業協会、土木建設業者、市下水管路維持協同組合、市指定排水設備工事業者】 1 住宅関係障害物の処理 (3)処理の実施 ア災害救助法適用前 (追記)都市部長(都市局長)は、本部長(市長)の指示に基づき、区本部長(区長)の意見及び周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、区本部及び関係各部(局)、(追記)千葉市建設業協会の協力により作業班を編成し実施する。 (追記)</p> <p>イ災害救助法適用後 一災害救助法が適用された場合の障害物の処理は、次のとおり実施する。 (追記) (ア)市は、(略)調査し、県知事に報告する。 (イ) (略) (ウ) (略) (エ) (略) (オ)実施期間は、(略) (追記)</p>	<p>・団体名称を計画内で統一するため。(追記) ・救助実施市に指定されたため。(追記、修正、削除)</p>
99	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第16節 環境対策等	160	<p>第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 2 河川等関係障害物の処理 (略) 特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の処理作業を区本部・関係各部、関係機関及び(一社)千葉市建設業協会と協力して実施する。</p>	<p>第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 2 河川等関係障害物の処理 (略) 特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の処理作業を区本部・関係各部、関係機関及び(追記)千葉市建設業協会と協力して実施する。</p>	<p>・団体名称を計画内で統一するため。(追記)</p>
100	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第16節 環境対策等	160	<p>第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 4 県及び県内市町村での援助協力 市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、単独での処理が困難な場合には、「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。 また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</p>	<p>第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 (追記)</p>	<p>・現在の運用に合わせて修正するため。(追記)</p>
101	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第16節 環境対策等	160	<p>第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 5 県による災害廃棄物処理 県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</p>	<p>第16節 環境対策等 第1 障害物の処理 (追記)</p>	<p>・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)</p>
102	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第16節 環境対策等	160	<p>第16節 環境対策等 第2 ガレキの処理 【環境局、都市局、建設局、(一社)千葉市建設業協会、千葉県解体工事業協同組合、土木建設業者、解体工事業者、廃棄物処理関係業者、運送業者】</p>	<p>第16節 環境対策等 第2 ガレキの処理 【環境局、都市局、建設局、(追記)市建設業協会、千葉県解体工事業協同組合、土木建設業者、解体工事業者、廃棄物処理関係業者、運送業者】</p>	<p>・団体名称を計画内で統一するため。(追記)</p>

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
103	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第16節 環境対策等	168	第5 防疫・保健衛生 【保健福祉局、都市局、千葉県警察本部及び警察署、自衛隊、市医師会、市薬剤師会、業業会等関係業者、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部】	第5 防疫・保健衛生 【保健福祉局、都市局、千葉県警察本部及び警察署、自衛隊、市医師会、市薬剤師会、業業会等関係業者、公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会】	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)
104	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第16節 環境対策等	170	第5 防疫・保健衛生 2 防疫・保健衛生活動の実施 (5)動物救護活動等の実施 ア 県衛生指導課・(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部等との連絡調整	第5 防疫・保健衛生 2 防疫・保健衛生活動の実施 (5)動物救護活動等の実施 ア 県衛生指導課・(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会等との連絡調整	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)
105	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第16節 環境対策等	171	第16節 環境対策等 第6 行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬 対策のあらまし 県地域防災計画の定めるところにより行方不明者及び死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、本部長(市長)が行う。 また、市に災害救助法を適用した場合は、千葉市災害救助法施行細則に規定する救助の程度、方法及び期間(一般基準)の範囲において救助(障害物の除去)を実施し、一般基準での救助が困難なときは、本部長(市長)は、内閣総理大臣に特別基準の設定について協議する。また、本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助資源配分計画」に基づき、救助を実施する。 なお、市限りで対応不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する	第16節 環境対策等 第6 行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬 対策のあらまし 県地域防災計画の定めるところにより行方不明者及び死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、本部長(市長)が行う。 ただし、災害救助法が適用された後の死体の処理(検案)については、県知事が行う。本部長(市長)は、県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、県知事の補助機関として実施する。 なお、市限りで対応不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。	・救助実施市に指定されたため。(修正)
106	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第16節 環境対策等	171	第16節 環境対策等 第6 行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬 1 安否情報照会・捜索依頼の受付 (略) 家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、個人情報保護に関する法律の規定にかかわらず、被災者等の権利利益を不当に害するおそれがない範囲内で家族等に回答できる。 (略) また、避難住民・死亡住民等のリストに(略) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集する。また、県は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。	第16節 環境対策等 第6 行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬 1 安否情報照会・捜索依頼の受付 (略) 家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、個人情報保護条例の規定にかかわらず、被災者等の権利利益を不当に害するおそれがない範囲内で家族等に回答できる。 (略) また、避難住民・死亡住民等のリストに(略) (追記)	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記) ・現在の運用に合わせて修正するため。(修正) ・個人情報保護条例が廃止されたため。(修正)
107	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第17節 教育対策	179	第17節 教育対策 第4 学用品の調達及び支給 2 給与の期間 災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書及び教材は1か月以内、その他については15日以内と定められている。 ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、(削除)内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。	2 給与の期間 災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書(追記)は1か月以内、その他については15日以内と定められている。 ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県知事を通じて内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。	・救助実施市に指定されたため。(追記、削除)
108	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第18節 公共施設等の応急対策	180	第18節 公共施設等の応急対策 第1 道路・橋梁(きょうりょう) 【建設局、千葉県道事務所、東日本高速道路㈱、(一社)千葉市建設業協会、警察署】 	第18節 公共施設等の応急対策 第1 道路・橋梁(きょうりょう) 【建設局、千葉県道事務所、東日本高速道路㈱、(追記)市建設業協会、警察署】 	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
109	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第18節 公共施設等の応急対策	183	第18節 公共施設等の応急対策 第2 河川・海岸保全及び内水排除施設 【建設局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所、 <b>(一社)千葉市建設業協会</b> 】  1 市建設局 (3)施設管理者は、(略)なお、能力不足のときは、 <b>(一社)千葉市建設業協会</b> のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。	第18節 公共施設等の応急対策 第2 河川・海岸保全及び内水排除施設 【建設局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所、 <b>(追記)市建設業協会</b> 】  1 市建設局 (3)施設管理者は、(略)なお、能力不足のときは、 <b>(追記)市建設業協会</b> のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。	・団体名称を計画内で統一するため。(修正)
110	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第18節 公共施設等の応急対策	183	第18節 公共施設等の応急対策 第3 港湾施設 1 港内の船舶安全対策 県千葉港湾事務所長は港内における船舶の安全を確保するため、 <b>港湾法(昭和25年法律第218号)</b> 等海事関係法令に基づき諸規制の厳正な励行監視と各関係特定事業所等の防災体制の確立強化に努める。  3 海上における避難(略) (1)関係船舶・船舶会社・船舶代理店・岸壁管理者・港湾管理者・曳船協会等の関係者への避難 <b>勧告又は命令(削除)</b> (略) (3) <b>東京湾海上交通センター及び巡視艇による通航船舶の監視警戒並びに管制信号等による安全確保</b>	第18節 公共施設等の応急対策 第3 港湾施設 1 港内の船舶安全対策 県千葉港湾事務所長は港内における船舶の安全を確保するため、 <b>港則法(昭和23年法律第174号)</b> 等海事関係法令に基づき諸規制の厳正な励行監視と各関係特定事業所等の防災体制の確立強化に努める。  3 海上における避難(略) (1)関係船舶・船舶会社・船舶代理店・岸壁管理者・港湾管理者・曳船協会等 <b>(追記)関係者</b> への避難 <b>(追記)命令通報</b> (略) (3) <b>各信号所の管制信号による港内交通の安全確保並びに巡視艇の規制による港内交通警戒</b>	・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)
111	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第18節 公共施設等の応急対策	184	第18節 公共施設等の応急対策 第4 その他の社会公共施設 【施設所管局区等、施設管理者、県危機管理 <b>政策</b> 課、警察署、市医師会等関係医療機関】	第18節 公共施設等の応急対策 第4 その他の社会公共施設 【施設所管局区等、施設管理者、県危機管理 <b>(追記)課</b> 、警察署、市医師会等関係医療機関】	・千葉県の組織改正を反映するため。(追記)
112	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第19節 ボランティアとの連携	187	第19節 ボランティアとの連携 大規模災害発生時においては、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、市は日本赤十字社、 <b>(削除)市社会福祉協議会</b> 等やボランティア団体との連携を図るとともに、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、ボランティアの自主性を尊重しつつ、効果的な応急対策を実施するものとする。 <b>(削除)市災害ボランティアセンターは、(削除)市社会福祉協議会が市と協力し設置する。(削除)市社会福祉協議会が中心となって運営し、市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その運営を支援する。</b> <b>(削除)</b>  <b>また、市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努め、ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</b>	第19節 ボランティアとの連携 大規模災害発生時においては、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、市は日本赤十字社、 <b>千葉市社会福祉協議会</b> 等やボランティア団体との連携を図るとともに、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、ボランティアの自主性を尊重しつつ、効果的な応急対策を実施するものとする。 <b>千葉市災害ボランティアセンターは、千葉市社会福祉協議会が市と協力し設置する。千葉市社会福祉協議会が中心となって運営し、市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その運営を支援する。</b> <b>なお、千葉県社会福祉協議会と千葉市社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されている。</b> <b>(追記)</b>	・団体名称を計画内で統一するため。(削除) ・現在の運用に合わせて修正するため。(削除、追記)
113	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第19節 ボランティアとの連携	187	第19節 ボランティアとの連携 第2 ボランティアの活動分野 1 一般分野 (3)救援物資や義援品の仕分け <b>(削除)</b>  第3 ボランティアとして活動する個人、団体 2 団体 (2) <b>(削除)市社会福祉協議会</b>	第19節 ボランティアとの連携 第2 ボランティアの活動分野 1 一般分野 (3)救援物資や義援品の仕分け、 <b>輸送</b>  第3 ボランティアとして活動する個人、団体 2 団体 (2) <b>社会福祉法人千葉市社会福祉協議会</b>	・現在の運用に合わせて修正するため。(削除) ・団体名称を計画内で統一するため。(削除)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由												
114	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第19節 ボランティアとの連携	188	<p>第19節 ボランティアとの連携 第4 ボランティアの受入れ体制の整備 (略) なお、(略)に基づき実施する。 また、市に災害救助法を適用した場合において、<b>共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</b></p> <p>1 一般ボランティアの受入れ体制の整備 (1)千葉市災害ボランティアセンター等の設置 <b>千葉市社会福祉協議会は、(略)一般分野のボランティアの活動拠点となる千葉市災害ボランティアセンター及び必要に応じて 現地センターを開設する。(略)</b></p>	<p>第19節 ボランティアとの連携 第4 ボランティアの受入れ体制の整備 (略) なお、(略)に基づき実施する。 <b>(追記)</b></p> <p>1 一般ボランティアの受入れ体制の整備 (1)千葉市災害ボランティアセンター等の設置 <b>(削除)市社会福祉協議会は、(略)一般分野のボランティアの活動拠点となる千葉市災害ボランティアセンター及び(追記)現地センターを開設する。(略)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助実施市に指定されたため。(追記)</li> <li>・団体名称を計画内で統一するため。(削除)</li> <li>・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</li> </ul>												
115	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第19節 ボランティアとの連携	189	<p>(3)登録・派遣について (略) エ 千葉県及び<b>(削除)市</b>災害ボランティアセンターによる登録を経ずに、直接現地へ来たボランティア希望者については、設置されている<b>(削除)市</b>災害ボランティアセンター又は現地センターの窓口において受付を行い、<b>災害ボランティア</b>活動に従事する。 (4)食事、宿泊場所の提供 (略) (5)<b>(削除)市</b>災害ボランティアセンター<b>(削除)</b>及び現地センターの設置場所 <b>(削除)市</b>災害ボランティアセンター<b>(削除)</b>及び現地センターの設置場所については、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>(削除)市</b>災害ボランティアセンター<b>(削除)</b></td> <td>千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地2)</td> </tr> <tr> <td>現地センター</td> <td>市と<b>(削除)市</b>社会福祉協議会が協議のうえ決定</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	<b>(削除)市</b> 災害ボランティアセンター <b>(削除)</b>	千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地2)	現地センター	市と <b>(削除)市</b> 社会福祉協議会が協議のうえ決定	<p>(3)登録・派遣について (略) エ 千葉県及び<b>千葉市</b>災害ボランティアセンターによる登録を経ずに、直接現地へ来たボランティア希望者については、設置されている<b>千葉市</b>災害ボランティアセンター又は現地センターの窓口において受付を行い、<b>災害対策</b>活動に従事する。 (4)食事、宿泊場所の提供 (略) (5)<b>千葉市</b>災害ボランティアセンター<b>本部事務所</b>及び現地センターの設置場所 <b>千葉市</b>災害ボランティアセンター<b>本部事務所</b>及び現地センターの設置場所については<b>(追記)</b>次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>千葉市</b>災害ボランティアセンター<b>本部事務所</b></td> <td>千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地<b>(追記)</b>)</td> </tr> <tr> <td>現地センター</td> <td>市と<b>千葉市</b>社会福祉協議会が協議のうえ決定</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	<b>千葉市</b> 災害ボランティアセンター <b>本部事務所</b>	千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地 <b>(追記)</b> )	現地センター	市と <b>千葉市</b> 社会福祉協議会が協議のうえ決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体名称を計画内で統一するため。(削除)</li> <li>・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)</li> <li>・所要の修正(追記)</li> </ul>
名称	設置場所																		
<b>(削除)市</b> 災害ボランティアセンター <b>(削除)</b>	千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地2)																		
現地センター	市と <b>(削除)市</b> 社会福祉協議会が協議のうえ決定																		
名称	設置場所																		
<b>千葉市</b> 災害ボランティアセンター <b>本部事務所</b>	千葉市ハーモニープラザ内 (千葉市中央区千葉寺町1208番地 <b>(追記)</b> )																		
現地センター	市と <b>千葉市</b> 社会福祉協議会が協議のうえ決定																		
116	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第19節 ボランティアとの連携	190	<p>(6)活動費用の負担及び資機材の確保 ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて<b>(削除)市(削除)</b>が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、市と<b>(削除)市</b>社会福祉協議会が相互に協力して確保する。</p> <p>(7)<b>ボランティア活動保険への加入</b> ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、<b>(削除)市</b>災害ボランティアセンターは市内で活動する一般ボランティアの把握に努め、ボランティア<b>活動</b> 保険の加入を勧める。</p>	<p>(6)活動費用の負担及び資機材の確保 ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて<b>ボランティアを受け入れる市町村</b>が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、市と<b>千葉市</b>社会福祉協議会が相互に協力して確保する。</p> <p>(7)<b>保険の付与</b> ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、<b>千葉市</b>災害ボランティアセンターは市内で活動する一般ボランティアの把握に努め、ボランティア<b>(追記)</b> 保険の加入を勧める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の運用に合わせて修正するため。(削除、修正)</li> </ul>												
117	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第19節 ボランティアとの連携	190	<p>第19節 ボランティアとの連携 第4 災害ボランティアの受入れ体制の整備 2 専門ボランティアの受入れ体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>受入れ窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者支援</td> <td>各種関係団体</td> <td>保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <b>こども未来局幼児教育・保育部</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)ボランティア活動<b>保険</b>への加入 市は、ボランティアの活動を支援するため、専門ボランティアの把握に努め、ボランティア活動<b>保険</b>への加入を活動の条件とする。</p>	活動分野	個人・団体	受入れ窓口	要配慮者支援	各種関係団体	保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <b>こども未来局幼児教育・保育部</b>	<p>第19節 ボランティアとの連携 第4 災害ボランティアの受入れ体制の整備 2 専門ボランティアの受入れ体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>受入れ窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者支援</td> <td>各種関係団体</td> <td>保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <b>(追記)</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)ボランティア活動<b>(追記)</b>への加入 市は、ボランティアの活動を支援するため、専門ボランティアの把握に努め、ボランティア活動<b>(追記)</b>への加入を活動の条件とする。</p>	活動分野	個人・団体	受入れ窓口	要配慮者支援	各種関係団体	保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <b>(追記)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の組織改正を反映するため。(修正)</li> <li>・現在の運用に合わせて修正するため。(追記)</li> </ul>
活動分野	個人・団体	受入れ窓口																	
要配慮者支援	各種関係団体	保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <b>こども未来局幼児教育・保育部</b>																	
活動分野	個人・団体	受入れ窓口																	
要配慮者支援	各種関係団体	保健福祉局高齢障害部 こども未来局こども未来部 <b>(追記)</b>																	

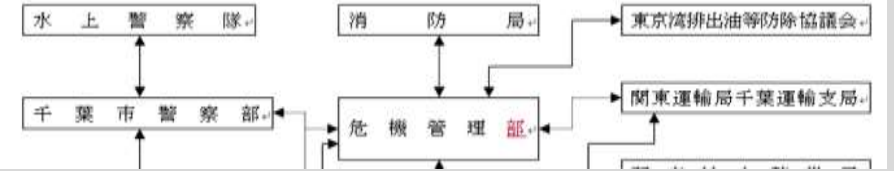
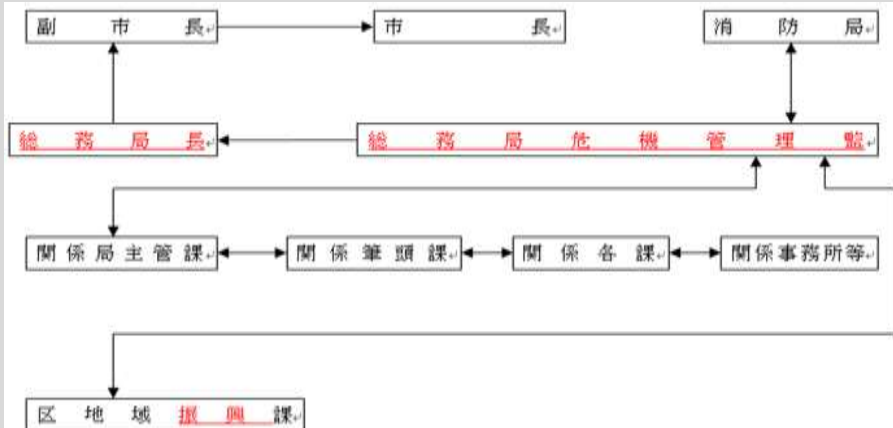

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
118	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第19節 ボランティアとの連携	191	第19節 ボランティアとの連携 第4 災害ボランティアの受入れ体制の整備 5 ボランティア活動団体等との連携 市は、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。	第19節 ボランティアとの連携 第4 災害ボランティアの受入れ体制の整備 5 ボランティア活動団体等との連携 市、市社会福祉協議会、市内で活動するボランティア活動団体及びNPO団体等は、災害時の効率的なボランティア活動を行えるように、災害時の情報集約・共有等を行う「千葉市災害支援ネットワーク(仮称)」を設置し、ボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。	・防災基本計画の修正を反映するため。(追記)
119	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第19節 ボランティアとの連携	192	第19節 ボランティアとの連携 第5 ボランティアの育成とボランティア意識の啓発 (削除)市社会福祉協議会や関係団体との連携により、大規模災害時においても有効な活動が展開できるよう、平常時から市民が自発的にボランティア活動に参加できる環境づくりや団体等の主体性を尊重した運営が図れるよう、ボランティア意識の啓発やボランティアリーダーの養成等を行う。	第19節 ボランティアとの連携 第5 ボランティアの育成とボランティア意識の啓発 千葉市社会福祉協議会や関係団体との連携により、大規模災害時においても有効な活動が展開できるよう、平常時から市民が自発的にボランティア活動に参加できる環境づくりや団体等の主体性を尊重した運営が図れるよう、ボランティア意識の啓発やボランティアリーダーの養成等を行う。	・団体名称を計画内で統一するため。(削除)
120	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第21節 雪害対策	199	第21節 雪害対策 第4 道路対策【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所(削除)、千葉県警察、(一社)千葉市建設業協会】 1 道路の除雪・凍結防止活動【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所(削除)、(一社)千葉市建設業協会】	第21節 雪害対策 第4 道路対策【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県警察、(追記)千葉市建設業協会】 1 道路の除雪・凍結防止活動【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社、(追記)千葉市建設業協会】	・市内区域に千葉県道路公社が管理する道路がないため。(削除) ・団体名称を計画内で統一するため。(追記)
121	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第21節 雪害対策	200	第21節 雪害対策 第4 道路対策 1 道路の除雪・凍結防止活動 (2)市道(生活道路を除く) (略) 除雪活動については、状況に応じ、(一社)千葉市建設業協会に対して「災害時における応急工事等の協力に関する業務基本協定書」に基づく要請を行い共同で実施する。 (4)有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線・館山線(削除))	第21節 雪害対策 第4 道路対策 1 道路の除雪・凍結防止活動 (2)市道(生活道路を除く) (略) 除雪活動については、状況に応じ、(一社)千葉市建設業協会に対して「除雪等業務の協力に関する基本協定書」に基づく要請を行い共同で実施する。 (4)有料道路(京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線・館山線、千葉外房有料道路)	・除雪協定を災害時協定に網羅し令和4年4月1日廃止・改正したため。(修正) ・「千葉外房有料道路」の管理が移管されたため。(削除)
122	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第21節 雪害対策	201	第4 道路対策 2 倒木の処理【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所(削除)】 3 放置自動車の移動等【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所(削除)】 4 交通規制【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所(削除)】	第4 道路対策 2 倒木の処理【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】 3 放置自動車の移動等【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】 4 交通規制【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】	・市内区域に千葉県道路公社が管理する道路がないため。(削除)
123	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第21節 雪害対策	202	第21節 雪害対策 第6 ライフライン施設対策【東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】 2 通信施設【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】	第21節 雪害対策 第6 ライフライン施設対策【東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)(追記)】 2 通信施設【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)(追記)】	・新たに指定公共機関として指定されたため。(追記)

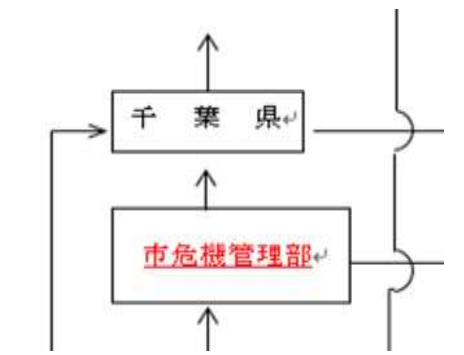
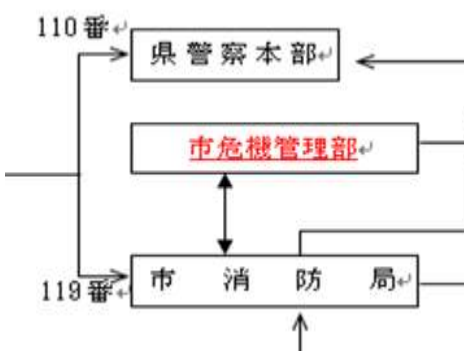
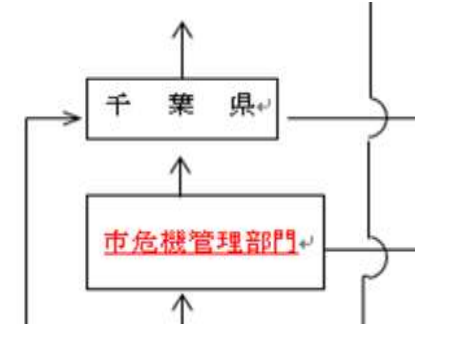
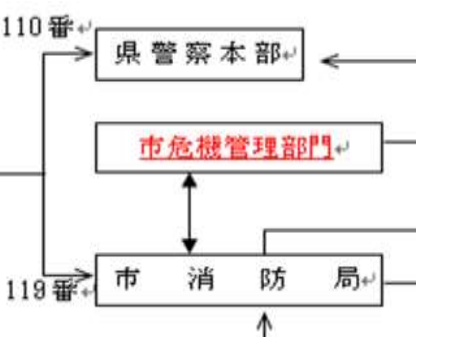
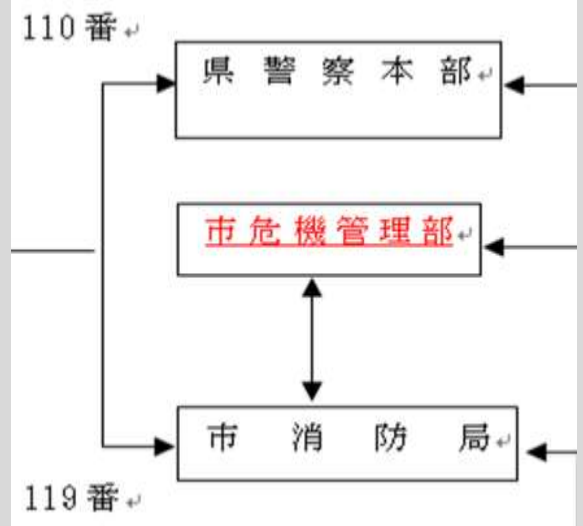
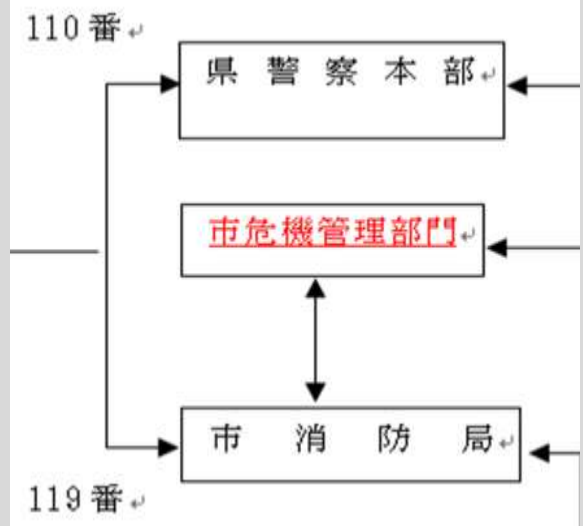
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
124	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第22節 火山災害対策	210	第2 情報の収集 2 噴火警報等の種類と発表 (3)噴火警戒レベル 	第2 情報の収集 2 噴火警報等の種類と発表 (3)噴火警戒レベル 	・所要の修正(修正)
125	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第22節 火山災害対策	212	第22節 火山災害対策 第4 道路・河川対策 【建設局、千葉県千葉土木事務所、千葉県国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所(削除)、千葉県警察】 1 道路の除灰活動 【建設局、千葉県国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所(削除)】 (略) (3)有料道路(京葉道路・千葉東金道路、東関東自動車道水戸線・館山線(削除))有料道路を管理する道路管理者は、路線の降灰状況、交通量等の条件を踏まえて、除灰活動を実施する。 (略)	第22節 火山災害対策 第4 道路・河川対策 【建設局、千葉県千葉土木事務所、千葉県国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社、千葉県警察】 1 道路の除灰活動 【建設局、千葉県国道事務所、東日本高速道路㈱千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】 (略) (3)有料道路(京葉道路・千葉東金道路、東関東自動車道水戸線・館山線、 <del>千葉外房有料道路</del> )有料道路を管理する道路管理者は、路線の降灰状況、交通量等の条件を踏まえて、除灰活動を実施する。 (略)	・「千葉外房有料道路」の管理が移管されたため。(削除)
126	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第22節 火山災害対策	214	第22節 火山災害対策 第6 ライフライン施設対策 【建設局、水道局、県企業局、四街道市上下水道部、東京電力パワーグリッド㈱千葉総支社、NTT東日本㈱、㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 <del>楽天モバイル</del> 】 4 通信施設 【NTT東日本㈱、㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 <del>楽天モバイル</del> 】	第6 ライフライン施設対策 【建設局、水道局、県企業局、四街道市上下水道部、東京電力パワーグリッド㈱千葉総支社、NTT東日本㈱、㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱(追記)】 4 通信施設 【NTT東日本㈱、㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱(追記)】	・新たに指定公共機関として指定されたため。(追記)
127	災害応急対策編	第2章 風水害・雪害・火山災害対策計画	第22節 火山災害対策	220	第14 市民への呼びかけ、注意喚起【総務局危機管理部、関係各局区等】 本部事務局(総務局危機管理部)及び関係各局区部(関係各局区)は、市民への呼びかけ、注意喚起を行うため、必要な対策を実施する。 1 市民への呼びかけ、注意喚起例 ・ドアや窓を閉める ・湿ったタオルをドアの隙間や通気口に置く。隙間風が入る窓にはテープを張る。 ・壊れやすい電化製品にカバーをして、周囲の火山灰が完全になくなるまでカバーを外さない。 ・下水がつまりないように、雨どいや配水管を排水溝からはずす。排水溝もつまりないように、火山灰と水が地面に流れるような状態にする。 2 降灰中の注意喚起例 ・パニックに陥らず、冷静に行動する。 ・外出はなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。 ・マスクやハンカチ、もしくは衣類で鼻と口を覆う。 ・コンタクトレンズは付けない。 ・可能な限り自動車の運転は避ける。 降灰への備え 事前の準備、事後の対応(独立行政法人 防災科学技術研究所)抜粋(一部改変)	(追記)	・現在の運用に合わせて修正。

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
1	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第1節 大規模火災対策計画	1	<p>第1節 応急活動体制</p> <p>第1 大規模事故等災害警戒本部の設置</p> <p>2 構成局区及び警戒本部長等</p> <p>警戒本部の構成は、総務局、消防局、関係区及び災害種別、規模に応じた関係局とし、警戒本部長は<b>危機管理監</b>、警戒副本部長は<b>危機管理部長</b>とする。</p> <p>3 設置場所及び事務局</p> <p>警戒本部の設置場所は、<b>危機管理監</b>が指定する場所に設置とする。</p> <p>なお、情報収集及び応急措置対応等のための事務局を総務局<b>危機管理部</b>に置く。</p> <p>5 警戒本部の廃止</p> <p>警戒本部長(<b>危機管理監</b>)は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたとき、警戒本部を解散する。</p>	<p>第1節 応急活動体制</p> <p>第1 大規模事故等災害警戒本部の設置</p> <p>2 構成局区及び警戒本部長等</p> <p>警戒本部の構成は、総務局、消防局、関係区及び災害種別、規模に応じた関係局とし、警戒本部長は<b>総務局長</b>、警戒副本部長は<b>総務局危機管理監</b>とする。</p> <p>3 設置場所及び事務局</p> <p>警戒本部の設置場所は、<b>総務局危機管理監</b>が指定する場所に設置とする。</p> <p>なお、情報収集及び応急措置対応等のための事務局を総務局(<b>危機管理部</b>)に置く。</p> <p>5 警戒本部の廃止</p> <p>警戒本部長(<b>総務局長</b>)は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたとき、警戒本部を解散する。</p>	・本市の組織改正を反映するため。(修正)
2	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第1節 大規模火災対策計画	6	<p>第1節 応急活動体制</p> <p>第2 予防計画</p> <p>4 市民等の防火・防災体制の強化【総務局<b>危機管理部</b>、市民局、都市局、消防局、市民、事業者、日本赤十字社千葉県支部】</p>	<p>第1節 応急活動体制</p> <p>第2 予防計画</p> <p>4 市民等の防火・防災体制の強化【総務局(<b>危機管理部</b>)、市民局、都市局、消防局、市民、事業者、日本赤十字社千葉県支部】</p>	・本市の組織改正を反映するため。(修正)
3	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第1節 大規模火災対策計画	9	<p>第1節 大規模火災対策計画</p> <p>第2 予防計画</p> <p>11 文化財の防火対策【消防局、教育委員会】(略)</p> <p>(1)消防設備の設置・整備</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、(略)迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。</p> <p><b>防火施設の整備にあたっては、重要文化財(建造物)については、「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針(令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定)に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財(建造物)についても、本指針を勘案して行う。</b></p>	<p>第1節 大規模火災対策計画</p> <p>第2 予防計画</p> <p>11 文化財の防火対策【消防局、教育委員会】(略)</p> <p>(1)消防設備の設置・整備</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、(略)迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。</p> <p>(<b>追記</b>)</p>	・国の「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針」が示されたため。(追記)
4				9	<p>第3 応急対策計画</p> <p>【総務局<b>危機管理部</b>、消防局、消防団、保健福祉局、病院局、各区、県警察 ※森林火災時は経済農政局、市医師会等、森林組合、ガス事業者、東京電力、交通事業者、危険物・有毒物等取扱施設管理者】</p>	<p>第3 応急対策計画</p> <p>【総務局(<b>危機管理部</b>)、消防局、消防団、保健福祉局、病院局、各区、県警察 ※森林火災時は経済農政局、市医師会等、森林組合、ガス事業者、東京電力、交通事業者、危険物・有毒物等取扱施設管理者】</p>	・本市の組織改正を反映するため。(修正)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
5	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第1節 大規模火災対策計画	11	<p>第1節 大規模火災対策計画 第3 応急対策計画 1 情報の収集・伝達 (2)気象情報の収集・伝達 工 収集体制系統</p>	<p>第1節 大規模火災対策計画 第3 応急対策計画 1 情報の収集・伝達 (2)気象情報の収集・伝達 工 収集体制系統</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県の組織改正を反映するため。(修正)</li> <li>本市の組織改正を反映するため。(削除、修正)</li> </ul>
6	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第1節 大規模火災対策計画	14	<p>4 避難計画【総務局<b>危機管理部</b>、各区、消防局、県警察】</p> <p>6 災害救助法の適用 災害救助法の適用については、本編第1章第5節「災害救助法の適用」に定めるところによる。</p>	<p>4 避難計画【総務局(<b>危機管理部門</b>)、各区、消防局、県警察】</p> <p>(追記)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の組織改正を反映するため。(修正)</li> <li>救助実施市に指定されたため。(追記)</li> </ul>
7	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第3節 危険物等災害対策計画	23	<p>第3節 危険物等災害対策計画 1 情報の収集・伝達【総務局<b>危機管理部</b>、消防局、各区、警察署※道路上における危険物等輸送車両による発災時は建設局も含む※鉄軌道上における危険物等輸送車両による発災時は都市局も含む】</p>	<p>第3節 危険物等災害対策計画 1 情報の収集・伝達【総務局(<b>危機管理部門</b>)、消防局、各区、警察署※道路上における危険物等輸送車両による発災時は建設局も含む※鉄軌道上における危険物等輸送車両による発災時は都市局も含む】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の組織改正を反映するため。(修正)</li> <li>千葉県の組織改正を反映するため。(修正)</li> </ul>
8	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第4節 海上災害対策計画	28	<p>第4節 海上災害対策計画 第1 基本的な考え方【総務局<b>危機管理部</b>】</p>	<p>第4節 海上災害対策計画 第1 基本的な考え方【総務局(<b>危機管理部門</b>)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の組織改正を反映するため。(修正)</li> </ul>



No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
9	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第4節 海上災害対策計画	29	<p>第4節 海上災害対策計画 第2 予防計画 3 情報連絡体制の整備【総務局<b>危機管理部</b>、関係局区等、港湾関係機関】</p> <p>(1) 庁内連絡体制</p>  <p>(2) 関係機関連絡体制</p> 	<p>第4節 海上災害対策計画 第2 予防計画 3 情報連絡体制の整備【総務局(<b>危機管理部門</b>)、関係局区等、港湾関係機関】</p>  <p>(2) 関係機関連絡体制</p> 	・本市の組織改正を反映するため。(修正)
10	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第4節 海上災害対策計画	31	6 港湾情報の把握【総務局 <b>危機管理部</b> 、都市局(海辺活性化推進課)、消防局、関係局等】	6 港湾情報の把握【総務局( <b>危機管理部門</b> )、都市局(海辺活性化推進課)、消防局、関係局等】	・本市の組織改正を反映するため。(修正)
11	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第4節 海上災害対策計画	33	<p>第3 応急対策計画 2 情報の収集・伝達 (2) 区本部(区) イ 区本部(区)は、海面監視やパトロール等区情報班からの報告をはじめ、区民からの通報等情報の収集・整理に努め、実態を把握し適時市本部等に報告する。 また、災害の規模・態様により必要があると認められる場合並びに、流出油等危険物の爆発、引火又は気化による毒性等危険物や人体への影響があると市警戒本部長(<b>危機管理監</b>)並びに市(区)災害対策本部長が判断した場合は、市民に迅速かつ的確な情報提供を行う。</p>	<p>第3 応急対策計画 2 情報の収集・伝達 (2) 区本部(区) イ 区本部(区)は、海面監視やパトロール等区情報班からの報告をはじめ、区民からの通報等情報の収集・整理に努め、実態を把握し適時市本部等に報告する。 また、災害の規模・態様により必要があると認められる場合並びに、流出油等危険物の爆発、引火又は気化による毒性等危険物や人体への影響があると市警戒本部長(<b>総務局長</b>)並びに市(区)災害対策本部長が判断した場合は、市民に迅速かつ的確な情報提供を行う。</p>	・本市の組織改正を反映するため。(修正)
12	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第4節 海上災害対策計画	34	<p>第3 応急対策計画 6 油等漂着物の回収及び処理活動【環境局】 (1) 活動体制 ア 総務局<b>危機管理部</b>は、被害状況に応じて、庁内・区並びに関係各機関の協力を得て、漂着物の回収及び処理活動要員の体制を整えとともに、備蓄資機材を適正に配備する。 イ 都市部公園緑地班(都市局公園緑地部)は、美浜公園緑地事務所の備蓄分を含め、漂着物の回収に必要な資機材に不足が生じた場合は、活動に要する資機材の調達について速やかに総務局<b>危機管理部</b>と協議する。</p> <p>7 広報活動【総務局<b>危機管理部</b>】 (1) 総務局<b>危機管理部</b>は、事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV等による広報活動を行う。</p>	<p>第3 応急対策計画 6 油等漂着物の回収及び処理活動【環境局】 (1) 活動体制 ア 総務局<b>危機管理部門</b>は、被害状況に応じて、庁内・区並びに関係各機関の協力を得て、漂着物の回収及び処理活動要員の体制を整えとともに、備蓄資機材を適正に配備する。 イ 都市部公園緑地班(都市局公園緑地部)は、美浜公園緑地事務所の備蓄分を含め、漂着物の回収に必要な資機材に不足が生じた場合は、活動に要する資機材の調達について速やかに総務局<b>危機管理部門</b>と協議する。</p> <p>7 広報活動【総務局(<b>危機管理部門</b>)】 (1) 総務局<b>危機管理部門</b>は、事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV等による広報活動を行う。</p>	・本市の組織改正を反映するため。(修正)

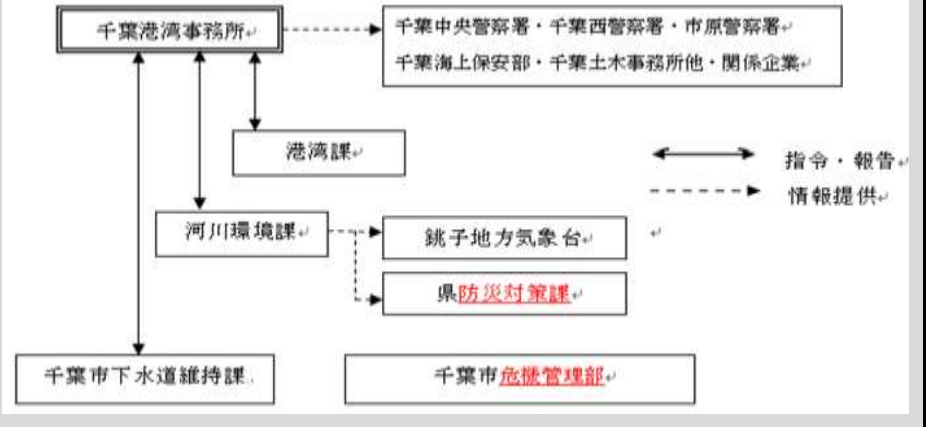
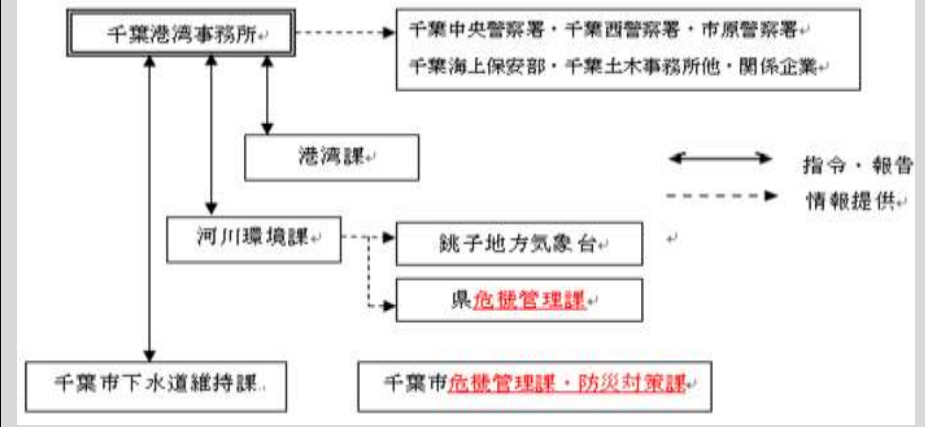
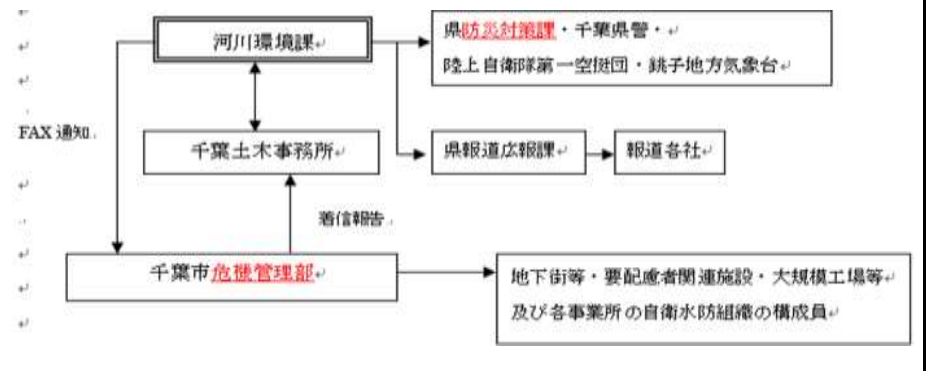
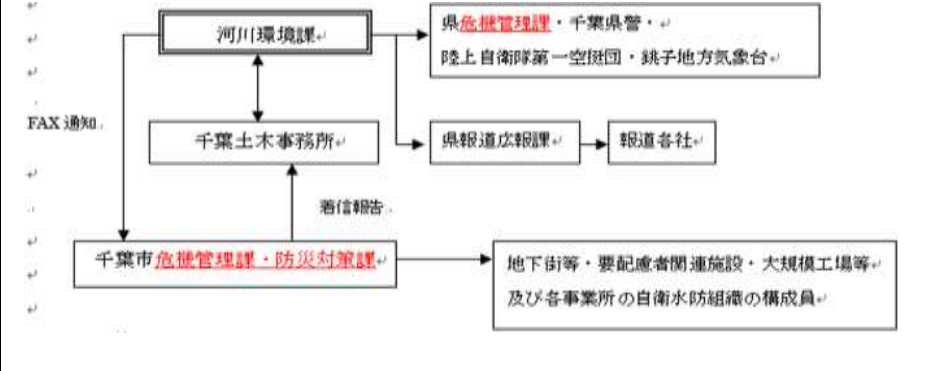
No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
13	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第5節 航空機災害対策計画	36	第5節 航空機災害対策計画 第1 基本的な考え方【総務局 <b>危機管理部</b> 】 第2 予防計画 1 情報収集・伝達体制等の整備【総務局 <b>危機管理部</b> 、消防局】	第5節 航空機災害対策計画 第1 基本的な考え方【総務局 <b>危機管理部門</b> 】 第2 予防計画 1 情報収集・伝達体制等の整備【総務局 <b>危機管理部門</b> 、消防局】	・本市の組織改正を反映するため。(修正)
14	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第5節 航空機災害対策計画	37	第5節 航空機災害対策計画 第3 応急対策計画 1 情報収集・伝達体制【総務局 <b>危機管理部</b> 、消防局、千葉県警察東京航空局成田空港事務所、成田国際空港㈱、航空運送事業者】 (1)成田国際空港区域内の場合  (2)成田国際空港区域周辺の場合 	第5節 航空機災害対策計画 第3 応急対策計画 1 情報収集・伝達体制【総務局 <b>危機管理部門</b> 、消防局、千葉県警察東京航空局成田空港事務所、成田国際空港㈱、航空運送事業者】 (1)成田国際空港区域内の場合  (2)成田国際空港区域周辺の場合 	・本市の組織改正を反映するため。(修正、削除)
15	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第5節 航空機災害対策計画	38	第5節 航空機災害対策計画 第3 応急対策計画 1 情報収集・伝達体制 (3)発生地点が明確な場合 	第5節 航空機災害対策計画 第3 応急対策計画 1 情報収集・伝達体制 (3)発生地点が明確な場合 	・本市の組織改正を反映するため。(削除)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由						
16	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第6節 鉄軌道災害対策計画	40	第6節 鉄軌道災害対策計画 第2 予防計画 1 事業者による予防計画【JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】 第3 応急対策計画 1 情報収集・伝達体制等【総務局(危機管理部)、都市局、各区、消防局、警察署、JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】	第6節 鉄軌道災害対策計画 第2 予防計画 1 事業者による予防計画【JR東日本(株)(追記)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】 第3 応急対策計画 1 情報収集・伝達体制等【総務局(危機管理部門)、都市局、各区、消防局、警察署、JR東日本(株)(追記)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記) ・本市の組織改正を反映するため。(修正)						
17	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第6節 鉄軌道災害対策計画	41	第6節 鉄軌道災害対策計画 第2 予防計画 2 消防活動【消防局、JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】 3 救急・救助活動【消防局、JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)、警察レスキュー】	第6節 鉄軌道災害対策計画 第2 予防計画 2 消防活動【消防局、JR東日本(株)(追記)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】 3 救急・救助活動【消防局、JR東日本(株)(追記)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)、警察レスキュー】	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記) ・本市の組織改正を反映するため。(修正)						
18	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第6節 鉄軌道災害対策計画	43	第6節 鉄軌道災害対策計画 第2 予防計画 5 事業者の応急・復旧対策【JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】	第6節 鉄軌道災害対策計画 第2 予防計画 5 事業者の応急・復旧対策【JR東日本(株)(追記)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、京葉臨海鉄道(株)】	・千葉県地域防災計画の修正を反映するため。(追記)						
19	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第7節 道路災害対策計画	47	第7節 道路災害対策計画 第1 基本的な考え方【総務局(危機管理部)】 第2 予防計画 1 危険箇所の把握・改修【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所(削除)】	第7節 道路災害対策計画 第1 基本的な考え方【総務局(危機管理部門)】 第2 予防計画 1 危険箇所の把握・改修【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】	・本市の組織改正を反映するため。(修正) ・「千葉県道路公社」部分の削除(削除)						
20	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第7節 道路災害対策計画	48	第7節 道路災害対策計画 第2 予防計画 2 資機材の整備【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所(削除)】 第3 応急対策計画 1 情報の収集・伝達【総務局(危機管理部)、建設局、各区、消防局、千葉土木事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、県警察本部及び警察署、千葉運輸支局、千葉県トラック協会、千葉県バス協会、(削除)千葉国道事務所】 2 応急活動【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所(削除)】	第7節 道路災害対策計画 第2 予防計画 2 資機材の整備【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】 第3 応急対策計画 1 情報の収集・伝達【総務局(危機管理部門)、建設局、各区、消防局、千葉土木事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、県警察本部及び警察署、千葉運輸支局、千葉県トラック協会、千葉県バス協会、千葉県道路公社、千葉国道事務所】 2 応急活動【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県道路公社】	・市内区域に千葉県道路公社が管理する道路がないため。(削除) ・本市の組織改正を反映するため。(修正)						
21	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第7節 道路災害対策計画	49	第7節 道路災害対策計画 第2 予防計画 2 応急活動 (2)応急活動 各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="786 1680 1439 1858"> <tr> <td>応急活動</td> <td>市</td> <td>とともに、他の道路施設の点検を実施する。☺ 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するための必要な措置を執る。☺ 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。☺ また、災害救助法の適用を決定するほか、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。☺</td> </tr> </table>	応急活動	市	とともに、他の道路施設の点検を実施する。☺ 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するための必要な措置を執る。☺ 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。☺ また、災害救助法の適用を決定するほか、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。☺	第7節 道路災害対策計画 第2 予防計画 2 応急活動 (2)応急活動 各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1484 1680 2136 1858"> <tr> <td>応急活動</td> <td>市</td> <td>とともに、他の道路施設の点検を実施する。☺ 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するための必要な措置を執る。☺ 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。☺ また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。☺</td> </tr> </table>	応急活動	市	とともに、他の道路施設の点検を実施する。☺ 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するための必要な措置を執る。☺ 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。☺ また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。☺	・救助実施市に指定されたため。(修正)
応急活動	市	とともに、他の道路施設の点検を実施する。☺ 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するための必要な措置を執る。☺ 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。☺ また、災害救助法の適用を決定するほか、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。☺											
応急活動	市	とともに、他の道路施設の点検を実施する。☺ 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するための必要な措置を執る。☺ 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。☺ また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。☺											

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
22	災害応急対策編	第3章 大規模事故災害対策計画	第7節 道路災害対策計画	50	第7節 道路災害対策計画 第3 応急対策計画 5 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 (5)広報 市及び関係機関は、(略) ※危険物等:消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」(削除)、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。	第7節 道路災害対策計画 第3 応急対策計画 5 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 (5)広報 市及び関係機関は、(略) ※危険物等:消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「 <b>特定劇物</b> 」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。	・所要の修正(削除)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																																																						
1	水防計画	第1章 総則	—	5	<p>5 安全配慮 (略) ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するために、団員を随時交代させる。 ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。 ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。 ・指揮者は団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を団員等へ周知し、共有しなければならない。 ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。 ・津波浸水想定区域内になる団は、気象庁が発表する津波警報等の情報入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。</p>	<p>5 安全配慮 (略) (追記)</p>	・千葉県水防計画の修正を反映するため。(追記)																																																																						
2	水防計画	第3章 重要水防箇所	—	6	<p>第3章 重要水防箇所 1 千葉県管理河川における重要水防箇所 (1) 千葉県管理河川・海岸重要水防区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務所名</th> <th rowspan="2">河川・海岸名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">重要水防区域 箇所地名</th> <th colspan="3">延長(m)</th> <th rowspan="2">重要なる理由</th> <th rowspan="2">想定される水防工法又は対策</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> <th>海岸</th> <th>右岸</th> <th>左岸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉土木事務所</td> <td>二級 都川</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>千葉市若葉区 大草町</td> <td>—</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>(A1)</td> <td>積み土のう工</td> </tr> <tr> <td>千葉土木事務所</td> <td>二級 村田川</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>千葉市緑区 城宮町</td> <td>—</td> <td>200</td> <td>—</td> <td>(A2)</td> <td>積み土のう工</td> </tr> <tr> <td>千葉土木事務所</td> <td>二級 村田川</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>千葉市緑区 大権町</td> <td>—</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>(A2)</td> <td>積み土のう工</td> </tr> </tbody> </table>	事務所名	河川・海岸名	重要度		重要水防区域 箇所地名	延長(m)			重要なる理由	想定される水防工法又は対策	種別	階級	海岸	右岸	左岸	千葉土木事務所	二級 都川	堤防高	A	千葉市若葉区 大草町	—	250	250	(A1)	積み土のう工	千葉土木事務所	二級 村田川	堤防高	A	千葉市緑区 城宮町	—	200	—	(A2)	積み土のう工	千葉土木事務所	二級 村田川	堤防高	A	千葉市緑区 大権町	—	200	200	(A2)	積み土のう工	<p>第3章 重要水防箇所 1 千葉県管理河川における重要水防箇所 (1) 千葉県管理河川・海岸重要水防区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務所名</th> <th rowspan="2">河川・海岸名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">重要水防区域 箇所地名</th> <th colspan="3">延長(m)</th> <th rowspan="2">重要なる理由</th> <th rowspan="2">想定される水防工法又は対策</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> <th>海岸</th> <th>右岸</th> <th>左岸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉土木事務所</td> <td>二級 都川</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>千葉市若葉区 大草町</td> <td>—</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>(A1)</td> <td>積み土のう工</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p>	事務所名	河川・海岸名	重要度		重要水防区域 箇所地名	延長(m)			重要なる理由	想定される水防工法又は対策	種別	階級	海岸	右岸	左岸	千葉土木事務所	二級 都川	堤防高	A	千葉市若葉区 大草町	—	250	250	(A1)	積み土のう工	・千葉県水防計画の修正を反映するため。(追記)
事務所名	河川・海岸名	重要度		重要水防区域 箇所地名	延長(m)			重要なる理由	想定される水防工法又は対策																																																																				
		種別	階級		海岸	右岸	左岸																																																																						
千葉土木事務所	二級 都川	堤防高	A	千葉市若葉区 大草町	—	250	250	(A1)	積み土のう工																																																																				
千葉土木事務所	二級 村田川	堤防高	A	千葉市緑区 城宮町	—	200	—	(A2)	積み土のう工																																																																				
千葉土木事務所	二級 村田川	堤防高	A	千葉市緑区 大権町	—	200	200	(A2)	積み土のう工																																																																				
事務所名	河川・海岸名	重要度		重要水防区域 箇所地名	延長(m)			重要なる理由	想定される水防工法又は対策																																																																				
		種別	階級		海岸	右岸	左岸																																																																						
千葉土木事務所	二級 都川	堤防高	A	千葉市若葉区 大草町	—	250	250	(A1)	積み土のう工																																																																				
3	水防計画	第4章 警報、水位情報及び避難対策	—	7	<p>第4章 警報、水位情報及び避難対策 1 千葉県知事が行う水防警報 (1)水防警報区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名・海岸名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">零点高(m)</th> <th rowspan="2">水位基準</th> <th colspan="2">水防警報区域</th> <th rowspan="2">発表者</th> <th rowspan="2">伝達者</th> <th rowspan="2">受報者</th> </tr> <tr> <th>自</th> <th>至</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※1. 千葉港海岸 (千葉地区)</td> <td>千葉港</td> <td>千葉市</td> <td>A±0</td> <td>水防団待機水位 2.10m 注意水位 2.50m 計画越水位 5.00m</td> <td>自 千葉市 港濱所管 (千葉北部 中野、南野地 区)</td> <td>至 千葉市</td> <td>※2. 千葉県港濱事務所長</td> <td>千葉県港濱事務所長</td> <td>千葉県市長 他</td> </tr> </tbody> </table>	河川名・海岸名	観測所名	所在地	零点高(m)	水位基準	水防警報区域		発表者	伝達者	受報者	自	至	※1. 千葉港海岸 (千葉地区)	千葉港	千葉市	A±0	水防団待機水位 2.10m 注意水位 2.50m 計画越水位 5.00m	自 千葉市 港濱所管 (千葉北部 中野、南野地 区)	至 千葉市	※2. 千葉県港濱事務所長	千葉県港濱事務所長	千葉県市長 他	<p>第4章 警報、水位情報及び避難対策 1 千葉県知事が行う水防警報 (1)水防警報区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名・海岸名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">零点高(m)</th> <th rowspan="2">水位基準</th> <th colspan="2">水防警報区域</th> <th rowspan="2">発表者</th> <th rowspan="2">伝達者</th> <th rowspan="2">受報者</th> </tr> <tr> <th>自</th> <th>至</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※1. 千葉港海岸 (千葉地区)</td> <td>千葉港</td> <td>千葉市</td> <td>A±0</td> <td>水防団待機水位 2.10m 注意水位 2.50m 計画越水位 5.00m</td> <td>自 千葉市 港濱所管 (千葉北部 中野、南野地 区)</td> <td>至 千葉市</td> <td>※2. 千葉県港濱事務所長</td> <td>千葉県港濱事務所長</td> <td>千葉県市長 他</td> </tr> </tbody> </table>	河川名・海岸名	観測所名	所在地	零点高(m)	水位基準	水防警報区域		発表者	伝達者	受報者	自	至	※1. 千葉港海岸 (千葉地区)	千葉港	千葉市	A±0	水防団待機水位 2.10m 注意水位 2.50m 計画越水位 5.00m	自 千葉市 港濱所管 (千葉北部 中野、南野地 区)	至 千葉市	※2. 千葉県港濱事務所長	千葉県港濱事務所長	千葉県市長 他	・所要の修正(修正)																										
河川名・海岸名	観測所名	所在地	零点高(m)	水位基準	水防警報区域						発表者	伝達者				受報者																																																													
					自	至																																																																							
※1. 千葉港海岸 (千葉地区)	千葉港	千葉市	A±0	水防団待機水位 2.10m 注意水位 2.50m 計画越水位 5.00m	自 千葉市 港濱所管 (千葉北部 中野、南野地 区)	至 千葉市	※2. 千葉県港濱事務所長	千葉県港濱事務所長	千葉県市長 他																																																																				
河川名・海岸名	観測所名	所在地	零点高(m)	水位基準	水防警報区域		発表者	伝達者	受報者																																																																				
					自	至																																																																							
※1. 千葉港海岸 (千葉地区)	千葉港	千葉市	A±0	水防団待機水位 2.10m 注意水位 2.50m 計画越水位 5.00m	自 千葉市 港濱所管 (千葉北部 中野、南野地 区)	至 千葉市	※2. 千葉県港濱事務所長	千葉県港濱事務所長	千葉県市長 他																																																																				
4	水防計画	第4章 警報、水位情報及び避難対策	—	9	<p>第4章 警報、水位情報及び避難対策 4 洪水対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水位観測情報等</th> <th>千葉市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     &lt;警戒レベル4&gt;                      ○氾濫危険水位到達                      都川(矢作 5.22m)                      村田川(草刈 4.20m、押沼橋 3.20m)                      ○破堤につながる様な漏水等の発見                      ○越水・溢水のおそれがある場合                 </td> <td>                     【災害対策本部】                      ・災害対策本部設置                      ・警戒レベル4(避難指示)の発令                      ・電子メール、マスコミ等                 </td> </tr> </tbody> </table>	水位観測情報等	千葉市	<警戒レベル4> ○氾濫危険水位到達 都川(矢作 5.22m) 村田川(草刈 4.20m、押沼橋 3.20m) ○破堤につながる様な漏水等の発見 ○越水・溢水のおそれがある場合	【災害対策本部】 ・災害対策本部設置 ・警戒レベル4(避難指示)の発令 ・電子メール、マスコミ等	<p>第4章 警報、水位情報及び避難対策 4 洪水対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水位観測情報等</th> <th>千葉市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     &lt;警戒レベル4&gt;                      ○氾濫危険水位到達                      都川(矢作 5.52m)                      村田川(草刈 5.40m、押沼橋 4.70m)                      ○破堤につながる様な漏水等の発見                      ○越水・溢水のおそれがある場合                 </td> <td>                     【災害対策本部】                      ・災害対策本部設置                      ・警戒レベル4(避難指示)の発令                      ・電子メール、マスコミ等                 </td> </tr> </tbody> </table>	水位観測情報等	千葉市	<警戒レベル4> ○氾濫危険水位到達 都川(矢作 5.52m) 村田川(草刈 5.40m、押沼橋 4.70m) ○破堤につながる様な漏水等の発見 ○越水・溢水のおそれがある場合	【災害対策本部】 ・災害対策本部設置 ・警戒レベル4(避難指示)の発令 ・電子メール、マスコミ等	・千葉県水防計画の修正を反映するため。(修正)																																																														
水位観測情報等	千葉市																																																																												
<警戒レベル4> ○氾濫危険水位到達 都川(矢作 5.22m) 村田川(草刈 4.20m、押沼橋 3.20m) ○破堤につながる様な漏水等の発見 ○越水・溢水のおそれがある場合	【災害対策本部】 ・災害対策本部設置 ・警戒レベル4(避難指示)の発令 ・電子メール、マスコミ等																																																																												
水位観測情報等	千葉市																																																																												
<警戒レベル4> ○氾濫危険水位到達 都川(矢作 5.52m) 村田川(草刈 5.40m、押沼橋 4.70m) ○破堤につながる様な漏水等の発見 ○越水・溢水のおそれがある場合	【災害対策本部】 ・災害対策本部設置 ・警戒レベル4(避難指示)の発令 ・電子メール、マスコミ等																																																																												
5	水防計画	第4章 警報、水位情報及び避難対策	—	10	<p>第4章 警報、水位情報及び避難対策 5 水防・高潮対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>潮位観測情報等</th> <th>千葉市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     &lt;千葉港海岸、                      □□□千葉地区&gt;                      3. ○潮位が4.0m(A.P)を超えると予想される場合                      &lt;計画越水位、                      5.0m(A.P)&gt;                 </td> <td>                     1 □避難指示の発令(メール、無線)                      2 □パトロール強化                      3 □水門、陸門、排水機場等の操作                      4 □避難所開設                 </td> </tr> </tbody> </table>	潮位観測情報等	千葉市	<千葉港海岸、 □□□千葉地区> 3. ○潮位が4.0m(A.P)を超えると予想される場合 <計画越水位、 5.0m(A.P)>	1 □避難指示の発令(メール、無線) 2 □パトロール強化 3 □水門、陸門、排水機場等の操作 4 □避難所開設	<p>第4章 警報、水位情報及び避難対策 5 水防・高潮対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>潮位観測情報等</th> <th>千葉市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     &lt;千葉港海岸、                      □□□千葉地区&gt;                      3. ○潮位が4.0m(A.P)を超えると予想される場合                      &lt;計画越水位、                      5.0m(A.P)&gt;                 </td> <td>                     1 □避難指示の発令(メール、無線)                      2 □パトロール強化                      3 □水門、陸門、排水機場等の操作                      4 □避難所開設                 </td> </tr> </tbody> </table>	潮位観測情報等	千葉市	<千葉港海岸、 □□□千葉地区> 3. ○潮位が4.0m(A.P)を超えると予想される場合 <計画越水位、 5.0m(A.P)>	1 □避難指示の発令(メール、無線) 2 □パトロール強化 3 □水門、陸門、排水機場等の操作 4 □避難所開設	・所要の修正(修正)																																																														
潮位観測情報等	千葉市																																																																												
<千葉港海岸、 □□□千葉地区> 3. ○潮位が4.0m(A.P)を超えると予想される場合 <計画越水位、 5.0m(A.P)>	1 □避難指示の発令(メール、無線) 2 □パトロール強化 3 □水門、陸門、排水機場等の操作 4 □避難所開設																																																																												
潮位観測情報等	千葉市																																																																												
<千葉港海岸、 □□□千葉地区> 3. ○潮位が4.0m(A.P)を超えると予想される場合 <計画越水位、 5.0m(A.P)>	1 □避難指示の発令(メール、無線) 2 □パトロール強化 3 □水門、陸門、排水機場等の操作 4 □避難所開設																																																																												

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由																																
6	水防計画	第5章 気象予報等の情報収集	—	11	第5章 気象予報等の情報収集 1 雨量・水位等の観測 (2)情報の収集 (略) (削除)  ウ 気象庁「キキクル」(略)	第5章 気象予報等の情報収集 1 雨量・水位等の観測 (2)情報の収集 (略) ウ 自動電話応答装置(千葉県) 自動音声再生により各管内の雨量・河川の水位情報を確認できる。 043-222-5460 エ 気象庁「キキクル」(略)	・現在の運用に合わせて修正するため。(削除、修正)																																
7	水防計画	第6章 水門等の操作	—	12	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">海岸保全施設【その1】一覧表</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th colspan="2">自動閉鎖</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸閘 (14施設)</td> <td>村田1号、村田3号、蘇我、黒砂1号、黒砂2号、黒砂3号、黒砂4号、中央1号、中央2号、中央3号、(削除)、浜野1号、浜野2号、浜野3号、浜野4号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	海岸保全施設【その1】一覧表				施設名	所在地	自動閉鎖		陸閘 (14施設)	村田1号、村田3号、蘇我、黒砂1号、黒砂2号、黒砂3号、黒砂4号、中央1号、中央2号、中央3号、(削除)、浜野1号、浜野2号、浜野3号、浜野4号			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">海岸保全施設【その1】一覧表</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th colspan="2">自動閉鎖</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸閘 (17施設)</td> <td>村田1号、村田3号、蘇我、黒砂1号、黒砂2号、黒砂3号、黒砂4号、中央1号、中央2号、中央3号、中央4号、中央4号B、中央5号、浜野1号、浜野2号、浜野3号、浜野4号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	海岸保全施設【その1】一覧表				施設名	所在地	自動閉鎖		陸閘 (17施設)	村田1号、村田3号、蘇我、黒砂1号、黒砂2号、黒砂3号、黒砂4号、中央1号、中央2号、中央3号、中央4号、中央4号B、中央5号、浜野1号、浜野2号、浜野3号、浜野4号			・現在の運用に合わせて修正するため。(削除)								
海岸保全施設【その1】一覧表																																							
施設名	所在地	自動閉鎖																																					
陸閘 (14施設)	村田1号、村田3号、蘇我、黒砂1号、黒砂2号、黒砂3号、黒砂4号、中央1号、中央2号、中央3号、(削除)、浜野1号、浜野2号、浜野3号、浜野4号																																						
海岸保全施設【その1】一覧表																																							
施設名	所在地	自動閉鎖																																					
陸閘 (17施設)	村田1号、村田3号、蘇我、黒砂1号、黒砂2号、黒砂3号、黒砂4号、中央1号、中央2号、中央3号、中央4号、中央4号B、中央5号、浜野1号、浜野2号、浜野3号、浜野4号																																						
8	水防計画	第6章 水門等の操作	—	13	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">海岸保全施設【その2】一覧表</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th colspan="2">自動閉鎖</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門 (3施設)</td> <td>中央1号水門、美浜区幸町、中央2号水門、美浜区新港、中央3号水門、中央区中央港</td> <td colspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>陸閘 (14施設)</td> <td>中央6号、中央11号、中央13号、中央14号、中央15号、中央16号、中央17号、中央18号、中央20号、中央21号、中央22号、寒川1号、寒川1号マイターゲート、村田4号、川崎地区2号-1</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	海岸保全施設【その2】一覧表				施設名	所在地	自動閉鎖		水門 (3施設)	中央1号水門、美浜区幸町、中央2号水門、美浜区新港、中央3号水門、中央区中央港	○		陸閘 (14施設)	中央6号、中央11号、中央13号、中央14号、中央15号、中央16号、中央17号、中央18号、中央20号、中央21号、中央22号、寒川1号、寒川1号マイターゲート、村田4号、川崎地区2号-1			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">海岸保全施設【その2】一覧表</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th colspan="2">自動閉鎖</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門 (3施設)</td> <td>中央1号水門、美浜区幸町、中央2号水門、美浜区新港、中央3号水門、中央区中央港</td> <td colspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>陸閘 (9施設)</td> <td>中央6号、中央11号、中央13号、中央14号、(追記)、中央16号、中央17号、中央18号、(追記)、寒川1号、寒川1号マイターゲート、(追記)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	海岸保全施設【その2】一覧表				施設名	所在地	自動閉鎖		水門 (3施設)	中央1号水門、美浜区幸町、中央2号水門、美浜区新港、中央3号水門、中央区中央港	○		陸閘 (9施設)	中央6号、中央11号、中央13号、中央14号、(追記)、中央16号、中央17号、中央18号、(追記)、寒川1号、寒川1号マイターゲート、(追記)			・現在の運用に合わせて修正するため。(追記)
海岸保全施設【その2】一覧表																																							
施設名	所在地	自動閉鎖																																					
水門 (3施設)	中央1号水門、美浜区幸町、中央2号水門、美浜区新港、中央3号水門、中央区中央港	○																																					
陸閘 (14施設)	中央6号、中央11号、中央13号、中央14号、中央15号、中央16号、中央17号、中央18号、中央20号、中央21号、中央22号、寒川1号、寒川1号マイターゲート、村田4号、川崎地区2号-1																																						
海岸保全施設【その2】一覧表																																							
施設名	所在地	自動閉鎖																																					
水門 (3施設)	中央1号水門、美浜区幸町、中央2号水門、美浜区新港、中央3号水門、中央区中央港	○																																					
陸閘 (9施設)	中央6号、中央11号、中央13号、中央14号、(追記)、中央16号、中央17号、中央18号、(追記)、寒川1号、寒川1号マイターゲート、(追記)																																						
9	水防計画	第7章 通信連絡	—	15	第7章 通信連絡 2 水防警報の受領・伝達 千葉県知事により発表された水防警報の受領及び伝達は、総務局危機管理部が担当する。 総務局危機管理部は、警報を受領した場合、速やかに市長、副市長、危機管理監、建設局長、消防局長及び教育長(削除)に報告するとともに、関係各課長及び区長に伝達する。	第7章 通信連絡 2 水防警報の受領・伝達 千葉県知事により発表された水防警報の受領及び伝達は、総務局危機管理監(危機管理課・防災対策課)が担当する。 総務局危機管理監(危機管理課・防災対策課)は、警報を受領した場合、速やかに市長、副市長、建設局長、消防局長、教育長及び総務局長に報告するとともに、関係各課長及び区長に伝達する。	・本市の組織改正を反映するため。(修正)																																
10	水防計画	第7章 通信連絡	—	15	第7章 通信連絡 2 水防警報の受領・伝達 (1)都川水防警報区域における水防警報の伝達系統 ・観測所 矢作 ・水位基準 氾濫危険水位 5.22m 氾濫注意水位 4.10m 水防団待機水位 2.80m	第7章 通信連絡 2 水防警報の受領・伝達 (1)都川水防警報区域における水防警報の伝達系統 ・観測所 矢作 ・水位基準 氾濫危険水位 5.52m 氾濫注意水位 4.10m 水防団待機水位 2.80m	千葉県水防計画の修正を反映するため。(修正)																																
11	水防計画	第7章 通信連絡	—	16	第7章 通信連絡 2 水防警報の受領・伝達 (1)都川水防警報区域における水防警報の伝達系統 	第7章 通信連絡 2 水防警報の受領・伝達 (1)都川水防警報区域における水防警報の伝達系統 	・千葉県の組織改正を反映するため。(修正)																																

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
12	水防計画	第7章 通信連絡	—	16	第7章 通信連絡 2 水防警報の受領・伝達 (2)千葉港海岸水防警報区域における水防警報等の伝達系統 ・観測所 千葉港 ・水位基準 計画潮高位 5.00m (略)	第7章 通信連絡 2 水防警報の受領・伝達 (2)千葉港海岸水防警報区域における水防警報等の伝達系統 ・観測所 千葉港 ・水位基準 氾濫危険水位 5.00m (略)	・所要の修正(修正)
13	水防計画	第7章 通信連絡	—	16	第7章 通信連絡 2 水防警報の受領・伝達 (2)千葉港海岸水防警報区域における水防警報等の伝達系統 	第7章 通信連絡 2 水防警報の受領・伝達 (2)千葉港海岸水防警報区域における水防警報等の伝達系統 	・千葉県の組織改正を反映するため。(修正) ・本市の組織改正を反映するため。(修正)
14	水防計画	第7章 通信連絡	—	16	第7章 通信連絡 3 避難判断水位到達情報の伝達系統 	第7章 通信連絡 3 避難判断水位到達情報の伝達系統 	・千葉県の組織改正を反映するため。(修正) ・本市の組織改正を反映するため。(修正)
15	水防計画	第7章 通信連絡	—	17	第7章 通信連絡 4 その他 その他観測所における水位等の情報が、千葉県から危機管理部、宿日直、中央・美浜土木事務所及び下水道維持課携帯電話にメールで送信される。 (略) (2)水位観測情報 ○設置場所 都川(矢作・大草)、葭川(栄町) ○情報 水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位等	第7章 通信連絡 4 その他 その他観測所における水位等の情報が、千葉県から危機管理課、防災対策課、宿日直、中央・美浜土木事務所及び下水道維持課携帯電話にメールで送信される。 (略) (2)水位観測情報 ○設置場所 都川(矢作・大草)、葭川(栄町) ○情報 氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位	・本市の組織改正を反映するため。(修正) ・現在の運用に合わせて修正するため。(修正)

No.	計画	章	節	頁(修正案)	新	旧	修正理由
16	水防計画	第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	—	19	<p>第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p> <p>1 浸水想定区域について</p> <p>(1)洪水浸水想定区域</p> <p>国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村に通知するものとする。</p> <p>現在、本市に係る浸水想定区域図は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都川水系都川洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (令和元年12月公表:千葉県土整備部河川環境課)</li> <li>・南白亀川水系南白亀川洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (令和元年12月公表:千葉県土整備部河川環境課)</li> <li>・村田川水系村田川洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (令和2年3月公表:千葉県土整備部河川環境課)</li> <li>・利根川水系高崎川洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (令和2年5月公表:千葉県土整備部河川環境課)</li> <li>・利根川水系印旛放水路(大和田排水機場～東京湾区間)及び勝田川洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (令和4年3月公表:千葉県土整備部河川環境課)</li> <li>・菊田川水系菊田川及び支川菊田川洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (令和4年3月公表:千葉県土整備部河川環境課)</li> <li>・浜田川水系浜田川洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (令和4年3月公表:千葉県土整備部河川環境課)</li> <li>・浜野川水系浜野川洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (令和4年3月公表:千葉県土整備部河川環境課)</li> <li>・生実川水系生実川洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (令和4年3月公表:千葉県土整備部河川環境課)</li> </ul>	<p>第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p> <p>1 浸水想定区域について</p> <p>→浸水の情報及び避難に関する情報を掲載した「都川水系・村田川浸水想定図」を作成し、市民等に周知を図っている。 (追記)</p>	<p>・現在の運用に合わせて修正するため。(削除、追記)</p>
17	水防計画	第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	—	20	<p>第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p> <p>1 浸水想定区域について</p> <p>(2)高潮浸水想定区域</p> <p>都道府県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を水防法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村に通知する者とする。</p> <p>現在、本市に係る浸水想定区域図は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京湾沿岸[千葉県区間]高潮浸水想定区域図 (令和4年6月公表:千葉県土整備部河川環境課)</li> </ul>	<p>第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p> <p>1 浸水想定区域について (追記)</p>	<p>・現在の運用に合わせて修正するため。(追記)</p>